

平成30年度
包括外部監査結果報告書

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であつて、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

千葉県包括外部監査人
弁護士 石川英夫

目 次

第1部	包括外部監査の概要	1
第1	外部監査の種類	1
第2	包括外部監査人及び補助者	1
第3	監査の対象年度	1
第4	監査の実施期間	1
第5	監査の対象とする事件	1
1	事件名	1
2	選定理由	1
3	監査の対象とする契約及びこれを所管する部課等	2
4	簿冊閲覧対象契約の抽出・分類	2
第6	監査の進行	7
1	契約事務の概要調査	7
2	法令等の確認・調査	7
3	簿冊の閲覧	7
4	契約事務についての質疑応答	8
第2部	総論	9
第1章	自治体が締結する契約	9
第1	契約の意味	9
第2	契約の分類	9
第3	契約が果たす社会的機能	9
第4	契約自由の原則	10
第5	自治体と契約	11
第2章	自治体の契約事務に係る法令	12
第1節	地方自治法（自治法）	12
第1款	契約の締結	12
第1	契約の相手方選択方法	12
第2	契約の相手方選択方法の原則	12
第3	予定価格を作成する意義	12
第4	入札参加資格等	13
第5	入札保証金	13
第6	契約の確定	13
第2款	契約の履行の確保	14
第1	契約保証金	14
第2	履行の監督及び確認	14

第3款	長期継続契約	14
第4款	物品	15
第2節	地方自治法施行令（自治令）	15
第1款	契約締結方法の選択	15
第1	原則と例外	15
第2	指名競争入札の選択要件	15
第3	随意契約の選択要件	16
第4	総合評価（一般・指名）競争入札の選択要件	16
第5	せり売りの選択要件	17
第2款	契約締結事務	17
第1	一般競争入札の手續	17
第2	指名競争入札の手續	19
第3	随意契約の手續	20
第4	総合評価一般競争入札の手續	20
第5	総合評価指名競争入札の手續	21
第6	せり売りの手續	21
第3款	契約の履行確保の手續	21
第1	契約保証金	21
第2	履行の監督及び検査	21
第4款	特別な契約等	22
第1	長期継続契約	22
第2	物品の契約	22
第3節	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	22
	（公共工事適正化法）	
第1款	総則	22
第1	制定の目的	22
第2	定義	22
第3	適正化推進の基本となる事項	23
第2款	情報の公表	23
第1	発注見通しの公表	23
第2	契約に関する情報の公表	23
第3	その他の事項の公表	23
第3款	入札者又は受注者に課す義務	23
第1	自治体の責務	23
第2	内訳書の提出	24
第3	一括下請負の禁止	24

第4	施工体制台帳・施工体系図	24
第4節	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（施行令）	24
第1款	発注見通しの公表	24
第2款	公表事項	25
第1	施行令7条1項	25
第2	施行令7条2項	25
第3	施行令7条3項から6項	26
第5節	公共工事の品質確保の促進に関する法律	26
第1款	基本理念	26
第1	制定の目的	26
第2	公共工事の定義	27
第3	基本理念に基づく施策	27
第2款	自治体に課す責務	27
第1	公共工事品質確保のための施策策定責務	27
第2	公共工事契約事務についての義務	28
第3	受注者の責務を履行させる責務	29
第3款	多様な入札及び契約の方法	29
第1	競争参加者の技術的能力の審査	29
第2	多様な入札及び契約の方法	29
第4款	公共工事品質確保法における契約事務の公表義務	31
第6節	建設業法	32
第1款	制定の目的	32
第2款	制定内容	32
第7節	その他の法律	32
第1	建設工事に関する法律	32
第2	物品・委託に関する法令	32
第3章	県の契約事務に係る規則・要綱等	32
第1節	千葉県財務規則	33
第1	契約書	33
第2	契約保証金	33
第3	検査の実施	34
第4	検査受託者の検査報告書	34
第5	代価の支払	34
第6	入札保証金	34
第7	公告	35
第8	予定価格	35

第9	指名競争入札における指名の人数等	35
第10	指名競争入札につき一般競争入札の規定準用	36
第11	随意契約によることができる額	36
第12	相手方	36
第13	見積合わせ	36
第14	随意契約につき一般競争入札の規定準用等	37
第2節	要綱等	38
第4章	県の契約事務の概要	38
第1節	県が締結する契約の概要	38
第1	契約件数	38
第2	契約金額(年度平均)	38
第2節	契約事務の分掌	38
第1	事務分掌の方法	38
第2	県土整備部の分掌事務	39
第3	総務部の分掌事務	39
第4	契約事務の分掌	39
第3節	契約事務の管理方法	39
第1	管理上の分類としての区分	39
第2	規則、要綱等	40
第4節	契約事務の運用	40
第1款	工事・測量—総合評価競争入札	40
第1	取組の始まり	40
第2	制度の概要	40
第3	情報の公表	42
第2款	随意契約	42
第1	随意契約適正化の取組	42
第2	情報の公表	43
第3	検査及び指導の強化	43
第4	契約に関する統計調査	43
第3款	要綱等の改定	44
第5章	包括外部監査の視点	44
第1節	基本的視点	44
第1	法令の遵守	44
第2	住民の福祉の増進及び効率性等	45
第2節	法令に基づく視点	45
第1款	契約締結方法	45

第1	指名競争入札の選択	45
第2	随意契約の選択	45
第3	総合評価競争入札の選択	46
第2款	一般競争入札の手續	46
第1	予定価格	46
第2	入札参加資格	47
第3	入札保証金	47
第3款	指名競争入札の手續	48
第1	入札者の指名	48
第2	その他	48
第4款	随意契約の手續	48
第1	予定価格の設定	48
第2	見積合わせ	49
第3	相手方	49
第5款	総合評価競争入札	50
第1	落札者決定基準	50
第2	学識経験者の意見徴取	50
第6款	公共工事適正化法・施行令	51
第1	情報の公表	51
第2	入札者及び受注者に課された義務を履行させる責務	51
第3	施工体制の適正化	51
第7款	公共工事品質確保法	52
第1	不正行為の排除	52
第2	多様な入札及び契約の方法等	53
第3	公共工事契約締結事務	53
第4	契約事務の公表	54
第8款	契約書の作成手續	54
第1	契約書の書式	54
第2	契約書の記載事項	54
第9款	契約の履行確保	55
第1	契約保証金	55
第2	履行の監督及び確認	56
第3節	住民の福祉の増進等からの視点	57
第1	住民の福祉の増進	57
第2	効率性	57
第3	有効性	57

第4	経済性	58
第5	組織の合理化等	59
第6章	指摘・意見	59
第1節	指摘と意見の区別	59
第2節	契約の分類	60
第1	契約の種類	60
第2	契約方法	60
第3節	指摘及び意見の概要	61
第1	契約方法の選択	61
1	指名競争	61
2	随意契約	61
3	総合評価競争入札	61
第2	入札者の人数と入札参加資格	62
第3	予定価格	63
第4	入札保証金	63
第5	随意契約における見積合わせの省略	64
第6	契約書	64
第7	契約保証金	65
第8	履行の監督及び確認	65
第9	住民の福祉の増進等	66
第4節	指摘及び意見を踏まえての提言	67
第1	規則及び要綱等の改定及び全体的整理	67
第2	報告書の作成と組織の在り方	67
第3	公共工事の在り方	67
第3部	各論	69
第1編	建設工事	69
第1章	一般競争入札	69
第1節	平成29年度幕張メッセ施設整備機械設備工事 （トイレリニューアル他）	69
第2節	社会資本総合交付金工事 （仮称土屋橋本線P6・BランプP3・CランプP4橋脚）	81
第3節	海岸基盤整備（復興）工事（目那川樋管ゲート製作据付工）	86
第4節	県単運動公園周辺地区整備工事（2号調整池排水設備）	91
第5節	社会資本整備総合交付金工事（坂本・工事用進入路工）	97
第6節	公共運動公園周辺地区整備工事（46-1街区外粗造成）	101
第2章	指名競争入札	104

第7節	中庁舎第2電気室空調設備更新工事	104
第8節	(仮称)旧ちばキャリアアップセンター 大規模改修工事に係る家屋事前調査業務委託	108
第9節	県単都市河川管理工事(逆井浄化施設設備補修工)	111
第10節	海岸基盤整備(復興)工事(玉浦川樋管ゲート製作据付工)	115
第11節	県単金田西地区上水道配水管布設工事	119
第12節	県単河川総合開発工事(貯水池内堆積土砂掘削)	123
第13節	県単道路改良(幹線)工事(安全施設工)	126
第14節	平成29年度木地区画地確定測量業務委託	130
第15節	国府台県営住宅A工区建設工事監理業務委託 (平成29年度事業)	134
第16節	河川総合開発委託(片倉ダム長寿命化計画策定)	137
第17節	江戸川第一終末処理場設備資材価格特別調査業務委託	141
第18節	国道道路改築委託((仮称)時曾根橋橋梁詳細設計)	145
第19節	県単港湾管理委託(木更津港港湾施設定期点検)	148
第20節	県単道路改良(幹線)委託(時曾根地区工事用道路検討)	152
第21節	(仮称)佐津間県営住宅基本設計業務委託(平成29年度)	156
第3章	随意契約	159
第22節	新都市ビル西側外壁網設置工事	159
第23節	平成29年度幕張メッセ施設整備機械設備工事 (国際展示場エスカレーター改修)	163
第24節	菊間第二県営住宅15、17号棟住居改善ガス設備工事 (平成29年度)	167
第25節	江戸川幹線845工区関連附帯工事(その2)	171
第26節	県単交通安全対策工事(実叡交差点付帯工)	177
第27節	県単橋梁修繕工事(利根川大橋主桁補修)	181
第28節	平成29年度幕張メッセ施設整備建築工事実施設計	186
第29節	県単道路改良(幹線)委託(積算業務その2)	190
第30節	平成29年度一般国道126号 山武東総道路二期整備国道道路改築事業の施行に関する委託	193
第31節	防災・安全交付金及び県単道路調査合併委託 (舗装維持管理計画策定)	197
第32節	千葉県農林総合研究センター新本館建築工事監理業務	201
第33節	県単河川総合開発委託(高滝ダム堆砂対策検討業務)	204
第34節	広域河川改修(復興)委託(施工計画検討外その2)	208
第35節	県単災害関連(港湾)委託(浜金谷港被災施設設計)	211

第 36 節	県単災害関連（港湾）及び県単港湾管理合併委託 （浜金谷港被災施設測量）	214
第 2 編	物品・委託	218
第 1 章	一般競争入札	218
第 37 節	公舎受付等管理業務委託	218
第 38 節	千葉県職員録	227
第 39 節	小型四輪貨物自動車 1500cc（総務課分）	230
第 40 節	軽油見本品購入分析業務委託	236
第 41 節	軽油引取税申告書データ処理業務委託	241
第 42 節	税トータルシステムクライアント機器等賃貸借	245
第 43 節	メール便配達業務	248
第 44 節	再生 P P C 用紙（本庁分）	253
第 45 節	グラウンド用白線	257
第 46 節	高速モノクロ複合機の賃貸借（平成 29 年度出先）	262
第 47 節	知事公舎等植栽管理業務委託	265
第 48 節	本庁舎外エレベータ保守点検業務委託	268
第 49 節	千葉県庁本庁舎外産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託	272
第 50 節	OAいす（管財課）	276
第 51 節	平成 30 年度自動車税納税通知書等作成及び封入封かん業務	279
第 52 節	多目的ホール A V 機器保守点検業務委託	282
第 53 節	千葉県印旛合同庁舎で使用する電力	289
第 54 節	千葉県香取合同庁舎総合管理業務委託	293
第 2 章	指名競争入札	298
第 55 節	千葉県海匝合同庁舎清掃業務委託	298
第 3 章	随意契約	302
第 56 節	平成 30 年 2 月定例千葉県議会議案及び予算に関する説明書	302
第 57 節	税トータルシステム O C R 機器等賃貸借	306
第 58 節	軽油引取税に係る犯則調査のため採取した石油製品の分析業務 委託について	308
第 59 節	書籍（「平成 29 年度地方税法令規通知篇」及び 「平成 29 年発行地方税法総則逐条解説」）の売買契約締結について	316
第 60 節	千葉県自治体情報セキュリティクラウド運用保守業務委託	319
第 61 節	本庁舎外中央監視設備保守点検業務委託	323
第 62 節	平成 29 年度自動車燃料等（ハイオクガソリン）	326
第 63 節	ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別産業廃棄物）処理委託	331
第 64 節	生ごみ処理機制御系システム等変更業務委託	334

第 65 節	文書保管業務	3 4 0
第 66 節	平成 2 9 年度千葉県職員研修等事業業務委託	3 4 5
第 67 節	葛南地域振興事務所借り上げ	3 4 8
第 68 節	印旛合同庁舎清掃業務委託	3 5 3

第1部 包括外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法252条の37第1項の規定による監査

第2 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人及び補助者の氏名及び職業は、以下のとおりである。

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象事件について、地方自治法252条の29が規定する利害関係がない。

包括外部監査人	石川英夫（弁護士）
同補助者	鶴見泰（弁護士）
同補助者	井原真吾（弁護士）
同補助者	山口祐輔（弁護士）
同補助者	岩田康孝（弁護士）
同補助者	大平俊一（弁護士）
同補助者	鈴木智之（弁護士）
同補助者	藤井寿（弁護士・公認会計士）
同補助者	石川さやか（弁護士）
同補助者	栗田武（弁護士）

第3 監査の対象年度

平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

ただし、必要に応じて過年度に遡及及び平成30年度の一部

第4 監査の実施期間

平成30年6月28日から平成31年2月15日まで

第5 監査の対象とする事件

1 事件名

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

2 選定理由

契約は、相手方との交渉によって締結され、相手方が契約で定めた債務をその本旨に従って履行することによって初めて契約を締結する目的を達することがで

きる。それゆえ、相手方との交渉の結果、県に不利な内容の契約が締結されるおそれがある上、相手方が契約で定めた債務をその本旨に従って履行せず、契約を締結した県の目的が達成されないおそれもある。そして、県が締結する契約は、議会の議決を経て成立した予算に基づきその執行として行われ、予定価格が5億円を超える工事又は製造の請負や2万㎡以上の土地の売買であってその金額が1億5000万円以上である場合等を除き、改めて議会の承認は必要とされていない。それゆえ、県が行う契約事務につき、これが適正に行われているか、相当であるかにつき、包括外部監査の対象とする必要性は高いといえる。加えて、県が行う契約金額の合計額は、県の最新の集計である平成28年度においては、少額随意契約を除き約2265億円であり、同年度の一般会計当初予算額1兆7139億円の13.2%を占めている。ところが、県の過去の包括外部監査において、監査対象とした行政事務に含まれる特定の契約関係が監査されたことはあるが、契約全般の契約事務が監査の対象とされたことはない。

よって、上記事件名の契約事務を本年度の包括外部監査の対象とすることにした。

3 監査の対象とする契約及びこれを所管する部課等

監査の対象とする契約は、県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約である。それらの契約につき、県は、物品及び委託並びに工事及び測量に区分して、これをそれぞれ調達種目毎に分類して、ホームページで公開している。これを概観すれば、総務部の工事・測量及び物品・委託の項目に掲載されている契約並びに県土整備部の工事・測量及び物品・委託の項目に掲載されている契約は、契約相手を選定する入札方式の区分が他の所管のそれと同じであり、かつ調達種目が広範で網羅的であることから、契約をする目的、契約の法的性質及び債権債務の内容、事務手続の進行につき、他の部署が所管する契約事務と共通するところが多いと推測することができる。それゆえ、総務部及び県土整備部が所管する契約を監査の対象として、その契約の目的、契約締結準備行為、相手方選定、相手方との協議、契約書の作成、履行の監督及び不履行に対する対応等の各段階で契約事務を分析して監査すれば、県が締結する契約全体を監査したと同じ成果が得られるものと言える。

よって、総務部及び県土整備部が所管する契約を監査の対象とした。

4 簿冊閲覧対象契約の抽出・分類

県のホームページで公開されている契約のうち、総務部と県土整備部の契約につき、調達種目毎に1件、金額が最も多いもの等の基準で、県土整備部33件、

総務部 35 件、合計 68 件の契約を抽出した。

この 68 件の契約を、まず工事・測量等と物品・委託の二つに分類し、そのそれぞれにつき、契約の相手方選択方式につき、一般競争入札、指名競争入札等及び随意契約の 3 分類にし、そして、これに各論の節の番号、契約事務の名称、所管、各論の該当頁を記載して、以下の簿冊閲覧対象契約一覧表を作成した。

簿冊閲覧対象契約一覧表

工事・測量等契約一覧

節	案件名	契約方法	所管（部、課・事務所）	
第 1 節	平成 29 年度幕張メッセ施設整備機械設備工事（トイレリニューアル他）	総合評価一般競争入札	県土整備部	施設改修課
第 2 節	社会資本総合交付金工事（仮称土屋橋本線 P 6・B ランプ P 3・C ランプ P 4 橋脚）			北千葉道路建設事務所
第 3 節	海岸基盤整備（復興）工事（目那川樋管ゲート製作据付工）			海匠土木事務所
第 4 節	県単運動公園周辺地区整備工事（2 号調整池排水設備）			流山区画整理事務所
第 5 節	社会資本整備総合交付金工事（坂本・工事用進入路工）			安房土木事務所
第 6 節	公共運動公園周辺地区整備工事（4 6 - 1 街区外粗造成）			一般競争入札（事後審査）
第 7 節	中庁舎第 2 電気室空調設備更新工事	指名競争入札	総務部	管財課
第 8 節	（仮称）旧ちばキャリアアップセンター大規模改修工事に係る家屋事前調査業務委託			資産経営課
第 9 節	県単都市河川管理工事（逆井浄化施設設備補修工）		県土整備部	柏土木事務所
第 10 節	海岸基盤整備（復興）工事（玉浦川樋管ゲート製作据付工）			海匠土木事務所
第 11 節	県単金田西地区上水道配水管布設工事			木更津区画整理事務所

第12節	県単河川総合開発工事（貯水池内堆積土砂掘削）	指名競争入札	県土整備部	高滝ダム管理事務所
第13節	県単道路改良（幹線）工事（安全施設工）			北千葉道路建設事務所
第14節	平成29年度木地区画地確定測量業務委託			流山区画整理事務所
第15節	国府台県営住宅A工区建設工事監理業務委託（平成29年度事業）			住宅課
第16節	河川総合開発委託（片倉ダム長寿命化計画策定）			亀山・片倉ダム管理事務所
第17節	江戸川第一終末処理場設備資材価格特別調査業務委託			江戸川下水道事務所
第18節	国道道路改築委託（（仮称）時曾根橋橋梁詳細設計）			海匠土木事務所
第19節	県単港湾管理委託（木更津港港湾施設定期点検）			木更津港湾事務所
第20節	県単道路改良（幹線）委託（時曾根地区工事用道路検討）			公募型指名入札
第21節	（仮称）佐津間県営住宅基本設計業務委託（平成29年度）	住宅課		
第22節	新都市ビル西側外壁網設置工事	随意契約	総務部	管財課
第23節	平成29年度幕張メッセ施設整備機械設備工事（国際展示場エスカレーター改修）		県土整備部	施設改修課
第24節	菊間第二県営住宅15、17号棟住居改善ガス設備工事（平成29年度）			住宅課
第25節	江戸川幹線845工区関連附帯工事（その2）			江戸川下水道事務所
第26節	県単交通安全対策工事（実叡交差点付帯工）			千葉土木事務所
第27節	県単橋梁修繕工事（利根川大橋主桁補修）			香取土木事務所

第28節	平成29年度幕張メッセ施設整備建築工 事実施設計	随意契約	県 土 整 備 部	施設改修課
第29節	県単道路改良（幹線）委託（積算業務その 2）			北千葉道路建 設事務所
第30節	平成29年度一般国道126号山武東総 道路二期整備国道道路改築事業の施行に 関する委託			海匠土木事務 所
第31節	防災・安全交付金及び県単道路調査合併委 託（舗装維持管理計画策定）			道路環境課
第32節	千葉県農林総合研究センター新本館建築 工事監理業務			営繕課
第33節	県単河川総合開発委託（高滝ダム堆砂対策 検討業務）			高滝ダム管理 事務所
第34節	広域河川改修（復興）委託（施工計画検討 外その2）			山武土木事務 所
第35節	県単災害関連（港湾）委託（浜金谷港被災 施設設計）			木更津港湾事 務所
第36節	県単災害関連（港湾）及び県単港湾管理合 併委託（浜金谷港被災施設測量）			

物品・委託契約一覧

節	案件名	契約方式	所管（部・課・事務 所）	
第37節	公舎受付等管理業務委託	一般競争入札	総 務 部	秘書課
第38節	千葉県職員録			総務課
第39節	小型四輪貨物自動車1500cc（総務課 分）			税務課
第40節	軽油見本品購入分析業務委託			政策法務課
第41節	軽油引取税申告書データ処理業務委託			管財課
第42節	税トータルシステムクライアント機器等 賃貸借			
第43節	メール便配達業務			
第44節	再生PPC用紙（本庁分）			
第45節	グラウンド用白線			

第46節	高速モノクロ複合機の賃貸借(平成29年度出先)	一般競争入札	総務部	管財課	
第47節	知事公舎等植栽管理業務委託				
第48節	本庁舎外エレベータ保守点検業務委託				
第49節	千葉県庁本庁舎外産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託				
第50節	OAいす(管財課)				
第51節	平成30年度自動車税納税通知書等作成及び封入封かん業務				自動車税事務所
第52節	多目的ホールAV機器保守点検業務委託				文書館
第53節	千葉県印旛合同庁舎で使用する電力				印旛地域振興事務所
第54節	千葉県香取合同庁舎総合管理業務委託	香取地域振興事務所			
第55節	千葉県海匝合同庁舎清掃業務委託	指名競争入札		海匝地域振興事務所	
第56節	平成30年2月定例千葉県議会議案及び予算に関する説明書	随意契約	財政課		
第57節	税トータルシステムOCR機器等賃貸借		税務課		
第58節	軽油引取税に係る犯則調査のため採取した石油製品の分析業務委託について				
第59節	書籍(「平成29年度地方税法令規通知篇」及び「平成29年発行地方税法総則逐条解説」)の売買契約締結について				
第60節	千葉県自治体情報セキュリティクラウド運用保守業務委託			情報システム課	
第61節	本庁舎外中央監視設備保守点検業務委託		管財課		
第62節	平成29年度自動車燃料等(ハイオクガソリン)				
第63節	ポリ塩化ビフェニル廃棄物(特別産業廃棄物)処理委託				
第64節	生ごみ処理機制御系システム等変更業務委託				

第65節	文書保管業務	随意契約	総務部	自動車税事務所
第66節	平成29年度千葉県職員研修等事業業務委託			職員能力開発センター
第67節	葛南地域振興事務所借り上げ			葛南地域振興事務所
第68節	印旛合同庁舎清掃業務委託			印旛地域振興事務所

第6 監査の進行

1 契約事務の概要調査

県から、契約事務全般の概要はホームページに掲載されているとの説明を受け、県のホームページを検索し、情報を収集した。この作業は、監査期間を通して適宜行った。個々の契約の概要については、共通の質問事項を書面で提示し、各契約事務の担当者から、書面で回答を得て把握した。

2 法令等の確認・調査

契約事務に係わる法令、県が定めた規則等を調査した。法令及び規則の確認は、地方自治法（以下「自治法」という。）、地方自治法施行令（以下「自治令」という。）、建設業法、千葉県財務規則（以下「財務規則」という。）につき、契約に係る条文を抽出し、その内容を確認し、契約事務の進行を対応させて適用を整理した。そして、公共工事の品質確保の促進に関する法律、県が定めた契約事務に係わる要綱、要領は、その内容を確認し、その内容を整理した。この監査期間を通して反復し行った。

3 簿冊の閲覧

県に対し、簿冊閲覧対象とした契約につき、契約事務に係る書類の提出を求めて閲覧した。県が当初開示した書類は、その数量が少なく、その閲覧だけでは内容の把握が困難であった。そこで、法令等の確認、県のホームページの閲覧、その他契約事務に関する資料の収集に努め、そうして獲得した知識に基づき、契約事務についての具体的な質問をし、書類の作成時期を尋ね、手続の具体的な内容を説明する資料の作成を要請し、契約相手が作成する書類の開示を求めることを繰り返した結果、平成30年11月末頃から開示される書類が増えたが、同年12月末に開示された書類数枚は墨塗りにされ、また別の事実の開示を断られた。そこで、それらの部分を含めて契約事務の内容を推認することができると思われる関

連する質問に加えて、一部開示を拒む法的根拠を質問した結果、平成31年1月中旬になって、墨塗りがされた書類が墨塗りのない状態で開示され、そして、説明が断られた事実は、文書を示しながらの口頭説明がなされた。

4 契約事務についての質疑応答

簿冊を閲覧した上で、当該契約事務の担当者に対し、質問書をメールに添付して送信して質問し、これに対する回答書を添付したメールの返信を受けて、当該契約事務の実態を調査した。質問書に対する回答書を読み、疑問が解消されなかった事項につき別の視点から再度メールで質問書を送信して質問をし、回答書の返信を受けた。平成31年1月中旬から下旬にかけて、県の求めで担当者と面談し、指摘意見に関連する事項の説明を受け、質疑応答をした。

第2部 総論

第1章 自治体が締結する契約

第1 契約の意味

- 1 契約は、相対する二人以上の合意によって成立する。合意とは、お互いの意思表示が合致することをいい、意思とは、契約をする自己と相対する人との間で法的拘束力を持つ約束事を成立させるという考えであり、表示とはその考えを相対する人に伝えることである。先にする意思表示が申込みであり、これを受けてなされる意思表示が承諾である。申込みの内容と承諾の内容が同一である場合、意思表示が合致し、契約は成立する。契約が成立すれば、権利義務が発生する。法的拘束力とは、法律が定める裁判や強制執行によって合意した約束事が実現されるということを意味する。
- 2 契約の意味を理解すれば、契約をする際、合意が成立したのかどうか、その合意によって自己が如何なる権利を取得し、如何なる義務を負うことになるのか、契約する目的を達するには、成立させる権利義務にどのような内容を持たせれば良いのか、意思表示はどのように表現すれば良いのかを、意識して考えることができるようになる。

第2 契約の分類

- 1 契約は、様々に分類される。その分類の主なものとして、身分上の契約と財産上の契約、債権的契約と物権的契約、有償契約と無償契約、双務契約と片務契約、諾成契約と要物契約（消費貸借、使用貸借、寄託、動産の質権設定契約、代物弁済契約等）、要式契約（契約書の作成によって契約が成立する契約）と不要式契約、典型契約（贈与、売買、交換、消費貸借、使用貸借、賃貸借、雇用、請負、委任、寄託、組合、終身定期金、和解）と非典型契約がある。
- 2 契約の分類を理解すれば、契約の特質の理解が進み、その契約における意思表示として重要なことは何か、相手の意思表示のうち重要な部分はどこかを判別することができるようになる。

第3 契約が果たす社会的機能

- 1 人は生活するために、食物や衣服を購入し、住宅を購入し又は賃借し、交通機関を利用して移動し、情報を発信又は受信する。これらの社会的活動には、売買契約、賃貸借契約、旅客運送契約、通信機器及びサービス利用契約を締結することが必要である。婚姻などの身分関係も契約によって成立する。企業も法人とし

て、様々な商取引をし、これに伴い、売買契約、請負契約、委任契約など様々な契約をする。人や法人は、契約によって財産を取得し、活動範囲を広げ、より豊かな生活を過ごすことができるのである。

- 2 人は、このようにして、自己の意思に基づき、あるいは代理によって、様々な契約をし、契約によって助け合い、活動の場を広げ、より多くの財産を得て、より豊かな生活を享受することができる。社会には、このような契約によって活動する多くの場面があり、その意味で、社会は契約によって成り立ち、活動しているともいえる。

第4 契約自由の原則

- 1 人は、人であるがゆえに個人として尊重され、その基本的人権が憲法で保障され、自己のことは自らの意思で決定することが認められる。人が契約を締結することは、自己の人権が制約されることを合意することであるから、契約をする人の意思が尊重されなければならないことは当然のことである。それを端的に表現した言葉が、契約自由の原則である。
- 2 契約自由の原則は、契約を締結するか否かを他者から強制されない契約締結の自由、誰と契約をするかについて他者から拘束を受けない相手方選択の自由、契約によってどのような権利義務を成立させるかを自己が決定することができる内容決定の自由、契約は原則として合意だけで成立し、契約書を作成する等の方式を他者から強要されない方式の自由とに分けられる。
- 3 契約自由の原則を何処までも貫けば、社会的強者が社会的弱者を契約で支配することになるし、社会的経済的活動において身勝手な取引が許されれば商取引が混乱するし、自治体が勝手に契約すれば住民の生活が脅かされることになる。このような不都合が生じないようにするために、契約の自由は制限されるという法理が必要になる。それらの不都合は、契約自由の原則により人権の侵害であるから、契約自由の原則の制限は、他方の人権の保護であり、結局のところ、一方の人権と他方の人権との調和を契約の分野で図るという法理である。
- 4 契約自由を制限する理由の類型と制限する法

(1) 経済的社会的弱者の保護

資本主義の発達によって貧富の差が生じ、それが社会的経済的力の格差を生み、社会的経済的弱者は、強者の意思に従わなければ、契約をすることができなくなる。その結果、社会的格差は固定化され、格差は拡大する。これを是正するために、社会的弱者を保護する必要がある。そのような理由で定められた契約自由の原則を制限する法律として、労働基準法、借地借家法、放送法、農地法、電気事業法、ガス事業法及び利息制限法等がある。

(2) 経済的取引の合理化

経済の発展は、取引の明確化、迅速化及び取引の安全を要請する。それらの要請に基づいて契約自由の原則を制約する法律として、商法や手形法がある。

(3) 地方自治の本旨の実現

自治体が締結する契約も、地方自治法（以下「自治法」という。）及び地方自治法施行令（以下「自治令」という。）によって制限され、その外の様々な法令によっても制限されている。それは、自治体が行う契約事務は、地方自治の本旨に基づき、住民の福祉を充実させるものとして、民主的かつ効率的に、そして適正かつ迅速に進行させ、目的とした成果を確実に実現する必要があるからである。

第5 自治体と契約

1 私法上の契約と公法上の契約

自治体が締結する契約は、これを大別すれば、国又は他の自治体と個別の根拠法に基づいて締結する公法上の契約と市民社会において締結され、民法等の私法の適用を受ける私法上の契約とがある。監査の対象とする契約事務の契約は、後者の私法上の契約である。

2 自治体が契約を締結することができる法的根拠

自治体が契約を締結することができる法的根拠は、自治体が法人とされていることにある（自治法2条1項）。法人とは、法律によって、生物学的な意味での人と同じように権利義務の主体となることができると定められたものをいう。自治体は、法人であるから、内部手続を経て意思を決定し、これを表示して、相手方の意思表示と合致させることにより契約を締結することができる。

3 自治体の活動と契約

自治体が契約する理由は、自治体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うところ（自治法1条の2第1項）、そのような活動をするには、例えば公共施設を設置するには、その建設工事を建設会社に請け負わせなければならないし、県立図書館の書籍を買い入れる必要もあるし、事務所を開設するために建物を賃借する必要があるということもあり、請負契約、売買契約、建物賃貸借契約、その他の契約をする必要があるからである。それ故、自治体は、そのような契約を締結することができるようにするために、法人格が付与されているのである。

4 自治体の契約事務を規制する法令

自治体の契約事務を規制する法令として、自治法と自治令がある。自治法及び自治令は、自治体が締結する契約につき、様々な条項を定めているが、それらの条項は、全て自治体が締結する契約を民法が定める契約であることを前提として

いる。それ故、自治体が締結する契約も、一般の契約と異なるところはなく、民法の適用を受けることに変わりはない。

第2章 自治体の契約事務に係る法令

第1節 地方自治法（自治法）

第1款 契約の締結

第1 契約の相手方選択方法

自治法234条1項は、契約の方法として、①一般競争入札、②指名競争入札、③随意契約及び④せり売りの四つの方法を定めている。ここでいう契約の方法とは、契約する相手方を選ぶ方法のことをいう。

指名競争入札とは、自治体が指名した者のみが入札に参加することができるとする入札方法である。随意契約とは、自治体が契約する相手方を任意に選んで締結する契約をいう。

第2 契約の相手方選択方法の原則

自治法234条2項は、契約方法につき、一般競争入札による契約締結を原則とし、指名競争入札、随意契約及びせり売りによる契約締結は、政令で定める場合に該当するときに限りこれによることができることを規定している。ここでいう政令は、自治令のことである。一般競争入札は、入札しようとする者にとっては参加することにつき公平な機会が確保され、自治体にとっては多くの者による競争によって最も有利な価格で契約を締結することができ、住民にとってはその契約締結過程を確認しようと思えば確認することができるという意味で透明性が高いという利点があり、このような利点があるため、自治法は、一般競争入札を自治体の契約における相手方選択方法の原則としている。

第3 予定価格を作成する意義

- 1 予定価格は、自治体が契約を締結する際に、契約金額を決定する基準とするためにあらかじめ算定した金額をいう。
- 2 自治法234条3項は、競争入札につき、契約の予定価格の範囲内で、自治体にとって最も有利な価格で申込みをした者を選ぶことを原則とすることを定め、同項ただし書きにおいて、例外として、支出の原因となる契約については、予定価格の範囲内であれば、自治体にとって最も有利な価格ではない価格で申込みをした者を契約の相手方として選ぶことができることを定め、この例外的な方法が

認められる場合の定めを自治令に委ねている。「支出の原因となる契約」とは、自治体が金員を支払う債務を負う契約をいう。

- 3 予定価格は、契約金額につき、収入を目的とする契約についてはその下限を制限し、支出を目的とする契約についてはその上限を制限するものであるが、その定め方については自治体に任せている。県では、財務規則でこれを定めている。

第4 入札参加資格等

- 1 入札参加資格は、これを定めることによって、契約の目的や趣旨にそって契約を履行することができる者に入札させ、そうでない者を入札の時点から排除する意図で作成する入札参加要件である。
- 2 自治法234条6項は、競争入札に加わろうとする者に必要な資格を政令で定めること及び競争入札の公告又は指名の方法、随意契約又はせり売りの手続、その他契約の締結の方法に関し必要な事項の定めを政令に委ねている。

第5 入札保証金

- 1 入札は、契約の申込みである。自治体がこれを承諾すれば契約が成立する。
- 2 自治法234条4項は、自治体が競争入札において入札保証金を納付させることを定めることができること、及びその定めに基づいて入札保証金を納付させた場合は、落札者が契約を締結しないときはその入札保証金を当該自治体に帰属させることができることを定めている。
- 3 入札保証金は、実際には契約する意思がないのに入札して自治体の契約締結手続を混乱させる者による入札を排除する効果を意図した制度である。

第6 契約の確定

- 1 契約の確定とは、契約の成立のことである。契約が成立すれば、その内容が確定する。
- 2 自治法234条5項は、契約につき契約書を作成する場合には自治体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印をし、そして電磁的記録を作成する場合はこれを自治体の長又はその委任を受けた者が作成したこと及び改変の有無を確認することができる措置を講じなければ、契約が確定しないことを定めている。これは、契約を締結する権限を持つ長又はその長から委任を受けた者が、契約の内容を確認してこれを成立させるという判断をする必要があることを規定したものである。

第2款 契約の履行の確保

第1 契約保証金

- 1 契約保証金とは、契約の全部又は一部が履行されない場合に備えてあらかじめ相手方に支払わせる金員であり、これにより本旨に従った債務の履行を促す心理的効果を期待するとともに、債務不履行が生じた場合の損害の補填とする目的を持つ金員である。
- 2 自治法234条の2第2項は、自治体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が債務の履行をしないときは契約保証金（自治令によって契約保証金に代えて提供された担保を含む。）は当該自治体に帰属することを定めている。
- 3 ただし、相手方との特約によって、損害賠償の予定又は違約金について別段の定めをした場合は、その定めたところによる。それゆえ、損害額が契約保証金を超えるときは別途その超過額を請求するという特約を交わすこともできる。逆に、損害が少ない場合は差額を返還するという特約を交わすこともできるが、契約の履行確保という事実上の効果が減退することは明らかである。なお、前述の入札保証金の帰属を定める234条4項には、234条の2第2項ただし書と同趣旨の規定はない。

第2 履行の監督及び確認

- 1 履行とは、契約の相手方が契約で定められた債務の内容を実行することをいい、履行の監督及び確認とは、債務が契約で定めた内容のとおり実行されるように、履行の方法や態様につきその履行過程を見て確認し、契約書と相違する場合に適宜修正を指示することをいう。
- 2 自治法234条の2第1項は、自治体の契約担当の職員がなすべき義務として、①契約の相手方による債務の適正な履行を確保するため及び②自治体が契約の相手方から受ける給付の完了の確認をするために必要となる監督又は検査をすべきことを定めている。②は、代金の内金払をする場合に、その対価となる履行部分についての完了の確認も含む。①が監督で②が検査ではなく、監督として検査すべき場合もあれば、破壊検査を避けるために履行過程を監督する必要もあるため、監督及び検査は、①の目的のためにも、②の目的のためにも、適宜行うべきであると解する。

第3款 長期継続契約

自治法234条の3は、同法214条の規定にかかわらず、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける場合、不動産を借りる場合、そ

の他政令で定める場合は、翌年度以降にわたり、長期継続契約を締結することができることを定めている。自治法214条は、債務負担行為をするときは予算で債務負担行為として定めておかなければならないとの規定であり、これに反する債務負担は無効とする裁判例もある。この214条と本条とは、長期継続契約を締結することが直ちに次年度以降の債務負担をすることにはならないため、矛盾しない。けだし、給付を受けることとその対価を支払うことは対応関係にあり、次年度の債務は、次年度に給付を受けることによって発生するからである。

第4款 物品

- 1 自治法239条1項は、自治法上の物品の定義につき、①自治体の所有に属する動産であり、②現金、公有財産に属するもの、基金に属するもの以外のものとする規定している。
- 2 同条2項は、物品に関する事務に従事する職員は、その取扱に係る物品を譲り受けることができないことを規定している。ただし、政令で定める物品は例外とされ、自治令170条の2がその例外を定めている。
- 3 同条3項は、同条2項に違反する行為は無効であると規定している。
- 4 同条4項は、物品の管理及び処分に必要な事項につき、同条5項は、自治体の所有に属しない動産で自治体が保管するものの管理につき、自治令で定めることを規定している。

第2節 地方自治法施行令（自治令）

第1款 契約締結方法の選択

第1 原則と例外

自治体における契約締結方法の原則は、一般競争入札であり、その他の契約締結方法は、その例外である。以下は、その例外である契約締結方法とこれを選択することができる要件についての記述である。

第2 指名競争入札の選択要件

指名競争入札とは、自治体が指名した者のみが入札に参加することができる入札方法である。自治令167条は、指名競争入札につき、これによることができる場合として、①工事又は製造の請負、物件の売買、その性質又は目的が一般競争入札に適しないものをする場合、②その性質又は目的により競争に加わるべき者が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合、③一般競争入札に付することが不利と認められるときを規定している。

第3 随意契約の選択要件

- 1 自治令167条の2第1項は、随意契約によることができる場合として1号から9号までを定めている。
- 2 同条1号につき、県は少額随意契約として分類している。
- 3 同条3号及び4号の場合は、社会政策的・経済政策的判断によるものである。
そのうち同条2号（判決当時は1号）につき、最判昭和62年3月20日は、「競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らし、それに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定してその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項1号に掲げる場合に該当するものと解すべきである。」とし、「そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的、等諸般の事情を考慮して当該普通公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。」と判示している。

第4 総合評価（一般・指名）競争入札の選択要件

- 1 総合評価の手続の概要
総合評価は、入札後に、入札の価格とそれ以外の条件を総合して落札者を決定する手続である。以下は、そのような相手方選択方法を選択することができる要件についての説明である。
- 2 一般競争及び指名競争における総合評価方式の選択要件の同一
総合評価一般競争入札の選択要件については、自治令167条の10の2第1項及び第2項が規定している。この規定を、自治令167条の13は指名競争入札に準用している。それゆえ、総合評価競争入札を選択する要件は、一般競争入札と指名競争入札と同一である。なお、総合評価一般競争入札と総合評価指名競争入札との手続の相違は、総合評価一般競争入札の方法によることとその落札者決定基準を入札しようとする者に知らせる方法において、総合評価一般競争入札においては公告であり、総合評価指名競争入札においては通知であるということのみである。

3 総合評価競争入札によることができる要件

自治令167条の10の2第1項、同第2項は、総合評価一般競争入札による落札者決定をすることができる要件として、①当該契約の性質又は目的に照らし、価格のみによって落札者を決定することが相当ではない場合、又は②工事又は製造その他の請負契約において、落札者となるべき者の当該入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又は③その者を落札者とするのが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認めるとき、という三つのうちのいずれかの事実の存在が必要であることを定めている。

4 総合評価一般競争入札による場合の判断事項

自治令167条の10の2第1項及び第2項は、総合評価一般競争入札によることができる場合は、入札価格とその他の条件を総合して落札者を決定することができることを規定している。その他の条件は、法令に基づいて自治体が決定することになる。その法令については、後述する。

5 総合評価競争入札による場合に必要な手続

総合評価一般競争入札による場合になすべき手続として、①自治令167条の10の2第3項は、価格その他の条件が当該自治体にとってその契約については最も有利と判断する基準とする落札者決定基準をあらかじめ定めるべきことを、②同第4項は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ学識経験者の意見を聴くべきことを、③同第5項は、学識経験者が②の手続において、落札者を決定するときに改めて学識経験者の意見を聴くべきであるとの意見を述べたときは、落札者を決定する前に改めて学識経験者の意見を聴くべきことを、④同第6項は、総合評価一般競争入札の方法によること及び落札者決定基準を公告すべきことを規定している。

第5 せり売りの選択要件

自治令167条の3は、せり売りすることができる場合として、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適している場合と規定している。なお、県では競り売りはしていない。

第2款 契約締結事務

第1 一般競争入札の手続

自治令167条の4から167条の10の2は、一般競争入札についての規定である。

1 入札参加資格を有しない者及び入札参加資格の制限

自治令167条の4第1項は、入札参加資格を有しない者を規定し、同第2項は入札参加資格の制限をすることができる場合を規定している。

2 実績、経営の規模及び状況を入札参加資格とすることの任意性

(1) 自治令167条の5第1項は、入札に参加する者に必要な資格として、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができることを規定している。

(2) 自治法167条の5第2項は、この入札参加資格を定めたときは公示すべきことを規定している。

3 事業所の所在地、経験又は技術的適性を入札参加資格とすることの任意性

自治令167条の5の2は、入札参加資格として、事業所の所在地、当該工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定めることができることを規定している。

4 公告において記載すべき事項

自治令167条の6は、公告すべき事項として、第1項において、参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時等入札に必要な事項、同第2項において、入札参加資格がない者の入札及び入札に関する事項に違反した入札は無効とする旨を明らかにしておかねばならないことを、それぞれ規定している。

5 入札保証金

自治令167条の7は、入札保証金の納付を規定している。

6 開札及び再度入札

自治令167条の8第1項は、入札後直ちに開札すべきこと及び開札における入札者又は当該入札事務に関係のない職員の立会の必要性を規定し、同条2項は、電磁的記録頭出による開札の場合は、自治体の長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができることを規定し、同第3項は入札書の書換え撤回等の禁止を規定し、同第4項は、予定価格の範囲内の価格の入札がないとき、最低制限価格を設けた場合に予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格での入札がないときに再度入札につき規定している。

7 くじによる落札者の決定

自治令167条の9は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上ある場合にくじによって落札者を決定すべきことを規定している。

8 最低価格の入札者以外の者を落札者とするすることができる場合

自治令167条の10第1項は、工事又は製造その他の請負契約の場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者のその価格では、①当該

契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、②公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができることを規定し、同第2項は、工事又は製造その他の請負契約の場合は、①当該契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができることを規定している。

第2 指名競争入札の手続

自治令167条の11から13で指名競争入札につき、規定している。

1 入札参加資格等

自治令167条の11第1項は、一般競争入札において入札参加資格等につき規定する自治令167条の4を指名競争入札に準用すると規定している。

2 実績、経営の規模及び状況を入札参加資格とすることの必要性

自治令167条の11第2項は、工事又は製造の請負、物件の買入れその他自治体の長が定める契約につき、指名競争入札の参加資格をあらかじめ定めるべきことと、その内容は自治令167条の5第1項に規定する実績、経営の規模及び状況等の事項を要件とすべきことを定めている。

3 公示

自治令167条の11第3項は、指名競争入札参加資格を公示すべきことを規定している。

4 指名及び通知

- (1) 自治令167条の12第1項は、指名は指名競争入札の参加資格を持つ者の中から選ぶべきことを規定している。
- (2) 同条第2項は、指名をした者に対し、入札について必要な事項を通知すべきことを規定している。
- (3) 同条第3項は、167条の6第2項を準用し、指名競争入札に必要な事項を通知する際、入札参加資格を有しない者による入札及び入札に関する条件に違反した者による入札は無効であることも通知書に記載すべきことを規定している。
- (4) 同条第4項は、総合評価指名競争入札を行おうとする場合は、指名競争において通知等すべきことに加えて、総合評価指名競争入札の方法によること及びその落札者決定基準をも通知すべきことを規定している。

5 一般競争入札の規定の準用

自治令167条の13は、指名競争入札に一般競争入札の規定を準用することを規定している。これによって、必要となる手続事項は、①自治令167条の7－入札保証金の納付又は担保、②自治令167条の8第1項－入札終了後直ちに開札、立会が必要、③同条の8第2項－電磁的記録の提出による場合は長が認めるときに立会不要、④同条の8第3項－入札の撤回等は不可、⑤同条の8第4項－再度入札、⑥同条の9－くじによる落札者決定、⑦同条の10－最低価格の入札者以外の者を落札者とするができる場合、⑧同条の10の2－総合評価指名競争入札の各事項である。

第3 随意契約の手続

随意契約については、契約締結事務についての規定がないため、自治体が定める条例や規則が定めによることになる。県については、後述の千葉県財務規則が定めている。その主な契約事務は、予定価格の作成と見積合わせである。

第4 総合評価一般競争入札の手続

1 落札者の決定基準

自治令167条の10の2第1項、同第2項は、総合評価一般競争入札によることができる場合につき、入札価格とその他の条件を総合して落札者を決定することができることを規定している。その他の条件については、法令に基づいて自治体が決定することになる。公共工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「公共工事適正化法」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「公共工事品質確保法」という。）、建設業法があり、これらの法令がその他の条件を規定している。

2 総合評価一般競争入札による場合に必要の手続

総合評価一般競争入札による場合になすべき手続は、以下のとおりである。

(1) 落札者決定基準をあらかじめ定めるべきこと

自治令167条の10の2第3項は、価格その他の条件が当該自治体にとってその契約については最も有利と判断する基準とする落札者決定基準をあらかじめ定めるべきことを規定している。

(2) 学識経験者からの意見聴取

同第4項は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ学識経験者の意見を聴くべきことを規定している。

同第5項は、学識経験者が上記の手続において、落札者を決定するときに改めて学識経験者の意見を聴くべきであるとの意見を述べたときは、落札者を決定す

る前に改めて学識経験者の意見を聴くべきことを規定している。

(3) 公告

総合評価一般競争入札による旨及び落札者決定基準を、公告しなければならない。

第5 総合評価指名競争入札の手続

総合評価指名競争入札と総合評価一般競争入札との手続の違いは、総合評価指名競争入札においては、これによる旨及び落札者決定基準を入札可能な者に周知させる方法が、公告ではなく指名した者に対する通知であることだけである。

第6 せり売りの手続

自治令167条の14は、せり売りの手続について規定している。

第3款 契約の履行確保の手続

第1 契約保証金

自治令167条の16第1項は、自治体は当該自治体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならないと定め、同条2項は、国債、地方債その他自治体の長が確実と認める担保の提供をもって代えることができることを定めている。これは、同第2項以外の事由による契約保証金の免除を認めない趣旨ではないと解されている。

第2 履行の監督及び検査

自治令167条の15は、適正な履行の確保（以下「履行確保」という。）をするため又は給付の完了の確認（以下「給付完了確認」という。）をするための監督及び検査につき、以下のとおり規定している。

- 1 自治令167条の15第1項は、履行確保又は給付完了確認の監督につき、立会い、指示その他の方法によって行うべきことを規定している。
- 2 同第2項は、履行確保又は給付完了確認の検査につき、これを契約書、仕様書及び設計書に基づいて行うべきことを規定している。
- 3 同第3項は、物件の取替え又は補修等の特約があれば、検査の一部を省略することができることを規定している。
- 4 同第4項は、履行確保又は給付完了確認の監督又は検査につき、専門的知識又は技能を必要とする等の理由で職員が監督又は検査をすることが困難又は適当ではないと認められるときは、職員以外の者に委託してその監督又は検査をさせることができることを規定している。

第4款 特別な契約等

第1 長期継続契約

自治令167条の17は、長期継続契約を締結できる場合として、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとすることを規定している。

第2 物品の契約

- 1 自治令170条は、自治法239条1項の職員の譲受を禁止する物品から、警察法78条1項による都道府県警察が使用している国有財産及び国有の物品は除かれることを規定している。
- 2 自治令170条の2は、その価格が法令で一定している物品、及び売払いを目的とする物品又は不用の決定をした物品で自治体の長が指定するものは、担当職員でも譲受することができることを規定している。
- 3 同条の3は出納を規定し、同条の4は、売払いを目的とする物品、又は不用の決定をした物品は、売却することができることを規定し、同条の5は、自治体が保管する物品の管理は、会計管理者が行うと規定している。

第3節 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (公共工事適正化法)

第1款 総則

第1 制定の目的

公共工事適正化法1条は、公共工事の入札及び契約につき、その適正化の基本となる事項を定め、①情報の公表、②不正行為等に対する措置、③適正な金額での契約締結等のための措置、④施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼確保と建設業の健全な発展を図ることを目的とすると規定している。

第2 定義

- 1 公共工事適正化法2条2項は、「公共工事」とは、「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。」と規定している。
- 2 公共工事適正化法2条3項は、「建設業」とは、「建設業法2条2項に規定する建設業をいう。」と規定している。

第3 適正化推進の基本となる事項

公共工事適正化法3条は、公共工事の入札及び契約について、適正化が図られるべき事項として、1号にて「入札及び契約の過程や内容の透明性の確保」、同条2号にて「入札及び契約における受注希望者間の公正な競争の促進」、同条3号にて「入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底」、同条4号にて「公共工事の適正な施工が通常見込まれない代金額を定めた請負契約の締結防止」、同条5号にて「公共工事の適正な施工の確保」を規定している。よって、自治体は、同法3条1号から5号に定める事項を基本事項として、入札及び契約の適正化を推進しなければならない。

第2款 情報の公表

第1 発注見通しの公表

公共工事適正化法7条1項は、自治体の長に対し、政令の定めに従い、毎年度、当該年度の公共工事の発注見通しを公表すべきことを規定し、同条2項は、1項の発注見通しに関する事項を変更したときは、変更後の事項を公表すべきと規定している。

第2 契約に関する情報の公表

公共工事適正化法8条は、自治体の長に対し、政令に従い公表すべき事項として、同条1号にて、①入札者の商号又は名称及び入札金額、②落札者の商号又は名称及び落札金額、③入札参加資格を定めた場合の当該資格、④指名競争入札につき、指名した者の商号又は名称、その他政令で定める入札及び契約の過程に関する事項を規定し、同条2号にて、①契約の相手方の商号又は名称、②契約金額、③その他政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項を規定している。

第3 その他の事項の公表

- 1 公共工事適正化法9条は、自治体が、前2条に規定する公表事項以外の事項の公表について、条例で必要な規定を定めることができると規定している。
- 2 同法10条は、自治体の長に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律3条（私的独占又は不当な取引制限）又は8条1号（一定の取引分野における競争を実質的に制限）に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知すべき義務を課している。

第3款 入札者又は受注者に課す義務

第1 自治体の責務

入札者又は受注者に課される以下の義務は、自治体にとっては、公共工事の適正化を推進すべき者として、相手方をしてその義務を履行させなければならない責務である。

第2 内訳書の提出

公共工事適正化法12条は、建設業者は、入札に際して入札金額の内訳書を提出すべき義務を負うことを規定している。

第3 一括下請負の禁止

公共工事適正化法14条は、建設業法22条3項は公共工事には適用しないことを規定している。同条項は、例外的に一括下請負が許容される場合を規定しているところ、これが公共工事に適用されない以上、公共工事においては一括下請負が例外なく禁止されることになる。

第4 施工体制台帳・施工体系図

公共工事適正化法15条1項は、建設業法24条の7第1項、2項及び4項についての規定であり、建設業者は、公共工事においては例外なく施工体制台帳を提出すべき義務を負うこと、下請負人は、受注工事を他の業者に請け負わせたときは、公共工事においては例外なくこれを元請人に通知すべき義務を負うこと、建設業者は、下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を工事関係者が見やすいだけでなく公衆が見やすい場所に備え付けるべきことを規定し、公共工事適正化法15条2項は、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しを発注者に提出すべき義務を負うと規定し、同条3項は、公共工事の受注者は、その発注者から施工技術者の設置状況及び施工体制の実際の点検を求められたときは、これを拒むことができないと規定する。

第4節 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（施行令）

第1款 発注見通しの公表

- 1 施行令5条1項は、自治体の義務として、公共工事の発注見通しの公表につき規定している。ただし、予定価格が250万円を超えない場合及び公共の安全と秩序維持に密接に関連し、自治体の行為を秘密にする必要がある公共工事は、公表から除かれる。公表すべき事項は、①公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要、②入札及び契約の方法、③入札時期又は随意契約につき契約締結時期である。
- 2 施行令5条2項から4項は、公表の方法、公表期間についての規定であり、同

条5項は、発注見通しにつき変更の公表時期は10月1日を目処とする規定である。

第2款 公表事項

施行令7条は、自治体が公表すべき事項を定めている。以下は、その公表すべき事項である。

第1 施行令7条1項

同条1項は、1号にて一般競争入札における入札参資格及び入札参加資格者の名簿、2号にて指名競争入札における入札参加資格及びその資格を有する者の名簿、3号にて指名競争に参加する者を指名する基準をそれぞれ公表事項としている。

第2 施行令7条2項

1 施行令7条2項1号から7号

施行令7条2項は、1号にて、一般競争入札において自治令167条の5の入札参加資格に加えて、同条の5の2に基づき、事業所の所在地、経験及び技術適格性の有無を資格とした場合の当該資格、2号にて、一般競争入札につき、入札を希望した者の商号又は名称、入札に参加させなかった者の商号又は名称、及び参加させなかった理由、3号にて、指名競争入札につき、指名した者の商号又は名称、及びその者を指名した理由、4号にて、入札者の商号又は名称、及び入札金額(随意契約を行った場合を除く)、5号にて、落札者の商号又は名称、及び落札金額(随意契約を行った場合を除く)、6号にて、自治令167条の10第2項、同条の13に基づき、最低入札価格者以外の者のうち最低価格入札者を落札者とした場合のその理由、7号にて、同条の10第2項、同条の13に基づき、最低制限価格以上の最低入札価格者を落札者とした場合の最低制限価格未満の価格をもって入札した者の商号又は名称を、それぞれ公表事項としている。

2 施行令7条2項8号—総合評価一般競争入札、総合評価指名競争入札

同項8号は、総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札を行った場合における公表事項を定めている。以下は、その公表事項である。

(1) 同8号のイ

当該総合評価一般競争入札又は当該総合評価指名競争入札を行った理由

(2) 同8号のロ

落札者決定基準

(3) 同8号のハ

価格及びその他の条件が当該自治体にとって最も有利であるとして落札者を決

定したことにつき、その者を落札者とした理由

(4) 同 8 号のニ

価格及びその他の条件が当該自治体にとって最も有利であるとして落札者とすべき者を落札者とせず、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めて、それ以外の者から価格及びその他の条件が最も有利であるとして落札者を決定した場合において、その者を落札者とした理由

3 施行令 7 条 2 項 9 号

施行令 7 条 2 項 9 号は、契約内容について、①同号イー契約相手方の商号又は名称及び住所、②同号ロー公共工事の名称、場所、種別及び概要、③同号ハー工事着手の時期及び工事完成の時期、④同号のニー契約金額を、公表事項と定めている。

第 3 施行令 7 条 3 項から 6 項

- 1 同条 3 項は、同条 2 項の公共工事につき、契約金額の変更を伴う変更契約をした場合につき、同条 2 項 9 号のロからハの事項及び変更の理由を公表すべきと規定している。
- 2 同条 4 項は、公表の方法につき、公衆が見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法で行うべきと規定している。
- 3 同条 5 項は、4 項の公表につき、5 条 3 項を準用し、閲覧所を設け、又はインターネットを利用すべきことを規定している。この場合、閲覧に供する方法を予め告示しなければならない。
- 4 同条 6 項は、公表した日（契約の締結前に公表した事項は契約締結日）の翌日から 1 年間に経過する日までは少なくとも公表しなければならない。

第 5 節 公共工事の品質確保の促進に関する法律

第 1 款 基本理念

第 1 制定の目的

公共工事品質確保法 1 条は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かで安全で良好な環境の自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与することになり、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であるとの基本理念に基づき、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向

上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすると規定している。

第2 公共工事の定義

公共工事品質確保法2条は、「公共工事」とは、「公共工事適正化法2条2項に規定する公共工事をいう。」と規定している。

第3 基本理念に基づく施策

公共工事品質確保法3条は、公共工事の品質確保の基本理念として、1項にて、公共工事の発注者及び受注者がそれぞれ役割を果たすべきこと、2項にて、価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約が締結されるべきこと、3項にて、公共工事の品質確保の施工技術を有する者を育成し、確保すべきこと、4項にて、発注者の能力及び体制を考慮しつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されるべきこと、5項にて、工事の効率性、安全性、環境への影響等が品質確保に重要であることから、より適切な技術又は工夫が重視されるべきこと、6項にて、公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持修繕、その他の維持管理によって確保されるべきこと、7項にて、地域における災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域における品質確保の担い手の育成及び確保について配慮すべきこと、8項にて、入札及び契約の透明性、競争の公正性、談合等の不正行為の排除、及び適正な施工の確保、公共工事の受注者として適格性を有しない建設業の排除等が配慮されるべきこと、9項にて、民間事業者の能力が適切に評価、反映され、技術提案及び創意工夫が活用されるべきこと、10項にて、下請負契約が公正に適正な請負代金で締結され、その請負代金が速やかに支払われる等誠実に履行されるとともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮すべきこと、11項にて、公共工事に関する調査及び設計の品質確保が重要であり、その知識又は技術を有する者の能力が資格等によって適切に評価され、活用されるべきことを、規定している。

第2款 自治体に課す責務

第1 公共工事品質確保のための施策策定責務

公共工事品質確保法5条は、自治体は、公共工事品質確保の基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえて、公共工事の品質確保を促進する施策を策定し、実施する責務を負う、と規定している。

第2 公共工事契約事務についての義務

1 発注関係事務の適切な実施

公共工事品質確保法7条は、公共工事の発注者に対し、発注関係事務の適切な実施のために、基本理念にのっとり、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、契約方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査につき、以下のとおりなすべき具体的事務を定めている。

(1) 予定価格の積算方法

同条1号は、予定価格の作成につき、仕様書及び設計書を適切に作成し、その内容に基づき、賃金の実態、資材の市場価格、施工方法の実態を的確に反映させて積算すべきことを規定している。

(2) 予定価格の再度の積算方法

同条2号は、予定価格が原因となって、入札がなかった場合又は落札決定をすることができる入札がなく、再度の入札をする場合につき、予定価格を再度積算すべきであること、その再度の積算方法として、入札参加資格を持つ者や入札した者から参考見積書の提出を受ける等して、適正な積算を速やかに行うべきことを規定している。

(3) 適正な施工が確保される請負代金額にするための措置

同条3号は、入札価格が、その公共工事の適正な代金額を下回っていて、適正な施工が見込まれない場合は、その価格を請負代金として契約すべきではないこと、そのような契約を締結することになることを防ぐため、その判断基準又は最低制限価格の設定等の措置をとるべきことを規定している。

(4) 計画的発注と適切な工期の約定

同条4号は、品質を確保することができる施工能力を持つ建設業者が、手持ち工事の関係等の事情で入札できなくなる事態を防ぐために、発注は計画的に行うべきであること、及び品質を確保した施工をするに足りない期間を工期と定める契約締結を避けるために、建設計画を早めに立ててゆとりをもって発注し、契約に定める工期が短くならないようにすべきであることを規定している。

(5) 施工条件の適切な明示、修正

同条5号は、設計図書（仕様書、設計書及び図面）に施工条件を明示すべきであること、そして設計図書に示した施工条件が工事現場の実態と一致しないことが判明したとか、設計図書に記載してない施工条件について予期できない特別な状態が生じた等の理由で、設計図書を修正する必要があるときは、適切に設計図書を変更し、これに伴い請負代金額の変更、あるいは工期の変更を行うべきことを規定している。

(6) 施工状況の確認、評価

同条6号は、完成後一定期間経過後に、必要に応じて施工状況の確認及び評価をするよう努めるべきことを規定している。

第3 受注者の責務を履行させる責務

1 自治体の責務

公共工事品質確保法8条は、受注者の責務を定めているが、この責務は、自治体が締結する契約につき、公共工事品質確保法が公共工事の品質確保のために課すものであり、他方、自治体は、発注者として、公共工事の品質確保に努めるべき責務を負うのであるから、受注者をしてその義務を履行させるべく、その義務を履行するに必要又は有益な措置を附随的債務として契約書に定めてこれを履行させ、あるいは、法に課された責務の履行を監督し、督促すべき責務を負うものと解すべきである。

2 受注者の責務

- (1) 公共工事品質確保法8条1項は、下請負契約につき、その請負代金額が適正な金額になるように努めるべきことを規定する。
- (2) 同条2項は、受注者に対し、企業としての技術的能力の向上、技術者や技能労働者の育成及び確保、技能労働者等の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めるべきことを規定している。

第3款 多様な入札及び契約の方法

第1 競争参加者の技術的能力の審査

- 1 公共工事品質確保法12条は、公共工事につき一般競争入札又は指名競争入札に付すとき、競争参加者について、工事の経験、施工状況の評価、配置が予定される技術者の経験、その他の技術的能力を審査すべきことを規定している。その結果、総合評価を選定することになり、その総合評価における価格以外のその他の条件としての上記事項を審査の対象とすることになる。
- 2 同法13条は、公共工事につき一般競争入札又は指名競争入札に付すとき、競争参加者につき、若年技術者や技能労働者の育成及び確保、建設機械の保有状況、災害時における工事の実施体制の確保の状況を審査の対象とし、評価すべきことを規定している。その手続が必然的に総合評価になることは、前条と同じである。

第2 多様な入札及び契約の方法

1 様々な方式の選択

公共工事品質確保法14条は、公共工事の性格、地域の実情等に応じて、次条以下に定める方式やその他の方式の選択、あるいはそれらの方式の組合せをする

ことを認めている。しかし、同法には、施行令が制定されていないため、具体的な手続は、自治法、自治令、公共工事適正化法及び同法施行令に基づき、そして、平成26年9月30日の閣議決定「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針の一部変更について」に述べられている事項の趣旨を斟酌しながら行うことになる。

2 競争参加者の技術的提案を求める方式

公共工事品質確保法15条1項から4項は、競争参加者に対し、技術提案を求め、これを審査して落札者を決定する方式を定め、同条5項は、この方式による場合は、あらかじめこれを公表し、その評価後にその結果を公表すべきことを規定している。ただし、施行令5条に定める秘密にする工事は公表されない。

3 競争入札における段階的選抜方式

公共工事品質確保法16条は、技術提案を求める方式による場合において、競争に参加する者が多数であると見込まれるとき等は、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定する方式を規定している。なお、当該工事の施工に必要な施工技術を有する者が新規に競争に参加することが阻害されないようにする配慮が求められている。

4 競争入札における技術提案の改善

- (1) 公共工事品質確保法17条1項は、競争参加者から提案された技術につき改善を求めてその改善案を審査の対象とすることを認めている。
- (2) この場合、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。公表を概要に止めた趣旨は、提案された技術の財産的価値が公表によって損なわれるおそれがあることに配慮したものと解する。ただし、施行令5条に定める秘密にする工事は概要も公表されない。

5 競争入札によらない技術提案の審査及び価格等の交渉による方式

- (1) 公共工事品質確保法18条1項は、「当該公共工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるとき」であることを要件として、「技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約する」方法を新たに規定している。そして、この方式につき、同条2項は、①技術提案の審査は、中立な立場で公正な審査が行われるようにするため、学識経験者の意見を聴くとともに、当該審査に関する当事者からの苦情を適切に処理する措置を講ずるべきことを規定している。
- (2) 公共工事品質確保法18条3項は、②発注者は、技術提案の審査の結果並びに審査及び交渉の過程の概要を公表しなければならないことを規定している。公表

範囲を概要に止めた趣旨は、技術提案が知的財産であり、詳細に公表すればその財産価値が損なわれるおそれがあることに配慮したものと解される。

6 高度な技術等を含む技術提案を受けた場合の予定価格

- (1) 同法19条は、同法18条1項の場合を除くほか、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合につき、その審査の結果を斟酌して予定価格を定めることができると規定している。この場合は、学識経験者の意見を聴取しなければならない。
- (2) この場合の契約方法は、競争入札以外の方法にならざるを得ない。

7 地域における社会資本の維持管理に資する方式

同法20条は、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、①工期が複数年度にわたる公共工事を一つの契約で発注する方式、②複数の公共工事を一つの契約で発注する方式、③複数の建設業者で構成される組合その他の事業体が競争に参加することができることとする方式を規定している。

第4款 公共工事品質確保法における契約事務の公表義務

- 1 公共工事品質確保法において、契約事務の公表を義務付ける規定は、17条及び18条3項である。いずれも公表の範囲は、概要に止められている。同法17条は、技術提案の改善についての規定であり、この規定に基づく技術提案の改善に係る過程についての概要の公表を義務付ける規定である。同法18条3項は、技術提案の審査及び価格等の交渉による方式における技術提案の審査の結果、並びに審査及び交渉の過程の公表を義務付ける規定である。いずれの規定も、その概要の公表によって発注者と受注者との癒着によって不適正な契約事務が行われることを防ぐ趣旨であると解する。
- 2 公共工事品質確保法17条も同法18条3項も、公表が義務付けられる範囲は、概要である。しかし、公共工事適正化促進法が手続の透明性を求めていることとの整合的解釈並びに公共工事品質確保法17条及び同法18条3項の文理解釈として、少なくとも概要を公表すべきとする趣旨であって、それ以上の詳細を公表してはならないとする趣旨ではないと解する。そして、概要の公表に止める趣旨は、相手方の技術の財産的価値を考慮したものと解するが、一律に知的財産の保護を理由として公表範囲を概要に止めることは相当ではなく、知的財産として登録されているか、どこまで公表すれば知的財産が侵害されるおそれが生ずるのか、その権利者の意向はどうか、その他の事情を考慮して、可能な限り公表すべきと解する。
- 3 公共工事品質確保法17条は、技術提案の改善についての公表義務を定めるも

のであり、同法18条3項は、技術提案型の手続についての公表義務を定めるものである。その他の方式については公表義務が定められていないが、公共工物品質確保法は、公共工事適正化法7条及び8条の適用を排除するものではない。それ故、公共工物品質確保法17条の技術改善型、同法18条1項、2項の技術提案の公募型以外の方式においては、公共工事適正化法7条及び8条が適用され、自治体の長は、同法8条に基づき、施行令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項を公表すべき義務を負うものであり、その公表の範囲は概要に止まらないものと解する。

4 施行令7条は、前述のとおり、契約事務につき公表すべき事項を詳細に定めている。

第6節 建設業法

第1款 制定の目的

建設業法は、建設業者の資質向上及び建設工事の請負契約の適正化を図ることにより、建設工事の適正な施工を確保して発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2款 制定内容

建設業法は、建設業を許可制にし（同法3条）、請負契約につき約定内容を規定して請負契約書の作成を義務付け（同法19条）、下請負につき不当に安い請負代金や一括下請負を禁止し（同法19条の3、22条）、下請負代金の支払を保護し（同法24条の3）、施工体制台帳及び施工体系図の作成を義務付け（同法24条の7）、経営事項審査等を規定している（同法27条の23）。

第7節 その他の法律

第1 建設工事に関する法律

以上の外に、建設工事に係る法律として、下請中小企業振興法、下請負代金支払遅延等防止法があり、建設工事に伴って適用される廃棄物の処理及び清掃に関する法律もある。

第2 物品・委託に関する法令

物品・委託については、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」や「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」があり、文部科学省通達「学校での消石灰の使用禁止について」もある。

第3章 県の契約事務に係る規則・要綱等

第1節 千葉県財務規則

第1 契約書

1 契約書に記載すべき事項

財務規則96条は、契約書に記載すべき事項を規定しているが、それらの事項は、以下のとおりである。

(1) 必要的記載事項

①契約の目的、②契約金額、③履行期限、④契約保証金

(2) 契約の性質又は目的により該当がある場合に記載すべき事項

①履行場所、②契約代金の支払又は受領の時期及び方法、③監督及び検査、④履行遅滞その他債務の不履行の場合の遅延利息、違約金その他の損害金、⑤危険負担、⑥瑕疵担保責任、⑦契約に関する紛争の解決方法、⑧その他必要な事項

2 変更契約

財務規則97条は、契約内容を変更するときは変更契約書を作成すべきことを規定している。

3 契約書の省略

(1) 財務規則98条1項は、契約書を作成しなくても良い場合として、①1号一指名競争入札又は随意契約であって、代金が100万円を超えない場合、②2号一物品の売払いにおいて買受人が直ちに代金を納付して物品を引き取る場合、③3号一競り売りをするとき、④4号一国等と随意契約を締結する場合で知事が契約書の作成を不要と認めたときを定めている。

(2) 同条2項は、契約書を作成しない場合のうち、財務規則98条1項1号及び4号の場合は、原則として請書を徴しなければならないことを規定している。

第2 契約保証金

1 財務規則99条1項は、契約保証金の金額につき、契約金額の1割以上と定めている。

2 財務規則99条2項は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除しうる場合として、①1号一履行保証保険契約を締結したとき、②2号一工事履行保証契約を締結したとき、③3号一自治令167条の5第1項及び167条の11第2項に規定する入札参加資格（契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び状況を要件とする資格）を持つ者と契約する場合であって、その相手方が過去2年間において県、国、他の自治体と同種類同規模の契約を数回以上にわたって締結し、これらを誠実に履行し、かつ契約を履行しないおそれがないと認められるとき、④4号一法令に基づく延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき、⑤5

号一物品の売り払いにおいて売買代金が即納されたとき、⑥6号一随意契約において、相手方が確実に履行すると認めることができ、契約金額が100万円を超えないとき又は契約の性質により契約保証金を徴する必要がないとき、⑦7号一 国等と契約するときを規定している。

- 3 同条3項は、契約保証金の納付に代えて、国債、地方債、その他確実に認められる担保の提供を受けることができることを規定している。
- 4 同条4項は、前項の担保の価額につき、国債及び地方債は額面金額により、その他の担保は額面額の10分の8以内で換算することを規定している。

第3 検査の実施

- 1 財務規則100条1項は、履行確保又は給付完了確認をするための監督又は検査につき、これを契約担当者又は契約担当者から検査を命じられた職員（検査職員）が行うべきことを規定している。なお、この規定は、自治令167条の15第4項が認める専門的知識又は技能を必要とする監督又は検査を職員以外の者に委託することを否定する趣旨でない。
- 2 同条2項は、検査職員が検査を終えたときは検査調書を作成すべきこと、及び契約金額が100万円を超えないときは、請求書等に検査済みを付記することによって検査調書の作成に代えることができると規定している。

第4 検査受託者の検査報告書

財務規則101条は、自治令167条の15第4項に基づき専門的知識又は技能を必要とする監督又は検査につき、これを委託した者に対し、検査報告書を提出させるべきことを規定している。

第5 代価の支払

- 1 財務規則102条は、代価の支払につき、検査調書又は検査報告書に基づいて行うべきことを規定している。
- 2 財務規則103条は、履行が完了する前の代価の支払の限度額につき、工事又は製造については履行済み部分の代価の10分の9、物件の購入については履行済み部分の代価を超えることができないことを規定している。

第6 入札保証金

- 1 財務規則107条1項は、一般競争入札の入札保証金につき、その金額を見積金額の100分の5以上とすること及び入札保証金を免除することができる場合として、①競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者と

する入札保証保険契約を締結したとき、②自治令167条の5の規定により知事が定めた資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときを規定している。

- 2 同条2項は、国債等の担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができること等を規定している。
- 3 同条3項は、落札者が納付した入札保証金につき、契約保証金に充当することを規定している。

第7 公告

- 1 財務規則108条1項は、一般競争入札を行おうとするときは、少なくとも10日前に県報や新聞に掲載する等の方法で、①入札に付する事項、②入札参加資格、③契約条項を示す場所、④開札の日時及び場所、⑤入札保証金、⑥総合評価一般競争入札の場合は、これによること及び落札者決定基準、⑦その他必要と認められた事項を公告すべきことを規定している。
- 2 同条2項は、建設工事の一般競争入札の公告期間は、建設業法施行令6条に定めた見積期間（予定価格が、500万円未満の工事は1日以上、500万円以上5000万円未満の工事は10日以上、5000万円以上の工事は15日以上）によることを規定している。

第8 予定価格

- 1 財務規則109条は、一般競争入札における予定価格を仕様書や設計書等によって算定すべきこと及び予定価格を記載した書面は封書に入れ、開札の際、開札場所に置くべきことを規定している。
- 2 財務規則110条1項は、予定価格を契約金額の総額について定めるべきこと及び例外的にこれを単価とすることができる場合として、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約を示している。
- 3 同条2項は、予定価格の算定は取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して行うべきことを規定している。

第9 指名競争入札における指名の人数等

- 1 財務規則113条1項は、指名競争入札の場合はなるべく10名以上の者を入札者として指名すべきことを規定している。
- 2 同条2項は、指名競争入札において指名をした者に対する通知につき、①入札に付する事項、②契約条項を示す場所、③開札の日時及び場所、④入札保証金、

⑤その他必要と認めた事項、⑥総合評価指名競争入札の場合は、これによること及び落札者決定基準を通知すべきことを規定している

第10 指名競争入札につき一般競争入札の規定準用

財務規則114条は、一般競争入札についての規定のうち、①財務規則105条の2—建設業法で許可、測量法及び建築士法で登録を認められていない者の除外、②財務規則106条—自治令167条の4第2項の契約除外者の報告、③財務規則107条—入札保証金、④財務規則109条—予定価格の決定、⑤財務規則109条の2、3—予定価格の公表、⑥財務規則110条—予定価格の決定方法、⑦財務規則111条—最低制限価格の各規定を指名競争入札に準用することを規定している。

第11 随意契約によることができる額

財務規則115条は、自治令167条の2第1項1号が認めている一定の金額の範囲内であれば随意契約ができる場合につき、その上限額を規定するものである。これ以外に随意契約ができる場合は、自治令167条の2第1項2号から9号が規定している。

工事又は製造の請負	250万円
財産の買入れ	160万円
物件の借入れ	80万円
財産の売払い	50万円
物件の貸付け	30万円
その他	100万円

第12 相手方

財務規則116条は、随意契約の相手方決定においては、一般競争入札参加資格について参加資格の設定と設定した場合の審査について規定する105条1項1及び指名競争入札参加資格について105条を準用する112条の規定による審査結果を考慮すべきことを規定している。この入札参加資格を持つ者は、参加資格者名簿に登載される（105条3項）。

第13 見積合わせ

1 財務規則116条の2第1項本文は、随意契約によるときは、原則として2人

以上の者から見積書を徴さなければならないこと（以下「見積合わせ」という。）を規定している。これは、随意契約を締結するときは、原則として2人以上の者と交渉すべきことを規定する趣旨と解する。

- 2 同項ただし書きは、その例外として2人以上の者から見積書を徴しないことも許される場合の例示として、①郵便切手等法令等によって価格が定まっている場合、②契約の目的又は性質により相手方が特定される場合を規定している。このただし書きの「見積書を徴しないことができる。」を根拠として、「ただし書きは、見積書を徴しない場合の規定であり、2人以上の者から見積書を徴することの例外規定ではない」と解することは、同項の趣旨及び文理解釈等から、誤りであると解する。
- 3 ただし書きに示された見積合わせをしないことができる場合として規定されている事項は例示であり、その外に見積書を徴し難い場合があり得ることは、「等」の文言に示されている。「千葉県財務規則の運用について（通達）」は、その「等」を具体的に示すものであり、そこに示されている事例は、①1人又は1会社が専有する物品の購入、②他の者から見積書を取る時間的余裕のないとき、③動物、機械、商工見本品、美術品等で他に求め難い特殊な物件の購入、④特殊な修繕、⑤契約の内容の特殊性により相手方が特定されるとき、⑥オープンカウンターで1人又は1会社からのみ見積書の提出があったとき、⑦その他経済状況、当該物品の需給の状況等が比較的安定していて、どこで購入しても値段の差がないときである。
- 4 同2項は、提出した見積書は、書換えや撤回ができないことを規定している。

第14 随意契約につき一般競争入札の規定準用等

- 1 財務規則117条は、一般競争入札についての規定のうち、①財務規則109条—予定価格の決定、②財務規則110条—予定価格の決定方法、③財務規則111条—最低制限価格の各規定を随意契約に準用することを規定している。ただし、予定価格の制限を定める自治法234条3項は、競争入札についての規定であり、随意契約については適用されないため、予定価格は、相手方が提示する価格の相当性を判断する基準とする趣旨であり、その作成方法は、競争入札との比較では、裁量の範囲が幾分かは広いと解することができる。
- 2 財務規則117条は、例外として予定価格を記載した書面を作成するかにつき、これを裁量とすることを規定している。その範囲は、工事又は製造の請負、物件の売買、修繕等の契約であり、かつ①予定価格が100万円を超えないとき、②国等と契約するとき、③財務規則116条の2第1項ただし書に規定する見積書を徴しなくてもよい場合を挙げている。

第2節 要綱等

県の契約事務について制定されている要綱、要領及び手引は、県の契約事務を定める内規である。内規であるから、これに従わないとしても、契約事務が違法となることはないが、要綱等は法令に基づいて作成されていることが多いため、内規に違反することが法令に違反することになることはあり得る。

第4章 県の契約事務の概要

第1節 県が締結する契約の概要

第1 契約件数

県の契約事務の取扱い件数は、平成25年度から平成28年度の4年度を通して、1年度当たり1万件前後で推移している。そのうち、毎年度最も多くの件数を分掌している部は、県土整備部であり、上記4年度の年度当たりの平均件数は、約4568件であり、これを月当たり平均に直せば、約381件となる。他方、総務部の上記4年度の年度当たり平均件数は約335件であり、その月当たり平均件数は、約28件である。県土整備部も総務部も、その事務量の負担の大きさが実感できる件数である。

なお、上記の契約件数は、少額随意契約を除いたものである。

第2 契約金額(年度平均)

契約金額は、上記4年度平均で約2153億4800万円であり、1件当たり単純平均額約2150万円である。そのうち、県土整備部は、上記4年度の年度当たり平均額は約897億2400万円であり、1件当たりの金額は約1964万円である。総務部は、上記4年度の年度当たり平均額は約59億2200万円であり、1件当たりの金額は約1767万円である。

なお、上記の契約金額は、少額随意契約を除いたものである。

第2節 契約事務の分掌

第1 事務分掌の方法

千葉県組織条例6条は、本庁に置く部として、総務部、総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部及び県土整備部を定め、千葉県組織規程10条で各部の分掌事務を定めている。そして、それらの分掌事務は、仕事の分野に基づいて規定されている。

第2 県土整備部の分掌事務

契約事務の監査の対象とした県土整備部の分掌事務は、①都市計画及び宅地開発に関する事。②道路に関する事。③河川に関する事。④港湾（漁港を除く。）その他土木に関する事。⑤下水道に関する事。⑥建築の指導に関する事。⑦住宅に関する事。⑧営繕に関する事。と規定されている。

第3 総務部の分掌事務

同じく契約事務の監査の対象とした総務部の分掌事務は、①県の組織及び職員に関する事。②議会及び県の行政一般に関する事。③県の予算、税その他の財務に関する事。④市町村その他公共団体の行政一般に関する事。⑤文書に関する事。⑥私学に関する事。⑦その他他部の主管に属しない事。と規定されている。

第4 契約事務の分掌

その他の部の分掌事務をみても、契約という事務はない。その理由は、各部が分掌する事務には、契約事務を伴うことがしばしばあることから、契約という事務をどこかの部に分掌させることにすれば、分掌事務が重複して所管されることになると考えられたからであると思われる。その結果、各部が、それぞれの分掌事務の処理のために、分類としては同一である契約を、法的には同じ手続で処理することになる。

第3節 契約事務の管理方法

第1 管理上の分類としての区分

- 1 県は、契約事務を管理するため、契約を工事・測量と物品・委託とに大別し、そのそれぞれにつき、自治法234条が定める契約締結方法である一般競争入札、指名競争入札、随意契約の三つの契約方法に分類している。
- 2 県は、ホームページにおいて、県が締結した契約を、締結日が属する年度毎に各部毎に整理して掲載している。そして、各部の契約は、入札方式、調達区分及び工種又は業種という三つの基準で分類している。入札方式は、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の三つの契約方法で分類し、工種又は業種は、相当程度具体的に分離しているため、種類が多くなっている。例えば、県土整備部の工事・測量の頁に掲載されている工種又は業種は39あり、物品・委託の調達種目は30もある。また、工種又は業種は、具体的に分類しているため、県土整備部の契約と総務部の契約を対照すると、管工事、建築一式工事、電気工事の三つの分

類は、双方の部に掲載されている。

第2 規則、要綱等

県は、財務に関して必要な事項を定め、確実に財務に関する事務を処理するために財務規則を定め、そして、その下に、多数の要綱、要領等を定めている。これらの要綱、要領は、総務部は管財課、県土整備部は建設・不動産課で作成している。その外の部署でも、契約事務を所管する部署では、契約事務に係る要綱、要領を作成している。これらの名称も、要綱、要領の外に、規程、基準、ガイドライン、運用、約款、方針、しおり等、複数ある。いずれも、職員が契約事務をする際の内部的規範であり、必要に応じて順次作成されてきたものである。県土整備部と総務部について、これを大別すれば、工事・測量に係るものと物品・委託に係るものとに分かれる。

第4節 契約事務の運用

第1款 工事・測量—総合評価競争入札

第1 取組の始まり

県は、公共工事品質確保法が制定された翌年の平成18年に、公共工事につき、総合評価方式の取り組みを開始し、平成19年10月から本格的にこれを施行した。その取り組みは、最低制限価格、低入札価格調査制度による品質確保、及び県や市町村職員の研修、講習会の実施を内容とするものであった。

第2 制度の概要

1 総合評価方式の適用

県は、千葉県総合評価方式ガイドラインで、予定価格（税込み）5000万円以上の工事については原則として総合評価方式を適用し、例外として、緊急工事等は適用外としている。

2 総合評価方式の種類

総合評価方式は、特別簡易型、簡易型、標準型、高度技術提案型の四つの方式に種類分けされている。その種類分けは、技術的工夫の余地の大小によるものであり、技術的工夫の余地が小さい方から大きい順に向かって、特別簡易型、簡易型、標準型、高度技術提案型となっている。

3 方式の種類別適用基準

予定価格が5000万円から1億5000万円未満の工事については、特別簡易型と簡易型が適用され、前者の適用が原則とされている。1億5000万円以上の工事については、特別簡易型、簡易型、標準型、高度技術提案型が適用され、

簡易型が原則とされている。

4 方式の種類の内容

(1) 特別簡易型

特別簡易型は、①同種工事の実績、経験、工事成績等について記述した技術資料、及び②施工箇所の環境条件（地形、地質、環境、地域的特性等）を踏まえた簡易な施工計画書の提出を求め、それらの資料により技術力と価格との総合評価を行うというものである。

(2) 簡易型

簡易型は、①同種工事の実績、経験、工事成績等について記述した技術資料、及び②発注者が示す仕様に基づき、施工上の工夫等を踏まえた施工計画の提出を求め、それらの資料により技術力と価格との総合評価を行うというものである。

(3) 標準型

標準型は、①同種工事経験、工事成績等について記述した技術資料、及び②発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し、施工上の特定の課題等（施工に伴う安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等）に関する施工上の工夫等の技術提案の提出を求め、それらの資料により技術力と価格との総合評価を行うというものである。

(4) 高度技術提案型

技術的工夫の余地が大きい工事を対象として、より優れた構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めるために、発注者と競争参加者との技術対話を通じて技術提案の改善を行うとともに、技術提案に基づき予定価格を作成した上で、技術提案と価格との総合的な評価を行うというものである。

5 総合評価の実施手順

総合評価方式の手続は、以下の手順で進められる。

入札参加資格要件を設定⇒入札参加資格委員会（1回目）で入札参加資格要件を承認⇒総合評価項目の設定（加算点の設定、評価項目の設定、評価方法・評価基準の設定）⇒総合評価技術審査会（1回目）で設定した総合評価項目を審査⇒学識経験者からの意見聴取（1回目）⇒入札公告⇒入札参加資格確認申請（総合評価項目の判断資料の受付を含む）の受理・確認⇒技術資料の判断・評価⇒入札参加資格委員会（2回目）で入札参加資格を確認⇒入札参加資格確認通知⇒総合評価技術審査会（2回目）で技術資料の判断・評価につき審査・承認⇒（1回目の学識経験者からの意見聴取の際に2回目が必要とされた場合に）学識経験者からの意見聴取（2回目）⇒入札⇒契約

6 評価項目の概要

(1) 特別簡易型の評価項目

評価項目は、区分、項目、細目、標準的な選択区分の四つが設定されている。

区分は、企業の技術力、企業の信頼性及び社会性、千葉県所掌工事における総合評価方式での履行義務違反の三つに分けられている。項目は、区分の細目である。

(2) 簡易型の評価項目

区分と項目は、特別簡易型と同じであり、細目が特別簡易型よりも詳細になっている。工事内容により、自由項目を設定することができる。配点は、特別簡易型よりも高くなっていて、総合評価における価格とその他の条件のうち、後者への配点が高くなっている。

(3) 標準型の評価項目

標準型の区分は、企業の高度な技術力のみであり、項目は、技術提案と工事全般の施工計画の二つであり、細目は、総合的コスト、性能・強度等、環境や交通等の社会的要請、個別テーマの施工計画、施工上配慮すべき事項の提案の五つである。

7 総合評価の方法

個々の契約における評価項目は、ガイドラインに定める評価項目から選び出して当該契約の評価項目を作成し、その項目の配点を技術的評価の基準とする。そして、入札参加資格確認申請をした者から技術資料の提出を受け、これにつき、技術評価の基準を適用して評価し、採点して、技術評価点を算出する。その上で、入札参加資格確認通知をし、入札させる。落札者の決定は、技術評価点を入札価格で割り、その数値が最も高い者が落札者となる。

第3 情報の公表

県が締結した契約は、閲覧及びインターネットで公表するとされている。インターネットによる公表は、インターネットのホームページ「ちば電子調達システム」に掲載する方法で行われている。その情報は、発注見通し、入札予定(公告)、指名案件一覧、入札結果、契約結果、入札参加資格者、入札参加資格者名簿及び指名停止業者である。そして、契約結果に記載されている情報は、契約担当部署、契約日、案件名、契約番号、調達区分、入札方式、工種又は業種、工期、工事・納入場所、工事概要、契約業者名、契約業者住所、契約金額、予定価格、落札金額、落札率である。

第2款 随意契約

第1 随意契約適正化の取組

1 取組の始まり

県は、平成18年度から、随意契約のうち、工事又は製造の請負で1件の契約金額が250万円以上のもの、委託等で1件の契約金額が100万円以上のものを対象に、「千葉県随意契約見直しに関する連絡会議」を設置し、そこでの検討結果に基づき、継続的に、随意契約の見直しに取り組んでいる。

2 見直し基準

随意契約の見直しの基準は、①競争入札になぜできないのか、②随意契約によることができる場合の要件に該当するか、③随意契約の理由が明確であり、公表して県民に説明責任をはたせるか、④長年の慣例になっていないか、というものである。

3 見直しの結果

見直しの結果、随意契約の件数、契約全体に占める割合及び金額とも大きく改善している。改善状況を平成17年度と平成28年度とで比較すると以下のとおりとなる。なお、以下の表は、少額随意契約（自治令167条の2第1項1号の場合）を除いたものである。

	平成17年度	平成28年度
契約総件数	9969件	10411件
随意契約の件数	2694件	1854件
随意契約の件数割合	27.0%	17.8%
随意計画の合計金額	726億6900万円	405億6500万円

第2 情報の公表

県は、平成19年度から契約に係る情報の公表を進め、随意契約の概要及び随意契約を選択した理由を公表している。公表の方法は、官報への掲載の外、県のホームページへの掲載によって行われている。

第3 検査及び指導の強化

1 指導の強化

担当職員の研修を行うこと、随意契約を選んだ理由を決裁の対象とすること、随意契約の見直しを拡充することを内容としている。

2 検査の充実

随意契約を選ぶ理由、根拠条項の適否、競争入札への移行状況も県の会計検査の対象とするとされている。

第4 契約に関する統計調査

随意契約につき統計調査をすることとし、これを毎年度、支出の原因となる契約を対象として、随意契約と契約全体とに分類して調査することとされている。

第3款 要綱等の改定

県は、法令の改正に応じて、あるいは自発的に、要綱、要領及び手引き等を改定し、あるいは新たに制定している。そのうち、工事や工事に係る委託は県土整備部が担当し、物品や委託については、総務部が担当している。

第5章 包括外部監査の視点

第1節 基本的視点

第1 法令の遵守

- 1 自治法252条の37第2項は、包括外部監査が特に意を用いるべきことを規定しているが、その肝要につき、住民の福祉の増進等を規定する同法2条14項、及び組織の合理化等を規定する同法2条15項について述べるのみで、法令遵守を規定する同法2条16項については言及していない。しかし、自治体の事務処理が法令に違反してはならないことは当然のことであることから、自治法252条の37第2項の趣旨は、法令の遵守を監査した上で、自治体が住民の福祉の増進等に努めているかの監査をすべきとする趣旨と解する。そして、住民の福祉の増進等の事務処理は、法令を離れてできることではなく、また、自治体の事務処理に係る法令も、住民の福祉の増進等を基本理念として定められている筈である。それゆえ、包括外部監査は、契約事務の処理につき、法令を遵守して行われているかを先ず監査し、その上で、住民の福祉の増進等に努めているかを監査すべきであると解する。
- 2 ところで、事務処理に係る法令は、事務処理につき行政の裁量に委ねているものもある上、文言自体が抽象的なためその具体的適用は行政の裁量に任されているものと解すべき場合もある。そこで、その裁量の範囲を検討する必要があるが、前述の最判昭和62年3月20日は、自治令167条の2第2項について、自治体の合理的裁量判断を委ねられていることを判示し、また、最判平成25年3月28日は、不動産賃貸借が自治法2条14項、地方財政法4条1項に違反するかにつき、自治体の諸般の事情を総合考慮した合理的な裁量に委ねられていることを判示している。それゆえ、行政の裁量は、これらの判例で判示されている「合理的裁量」という限定が付されたものであると解することができるが、そこで、この合理的裁量とは何かという疑問が生ずる。これについては、判例が何も述べ

てはしないため、独自の見解を述べれば、合理的裁量とは、判断に際して考慮すべき事情は全て斟酌し、その比較衡量するに際しては、法が示す価値観を基準として、経験則を正しく適用して、住民が納得して受け入れる判断をすることであると解する。

第2 住民の福祉の増進及び効率性等

自治法252条の37第2項は、包括外部監査につき、監査対象自治体の事務の執行が、住民の福祉の増進及び最少の経費で最大の効果を挙げることに努めるべきことを規定する同法2条14項及び組織及び運営の合理化に努めかつ規模の適正を図るべきことを規定する同条15項の規定の趣旨にのつとつてなされているかに意を用いなければならないと規定している。それゆえ、包括外部監査は、自治体が住民の福祉の増進に努めているか、事務処理の効率性や組織の合理化に努めているかを監査する必要がある。

第2節 法令に基づく視点

第1款 契約締結方法

第1 指名競争入札の選択

1 視点の根拠

指名競争入札は、自治令167条の1号から3号のいずれかに該当する事由がある場合にのみ、これによることができる。

2 視点の内容

そこで、以下の視点を作成した。

- (1) 指名競争入札によって締結している契約につき、いかなる事由につき、自治令167条の1号から3号のうち、どの号を適用して指名競争入札によることにしたのか。
- (2) 指名競争入札によることができるとされた事由は、自治令167条の当該契約に適用されている号に該当する事由と認めることができるか。

第2 随意契約の選択

1 視点の根拠

随意契約は、自治令167条の2第1項の1号から9号までの事由がある場合にのみこれによることができる。その判断は、裁量に委ねられているが、合理的裁量の範囲を越えることはできない。

2 視点の内容

そこで、以下の視点を作成した。

- (1) 随意契約により締結した契約について、如何なる事由につき、自治令167条の2第1項の1号から9号までのどの号を適用して随意契約によることにしたのか。
- (2) 随意契約によることができるとされた事由は、自治令167条の2の第1項の当該契約に適用された各号に該当する事由と認めることができるか。

第3 総合評価競争入札の選択

1 視点の根拠

総合評価方式による競争入札は、自治令167条の10の2第1項又は第2項に規定する事由がある場合にのみこれによることができる。

2 視点の内容

そこで、以下の視点を作成した。

- (1) 総合評価競争入札により締結されている契約は、どのような事由に基づき総合評価競争入札によることとされたのか。
- (2) その事由は、自治令167条の10の2第1項又は第2項の総合評価競争入札によることができる場合として定められている要件に該当する事由と認めることができるか。

第2款 一般競争入札の手続

第1 予定価格

1 視点の根拠

競争入札においては、入札金額が予定価格の制限の範囲内でなければ契約を締結することができない（自治法234条3項）。予定価格は、相手方が申し出た価格が、相手方が負う債務の対価として相当な金額であるかを判断するための基準とするために、自治体が作成する価格である。その算定方法につき、財務規則110条2項は、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」と定めている。これは、予定価格は、市場価格や当該契約の内容を考慮して作成すべきことを定めたものである。

2 視点の内容

そこで、以下の視点を作成した。

予定価格の作成に際して、当該契約の目的となる物件又は役務の市場価格や契約の内容を考慮しているか。

第2 入札参加資格

1 視点の根拠

自治法234条6項は、入札参加資格を定めることを認め、これを受けて、自治令167条の4、5、5の2は、入札参加資格の内容について規定し、入札に参加できる者を制限することを定めている。これは、契約によって相手方が負う債務を適正に履行しないおそれがある者、その能力を有しない者、あるいは、自治体が契約を締結することが適正ではない者を入札から排除する趣旨である。しかし、これによって入札の機会均等確保、最も有利な契約の締結、そして官製談合の排除という一般競争入札が持つ長所が阻害されるおそれが生ずることがあり得ることは否定できない。それは、一次的には、入札参加者の人数の少なさとして現れるのではないかと考える。

2 視点の内容

そこで、以下の視点を作成した。

- (1) 入札者の人数が少ない契約につき、入札参加資格を定めた目的や理由は何か。
- (2) その目的や理由は、契約の目的や趣旨と整合しているか。
- (3) 入札者が一般競争入札としては少ない場合、入札参加資格の見直しをしているか。

第3 入札保証金

1 視点の根拠

自治法234条4項は、自治体が入札に際して入札保証金を納付させることを認め、自治令167条の7は、入札保証金を納付させるときはその金額又は金額を算定する率を定めることを規定し、財務規則107条は、その金額を算定する率を定め、そのただし書において、入札保証金を免除することができる場合を規定している。そのうち実質的判断が必要となる場合は、同条1項2号の「当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき」である。

2 視点の内容

そこで、以下の視点を作成した。

- (1) 入札保証金を免除した契約につき、財務規則107条1項2号が適用されているか。
- (2) 財務規則107条1項2号が適用された契約につき、これに該当するとされた事由はなにか。
- (3) 財務規則107条1項2号を適用して入札保証金を免除している契約につき、これに該当するとされた事由は、財務規則107条1項2号に該当する事由とし

て認めることができるか。

第3款 指名競争入札の手続

第1 入札者の指名

1 視点の根拠

自治令167条の11は、工事又は製造の請負、物件の買入れその他自治体の長が定める契約について、あらかじめ指名競争入札に参加することができる資格を定め、その資格を自治令167条の4に定める者に該当しない者とし、かつ契約の種類及び金額に応じて、自治令167条の5第1項に規定する事項を内容とする指名競争入札参加資格を定め、それらの入札参加資格を持つものから入札できる者を指名する指名競争入札を行うことを認めている。

そして、財務規則113条1項は、なるべく10人以上の者を入札者として指名すべきことを規定している。

2 視点の内容

そこで、以下の視点を作成した。

- (1) 当該指名競争入札参加資格は、その契約の種類や金額に応じて、自治令167条の5第1項が規定する事項を具体的に定めるものであるか。
- (2) 県の入札参加資格登録業者のうち、10人以上の者を指名しているか。

第2 その他

予定価格、入札保証金についての監査の視点は、一般競争入札において述べたところと基本的に同じである。

第4款 随意契約の手続

第1 予定価格の設定

1 視点の根拠

財務規則117条は、随意契約について、予定価格の決定を規定する財務規則109条、予定価格の決定方法を規定する財務規則110条を準用すると定めている。しかし、自治法234条3項は、競争入札についてのみ、予定価格の制限の範囲内の価格で契約を締結すべきことを定めているので、随意契約における予定価格は、契約金額を制限するものとしてではなく、相手方が提出する見積価格が適当であるかを判断する基準である。それゆえ、随意契約における予定価格の決定方法は、競争入札におけるそれとは裁量の範囲が広くなると解する。

2 視点の内容

そこで、以下の視点を作成した。

予定価格の決定方法は、随意契約における予定価格決定につき裁量の範囲が広いことを考慮すれば、財務規則110条の趣旨に反しないと認めることができるか。

第2 見積合わせ

1 視点の根拠

財務規則116条の2第1項は、随意契約による場合は、原則として2人以上の者から見積書を徴すべきこと、即ち見積合わせをする必要があることを規定し、その例外として、①郵便切手等法令等によって価格が定まっている場合、②契約の目的又は性質により相手方が特定される等見積書を徴しがたいときは、見積書を徴さないことができることを規定している。この見積合わせの例外につき、「千葉県財務規則の運用について（通達）」が示している事例は、①1人又は1会社が専有する物品の購入、②見積合わせをする時間的余裕のないとき、③動物、機械、商工見本品、美術品等で他に求め難い特殊な物件の購入、④特殊な修繕、⑤契約の内容の特殊性により相手方が特定されるとき、⑥オープンカウンターで1人又は1会社からのみ見積書の提出があったとき、⑦その他経済状況、当該物品の需給の状況等が比較的安定していて、どこで購入しても値段の差がないというものである。

2 視点の内容

そこで、以下の視点を作成した。

- (1) 随意契約において見積合わせをしているか。
- (2) 随意契約において見積合わせをしていない場合、財務規則が定める見積合わせを省略することができる場合に該当する事由があるか。

第3 相手方

1 視点の根拠

財務規則116条は、随意契約の相手方決定においては、入札参加資格の審査結果を考慮して行うべきことを規定している。これは、随意契約の相手方とする者として検討する対象は、入札参加資格者名簿に記載されている者を優先すべきことを求める趣旨と解する。

2 視点の内容

そこで、以下の視点を作成した。

- (1) 随意契約の相手方は、入札参加資格者名簿に記載されているか。
- (2) 随意契約の相手方が入札参加資格者名簿以外の者である場合、その者を契約締結の相手方としたことは、合理的裁量の範囲内か。

第5款 総合評価競争入札

第1 落札者決定基準

1 視点の根拠

総合評価方式は、一般競争入札及び指名競争入札の落札につき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件を総合考慮して落札者を決定する手続として、自治法234条3項ただし書き、自治令167条の10の2で創設された落札者決定方式である。その落札者決定基準は、価格と価格以外の条件を総合考慮して自治体にとって最も有利なものを選ぶ基準であるが、何が有利かは契約によって異なるから、落札者決定基準は、当該契約の目的や内容に基づいて作成されなければならない。また、最も有利かについての判断が恣意的になることを防ぐため、判断の対象とする事項は、客観的に有利な内容を持つ事項を重視すべきである。そして、主観が入り込む事項を判断対象とする必要がある場合は、それを必要最小限に止めると共に、判断の基準を具体化する必要がある。

2 視点の内容

以上から、以下の視点を作成した。

- (1) 総合評価の判断の対象とする事項は、当該契約の目的や内容に則して選ばれているか。
- (2) 総合評価の判断の対象とする事項は、主観の相違によって判断が左右されないものであるか。
- (3) 主観の相違によって判断が左右される事項が総合評価の対象とされている場合、そのような事項は、必要最小限に止められているか。

第2 学識経験者の意見聴取

1 視点の根拠

自治令167条の10の2第4項は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ学識経験者の意見を聴取しなければならないことを規定し、同第5項は、学識経験者からの再度の意見聴取について規定している。

2 視点の内容

そこで、以下の視点を作成した。

- (1) 学識経験者としてどのような人を選んでいるのか。
- (2) 学識経験者の意見は、どのようなものであり、それを落札者決定基準の作成にどのように生かしているのか。

第6款 公共工事適正化法・施行令

第1 情報の公表

1 視点の根拠

公共工事適正化法7条は、毎年度、当該年度の公共工事の発注見通し、その変更後の見通しの公表を義務付け、施行令は、発注見通しを公表すべき公共工事の範囲を予定価格が250万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持のために自治体の行為を秘密にする必要があるものを除くこと、並びに公表すべき具体的事項及び公表の方法を規定している。そして、公共工事適正化法8条は、入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札参加資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称、その他施行令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項の公表を義務付け、施行令7条は、総合評価競争入札につき、総合評価競争入札によることにした理由、落札者決定基準、価格及びその他の条件が最も有利であるとして落札者を決定した理由、総合評価競争入札以外の契約方法において価格以外の理由で落札者を決定した場合の理由、その他の事項をそれぞれ公表すべきと規定している。

2 視点の内容

そこで、以下の視点を作成した。

- (1) 総合評価競争入札につき、これによることとした理由、落札者決定基準、落札者を決定した理由を公表しているか。
- (2) その他、公共工事適正化法及び施行令が公表を義務付けている事項を公表しているか。

第2 入札者及び受注者に課された義務を履行させる責務

1 視点の根拠

公共工事適正化法12条は、公共工事の入札者に対し、入札金額の内訳書の提出義務を課し、同法14条は、公共工事につき例外なく一括下請負を禁止し、同法15条は、施工体制台帳の写しを発注者に提出すべきことを定めている。

2 視点の内容

そこで、以下の視点を作成した。

- (1) 入札者に対し、入札金額の内訳書を提出させているか。
- (2) 相手方に対し、施工体制台帳の写しを提出させているか。

第3 施工体制の適正化

1 視点の根拠

公共工事適正化法15条1項は、下請負契約の代金額が政令で定める金額（4000万円）以上になる場合は、建設工事の適正な施工を確保するため、当該下請負人に係る建設工事の内容等を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に記事すべきと規定する建設業法24条の7第1項、第2項の適用を、全ての建設業者に適用すると規定し、同条2項は、その施工体制台帳の写しを発注者に提出すべきことを規定している。そして、建設業法19条は、建設工事の請負契約の当事者に対し、建設工事の請負契約において工事内容や請負代金額等を記載した請負契約書を作成すべきことを定め、公共工事適正化法12条は、建設業者に対し、入札金額の内訳書の提出を義務付け、公共工事品質確保法3条10項は、公共工事の品質確保のために下請負の公正な契約の締結等を規定している。これらの規定は、公共工事の適正な施工を確保するためには、下請負代金額がその受注した工事内容の代金として適正であることが必要であることに基づき、自治体をして、施工体制台帳を調査させる趣旨と解する。

2 視点の内容

そこで、以下の視点を作成した。

- (1) 相手方である建設業者をして、施工体制台帳、施工体系図、一次下請負以下の下請負の請負契約書の写し、入札価格の内訳書又は工事費用の内訳書を提出させているか。
- (2) 施工体制台帳、施工体系図は、一次下請負以下の下請負人の存在、その受注した工事の施工部分が具体的に分かるものであるか、入札価格の内訳書又は工事費用の内訳書は、施工部分毎に工事費用を明らかにするものであるか。
- (3) 県は、これらの資料の内容を確認し、施工体制台帳等と入札価格の内訳書等を対照して分析し、一次下請負以下の全ての下請負の代金額がその受注した工事内容に対応して適正化を分析しているか。
- (4) 県は、施工体制台帳、入札価格の内訳書等につき、上記の調査が容易にできるような書式にさせているか。
- (5) 県は、上記の調査によって、一次下請負以下の下請負代金が、その受注した工事内容に対応して適正でなく、適正な施工がなされないおそれがあると認めるべきときに、相手方をしてその是正をさせているか。

第7款 公共工事品質確保法

第1 不正行為の排除

1 視点の根拠

公共工事品質確保法3条8項は、基本理念として、談合、入札談義等関与行為その他の不正行為の排除等を規定している。

- 2 そこで、以下の視点を作成した。
県は、談合等の不正行為の排除のために適切な措置を講じているか。

第2 多様な入札及び契約の方法等

1 視点の根拠

公共工事品質確保法3条10項は、下請負契約が適正な請負代金で締結され、その請負代金が速やかに支払われる等誠実に履行されるとともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善させるように配慮すべきことを規定している。そして、同法13条は、競争に参加する者、参加しようとする者につき、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況その他事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならないと規定している。これは、下請負契約において公正であることや、労働者の賃金等の労働条件の向上や労働環境の改善に努めていることを、入札又は落札決定の審査において、審査の対象事項とし、これを評価すべきものとして、これらの事項の審査によって優良と判断された建設業者をして落札され、この意味での優良業者による施工によって、公共工事の品質確保を図る趣旨である。

2 視点の内容

そこで、以下の視点を作成した。

県は、公共工事に下請負契約について公正である業者、労働条件の向上や労働環境の改善に努めていることを、入札参加資格や総合評価の落札者決定基準に取り入れているか。

第3 公共工事契約締結事務

1 視点の根拠

公共工事品質確保法7条は、公共工事の発注者に対し、①予定価格の作成方法、②予定価格の再度の積算方法、③適正な施工が確保される請負代金額にするための措置、④計画的発注と適切な工期の約定、⑤施工条件の適切な明示、修正、⑥施工状況の確認、評価について規定している。

2 視点の内容

そこで、以下の視点を作成した。

- (1) 公共工事につき、予定価格の作成は、公共工事品質確保法7条1項1号に定める事項を資料としているか。
- (2) その請負代金額によっては適正な施工が見込まれないとする基準又は最低制限価格の設定をしているか。
- (3) 施工条項の確認、評価は、適切な時期に行われているか。

第4 契約事務の公表

1 視点の根拠

公共工事品質確保法17条は、技術提案をした者に対し、その改善の機会を求めた場合の技術提案の改善の過程につき、その概要の公表を義務付け、同法18条は、技術提案公募型において、その技術提案の審査の結果及び交渉の過程につき、その概要の公表を義務付けている。

2 視点の内容

そこで、以下の視点を作成した。

- (1) 公共工事品質確保法17条、同法18条が公表を義務付けている事項を公表しているか。
- (2) 公表している事項は、概要と認めることができる程度の実事が含まれているか。

第8款 契約書の作成手続

第1 契約書の書式

1 視点の根拠

契約書は、これを作成することによって、成立する契約の内容を確認し、契約当事者の認識の同一性を確認することができる。そして、契約書を2通作成して双方が所持すれば、お互いに契約書作成後に何度でも確認することができる。それ故、債務の履行が遅れるとか合意したとおりに履行されないとか、合意内容を曖昧にして履行しないという紛争が生ずることが著しく減少する。しかも、契約について紛争が生じても、債務の内容を特定するに必要な事項が契約書に記載されていれば、契約書に基づいて迅速に紛争を解決することができる。裁判になっても、合意の内容の立証は容易である。それ故、契約書には、当該契約の目的や内容に応じて、債権債務を特定するに足りる事項が記載されていなければならない。

2 視点の内容

そこで、以下の視点を作成した。

- (1) 契約書の記載から債権債務が特定することができるだけの記載がなされているか。
- (2) 債権債務を特定するための記載事項が多く、別の仕様書に記載する場合や図面によらねば債務の特定が不十分になる場合、仕様書や図面が契約書の内容となるような書式で作成されているか。

第2 契約書の記載事項

1 視点の根拠

- (1) 契約書には、当該契約の種類に応じて、或いは契約書の記載事項を定める法令等に従い、記載すべきことを記載しなければならない。しかし、記載すべき事項に漏れがないことを重視して、当該契約の目的や内容を考慮せずに、想定できる状況について全て対応する規定を設けようとすれば、必要性が乏しい条項が多くなり、当該契約にとって重要な条項が多数の条項の中に埋もれ、或いは、条項と条項との関係について解釈上の問題が生じることもある。また、当該契約の個性を軽視し、当該契約の種類に応じて定型化した契約書を使用すれば、ときには、当該契約にとっては奇想天外な契約書が作成されることもあり得る。
- (2) 公共工事適正化法が規定する施工体制台帳の写しの提出等、法令が相手方に対して義務付けている行為や、裁判に証人としての出頭する行為は、これを契約に取り込まない場合、契約に定めた債権としてその行為を求めることができず、その不履行を理由として契約を解除し或いは損害賠償請求することが、著しく困難になることが多い。そして、法律が義務付けている行為は履行されるという保証はない。

2 視点の内応

そこで、以下の視点を作成した。

- (1) 財務規則 9 6 条に定める契約書に記載すべき事項の記載はなされているか。
- (2) 建設工事の請負契約書につき、建設業法 1 9 条に定める事項が記載されているか。
- (3) 当該契約の目的や内容に即して必要な条項が定められているか。
- (4) 当該契約の目的や内容に照らし、これを定める必要性がない条項、又はその必要性が乏しい条項が多く定められ、全体として契約の内容の把握が困難になっていないか。
- (5) 当該契約の目的や内容に照らし、無用な条項、又は奇妙な条項は定められていないか。
- (6) 法令等で相手方に義務付けられているが、当該契約の目的や内容に照らして、これを契約上の債務として規定すべき条項が定められているか。

第 9 款 契約の履行確保

第 1 契約保証金

1 視点の根拠

- (1) 契約保証金は、債務不履行に因る損害を補填する効果を持ち、そのため相手方に債務の履行を促す心理的效果をもつ。財務規則 9 9 条 2 項は、契約保証金を免除することができる場合を規定しているが、契約保証金が履行確保の効果をもつ

ことに鑑み、免除の要件具備の判断は適正に行うべきであり、そして、それが確認できるようにするために報告書を作成すべきである。

- (2) 財務規則 99 条 2 項 3 号は、入札参加資格と過去 2 年間の履行に加えて、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」と規定しているが、これは、入札参加資格や過去の履行状況を調査するだけでは足りず、契約締結時における相手方の履行能力を別途調査する必要があるということを規定する趣旨であると解する。

2 視点の内容

そこで、以下の視点を作成した。

- (1) 契約保証金を免除している場合、財務規則 99 条 2 項 1 号から 7 号までのいずれの要件を適用しているか。
- (2) その要件を適用する際、その要件に該当する事実の有無を調査しているか。取り分け、財務規則 99 条 2 項 3 号を適用している場合、入札参加資格や過去の履行状況の調査に加えて、契約締結時における相手方の履行能力を別途調査しているか。
- (3) その調査結果を確認することができるようにするために報告書を作成し、必要な資料を添付しているか。

第 2 履行の監督及び確認

1 視点の根拠

自治法 234 条の 2 第 1 項は、債務の適正な履行を確保するため及び給付の完了を確認するために必要な監督又は検査をすべきことを定め、自治令 167 条の 15 第 1 項は、その監督を立会、指示その他の方法で行うべきことを定め、同条 2 項は、その検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（電磁的記録を含む）に基づいて行うべきことを定め、同条 4 項は、専門的な知識又は技能を必要とする等の理由により、職員が監督又は検査を行うことが困難又は適当でないときは、職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせることを定めている。そして、財務規則 100 条 2 項は、検査につき検査調書を作成すべきことを定め、財務規則 101 条は、検査を委託したときは、受託者をして検査報告書を提出させるべきことを規定している。

2 視点の内容

そこで、以下の視点を作成した。

- (1) 債務の履行の監督及び確認は、法令が求める方法で適正かつ適切に行われているか。
- (2) 履行の監督及び確認につき、どのような書類が作成されているか。

- (3) それらの書類は、履行の監督及び確認につき、法令を遵守して適正に、かつ債務の履行を確保するものとして確認することが分かる程度に具体的に要領良く作成され、疎明資料が添付されているか。

第3節 住民の福祉の増進等からの視点

第1 住民の福祉の増進

1 視点の根拠

自治体は、住民の福祉の増進を図ることを基本としているから、契約事務においても、住民の福祉の増進という意識をもって処理すべきである。

2 視点の内容

そこで、以下の視点を作成した。

- (1) 契約事務において、住民の立場から検討しているか。
- (2) 契約事務において、住民の声に耳を傾けているか。

第2 効率性

1 視点の根拠

契約事務は、仕様書や設計図の作成から始まって、予定価格の作成、入札参加資格の作成、入札の公告、落札決定、契約書の作成、履行の監督及び確認を経て支払まで、様々な手続があり、これに伴って作成する書類も多い。これらの契約事務の処理が非効率であれば、これに要する執務時間が長くなり、職員が増え、人件費が増額することになる。それゆえ、契約事務の処理が効率的に行われるべきことが重要である。事務処理の効率性は、同じ事務処理に要する時間が少ないこと、処理する事務に重複がないこと、処理する事務に過誤が無く、これを修正する時間が必要ないことによって図られる。この様な意味で、事務処理の効率性を図るには、一般論として、研修によって担当者の契約事務の処理能力を向上させると共に、契約事務を整理し、画一化し、書式を統一する必要がある。

2 視点の内容

そこで、以下の視点を作成した。

- (1) 契約事務が整理され、画一化され、書式が整備させているか。
- (2) 契約事務担当職員に対する研修は適切に行われているか。
- (3) 契約事務の処理について手続の要点や書式を説明する手引は整備されているか。
- (4) 契約事務の分掌は、重複せずに適切になされているか。

第3 有効性

1 視点の根拠

契約は、その締結によって、自治体と相手方との間に法律関係を成立させるものであるから、それを成立させる契約事務は的確に行われる必要がある。的確ではない事務処理は役立たず、無駄であるばかりか、その外の事務処理に悪影響を及ぼすことになり、契約の相手方にも影響し、延いては行政に対する信頼を減退させることにもなる。そして、契約事務は、幾つもの手続の積み重ねでもあり、一つの契約につき所管を越えて行われることもあり、重要な契約事務については上司の決裁を受ける必要があるため、作成する書類は、その記載内容が担当者以外の者にも具体的に理解できる内容にすべきである。更に、必ずしも書類の作成が求められていない契約事務についても、例えば法令が定める要件に該当する事実の調査や確認、債務の履行を確実にする履行の監督及び確認は、その事務処理が的確になされたことを、担当者以外の者が容易に理解し、確認することが出来るようにするため、事務処理の報告書を作成すべきである。そして、その書類の記載は、読めば理解できるように具体的事実を文章で記述する書式にする必要があり、かつその記述内容を確認することができる資料を添付する必要がある。

2 視点の内容

そこで、以下の視点を作成した。

- (1) 契約事務は、的確になされているか。
- (2) 契約事務が的確になされたことを、担当者以外の者が確認することができる書類が、作成されているか。
- (3) 特に、法令の適用に係る要件事実を確認する契約事務や履行を確実にする契約事務につき、それを記録する書類は作成されているか。
- (4) それらの書類は、作成事項、作成日、作成者の氏名と所属、そして当該判断をした者、その年月日、場所は当然として、その契約事務の内容として、判断事項、判断の対象、判断の基準、判断の方法及び過程、判断結果が具体的事実として記述されているか。
- (5) それらの書類には、その記載内容の確認に必要な資料と理解するに有益な資料が添付されているか。

第4 経済性

1 視点の根拠

支出を伴う契約においては、相手方による履行の質を確保しながら、契約金額がより少額であることが、自治体にとっては経済的である。しかし、単に契約金額が低額であれば経済性が良いとはいえない。自治体にとっては、相手方が履行に見合う契約金額の支払いを受け、それが相手方の経済活動に充てることも必要だからである。そして、契約が建設工事の請負であり、相手方に下請負がいれば、

その下請負人が受注した工事に見合う請負代金の支払を受け、それをその経済活動に充てることも必要である。更に、相手方やその下請負人が支払を受けた契約金額が、その従業員の昇給等の労働条件向上に充てられれば、消費活動がより活発になる。こうして、支出した契約金が社会で循環して、租税収入も増額する。

2 視点の内容

そこで、以下の視点を作成した。

- (1) 支出を伴う契約において、契約金額を低額にする契約方法が重視され、優先的に行うという意味で、手続の原則とされているか。
- (2) 契約金額が、債務に見合うものとして適正な金額になっているか。
- (3) 落札決定手続において、下請負契約の代金額を発注内容に見合うものになっている業者、労働条件が良い業者、或いはそのような業者と下請負契約をしている業者を優先しているか。

第5 組織の合理化等

1 視点の根拠

自治体は、住民の生活に必要不可欠な組織であり、処理すべき事務には限り無く、予算もあるため、ともすれば組織が拡大する。組織が大きくなれば、連携が困難になることもある。それ故、組織を無駄に大きくしないこと、組織を効率的に動かすこと、組織の意思決定において、現場の状況を知事が認識することができ、知事の意味が現場に伝わること、異なる組織相互間においてお互いの状況を認識し、意思の伝達ができることを、組織運営の基本とすべきである。

2 視点の内容

そこで、以下の視点を作成した。

- (1) 契約事務において、所管の分掌に重複がないか。
- (2) 契約事務が関連する所管同士の意味の疎通は図られているか。
- (3) 契約事務の担当者の仕事が、知事に対し、管理職の決裁を経て、正しく具体的な情報として、伝えられているか。
- (4) 知事の意味及び理念が、管理職を経て契約事務の担当者に正しく伝わり、その意味及び理念に基づいて契約事務は処理されているか。

第6章 指摘・意見

第1節 指摘と意見の区別

指摘と意見は、これを区別する明確な基準を設定して分別したものではないが、

一応の基準として、当該契約事務が法令に違反し、又は、抵触していると認めて是正を求めるもの、または、効率性、有効性及び経済性の視点から是正をする必要があると認めたものは指摘とし、法令に違反するおそれ又は抵触するおそれがあるものにつきその注意喚起を図り、対応策を提案するもの、又は、効率性、有効性及び経済性の視点から何らかの対応策を必要とするが、適切な対応策を策定するには関連する事項を併せて検討する必要がある場合に、その検討を求めるものを意見とした。

第2節 契約の分類

第1 契約の種類

業務委託契約は、契約書の記述及びその内容に応じて、請負と準委任に振り分けた。元々、請負と準委任との区別は困難なところがあるが、監査対象の契約書は、これを意識して記載していないと思われるため、請負と準委任との区別は困難であった。仮に訴訟になった場合、裁判所が別の判断をする可能性がある。

第2 契約方法

- 1 契約方法とは、契約の相手方を選ぶ方法である。その方法として、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の三種類がある。その外、契約方法として、総合評価一般競争入札及び総合評価指名競争入札とがあり、いずれも落札者の決定を入札価格とその他の条件とを総合評価して行う手続であり、その手続自体は、総合評価一般競争入札と総合評価指名競争とで違いはない。両方をまとめて総合評価競争入札という。以上の外、契約相手を公募するプロポーザルがある。
- 2 簿冊閲覧対象とした契約を契約方法の種類を基準として分類した結果は、以下のとおりである。ただし、簿冊閲覧対象契約の抽出は、県のホームページに掲載されている契約の一覧表に記載されている業種毎に、最も契約金額が高いもの、単価契約の場合は単価が高いものを68件選ぶという方法であったため、県の契約の全体の平均を示すものではない。
- 3 簿冊閲覧対象契約につき、契約方法で整理した表が、3頁の「簿冊閲覧対象契約一覧表」であるが、総合評価指名競争入札は、1件もなかった。これも、県の契約を全て見た結果ではなく、閲覧対象簿冊68件を対象としてのことに過ぎない。参考として述べれば、総合評価指名競争入札の方法による契約がない、あるいは少ないと仮定してその理由を推測すれば、県の総合評価一般競争入札は、入札参加資格が多く項目で規定されている上に、手順が、入札の前に入札参加資格確認申請をさせ、技術資料を受付けて審査して入札参加資格通知をし、その上で入札参加資格確認通知をし、次いで入札の前に技術資料の判断・評価をするとい

うものであり、その実態が指名競争入札に近似しているため、敢えて総合評価指名競争入札という方式を行う必要性がないためと考える。

第3節 指摘及び意見の概要

第1 契約方法の選択

1 指名競争

指名競争16件のうち、7節、11節から15節、32節において、指名競争入札を選択したことにつき、指摘・意見を述べた。その理由は、結局のところ、選択した理由が法令の要件に該当するとは認め難い場合である。なお、選択した理由を記録した書類がないとの指摘・意見の趣旨は、指名競争入札を選んだ理由、その結論を導く前提となる具体的事実、それらの事実の有無の調査方法、調査結果、それらの事実に基づく判断の仕方を具体的に記録した書類がないということであり、その意味では、全ての指名競争入札に当てはまることである。契約事務の効率性を考慮すれば、そのような報告書を作成することは無駄であるとか、そのような執務時間はないということになるかも知れない。しかし、それを読んでも具体的な内容が理解できず、その契約事務の適法性、相当性については、その作成者を信じる外ないというような書類、しかも作成年月日、作成者の氏名及び所属の記載もないような書類では、それを何枚重ねても、その契約事務の適法性、相当性を確かめることはできず、その意味では効用性が低い書類になる。逆に、一度読めば具体的な内容を確認することができる書類は、その契約事務の決裁が正しく行われ、これに基づく次の手続も適法性及び相当性をもって処理できるため、効用性が高い書類となる。

2 随意契約

随意契約により契約相手を選んでいることについて指摘・意見を述べたものは、25節、58節、61節、62節、64節である。その理由は、自治令167条の2第1項各号に該当する事由があるとの判断につき、これを認め難いということである。その判断過程を記録した報告書を作成すべきとする指摘・意見は、基本的には、随意契約を選択した契約の全てに当てはまることである。

3 総合評価競争入札

(1) 総合評価一般競争入札を行っている契約は、1節から5節である。

総合評価競争入札を選択していることについての指摘は、当該契約の判断が、「千葉県総合評価方式ガイドライン」に従っているため、県が行っている全ての総合評価競争入札についていえることである。上記ガイドラインは、「予定価格が5千万円（税込み）以上の公共工事は、原則として総合評価競争入札による」としている。これについての指摘は、総合評価競争入札のこのような運用は、自治

令167条の10の2第1項及び第2項が定める要件事実の該当性を判断したことにはならないため、同法に違反するというものである。

- (2) それは、当該建設工事の請負契約を必ずしも無効にするものではないと解するが、仮にそうであっても、入札価格とその他の条件を総合評価して落札者を決定する範囲が一律に広がるということは、相当ではない。一般競争入札が持つ入札手続の透明性が失われるおそれがある範囲、入札参加の機会均等が損なわれるおそれがある範囲が、いずれも拡大するからである。落札者決定基準の入札価格以外のその他の条件が、必ずしも客観的ではない場合は、落札決定につき外からの不正な影響力の行使があっても、それが見えにくくなる。そのことは、落札者決定過程が公表されないことによって増幅される。公共工事適正化法8条1号は、公共工事の入札及び契約の過程に関する事項の公表を求め、施行令は、7条2項8号で、総合評価競争入札を行った場合は、①総合評価競争入札を行った理由、②落札者決定基準、③価格その他の条件が当該自治体にとって最も有利な申込みとして落札決定をした場合におけるその有利と認めた理由を、それぞれ公表すべきと定めているが、県はこれらの事実を公表していない。
- (3) なお、公共工事品質確保法3条10項は、公共工事の品質確保として、公共工事における下請負の請負代金額が適正な金額でありかつ速やかに支払われること並びに労働者の賃金等の労働条件の向上及び労働環境の改善が配慮されなければならないと規定している。これは、公共工事の落札決定において、そのように努める業者について高い評価を与えるべきとする趣旨である。しかし、県の総合評価基準には、そのような評価項目は設けられていない。
- (4) それゆえ、上記ガイドラインは一旦廃止し、財務規則を法令の改定に合わせて改定した上で、新たに要項から作成し直すべきである。

第2 入札者の人数と入札参加資格

- 1 入札参加資格又は入札者の人数につき指摘又は意見を述べた契約は、1節、5節、37節、39節、45節がある。これにつき指摘・意見を記述していない競争入札も、そのほとんどが入札者の数が数名であり、そして、入札参加資格を定めない競争入札はないため、入札者の人数と入札参加資格についての指摘・意見は、競争入札において共通のものといえる。
- 2 入札者が少ないことの原因が入札参加資格にあるのかにつき、県は、過去においてこれを調査したことがなく、資料がなかった。そこで、入札参加資格の項目につき、その設定によって、競争入札の競争性が不当に制限されることになるのか、契約の目的に照らして相当かを検討したが、入札参加資格を作成する過程を記録した書類がないため、入札参加資格と入札者の人数との因果関係の有無を判

断するに至らなかった。

- 3 建設工事における「建設工事等入札参加業者資格者名簿」の登載者、物品等における「物品等入札参加業者適格者名簿」の登載者は、工種や業種毎に数百名から千名を超える人数がいる場合もあるのに、入札者の数が1件当たり数名に止まっているという状況は、異常に思える。競争性が著しく低下していることは明らかであり、入札参加の機会均等が確保されていないのではないかとの疑いも生ずる。それゆえ、県は入札参加者が少ないことにつき、入札参加資格がどの程度の影響をもたらしているかを調査し、入札者の人数を増やすための対策を講ずる必要があると考える。

第3 予定価格

- 1 予定価格について指摘・意見を記述した契約は、39節、43節、45節、50節、51節、52節、58節、64節がある。予定価格は、自治体が契約を締結する際に、契約金額を決定する基準とするためにあらかじめ作成する金額であり、その作成方法につき、財務規則は、市場価格及び契約内容に応じて作成すべきと定めている。指摘・意見は、予定価格の作成方法が、この財務規則の規定に従っていないという認識に基づくものである。そして、ここでも、予定価格の根拠を確認することができる報告書が作成されていないという問題がある。
- 2 公共工事については、システムを用いて予定価格を作成しているが、そこにどのような項目があり、如何なる事実が入力されているかは、十分に調査することができなかつた。しかし、人工代につき、国の統計表を用いているとの説明があり、その場合は県の人件費の実態に基づいていないのではないかとの疑問を抱いたこともあつた。

第4 入札保証金

入札保証金について指摘・意見を述べた契約は、7節である。

入札保証金は、財務規則107条1項2号が定める「入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき」との事実がある場合である。その事実は具体的な事実でなければならない。そして、その具体的事実があることは、これを確認することができるようにするため、報告書に記録されなければならない。入札者が少ない実態では、落札者となるべき者が契約を締結しないことは事実上あり得ないことと思われるが、仮にそうだとした場合、本来は事前には分からないことであるし、少ない場合も落札者となるべき者が契約を締結しなければそれまでの手続が無駄になるため、入札者が少ないと予想される場合も、入札保証金免除の要件が具備されているか、厳格に判断する必要がある。

ある。

第5 随意契約における見積合わせの省略

- 1 随意契約における見積合わせの省略につき指摘・意見を述べた契約は、23節、27節、58節、64節である。
- 2 財務規則116条の2第1項本文は、随意契約においては、原則として2人以上の者から見積書を徴すべきことを定め、同項ただし書きは、「契約の目的若しくは性質により相手方が特定される等見積書を徴しがたいとき」は見積もり書を徴しないことができると定めている。これは、随意契約においても原則として2人以上の者と交渉すべきとする趣旨と解する。指摘・意見は、これを行わないことについての判断が合理的範囲内にあることにつき疑問が残った場合である。そして、目についたところは、その判断過程についての記録がなく、その適法性、相当性を確認することができないということである。それゆえ、それを記録した報告書を作成することが望ましい。

第6 契約書

1 契約書の書式

- (1) 契約書の書式として、当該契約書の書式では当該契約の債権債務が特定されていることにはならないとの指摘は、1節、3節、4節、10節、27節、29節、39節、45節及び52節で記述した。
- (2) 県は、県の契約について訴訟を提起すること又は提起されることが現実により得るとは考えていないのかも知れないが、契約で定めた内容の債務の履行がなされない場合に、損害賠償請求訴訟を提起しても、契約書だけでは債務を特定することができないのであれば、勝訴することが困難になる。県は、契約書の作成につき、全般的にみて、契約書を効率的に作成することができること、概要が分かり易いことを重視し、債務不履行の抑制、契約を巡る紛争予防、起こった紛争の迅速な解決という契約書の本来的な機能を軽視しているのではないかという印象を抱いた。

2 契約書の記載内容

- (1) 契約書の内容が不適切との指摘・意見は、39節、45節、49節、52節から54節、58節、59節、62節、67節があった。
- (2) 契約書は、当該契約の目的及び内容に応じて作成する必要がある。契約には全て個性がある。その個性に対応せずに作成された契約書は、その内容が自己に不利益な内容になっていても気づき難くなることもあるし、紛争が生じ易くなることもあるし、紛争が生じた場合に契約書に基づいて適切に解決することが困難に

なることもある。契約書の記載内容についての指摘・意見は、そのような理由に基づくものである。なお、67節の契約書は、契約の解除において、県が破産したり、租税の滞納処分を受けたり、営業許可を取り消されること等を想定した滑稽な契約書である。

第7 契約保証金

- 1 契約保証金の免除についての指摘は、8節、14節から19節、25節、28節、29節、31節、32節、34節、36節、37節、39節から41節、42節、45節、46節、48節から55節、58節、60節、61節、63節、65節、68節、合計35節に上った。
- 2 契約保証金は、債務の履行を確保する効果を持つものであり、仮に債務不履行が生じた場合はこれを損害の填補に充てることができるのであるから、契約保証金を支払わせることができることは、自治体にとって有利な制度である。それゆえ、財務規則99条2項の契約保証金免除規定は、厳格に解すべきである。契約保証金を免除する事情は、これを推測すれば、契約保証金を預かっても、これを結局返すことになるなら、預かることは無駄であるから省きたいということかもしれないが、それは無駄な手続ではない。契約保証金を返すときは、債務の履行がなされて、契約保証金預かったことの目的が達成されることになるからである。
その利益は、契約保証金の経費よりも遙かに大きいと考える。
- 3 相手方が「契約を履行しないおそれがないと認められるとき」に当たる事由として、「建設工事等入札参加業者資格者名簿」又は「物品等入札参加業者適格者名簿」に登載されていることを挙げることは、誤りである。これらの名簿に登載されていることは、契約締結時において相手方につき債務不履行をしないと認めることができる事由ではない。それは、入札に参加することができる資格があると認められただけの事実過ぎないし、しかも入札参加資格によって入札から排除される可能性もある事実過ぎないからであり、その上、入札参加資格が審査された時期と契約締結時は、必ずしも時期が同じではないからである。

第8 履行の監督及び確認

- 1 履行の監督及び確認について意見を記述した契約は、1節、30節、37節、43節、45節、50節、52節、65節である。
- 2 履行の監督は、履行を確実にし、履行の確認は、不完全履行や瑕疵を見逃した支払を防ぐことになり、これを怠ることは、直ちに大きな損失を招くおそれがある。この履行の確認及び検査を対象とする監査は、特に建設工事において、書類の開示が遅れたために調査が不十分になり、心残りであるが、確実にいえること

は、契約事務の内容を確認することができる書類が作成されているとは言い難いということである。会計を所管する部署が、履行の監督及び確認をした者が適切にそれをしたであろうと信頼する外ないような概略的な書類を作成するだけでは、履行の監督及び確認をしたことにはならない。同じ組織の者との間の相互信頼は必要であるが、人を見て仕事を見ないのであれば、効率的に組織が機能することはありません。仕事が見えるように報告書を作成すべきであり、それが契約事務の適法性、相当性を保ち、他の部署の契約事務の内容を確認することも容易になり、決裁が契約事務の内容を見て適切になされることになり、組織全体として、効率性が向上すると考える。

第9 住民の福祉の増進等

1 住民の福祉

4 5 節で、履行の監督及び確認として記述しているが、その内容は、グラウンド用白線の成分のサンプル検査をすることを求めるものである。県は、そのようなことは不要なことだと認識しているが、契約金額が市場価格と比較して廉価に過ぎるように思え、そのことから、かつて使用されていた有害な消石灰が混入している可能性もあるのではないかとの疑念を生じたがゆえの指摘である。そのようなことはあり得ないとしても、県がサンプル検査をすれば、自分の子どもの健康に県が十分な配慮をしてくれているとの認識が住民に生まれ、それが県の行政全般に対する信頼感を醸成することになり、県の行政事務の処理に有益となるものと考えられる。

2 報告書の作成

入札保証金の免除、随意契約の選択、総合評価競争入札の選択、契約保証金の免除及び履行の監督及び確認等で、契約事務の具体的内容を確認することができる報告書の作成を求めているが、それは、効率性についての考え方の違いによるものである。そのような書類の作成を省き、概要が確認できる書類の作成に止めれば、書類作成の執務時間は大きく減少することは確実である。しかし、それを作成した本人の記憶も時の経過によって薄れるし、そもそも、担当者以外は、その内容を確認することができないのであるから、組織として、その契約事務の内容を把握できないままに、その手続に基づく手続をすることになる。その具体的内容が確認できないならば、その契約時に基づく他の所管の契約事務が困難となり、効率性が低下するし、有効的な協働も困難となる。指揮命令の上下関係においても、決裁が形式化するおそれがあり、情報が管理職に正しく伝わらず、その判断が適切になされなくなるおそれも否定しきれない。報告書の作成には、時間がかかるが、その記載内容が具体的で分かり易く、そして添付された資料が適切

であれば、その後の事務処理の能率は上がり、組織全体としての効率性は向上するし、異なる部署同士の連携も取り易くなるから、報告書の作成を省くよりも、これを作成する方が遙かに効率的であり、有効性があると考える。

3 中小企業及び労働者への支援

総合評価競争入札につき、公共工事品質確保法に基づき、下請負の請負代金が適正であり、速やかに支払う業者、労働者の労働条件の向上や労働環境の改善に努める業者を、公共工事の発注において高く評価すべきであるとの指摘は、中小企業の経営者やそこで働く労働者達の福祉の増進の視点に基づくものであり、支払われた契約金額が大企業に止まり、その取締役達の高額所得になるよりも、中小企業や労働者に対してより多額が支払われ、消費が増えるようにする方が、遙かに経済効率が良いと考えたからでもある。県は、公共工事の多額な予算をもって、地域経済の発展に大きな役割を果たす立場にあり、その役割を法令の趣旨に沿って適切に果たすことが住民の福祉を増進させることになるものと考える。

第4節 指摘及び意見を踏まえての提言

第1 規則及び要綱等の改定及び全体的整理、

規則及び要綱等は、法令の改定に対応していないところがある。そして、要綱、要領及び手引きは、数が多くて把握が困難であり、部分的に重複や矛盾も見受けられる。それは、契約事務を担当する部署がそれぞれ要綱等を作成し、他の部署と協議することなく改定することから生ずることではないかと推測する。そこで、規則、要綱及び要領等の全体を確認し、法令に合わせて改定し、要綱及び要領等を整理し、統廃合することを検討すべきである。そして、その作業は、契約事務に係わる部署全体で連携して行う必要があると考える。

第2 報告書の作成と組織の在り方

作成する書類は、効率性を旨とし、概要を記載するものになっていることが多い。それは、契約事務の具体的内容の確認、理解を困難にし、組織の横の連携においても、上下の管理、指示命令においても、実質的な効率性、有効性を妨げることになるものと考える。それゆえ、契約事務のうち、法令の適用、不適用の判断に係る契約事務、次の手続の前提となる契約事務は、契約事務の具体的内容を記述し、その記述内容を確認することができる資料を添付する報告書の作成を義務付けるべきである。この報告書の作成を中核として、組織の在り方の改革をすることを検討することが、必要かつ有益ではないかと考える。

第3 公共工事の在り方

公共工事は、地域社会に有用な建造物を設置し、これを使用する住民の福祉を増進し、県の予算を地域社会に投下し、地域経済の活性化に寄与する効果を持っていて、自治体の行政事務のうち最も重要な部分である。公共工事適正化法及び施行令ならびに公共工事品質確保法は、この公共工事の在り方を定める重要な法令である。そこに定められている基本的理念として、県が改めて重要なこととして意識すべきことは、情報公表、談合等の不正行為の排除、下請負の保護、建設労働者の保護であると考えられる。県は、これらの基本理念に沿い、かつ法令を遵守して契約事務を行うべきでは当然のことであるが、さらに進んで、具体的施策として、情報公表については、ホームページを改良して住民が知りたい情報への接近を容易にして情報公表を進めること、談合等の対策は、情報提供を待つことから、入札参加状況の年度を超えての推移の分析、入札価格の内訳書の比較対照等により、談合等の不正行為の有無を積極的に調査する方向へ変えること、下請負の保護については、下請負の実態に合わせて分割発注する等、下請負が直接受注することができるようにすること、建設労働者の保護については、賃金等の労働条件及び労働環境につきあるべき水準を示して、労働条件の向上及び労働環境の改善を奨励し、これに応じて労働条件の向上及び労働環境の改善に努めている業者を優遇することを提案する。

第3部 各論

第1編 建設工事

第1章 一般競争入札

第1節 平成29年度幕張メッセ施設整備機械設備工事（トイレリニューアル他）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、幕張メッセの国際展示場の施設整備に伴う機械設備工事の請負契約（以下「幕張メッセ設備改修工事」という。）である。

2 契約の目的

- (1) 幕張メッセは、千葉市美浜区中瀬に設置され、平成元年10月から供用が開始された日本を代表する複合コンベンション施設である。これを構成する施設は、国際展示場1から8ホール、国際展示場9から11ホール、国際会議場及び幕張イベントホールの四つの施設からなり、敷地面積約21万7144㎡、延床面積16万8742㎡、総展示面積7万5098㎡の複合コンベンション施設であり、国内では東京国際展示場（東京ビッグサイト）に次ぐ2番目の規模を持つ施設である。
- (2) 幕張メッセを構成する四つの施設のうち、国際展示場1から8ホール、国際展示場9から11ホールを県が所有し、国際会議場及び幕張イベントホールは株式会社幕張メッセが所有している。ただし、県は、同社の株式25%を保有する筆頭大株主である。
- (3) 工事内容は、国際展示場4から8ホール及び9から11ホールを施工対象とする①トイレリニューアル工事一式、②エレベータ増設に伴うスプリンクラー増設工事、③エレベータ機械室改修工事、④空調機の分解整備等、⑤上水・中水ポンプ、湧水ポンプ及び温水循環ポンプの更新等である。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方法は、総合評価一般競争入札である。

2 入札保証金

入札保証金は、免除されている。

3 入札参加資格

入札参加資格が定められている。

入札参加資格は、これを要約すれば、①千葉県建設工事等入札参加業者名簿（以下「資格者名簿」という。）に管工事のA等級の格付がなされている者、②管工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者で、県の指名停止措置を参加資格確認申請提出期限から開札の時までの間に受けていない者、③平成29年度に公告した幕張メッセの施設整備工事を受注していない者、④県内に本店又は建設業法に基づく許可を受けた営業所がある者、⑤一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格及び監理技術者資格証を有する者を専任で配置できる者、⑥過去15年間に、1棟の延べ面積が3万3000㎡以上の鉄筋コンクリート造等の建築物の衛生設備工事又は空調設備工事を元請（共同企業体の場合は出資比率20%以上）で施工した実績がある者、ただし、千葉県経常建設共同企業体取扱要綱に基づき結成された経常建設共同企業体については、いずれかの構成員に上記実績がある者。⑦本工事にかかる設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこととされている。

4 入札者の人数

(1) 入札者の数

入札者は、3者であった。

(2) 入札参加資格者登録者数

本節の工事の種類は、管工事であるが、本節の工事につき入札参加資格を認められているA等級登録者及びB等級登録者の登録者数は、以下のとおりである。

ア 県外業者は、A等級が299者、B等級が58者、合計357者である。

イ 県内業者は、A等級が342者、B等級が239者、合計581者である。

ウ 県外業者と県内業者のA等級及びB等級の総計数は、938者である。

5 相手方

(1) 総合評価方式で相手方が落札者として決定されている。入札額が最も少額であった者は、相手方であった。なお、相手方は、平成28年度の幕張メッセのトイレ工事も受注している。

(2) 落札者は、管工事業を事業内容とする株式会社であり、本店所在地は、東京である。そして、同社の資本金は、35億円、売上高は2000億円以上、従業員は2000人弱である。

6 下請負

下請負は、一次下請け10社、二次下請け7社、三次下請け3社、四次下請け

1 社となっている。相手方が直接施工する部分は、無い。

第3 契約金額

1 代金額

本工事の請負代金額は、代金2億4000万円及び消費税1920万円、合計2億5920万円である。

平成29年度における幕張メッセの施設整備工事は、本工事を含めて9件発注されており、その当初契約金額の総計は、39億7764万円である。

2 予定価格

予定価格は、2億8404万円である。

3 落札率

落札率は、91.25%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

(1) 本節の契約書（以下「設備改修工事契約書」という。）の書式は、昭和25年2月21日中央建設審議会決定の公共工事標準請負契約約款（以下「標準約款」という。）に従って作成されている。契約の概要が箇条書きされ、発注者と受注者が記名押印した設備改修工事請負契約書に、59条もの条項が記載された約款と廃棄物処理に関する別紙が2枚綴られて、表紙と裏表紙を付けて冊子とし、表紙と裏表紙を貼り合わせた部分に割印が押されている。

(2) 工事の内容を記載した仕様書や設計図等の設計図書は、契約書とは別の書面になっている。約款の1条に、「発注者及び受注者は、この約款（契約祖を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ）を履行しなければならない。」と記載されているが、設計図書を特定することができる記載はない。

2 契約書の記載内容

(1) 建物工事請負契約書には、工事名、工事場所、工期、請負代金額、契約保証金及び解体工事に要する費用等が箇条書きされているが、発注者と受注者の債権債務としての記載ではない。

(2) 約款には、59条が定められている。建設工事であればどのような契約にも使えるものとして作成され、その結果、条項が多くなっていると推測される。条文には見出しが記載されているが、条項が多いため、必要な条項を探し出すことも

容易ではないように思え、他方、通常は適用されない条項も多いのではないかと
思える。

(3) 工事の内容は、別冊の図面、仕様書等の設計図書に記載されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は、2592万円である。

2 履行の確認

(1) 検査調書

工事検査調書には、日付、検査監の記名押印、「工事検査調書」との書類の題名
が記載され、次いで、「平成30年8月9日設計図書に基づき検査の結果、下記の
とおり完成を認める。」と記載されている。そして、「記」以下には、工事発注年
土、事業名、工事番号及び工事名、受注者の住所及び社名支店名、当初設計金額、
契約年月日、着工年月日、完成期限、完成年月日、完成通知受付年月日、当初設
計金額、請負金額、既支払額、完成金額及び今回支払額（残額）が記載されてい
る。備考として、検査立会人として、県側が副主幹の記名、受注者側が現場代理
人と監理技術者の記名がある。

(2) 監督及び確認の方法

工事の監督及び確認の方法は、以下のとおりである。

ア 工事監理業務日報

工事の監督については、工事管理業務日報が作成され、定期的に工事打合せ
がなされている。そして、履行の確認は、項目別評定点の一覧表を用いて、満
点の100点が項目毎に配点されていて、その採点がなされている。別紙とし
て、総合評価現場確認との書類名が記載された「施工上配慮すべき事項（品質
確保に係る施工方法・試験又は施工体制）に係る具体的提案が記載されている。
工事の確認後、相手方に対し、完成検査通知を行っている。完成検査通知には、
検査年月日、検査監の氏名、事業名等が記載されている。総合評価については、
「総合評価項目不履行による減点 なし」と記載されている。

イ 工事成績評定表

工事成績評定表は、同年8月9日付けで作成されている。工事成績評定表に
は、評定項目として、施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、工事特性、
創意工夫、社会特性等が定められ、そして各項目毎に細別が定められ、その細
別毎に評定点が4段階で配点されている。これらの配点された細目別の点数を、
監督員、主任監督員及び検査監（完成）の3名が分担して、4段階の配点のう
ちの一つの配点を選択し、その選択された配点とその合計点が記載されている。

ウ 工事検査結果通知書

工事検査結果通知書は、受注者に対し、工事の完成を認めたことを通知する書面であり、同年8月9日付けで受注者に対し送付されている。工事検査結果通知書には、完成を確認した年月日、検査監(完成)の氏名、工事名、工事番号、工事場所、請負金額、既支払額、今回支払額、評定点、総合評価項目不履行による原点が記載されている。総合評価項目不履行による減点は「無し。」とそれぞれ記載されている。

第6 契約事務の進行

本節の契約に係る事務の進行は、以下のとおりである。

平成29年 6月19日 設計書作成

6月26日 執行伺い(執行方法につき、「自治法234条1項の規定により一般競争入札とする。」と記載され、入札者氏名につき、「千葉県建設工事等入札参加資格委員会の意見をきいて決定する。」と記載されていて、総合評価一般競争入札という記載はない。)

7月13日 決裁

7月19日 入札参加資格委員会で、総合評価方式を選択し、入札参加資格を設定(ただし、総合評価方式を選定した理由についての書類は作成されていない。)

(総合評価項目から一部の項目を抜き出して評価項目を作成。ただし、その評価項目作成過程の書類は作成されていない。)

7月20日 総合評価技術審査会(1回目) - 落札者決定基準の審査

7月24日 学識経験者からの意見聴取(1回目) - 落札者決定基準の設定に係る意見聴取

7月28日 入札公告

8月18日 入札参加資格確認申請の受付及び技術資料の受付

8月22日 上記受付最終日

9月 1日 設計図書に対する質問受付

9月 6日 入札参加資格委員会(2回目) - 資格確認

9月 7日 入札参加資格の確認結果通知

9月 7日 総合評価技術審査会(2回目) - 技術評価等の審査

9月 8日 学識経験者からの意見聴取(2回目) - 技術評価に

係る意見聴取

設計図書等に対する質問の回答

平成29年	9月19日	入札初日
	9月20日	入札最終日
	9月21日	開札・落札者決定
	9月26日	契約締結
	9月27日	着工
	11月17日	前払金請求書受理（月日は、請求書の日付）
	11月30日	前払金支払
平成30年	3月23日	出来形検査願い受理
	3月28日	出来形検査
	4月12日	部分払請求受理（月日は、請求書の日付）
	4月25日	部分払支払
	7月31日	工事完成通知受理
	8月9日	完成検査
	8月28日	完成払金請求
	9月14日	完成払金支払

第2款 指摘

第1 契約書

1 契約書を作成する目的

請負契約は、諾成契約であり、契約書を作成しなくても、申込みと承諾が合致して合意が成立すれば契約は成立するが、契約書を作成しない場合、合意が成立しているか確認が不十分になり、また再確認することも困難であるため、債権者が認識している債務の内容と債務者が認識している債務の内容に擦れが生じ、債権者が認識している内容の債務が履行されず、紛争が起こるおそれがあり、そして、合意内容を確認することができる客観的資料がないため、起こった紛争を解決することも困難となる。このような問題が生じないようにするために作成されるものが契約書であり、契約書に債権債務の内容が具体的に記載されていれば、合意内容をいつでも再確認することができるため、債務が合意のとおり履行される蓋然性が高くなり、紛争が起こってもその解決が容易になる。

2 設備改修工事契約書の問題点

- (1) 契約書に、59条の条項が記載された約款が綴られているが、この約款に定めた条項が本節の契約の内容となることは、「別添の条項によって」と記載されるに止まり、「別添の条項」を特定する記載はなされていない。他方、約款の1条では、

「この約款（契約書を含む。）」と記載されるに止まり、「契約書」を特定する記載はなされていない。そして、工事の具体的内容を定める設計図書については、「設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書という。以下同じ）」と記載されるに止まり、別冊の図面等を特定する記載はなされていない。

(2) よって、これを特定することができるようにするため、設計図書に記載されている建設工事を契約の内容とする書式に改定すべきである。その例として、以下の二つの方法が考えられる。

ア それぞれ標題を記載し、契約書の条項に、それらの標題が記載された設計図書の記載内容が契約の内容になることを、例えば、「甲は乙に対し、別紙「〇〇仕様書」、「〇〇設計図」及び「〇〇説明書」に記載された建設工事を発注し、乙はこれを受注した。」等と簡潔に記載し、それらの設計図書を契約書の一体文書として綴り、通しの頁番号を記載する方法。

イ 設計図書に表紙を付けて、その表紙に、例えば「設備改修工事契約書の設計図書の合意書」等と題名を記載し、その設計図書が設備改修工事契約書の設計図書であることを確認した旨の記述をし、作成日付も記載して、当事者がそれぞれ記名押印して設計図書も契約書として作成し、他方、設備改修工事契約書には、例えば「甲は乙に対し、〇年〇月〇日付けにて甲と乙が作成した「設備改修工事契約書の設計図書の合意書」に記載された建設工事を発注し、乙はこれを受注した。」等と記載する方法。

第2 総合評価方式

1 総合評価一般競争入札の選択手続

総合評価競争入札は、自治令167条の10の2第1項又は第2項の要件に該当する事由があると認めるときに、これを選択することができる。それ故、総合評価競争入札を選択するときは、先ず、この自治令が定める要件の具備につき検討する必要がある。ところが、総合評価方式の選択については、「予定価格5千万円以上（税込み）の工事について、適用することを原則とする。」と規定する総合評価ガイドラインを適用し、自治令の上記要件具備は、調査も検討もしていない。このことは、県が、総合評価方式の選定を承認した会議として説明した会議の名称が、「入札参加資格委員会県土整備部会会議」であること、その会議について作成された書面の名称も、入札参加資格を確認する会議であることを示す「入札参加資格委員会県土整備部会会議結果」となっていること、その会議において配布された資料として添付されている書面は、その名称が「一般競争入札参加資格要件等設定資料」であり、その書式は、工事を特定する事項を列記

し、その工事につき入札参加資格を記載するものとなっていて、総合評価方式の記載は、その工事を特定する事項の一つである方式の記載欄に記載されているに過ぎず、総合評価一般競争入札を選定する理由の記載が何処にもないことから認めることができる。

2 総合評価における落札者決定基準

総合評価項目は、総合評価方式における落札者を決定する理由の細目であり、これを法令に沿って的確に定めなければ、総合評価方式を適正に運用したことにはならない。そして、建設工事については、公共工事適正化法、施行令、公共工事品質確保法、建設業法の適用があり、これらの法令は、一括下請負等の不正行為の防止、下請負代金の適正化、労働者の賃金等の労働条件の改善を定めているのであるから、これらに係る事項を総合評価方式による落札者決定基準となる細目に定める必要がある。しかし、県が定める総合評価項目は、これらの法令の趣旨と整合していない。その結果、公共工事に投じられた予算が、受注者から下請負人、下請負人から建設労働者へ支払われ、それが消費に廻って景気を上昇させるという循環効果が弱くなっている可能性がある。

3 本節契約における総合評価による落札者の決定

本節の総合評価は、受注者3者から提出された施工計画の優劣を評価して、相手方が落札者と決定されている。その際、評価の対象とされた事項は、施工計画であった。施工計画書の内容は、幕張メッセで開催されるイベントのスケジュールに対応した工程管理、施工時の安全対策、重量機器の搬出入時の損傷対策、品質確保の施工方法というものであり、その記載内容も抽象的であり、総合的に優れていることを判断できる記載とは認めがたいものであった。なお、工事打合せ記録によれば、平成30年6月11日の夜間工事において、事前に県の担当者から注意喚起を受けていたにも係わらず、誘導員を配置せず、当日にイベント主催者から施設管理者を通して県に抗議が寄せられ、翌日に県の担当者と業者担当者が施設管理者に謝罪に赴いたという不祥事が起こっている。県の説明によれば、この不従事を起こした業者は、本節の契約の相手方ではないとのことであるが、その業者も総合評価方式で選ばれた者であるため、総合評価方式によって落札者とされた者が最も優れた者であるのか、強い疑いが生じた。そして、平成31年1月下旬になって開示された書類から、相手方は、平成28年度においても、幕張メッセのトイレ工事を受注していることが分かったが、同じ業者が3年度で2回も同じ工事を受注していることについても疑問を抱いた。

4 総合評価の情報公表

施行令7条2項8号は、総合評価一般競争入札及び総合評価指名競争入札を行った場合には、①これを行った理由、②落札者決定基準、③当該契約がその性質

又は目的から競争入札の規定により難いとして、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合のその者を落札者とした理由、④落札者となるべき者の入札額によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めて、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認めて、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合のその者を落札者とした理由を公表しなければならないと規定している。しかるに、県は、本節の契約に限らず、総合評価方式を適用した契約につき、施行令が公表すべきと定めている事項につき、何一つ公表していない。総合評価方式は、価格以外の事由によって落札者を決定する方式であり、その落札者決定基準が不明確となり、不正な力によって落札者が決定されるおそれがあることから、施行令は、これを防ぐために、上記の事項を公表させ、県民による事実上の監視の対象として正しい運用を確保しようとしている。それ故、県が、施行令が公表を求める事項を公表してこなかったことは、総合評価競争入札につき、県が不正な力に対する抵抗力が極めて弱い方式で、長年運用していることを意味する。

5 結論

- (1) 総合評価方式を選択する場合は、自治令が定める適用要件の具備を調査し、検討すべきである。これを妨げている総合評価ガイドラインの千葉県総合評価方式の実施方針、即ち、「予定価格5000万円以上（税込み）の工事について総合評価方式を原則として適用する」との規定は、これを廃止すべきである。そして、総合評価方式実施要領2条(1)から(4)も、自治令の趣旨に沿っているとは言い難いところがあるため、改正すべきである。
- (2) 法令を遵守するため、総合評価項目を改定し、下請負に施工させることを常態とする業者、下請負及び二次以下の下請負の請負代金額の適正化に努めない業者、及び労働条件の向上及び労働環境の改善に努めない業者は、受注ができないような評価項目を定めるべきである。
- (3) 総合評価項目に不祥事が生じたときは、工事成績評定において、厳しく減点し、債務不履行の有無を検討すべきである。
- (4) 本節の工事は、総合評価方式が適用されていることから、公共工事適正化法8条、施行令7条1項、2項が公表事項と定める事項を全て公表すべきである。

第3 下請負

- 1 本節の契約の相手方は、自ら施工せず、請け負った建設工事の全てにつき、下請負会社10社と下請負契約を締結している。そして、その一次下請負には二次下請負が7社あり、その二次下請負には3社の三次下請負があり、その三次下請

負には1社の四次下請負がいる。

- 2 下請負については、一括下請負が禁止されている（建設業法22条1項、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律14条）。そして、本節の契約書約款6条も、一括下請負を禁止している。一括下請負が禁止される理由は、これを認めると受注代金が正当な金額より高額になるおそれがあり、或いは、不当に安い金額による下請負契約がなされる結果、工事の質が低下するとか、下請負の従業員の労働条件が悪化するとか、更には下請負中小企業の体力が次第に低下し、やがては倒産に至るおそれとか、建設業界内の取引や人間関係が不健全化するおそれがあるということにある。それ故、一括下請負でなければ良いということにはならず、一括下請負に異なる場合は当然として、そうでなくても、下請負に発注する工事の内容や金額に照らし、上記の弊害が生ずるおそれがどの程度あるかを常時監視しなければならない。
- 3 それ故、県としては、建設工事の契約締結に際しては、下請負の有無、下請負がある場合は、下請契約書や施工体制台帳に基づき、下請負に発注する工事の具体的内容を調査し、その工事が元請提出の見積書・内訳書のどの項目に該当し、それに拠ればその金額は幾らになるかを算出し、その金額と実際の下請負代金との差額を確認し、その差額は上記弊害を生ずるおそれがどの程度あるかを判断し、そのおそれがあると判断した場合は、契約の相手方をしてそれを是正させる必要がある。そして、契約締結後は、施工計画を実際に作成した者は誰か、工程管理、品質管理、安全管理等は、誰が実際に行っているのかを常時監視し、監督しなければならない。県は、「受注者が入札の際に提出する見積書・内訳書（以下「工事費内訳書」という）は、談合防止の観点から入札金額をきちんと積算しているかどうかを確認するために提出させているが、その内容は入札時点での見込みの内容であり、それが契約後の実際の下請負契約を拘束する性質のものではない。このため、下請負に発注される個々の工事が、発注者に提出した工事費内訳書のどの部分に該当するか明確になっているかとか、実際の下請負契約額が工事費内訳書の額とどれだけの差額があるかといったことを、一括下請負の評価の判断基準とすることは適当ではない。」と説明するが、そうであるとすれば、工事費内訳書を一括下請負、不当な下請負契約の調査に役立つ書式にすべきである。
- 4 この点につき、県は、「千葉県建設工事適正化指導要綱（以下「指導要綱」という。）」第4条に一括下請負禁止を定め、受注者に交付する「工事施工上の指示事項」においても一括下請負の禁止を第一番に記載し、元請人に対して施工体制、下請契約や技術者の配置状況などを確認する書類を提出させ、また、元請人が自ら施工計画の作成、品質管理、安全管理、技術的指導、その他発注者との協議・調整など、下請負工事の施工に実質的に関与しているかどうかの確認を随時行う

とともに、中間検査、出来形検査、完成検査の各検査時には、千葉県建設工事検査要綱に基づき、工程管理、品質管理、安全管理等が適切に行われているかどうかを工事成績評定表によって確認・採点している。

- 5 しかし、一括下請負か工事とその代金が廉価な不当な下請負契約かは、それが工事の内容とその代金との等価関係に係わることであるが故に、一括下請負禁止を指導要綱に定め、これを元請人に伝えて指導し、現場で施工管理の状況を見るだけでは足りず、元請人の施工部分と下請負人の施工部分の双方につき、工事の具体的内容とその見積りの内訳とを対照して行わねば把握できないことであると考える。相手方に提出させた施工体制台帳及び施工体系図と、工事費内訳書とを対照して、それぞれの施工の対価が実際は幾らになっているかを調査することが必要であり、それらの書式をその調査が実質的に行える書式に改め、実際にその調査を行えば、一括下請負契約又は不当な下請負契約を行う業者の入札を抑止する効果を持ち、有益である。
- 6 よって、県は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく契約事務を行うべく、次の措置をとるべきであると指摘する。
 - (1) 契約事務を規律する要綱及び契約事務の手引きとなる要領等に、下請負の受注工事の具体的内容及びその工事は見積書・内訳書によれば代金は幾らかを調査する条項、その調査に基づいて、当該下請負が一括下請けの弊害を生ずるおそれの程度を判断し、そのおそれがあると判断したときは、契約の相手方をしてそれを是正させる条項、それに従わないときは請負契約を解除できるとする条項を定めるべきである。
 - (2) 契約の相手方に提出させる施工体制台帳の書式及び見積書の内訳書の書式を改定し、下請負が受注する工事の具体的内容及びその工事が見積書・内訳書のどの項目に該当するかを判別できるように改め、下請負契約の請負代金額がその受注する工事に見合うという意味で適正な金額になっているかを調査することができるようになるべきである。

第3款 意見

第1 入札参加資格

- 1 一般競争入札において入札参加資格を定めることは、入札者を制限するということである。そして、入札参加資格は入札公告によって事前に公表されるから、その入札に係る工事の業者は、入札参加資格を見れば登録業者のうち入札することができる者とできない者とを区別することができる。それゆえ、入札参加資格が入札者を制限する効果が大きければ大きいだけ、入札に参加できる者は減少し、入札参加資格を持つ者の特定がより容易になる。これは、入札参加資格を持つ者

が入札価格について事前に協議することを容易にする。即ち、入札参加資格が入札者を制限する効果が大きければ大きいだけ、談合を容易にすることになる。それゆえ、入札参加資格の制限が、これによって入札参加資格を持つ者の数が談合を容易にする程の少数になることは相当ではない。

- 2 本契約の工事の種類である管工事についての入札参加資格登録者は、県外、県内のA等級、B等級の総計905者であるのに、入札者は僅か3名であり、総合評価一般競争入札であることを考慮しても、入札者が少な過ぎる。入札参加資格が無関係とはいえないであろう。県としては、入札参加資格を定める場合、事前に、登録業者の営業実体と入札参加資格とを照合させて入札参加資格を持つ業者の数と入札者を推定すべきであり、事後には、入札しなかった業者が入札しなかった理由を調査し、入札参加資格を定めたことがどのような効果を持ったかを調査し、今後の入札参加資格を定める場合の参考資料とすべきである。
- 3 県が入札参加資格を定める目的は、落札することが県からみて望ましくない業者を入札に参加させないことにある。そうである以上、入札参加資格を定める際は、その入札参加資格を定めることが、落札することが望ましくない業者の入札参加資格を失わせる効果をどの程度持つものであるかを検討する必要がある。そして、入札参加資格を定める目的が適正かつ相当であることが必要である。そうでなければ、県民をして、利害関係者の意向を受けて入札参加資格を定めたのではないかとの疑いを抱かせるおそれを生ずる。その目的が適正か相当かは、契約者が適正な利潤を得ることができる価格であって、かつ入札者の中で最も低額で入札できる者、下請けに丸投げしないことは当然として、下請け業者に不当に廉価な代金で請け負わせたことがない者、仕様書や設計書に記載された工事を一定以上の水準をもって完成させることができる人材と装備を持ち、かつ施工管理を適切に行う資格を持つ者を工事現場に配置することができる者、例えば中小企業者を育成するという政策的目的を実現にするに相応しい者達を入札者とする効果を持つかどうかによる。県は、入札参加資格を定めるに際しては、その入札参加資格がそのような適正かつ相当な目的を持つものかどうかを検討すべきである。

第2 履行の監督及び確認

1 日報の作成

- (1) 工事の完成検査は、通常、破壊検査ができないことから、工事の過程の日常的監督の積み重ねに基づいて行わねばならない。工事の日常的監督は、現場監督の資格の確認及び配置状況、技術労働者達の配置状況、工事に用いる部材や工事に使用する機材の検査、施工方法の確認、手直しの指示を適宜行う必要がある。本節の工事については、機器材料搬入検査が書面にされ、配管試験結果報告書、工

事検査調書及び出来形調書がそれぞれ作成され、定期的に打合せがなされてその都度工事打合せ記録が作成され、そして、月毎にこれらの記録を整理した工事監理業務日報が作成され、工事の完成の確認は、多角的視点から確認する工事成績評定に基づいて行われていることから、適正に監督がなされ、かつ工事の完成が確認されたと認めることができる。

- (2) しかし、日常的監督は、工程を具体的に把握し、日々の進捗状況と施工方法を確認することが肝要と考えられるところ、監督員が工事現場に臨場した状況については、これを確認することはできなかった。それ故、工事監督員は、日常的に工事現場に臨場して施工を監督し、そして、これを日報として記録することが望ましい。

2 専門的知識を持つ者への委託

自治令167条の15第4項は、履行確保の監督又は検査につき、専門的知識又は技能を必要とする等の理由で、職員が監督又は検査をすることが困難又は適当ではないと認められるときは、職員以外の者に委託してその履行の監督又は検査をさせることができることを規定している。

そこで、本節の建設工事についても、履行確保の監督又は検査につき、専門的知識又は技能を有する職員以外の者に委託することを検討することが望ましい。

第2節 社会資本総合交付金工事（仮称土屋橋本線P6・BランプP3・CランプP4橋脚）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本契約は、国道464号北千葉道路の土屋橋（仮称。成田市土屋所在。）の建設工事に係る請負契約である。

2 契約の目的

国道464号北千葉道路は、市川市から千葉ニュータウンを経て成田市を結ぶ全長約43キロメートルの道路である。本契約は、同道路の土屋橋（仮称。成田市土屋所在。）の建設工事に係る契約であり、本線P6橋脚1基、BランプP3橋脚1基及びCランプP4橋脚1基の建設を目的とする。本契約は、履行期間が平成29年9月15日から平成31年2月16日まで（契約締結後の設計変更による変更後の工期）の2か年度にわたる複数年契約である。なお、本契約は、国の社会資本整備総合交付金（平成22年度に創設された国土交通省所管の地方公共団体向け補助金）の交付対象とされており、契約代金は同交付金から支出される。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

総合評価一般競争入札である。

2 入札保証金

財務規則107条1項2号により免除されている。

3 入札参加資格

入札参加資格のうち主なものは、次のとおりである。

- (1) 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者のうち、土木一式工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者で、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本工事の一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日から本工事の開札の時までの間、受けていない者。
- (2) 「平成28年度 社会資本総合交付金工事（仮称土屋橋本線P3橋脚）」または「平成29年度 社会資本総合交付金工事（仮称土屋橋本線A1橋台）」を受注（落札決定の翌日から当該工事の完成通知日までをいう。）していない者。
- (3) 資格者名簿における、土木一式工事の格付けがA等級である者。
- (4) 県内に本店がある者。
- (5) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格（建設業法15条2号イに該当する資格）を有する者で、監理技術者資格者証を有する技術者を本工事に専任で配置できる者。
- (6) 過去15年間（入札公告の前年度までの15か年度間に当該年度の入札公告の日までを加えた期間（平成14年4月1日から平成29年7月28日まで）に、本工事と同種工事（鉄道近接工事で杭基礎工を含む橋梁下部工事）を元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）として施工した実績がある者。

4 入札者の人数

2者が入札に参加している。なお、入札実施に当たり県が見込んでいた入札参加者数は20者以上であった。

本節の公共工事の工種は土木一式工事であり、その資格者名簿に登載されている者の人数はAランクが364名、Bランクが672名、Cランクが413名、Dランクが645名である。

5 相手方

総合評価方式による入札（入札価格以外の評価項目を取り入れた入札方式）が

実施され、その結果、最廉価格による入札ではなかったが、技術評価点の高かった千葉市美浜区に本店を置く株式会社が契約の相手方に選定された。同社の資本金は7000万円であり、土木工事を中心とした総合建設業を事業内容としている。

6 下請負

相手方は、本工事のうち既製杭工、地盤改良工及び型枠コンクリート工につき、下請業者を選任している。下請業者の総数は、3次下請まで含めると計19者である。なお、県は、千葉県建設工事適正化指導要綱が規定する「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に係る千葉県入札・契約事務運用マニュアル」所定の施工体制等点検表に基づき、下請契約の内容等が適正か否かを確認している。

第3 契約金額

1 代金額

請負代金の総額（契約締結後の設計変更による変更後の代金）は4億1671万2600円（消費税込み）であり、うち平成29年度の債務負担額（支出額）は2億1360万円（消費税込み）である。

2 予定価格

予定価格は、4億3536万9600円（消費税込み）である。当該予定価格は、県作成の土木請負工事費の積算基準に基づき、取引の実例価格、需給の状況及び数量の多寡を考慮して定めている。

3 落札率

落札率は、91%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書本紙のほか、別紙として、全59条の約款及び全28条の特記仕様書が添付されている。

2 契約書の記載内容

契約書には、工事名、工事場所、工期、請負代金額、契約保証金及び解体工事に要する費用等に関する定めがある。約款には、総則規定、受注者の義務に関する規定、下請負人に関する規定、工期に関する規定、請負代金に関する規定、損害賠償に関する規定、解除に関する規定等が設けられている。特記仕様書には、材料の種類や施工条件等について詳細が定められている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は、3963万6000円である。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

相手方は、平成29年9月14日に本契約の工事に着工し、平成30年7月10日に県による中間検査が行われた。検査の結果、問題は認められなかったため、同月12日、県による中間認定が行われている。本契約は複数年契約であり、工事の完成は平成30年度に予定されているため、平成29年度末時点においては契約の履行は完了しておらず、完成検査、引渡し及び残代金の支払等は行われていない。

(2) 監督及び確認の方法

中間検査の工事検査調書には、別紙として工事成績評定表が添付されており、考査項目として、施工体制（施工体制一般、配置業者）、施行状況（施工管理、工程管理、安全対策、対外関係）、出来形及び出来ばえ（出来形、品質、出来ばえ）、工事特性（施工条件等への対応）、創意工夫、社会性等（地域への貢献等）が挙げられている。県の監督員らは上記考査項目毎に評定を行い、評定点が算出され、当該評定点に基づき、検査の合否が決定されている。

第6 契約事務の進行

平成29年 9月14日 契約締結

9月15日 着工届を受理

10月11日 前払金請求書（請求額9490万円）を受理

10月24日 前払金を支払

平成30年 7月10日 中間検査（設計図書に基づく検査）

7月12日 中間認定 工事認定通知書を発送し、工事検査調書を作成

11月14日 中間検査

11月15日 中間認定 工事認定通知書を発送し、工事検査調書を作成

第2款 指摘

第1 契約書

- 1 契約書に、59条の条項が記載された約款が綴られているが、この約款に定めた条項が本節の契約の内容となることは、「別添の条項によって」と記載されるに

止まり、「別添の条項」が何かを特定する記載はなされていない。また、工事の具体的内容を定める設計図書については、「設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書という。以下同じ）」と記載されるに止まり、別冊の図面等の名称等で特定する記載も何らなされていない。

- 2 そこで、建設工事請負契約書1ページ記載の「別添の条項」及び条項1条1項の「設計図書」について、契約書の内容から一義的に特定できるよう契約書の書式を改定すべきである。

その例として、以下の二つの方法が考えられる。

- (1) それぞれ標題を記載し、契約書の条項に、それらの標題が記載された設計図書の記載内容が契約の内容になることを、例えば、「甲は乙に対し、別紙「〇〇仕様書」、「〇〇設計図」及び「〇〇説明書」に記載された建設工事を発注し、乙はこれを受注した。」等と簡潔に記載し、それらの設計図書を契約書の一体文書として綴り、通しの頁番号を記載する方法
- (2) 設計図書に表紙を付けて、その表紙に、例えば「〇〇工事契約書の設計図書の合意書」等と題名を記載し、その設計図書が当該工事契約書の設計図書であることを確認した旨の記述をし、作成日付も記載して、当事者がそれぞれ記名押印して設計図書も契約書として作成し、他方、当該工事契約書には、例えば「甲は乙に対し、〇年〇月〇日付けにて甲と乙が作成した「〇〇工事契約書の設計図書の合意書」に記載された建設工事を発注し、乙はこれを受注した。」等と記載する方法

第2 総合評価

総合評価一般競争入札は、法令上、自治令167条の10の2第1項又は第2項の要件に該当する事由があると認めることができるときに、これを選択することができる」とされている。

そのため、総合評価一般競争入札を選択するときは、先ず、この自治令が定める要件の具備につき検討する必要がある。

しかしながら、本件総合評価方式の選択については、「予定価格5千万円以上(税込み)の工事について、適用することを原則とする。」と規定する総合評価方式ガイドラインを適用して行われており、自治令の上記要件具備は、十分な調査、検討をされているとは言い難く、執行伺い等の書面にも、どのような理由で自治令の要件を充足するのかについて、何らの記載もなされていない。

担当課は、一般競争入札において総合評価方式を適用するには、自治令が定める適用要件の具備を調査し、検討すべきである。また、検討内容及び結果を後日確認できるようにするため、その手続につき書面を作成すべきである。

第3款 意見

第1 入札参加資格

本契約の相手方を選定するに当たり、一般競争入札が実施されている。県は入札参加者数を20者以上と見込んでいたが、実際に入札に参加したのは2者であり、県の見込みを大きく下回った。この点、一般的にも、入札参加者が2者では、一般競争入札の利点である競争原理が十分に機能しているとは言い難い。

そこで、県は、本契約の入札参加資格要件（例えば、地域要件や施工実績等）が妥当であったのかを検証し、今後類似の契約の一般競争入札を実施する際は、必要に応じて入札参加資格を緩和するなどの措置をとることが望ましい。

第3節 海岸基盤整備（復興）工事（目那川樋管ゲート製作据付工）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、旭市飯岡地区を流れる普通河川目那川の開口部からの津波遡上を防止する施設として、樋管ゲートを製作・据付する工事の請負契約である。

2 契約の目的

旭市飯岡地区では、東日本大震災の際、川を逆流した津波が市街地に流れ込み、大きな浸水被害を被った。

そこで、旭市飯岡地区を流れる普通河川目那川の開口部からの津波遡上を防止するため、樋管ゲートを製作・据付する工事を行うこととなった。

3 契約の変更

- (1) 本件工事は、当初の契約では工期を平成29年11月11日から平成30年3月25日までとされていたが、その後、2度の工期の変更がなされている。
- (2) 1度目は、平成30年3月22日に建設工事請負変更契約書が締結され、工期が平成30年8月31日までと変更されており、工期の変更理由については、「保安林解除にあたり、農林水産省との協議調整に不測の日数を要しているため」とされている。
- (3) 2度目は、平成30年8月21日に建設工事請負変更契約書が締結され、工期が平成31年3月25日と変更されており、工期の変更理由については、「樋管本体工の遅れにより、現場着工ができなかったため」とされている。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方式は、総合評価一般競争入札である。

2 入札保証金

入札保証金は、財務規則107条1項2号に基づき免除されている。

3 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格として定められたものは以下のとおりである。

- (1) 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者のうち、鋼構造物工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者で、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を本工事の一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日から本工事の開札の時までの間、受けていない者。
- (2) 資格者名簿における鋼構造物工事の格付がA等級である者。
- (3) 一級土木施工管理技士又は、これと同等以上の資格（建設業法15条2号イに該当する資格）を有する者で監理技術者資格証を有する者を本工事に専任で配置できる者。ただし、工場製作のみが行われている期間は専任を要しない。
- (4) 過去15年間に本工事と同種工事（樋門扉又は樋管扉の製作据付工事）を元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）で施工した実績のある者。ただし、千葉県経常建設共同企業体取扱要綱に基づき結成された経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員に当該実績がある者。
- (5) 本工事に係る設計業務の受託者又は、当該受託者と資本若しくは、人事面において関連がある者でないこと。

4 入札者の人数

- (1) 入札者の人数は1者のみである。
- (2) 本節の工事の工種は鋼構造物工事であり、その入札参加資格者名簿に登録されている者の人数は、A等級が247者、B等級が83者、C等級が135者である。

5 相手方

相手方は香川県に本社を有し、河川工事一式、各種転倒堰・昇降樋門その他鋼構造物の設計、製作、販売、施工等を主な業とする株式会社である。

6 下請負

下請けはない。

第3 契約金額

1 代金額

代金額は1億7496万円（税込）である。

2 予定価格

予定価格は1億8301万6800円（税込）である。

3 落札率

落札率は95.60%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

(1) 本節の契約書（以下「建設工事請負契約書」という。）の書式は、昭和25年2月21日中央建設審議会決定の公共工事標準請負契約約款（以下「標準約款」という。）に従って作成されている。契約の概要が箇条書きされ、発注者と受注者が記名押印した建設工事請負契約書に、59条もの条項が記載された約款がつづられ、表紙と裏表紙を付けて冊子とし、表紙と裏表紙を貼り合わせた部分に割印が押されている。

(2) 工事の内容を記載した仕様書や設計図等の設計図書は、契約書とは別の書面になっている。約款の1条に、「発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ）を履行しなければならない。」と記載されているが、設計図書が何か、題名等で特定することができる記載はない。

2 契約書の記載内容

約款には、59条が定められている。建設工事であればどのような契約にも使えるものとして作成されているが、本件契約では中間前払金の定めはないことから、中間前払金を規定する35条の一部が抹消されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は、1749万6000円である。

ただし、契約の相手方は、入札保証金の納付に代えて、契約書4条1項3号に基づき、保証事業会社の保証書を県に差し入れている。

2 履行の確認及び監督

(1) 検査調書及び工事成績評定表

本件工事は平成29年11月11日に着工しているが、前述の2度にわたる工期変更契約締結を経たことから、平成31年3月25日完成予定とされており、監査終了までに工事は完成していない。

(2) 監督及び確認の方法

工事の監督については、定期的に工事打合せを行うなどして進捗状況や問題点の確認がなされるとともに、工事打合せ簿が作成されるなどして、適切に行われている。

第6 契約事務の進行

平成29年	8月	3日	本件工事について執行伺いを起案
	9月	1日	同決裁
	9月	15日	一般競争入札実施について執行伺いを起案・同決裁 一般競争入札の公告を実施
11月	8日		開札期日において、相手方が落札 契約締結に関する執行伺い起案
11月	10日		同決裁・建設工事請負契約書締結
11月	13日		相手方より着工届が提出（着工日は11月11日） され、受領
12月	12日		前払金6998万円についての支出伝票を起票
12月	22日		前払金6998万円を支払い
平成30年	3月	19日	工期変更（1度目）についての執行伺いを起案
	3月	22日	同決裁・建設工事請負変更契約書を締結
	8月	17日	工期変更（2度目）についての執行伺いを起案
	8月	21日	同決裁・建設工事請負変更契約書を締結

第2款 指摘

第1 契約書

- 1 契約書に、59条の条項が記載された約款が綴られているが、この約款に定めた条項が本節の契約の内容となることは、「別添の条項によって」と記載されるに止まり、「別添の条項」が何かを特定する記載はなされていない。また、工事の具体的内容を定める設計図書については、「設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書という。以下同じ）」と記載されるに止まり、別冊の図面等の名称等で特定する記載も何らなされていない。
- 2 そこで、建設工事請負契約書1ページ記載の「別添えの条項」及び条項1条1項の「設計図書」について、契約書の内容から一義的に特定できるよう契約書の書式を改定すべきである。

その例として、以下の二つの方法が考えられる。

- (1) それぞれ標題を記載し、契約書の条項に、それらの標題が記載された設計図書の記載内容が契約の内容になることを、例えば、「甲は乙に対し、別紙「〇〇仕様

書」、「〇〇設計図」及び「〇〇説明書」に記載された建設工事を発注し、乙はこれを受注した。」等と簡潔に記載し、それらの設計図書を契約書の一体文書として綴り、通しの頁番号を記載する方法。

- (2) 設計図書に表紙を付けて、その表紙に、例えば「海岸基盤整備（復興）工事（目那川樋管ゲート製作据付工）工事契約書の設計図書の合意書」等と題名を記載し、その設計図書が当該工事契約書の設計図書であることを確認した旨の記述をし、作成日付も記載して、当事者がそれぞれ記名押印して設計図書も契約書として作成し、他方、当該工事契約書には、例えば「甲は乙に対し、〇年〇月〇日付けにて甲と乙が作成した「海岸基盤整備（復興）工事（目那川樋管ゲート製作据付工）工事契約書の設計図書の合意書」に記載された建設工事を発注し、乙はこれを受注した。」等と記載する方法。

第2 総合評価

総合評価一般競争入札は、法令上、自治令167条の10の2第1項又は第2項の要件に該当する事由があると認めるときに、これを選択することができるかとされている。

そのため、総合評価競争入札を選択するときは、まず、この自治令が定める要件の具備につき検討する必要がある。

しかしながら、本件総合評価方式の選択については、「予定価格5千万円以上(税込み)の工事について、適用することを原則とする。」と規定する総合評価方式ガイドラインを適用して行われており、自治令の上記要件具備は、十分な調査、検討をされているとは言い難く、執行伺い等の書面にも、どのような理由で自治令の要件を充足するのかについて、何らの記載もなされていない。

担当課は、一般競争入札において総合評価方式を適用するには、自治令が定める適用要件の具備を調査し、検討すべきである。また、検討内容及び結果を後日確認できるようにするため、その手続につき書面を作成すべきである。

第3款 意見

第1 入札参加者の人数

本件工事は、予定価格が1億8000万円を超える工事であり、一般競争入札の方式を採用し、20社以上の入札数を見込んでいたが、最終的な入札者数は1者にとどまっている。

本件は比較的大型の工事といえるが、入札者の人数が少なく、公平な競争が確保されていないおそれがあるにもかかわらず、入札者が少なかった原因について何らの調査がなされていない。担当課は、今後の発注業務の適正化の観点からも、

入札者数が少なかった原因について、入札参加資格の妥当性の検証も含めた調査等を行うことが望ましい。

第2 契約の変更—入札実施時期

- 1 本件工事においては、工期の変更がなされている。
- 2 1度目の工期変更理由について担当課は、「千葉県農林水産部が管理する保安区域内に、海岸保全施設である千葉県県土整備部管理の樋管を造るため、保安林解除が必要となった。また、保安林の解除面積を決めるために、図面上での面積ではなく、現況の実測面積が必要だったが、保安林境界が未確定の箇所があり、境界の確定に時間を要した。」と説明している。
- 3 確かに、工事の実施に当たり、不測の事態が生じることはありうることであるが、本件において、施工の際に保安林の解除が必要だと判明したのは、入札実施前の平成29年2月であり、その時点から保安林解除に向けての協議がなされていたとのことである。
- 4 とするならば、入札を実施した平成29年8月の時点で、保安林解除に向けた困難性は判明していたと考えられ、入札実施時期を遅らせるなどすれば、工期の変更は避けられたように思える。
- 5 工期の変更は、受注業者にも人手の確保時期などの調整を強いる結果となることから、誰にとってもできる限り避けられた方がベターであり、担当課は、工期の変更をできる限り避けるように入札実施時期の判断を行うことが望ましい。

第4節 県単運動公園周辺地区整備工事（2号調整池排水設備）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

- 1 契約の種類
本件は、運動公園周辺地区の区画整理事業進捗に伴う雨水流出増に対処するため、調整池の排水設備を設置する工事請負契約である。
- 2 契約の目的
流山市の総合運動公園を中心とする運動公園周辺地区では、大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に基づき、つくばエクスプレス（常磐新線）整備と合わせて施行されている一体型土地区画整理事業により良好な居住環境を形成し、維持する都市基盤整備が行われており、土地区画整理事業は千葉県が実施している。

この運動公園周辺地区の区画整理事業の進捗に伴い、雨水流出が増加したことから、これに対処するための工事を行うことになったものである。

3 契約の変更

(1) 工期の変更

ア 本件工事においては、2度の工期の変更契約がなされている。

イ 当初の契約では工期は平成29年10月3日から平成30年3月23日までとされていたが、平成30年3月23日に建設工事請負変更契約書が締結され、工期が平成30年8月31日までと変更されている。

また、平成30年8月30日に建設工事請負変更契約書が締結され、工期は、平成30年10月19日までとされている。

ウ なお、工期の変更理由については、いずれも「配置予定箇所の別途躯体築造工事が遅れており、着手可能時期の再検討が必要となったため。」とされている。

(2) 契約金額の変更（増額）

本件工事の契約金額は、当初の契約では4989万6000円（税込）とされていたが、平成30年8月30日に建設工事請負変更契約書が締結され6116万6880円（税込）に増額となっている。なお、増額理由については、「工事用道路として別途工事で設置した敷鉄板を引継ぎ利用することとなったため、敷鉄板賃料、撤去運搬費を新規計上する。また、施工に際し地下水位低下工を継続して行う必要があるため、ディープウェルの運転管理、機械損料を新規計上する。」とされている。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方式は、総合評価一般競争入札である。

2 入札保証金

入札保証金は、財務規則107条1項2号に基づき免除されている。

3 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格として定められたものは以下のとおりである。

- (1) 入札参加者は、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載されている者のうち、機械器具設置工事について建設業許可を受け、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を、本工事の一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日から当該工事の開札の時までの間、受けていない者。
- (2) 資格者名簿における機械器具設置工事の格付けがA等級である者。
- (3) 千葉県内に本店又は建設業法に基づく許可を得た営業所がある者。
- (4) 機械器具設置工事における建設業法15条2号のイ又はロに該当する資格を有する者で、監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できる者。ただし、機器等の工場製作のみの期間は、専任を要しない。

- (5) 過去15年間（平成14年4月1日から平成29年8月4日まで）に、排水ポンプの製作据付工事を元請として施工した実績のある者。ただし、千葉県経常建設共同企業体取扱要綱に基づき結成された経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）にあっては、いずれかの構成員に当該実績がある者。
- (6) 当該工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者。

4 入札者の人数

- (1) 入札者は2者であるが、内1者は予定価格を超える入札価格で入札したため失格しており、残る1者が落札している。
- (2) 本節の工事の工種は機械器具設置工事であるが、その入札参加資格者名簿に登録されている者の人数はA等級が304者、B等級が93者、C等級が63者である。

5 相手方

契約の相手方は東京都内に本社を有し、ポンプ施設、上下水道水処理施設、農村集落排水施設等の販売・計画・設計・施工・保守・管理等を主な業とする株式会社である。

6 下請負

下請けは、一次下請けが2者、二次下請けが1者となっている。

第3 契約金額

1 代金額

代金額は4989万6000円（税込）である。

但し、前述のように契約金額が変更となったことから、最終的には6116万6880円（税込）となっている。

2 予定価格

予定価格は5153万7600円（税込）である。

3 落札率

落札率は97%であった。

第4 契約書

1 契約書の書式

- (1) 本節の契約書（以下「建設工事請負契約書」という。）の書式は、昭和25年2月21日中央建設審議会決定の公共工事標準請負契約約款（以下「標準約款」という。）に従って作成されている。契約の概要が箇条書きされ、発注者と受注者が記名押印した建設工事請負契約書に、59条もの条項が記載された約款がつづら

れ、表紙と裏表紙を付けて冊子とし、表紙と裏表紙を貼り合わせた部分に割印が押されている。

- (2) 工事の内容を記載した仕様書や設計図等の設計図書は、契約書とは別の書面になっている。約款の1条に、「発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ）を履行しなければならない。」と記載されているが、設計図書が何か、題名等で特定することができる記載はない。

2 契約書の記載内容

約款には、59条が定められている。建設工事であればどのような契約にも使えるものとして作成されているが、本件契約では中間前払金及び債務負担行為に係る契約の特則の定めはないことから、中間前払金を規定する35条3項、4項及び債務負担行為に係る契約の特則に関する40条ないし42条が抹消されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約の相手方が、契約書4条1項5号に基づいて履行保証保険契約を締結し、保険証券を県に寄託したことから同4条2項により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書及び工事成績評定書

本件工事は平成29年10月3日に着工し、前述のように二度の工期の変更を経た後、平成30年10月9日に工事が完成し、同日付工事完成報告書が相手方から県に提出されている。

県はこれを受けて同月11日に完成検査を実施し、工事成績評定表の項目に基づいて検査を行った上で、同月12日付け工事検査調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

工事の監督については、定期的に工事打合せがなされており、その結果についての工事打合簿も毎回作成されている。

履行の確認は、項目別評定点の一覧表や施工プロセスのチェックリストなどを用いて、細かくチェックされている。

第6 契約事務の進行

平成29年 7月24日 一般競争入札実施について執行伺いを起案

平成29年	7月25日	入札参加資格委員会（流山区画整理事務所部会）開催。一般競争入札参加資格要件を設定
	7月29日	一般競争入札実施についての執行伺い決裁
	8月4日	一般競争入札の公告を実施
	9月5日	入札参加資格委員会（流山区画整理事務所部会）開催。入札参加資格の確認を求めてきた業者2者について、入札参加資格の確認を行う。
	9月27日	開札期日において相手方が落札者に決定 契約締結に関する執行伺い起案
	10月2日	同決裁・建設工事請負契約書締結
	10月3日	相手方より、着工届が提出され受領
平成30年	3月23日	工期変更についての執行伺いを起案 同決裁・建設工事請負変更契約書を締結
	8月30日	工期変更及び請負工事代金変更についての執行伺いを起案・同決裁。建設工事請負変更契約書を締結
	10月9日	相手方より工事完成・工事完成通知書が提出され、受領
	10月11日	工事検査実施（10月12日付けで工事検査調書作成）
	10月31日	相手方からの請求書の提出を受け、支出伝票起票・同決裁
	11月9日	請負代金支払

第2款 指摘

第1 契約書

- 1 契約書に、59条の条項が記載された約款が綴られているが、この約款に定めた条項が本節の契約の内容となることは、「別添の条項によって」と記載されるに止まり、「別添の条項」が何かを特定する記載はなされていない。また、工事の具体的内容を定める設計図書については、「設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書という。以下同じ）」と記載されるに止まり、別冊の図面等の名称等で特定する記載も何らなされていない。
- 2 そこで、建設工事請負契約書1ページ記載の「別添えの条項」及び条項1条1項の「設計図書」について、契約書の内容から一義的に特定できるように契約書の書式を改定すべきである。

その例として、以下の二つの方法が考えられる。

- (1) それぞれ標題を記載し、契約書の条項に、それらの標題が記載された設計図書の記載内容が契約の内容になることを、例えば、「甲は乙に対し、別紙「〇〇仕様書」、「〇〇設計図」及び「〇〇説明書」に記載された建設工事を発注し、乙はこれを受注した。」等と簡潔に記載し、それらの設計図書を契約書の一体文書として綴り、通しの頁番号を記載する方法
- (2) 設計図書に表紙を付けて、その表紙に、例えば「県単運動公園周辺地区整備工事（2号調整池排水設備）工事契約書の設計図書の合意書」等と題名を記載し、その設計図書が当該工事契約書の設計図書であることを確認した旨の記述をし、作成日付も記載して、当事者がそれぞれ記名押印して設計図書も契約書として作成し、他方、当該工事契約書には、例えば「甲は乙に対し、〇年〇月〇日付けにて甲と乙が作成した「県単運動公園周辺地区整備工事（2号調整池排水設備）工事契約書の設計図書の合意書」に記載された建設工事を発注し、乙はこれを受注した。」等と記載する方法

第2 総合評価

総合評価一般競争入札は、法令上、自治令167条の10の2第1項又は第2項の要件に該当する事由があると認めるときに、これを選択することができる」とされている。

そのため、総合評価競争入札を選択するときは、まず、この自治令が定める要件の具備につき検討する必要がある。

しかしながら、本件総合評価方式の選択については、「予定価格5千万円以上(税込み)の工事について、適用することを原則とする。」と規定する総合評価方式ガイドラインを適用して行われており、自治令の上記要件具備は、十分な調査、検討をされているとは言い難く、執行伺い等の書面にも、どのような理由で自治令の要件を充足するのかについて、何らの記載もなされていない。

担当課は、一般競争入札において総合評価方式を適用するには、自治令が定める適用要件の具備を調査し、検討すべきである。また、検討内容及び結果を後日確認できるようにするため、その手続につき書面を作成すべきである。

第3款 意見

第1 入札参加者の人数

本件については、入札参加者数を20者程度と見込んで総合評価方式（特別簡易型）による競争入札を行ったものの、入札者数は予想を大きく下回り、わずか2者にとどまっている。

担当課は、入札参加者が低調であった原因について特段調査等を行っていない

が、いうまでもなく、入札方式を採用するのは競争原理を働かせるためであり、そのためには一定程度の入札者数を確保する必要がある。

担当課は、入札者数が低調であった場合には、入札参加資格の妥当性の検証も含め、その原因を調査するなどして入札者数の確保を図ることが望ましい。

第5節 社会資本整備総合交付金工事（坂本・工事中用進入路工）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本契約は、道路を建設するための大規模な補強盛土工や切土工を行うにあたり、資材や建設機械を搬入する栈橋や工事中用進入路を施工する請負契約である。

2 契約の目的

市原天津小湊線・鴨川市天津地先については、急峻な地形のため屈曲部が多く、線形も不良であり、また、道路幅員も狭小であることから、新たにループ橋等を建設し、一部区間のバイパス工事を進めているところである。

工事内容は、栈橋の48m延長工事および工事中用道路の101m延長工事である。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方式は、総合評価一般競争入札である。

2 入札保証金

入札保証金は免除されている（財務規則107条1項2号）。

3 入札参加資格

入札参加資格要件

- (1) 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下、「資格者名簿」という）に記載されている者のうち、とび・土工・コンクリート工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者で、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく停止措置を、本工事の一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日から本工事の開札の時までの間、受けていない者。
- (2) 下記の工事を受注しているものは、参加することができない。
平成28年度「社会資本整備総合交付金・県単道路改良（幹線）工事（坂本・工事中用道路工）」
- (3) 資格者名簿におけるとび・土工・コンクリート工事の格付がA等級である者。

- (4) 県内に本店のある者
- (5) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格（建設業法15第2号イに該当する資格）を有する者で、監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できる者。
- (6) 過去15年間（平成14年4月1日から平成29年10月27日）に、本工事と同種工事（既製杭工事（H形鋼杭を含む））を元請として施工した実績のある者。ただし、千葉県経常建設共同企業体取扱要綱に基づき結成された経常建設共同企業体（以下「経常JV」という）にあっては、いずれかの構成員に当該実績がある者。
- (7) 経常JVで参加した場合には、その構成員は参加することができない。
- (8) 本工事にかかる設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

4 入札者の人数

入札者は2者である。うち予定価格を超過したものは1者である。

本節の公共工事の工種は、とび・土木・コンクリート工事であり、その入札参加資格者名簿に登録されている者の人数は、Aランクが527名、Bランクが388名、Cランクが518名である。

5 相手方

落札者は、土木建築工事の請負等を業とする資本金2000万円の千葉県内の株式会社である。

6 下請負

伐木・除根、足場工組立解体、支持杭設置の下請負がある。

第3 契約金額

1 代金額

契約価格は2億8728万円（税込）である。

2 予定価格

予定価格は2億8834万9200円（税込）である。

3 落札率

落札率は99.63%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書は表題部及び59条の約款からなる。

その他に、総括情報表・工事数量総括表・特記仕様書・施工条件の明示・図面

各種（全54葉 作成者 千葉県安房土木事務所）が合綴されている。

2 契約書の記載内容

契約の内容は以下のとおりである。

工事場所：主要地方道市原天津小湊線 鴨川市天津

工期：平成29年12月19日～平成31年3月3日

契約保証金：2872万8000円

解体工事に要する費用等：

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律104号)13条1項に基づく解体工事の費用等の記載については、別添様式3のとおりとする。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は2872万8000円である。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書及び工事成績評定表

検査調書及び工事成績評定表が作成されている。

(2) 監督及び確認の方法

本件工事は平成29年12月19日に着工し、平成30年1月23日に前払金を支払い、同11月12日にさらに前払金を支払っている。

工事完成通知が相手方から県に提出されると、県はこれを受けて完成検査を実施し、検査結果を相手方に通知した上で、代金を支払う。

第6 契約事務の進行

平成29年11月22日 入札参加資格委員会県土整備部会会議結果

11月30日 千葉県建設工事総合評価委員の意見聴取

12月13日 開札

1 落札者 2億6600万円

2 A社 2億6900万円 →予定価格超過

12月13日 契約の保証に関する指示

12月18日 中間金前払と部分払の選択に関する届出

12月18日 課税事業者届出

12月18日 建設業退職金共済証紙購入状況報告

12月18日 支出負担行為伝票

支出負担行為額 1億円 (平成29年)

	1億8728万円	(平成30年)
平成29年12月18日	建設工事請負契約	
12月18日	監督職員選任通知	
12月19日	主任技術者等選任通知	
12月19日	工程表提出	
12月19日	着工	
平成30年1月10日	支出伝票 前払金	4444万円
4月 1日	支出負担行為伝票	5556万円
4月 1日	監督職員選任変更通知	
10月30日	前払金請求	7046万円
10月30日	支払伝票	

第2款 指摘

第1 総合評価

総合評価の指摘の内容は、第1節と同じである。すなわち、

- (1) 総合評価方式を選択する場合は、自治令が定める適用要件の具備を調査し、検討すべきである。これを妨げている総合評価ガイドラインの千葉県総合評価方式の実施方針、即ち、「予定価格5000万円以上（税込み）の工事について総合評価方式を原則として適用する」との規定は、これを廃止すべきである。そして、総合評価方式実施要領2条(1)から(4)も、自治令の趣旨に沿っているとは言い難いところがあるため、改正すべきである。
- (2) 法令を遵守するため、総合評価項目を改定し、下請負に施工させることを常態とし、あるいは二次、三次、四次の下請負に施工させる業者、労働条件が劣悪な業者、眼に見えないところで手抜きをする業者、公正な競争に疑いが生ずる同一業者の反復受注ができないような評価項目を定めるべきである。
- (3) 総合評価項目に不祥事が生じたときは、工事成績評定において、厳しく減点し、債務不履行の有無を検討すべきである。
- (4) 本節の工事は、総合評価方式が適用されていることから、自治令7条1項、2項が公表事項と定める事項を全て公表すべきである。

第3款 意見

第1 入札参加資格

一般競争入札であるが、入札者が2者しかおらず、多くの参加者から業者を選定する一般競争入札の趣旨が実現されていない。入札参加資格などを再検討し、入札者の増加及び入札の活性化ができないか検討するのが望ましい。

第6節 公共運動公園周辺地区整備工事（46-1街区外粗造成）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本契約は、流山都市計画運動公園周辺地区の宅地造成工事（敷地造成工、除草・伐採工、構造物撤去工及び仮設工等）に係る請負契約である。

2 契約の目的

県は、平成10年度から平成34年度までを施行期間として、首都圏新都市鉄道つくばエクスプレス・流山セントラルパーク駅を中心とした約232ヘクタールの地域を対象とする土地区画整理事業を実施している。本契約は、同区画整理事業の一環として行われた宅地造成工事である。本契約は、国の社会資本整備総合交付金（平成22年度に創設された国土交通省所管の地方公共団体向け補助金）の対象とされており、契約代金は同交付金から支出される。

3 契約の変更

本契約の当初の工期は、平成29年9月2日から平成30年1月19日までだったが、後に述べるとおり、工期は計4回延長されている。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

事後審査型の一般競争入札である。

2 入札保証金

財務規則107条1項2号により免除されている。

3 入札参加資格

本工事は、湧水が多い地域を対象としており、既存水路の切回しや冠水対策に高度な技術が求められることから、同種工事の経験と高度な技術力を有する業者を選定する目的で、以下の資格要件が定められている。

- (1) 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者のうち、土木一式工事について建設業許可を受け、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本工事の一般競争入札参加資格確認申請書提出期限日から当該工事の開札の時までの間、受けていない者。
- (2) 公共運動公園周辺地区整備工事（58街区外粗造成）を受注していない者。
- (3) 資格者名簿における土木一式工事の格付けがA等級である者。
- (4) 東葛飾土木事務所管内、及び柏土木事務所管内に本店がある者。
- (5) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上（建設業法15条2号イに該当する

資格)の資格を有する者を専任で配置できる者。

- (6) 過去15年間に本工事と同種工事(土地造成工)を元請けとして施工した実績がある者。
- (7) 当該工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

4 入札者の人数

入札者の人数は、3者である。

本節の公共工事の工種は土木一式工事であり、その資格者名簿に登載されている者の人数はAランクが364名、Bランクが672名、Cランクが413名、Dランクが645名である。

5 相手方

相手方は、松戸市に本店を置く資本金3000万円の株式会社であり、廃棄物収集運搬、各種清掃のほか、土木・管工事等を事業内容としている。

6 下請負

相手方は、下請業者として、掘削・盛土工事につき1者、交通誘導業務につき1者をそれぞれ選定している。なお、県は、相手方に対し、施工体制台帳及び施工体系図の提出を義務付けている。

第3 契約金額

1 代金額

代金額は、3812万4000円(消費税込み)である。

2 予定価格

予定価格は、4013万2800円(消費税込み)である。当該予定価格は、県作成の土木請負工事費の積算基準に基づき、取引の実例価格を算定して決定されている。

3 落札率

落札率は、95%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書本紙のほか、別紙として、全59条の約款及び全23条の特記仕様書が添付されている。

2 契約書の記載内容

契約書には、工事名、工事場所、工期、請負代金額、契約保証金及び解体工事に要する費用等に関する定めがある。約款には、総則規定、受注者の義務に関する

る規定、下請負人に関する規定、工期に関する規定、請負代金に関する規定、損害賠償に関する規定、解除に関する規定等が設けられている。特記仕様書には、材料の種類や施工条件等について詳細が定められている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は、381万2400円である。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

本工事は、工期が延長され、平成29年度及び平成30年度中には完成しなかったため、同年度中に検査は行われず、検査調書は作成されていない。

(2) 監督及び確認の方法

県は、相手方による着工後、適宜相手方との間で打合せを行い、打合せ簿を作成している。また、県は、相手方から施工計画書の提出を受けるなどして、工事内容を確認し、履行状況を監督している。

第6 契約事務の進行

平成29年 9月 1日 契約締結 前払金請求書（請求額1520万円）を受理

9月 2日 着工届を受理

9月14日 前払金を支払

平成30年 1月17日 1回目の工期変更（平成30年1月19日から同年3月23日まで延長） 46-1街区の盛土工を行うに当たり、西平井鱒ヶ崎地区区画整理事務所の地区内で発生する土砂を受け入れていたが、天候不良等により、上記事務所からの土砂搬出に遅れが生じ、その影響により本工事の盛土工にも遅れが生じたことを理由とする。

3月23日 2回目の工期変更（平成30年3月23日から同年6月29日まで延長） 工区周辺の地権者との交渉が進み、事業完了に向け、未整備箇所の整備を早期に完了させるために、新たに工事を追加したことを理由とする。

6月28日 3回目の工期変更（平成30年6月29日から同年9月28日まで延長） 変更の理由は2回目の変更

と同様。

平成30年 9月28日 4回目の工期変更（平成30年9月28日から同年10月31日まで延長）現場熱中症対策のため、作業時間短縮及び関連工事との工程調整などにより、実施工程の遅れが生じたことを理由とする。

第2款 指摘

指摘はない。

第3款 意見

第1 入札参加資格

本契約の相手方を選定するに当たり、事後審査型の一般競争入札が実施されている。県は入札参加者数を20者以上と見込んでいたが、実際に入札に参加したのは3者であり、県の見込みを大きく下回った。この点、一般的に、入札参加者が3者では一般競争入札の利点である競争原理が十分に機能しているとは言い難い。

そこで、県は、本契約の入札参加資格要件（例えば、地域要件や施工実績等）が妥当であったのかを検証し、今後類似の契約の一般競争入札を実施する際は、必要に応じて入札参加資格を緩和するなどの措置をとることが望ましい。

第2章 指名競争入札

第7節 中庁舎第2電気室空調設備更新工事

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、千葉県庁中庁舎内において劣化が認められる空調設備を新調するために空調設備機器を購入した上で、相手方が設置等する売買契約と請負契約の混合契約である。

2 契約の目的

県庁中庁舎内の経年劣化した空調設備機器を更新し、庁舎内の空調機能の維持を図る目的でなされものである。対象となる施設は、千葉市中央区市場町1番1号所在の千葉県庁中庁舎である。

3 契約の変更

契約変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方式は、指名競争入札である。県が、本節の契約方法として、指名競争入札を選択した法的根拠は、自治令167条1号である。

2 契約方法の選択理由

千葉県では、年間の工事発注額や発注件数の実績から、入札、契約に要する受注者、発注者双方の時間やコストの事務負担等を勘案し、5千万円以上の工事は一般競争入札総合評価方式で発注しているところであるが、5千万円未満の比較的規模の小さい工事については地域の建設業の発展などを図るため、指名業者選定基準に基づき指名業者選定審査会で決定した指名業者による競争入札によっている。

また、本節の契約における工事は確実な履行、品質の確保の必要があるが、比較的低廉な工事においては、不信用、不誠実な業者が参加しやすいという性質上、自治令167条1号の規定により指名競争入札とした。

3 入札保証金

財務規則107条1項2号により免除されている。

4 入札者の人数

3者である。指名者数は9者であったが、内3者が辞退、3者が未入札であったため、結果として3者の入札となっている。

5 相手方

契約の相手方は、千葉市内に所在する有限会社である。

6 下請負

下請負は、3者存在している。

第3 契約金額

1 代金額

代金774万円、消費税61万9200円、合計835万9200円（税込）である。

2 予定価格

税込み928万8000円である。これは、県総務部管財課副主査が設計したものである。

3 落札率

90%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

「建設請負契約書」の名称で締結されている。

建設請負契約書は、契約条項が記載された「契約書」に、59条が記載される約款（ただし、一部不要な箇所については削除されている）、封筒内に仕様書、設計図などがともに綴られている。

2 契約書の記載内容

契約書には、工事名、工事場所、工期、請負代金額が記載され、その詳細は、59条が記載される約款に定められている。業務の内容については、同封された仕様書に基づくものとされている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金の免除の根拠は、財務規則99条2項1号である。同号は、「契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者として履行保証契約を締結したとき」、契約保証金を免除すると規定されている。

記録上、疎明資料として、公共工事履行保証証券が付されていた。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

相手方から、県に対して、平成30年3月23日、工事完成通知書が提出され、県は、相手方に対して、3月27日、工事検査結果通知書を交付している。工事検査結果通知書には、検査年月日、検査監の氏名、事業名、工事名、工事箇所等が記載されている。

(2) 監督及び確認の方法

業務完了時において、工事の完成を確認し、契約の概要が記載されている検査結果通知書を交付している。

また、工事成績評定表が平成30年3月27日付けで作成されている。工事成績評定表には、評定項目として、施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、工事特性、創意工夫、社会特性等が定められ、そして項目ごとに細別が定められ、その細別ごとに評定点が配点されている。これらの配点された細目別の点数を、監督員、主任監督員及び検査監（完成）の3名が担当して、配点とその合計点が記載されている。

第6 契約事務の進行

本節の契約に係る契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成29年 9月14日 工事内訳書を作成
設計者は千葉県総務部管財課副主査である。
9月15日 執行伺い
9月26日 決裁
10月19日 指名通知書送付
11月 8日 開札
11月 9日 中間金払と部分払の選択に係る届出書
11月14日 契約締結
11月15日 着手届
平成30年 3月23日 工事完成通知書
3月23日 工事完成報告書
3月27日 工事検査実施通知書
4月 9日 請求書の受領

第2款 指摘

第1 指名競争入札の選択

上述のとおり、本契約は、指名競争入札を経て締結されている。

県は、自治令167条1号をその根拠としている。

しかしながら、自治令167条1号は、「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないもの」であるときに指名競争入札に付することができる」とされている。

本件は、庁舎内の空調設備の工事であるが、指名競争入札として、入札者を限定した理由は、5000万円未満の比較的規模の小さい工事については地域の建設業の発展などを図るため、指名業者選定基準に基づき指名業者選定審査会で決定した指名業者による競争入札に付するという運用のためである。また、比較的低廉な工事においては、不信用、不誠実な業者が参加しやすいという性質があることもその理由とされている。しかしながら、係る理由づけについては、いずれも、その文言上、自治令167条1号が想定しているものとは言い難いし、不誠実な履行については、その契約保証金等で担保するというのが法の趣旨である。

したがって、一般競争入札に付するか否かについても検討されることが望ましい。

第3款 意見

第1 入札保証金の免除

1 提出を受けた資料上、入札保証金を免除とする根拠が不明であった。

すなわち、入札保証金を免除とできる場合は、「必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。」とされる。

しかしながら、これらの要件について検討された資料は不見当であった。そのため、係る入札保証金の免除の根拠となる資料を徴求することが望ましい。

2 提出を受けた資料上、入札保証金の免除の根拠規定として、財務規則107条1項2号があげられていた。

しかしながら、同条は、一般競争入札の規定であり、本件は、指名競争入札である。

指名競争入札の規定である財務規則114条が107条を準用していることから、結論としては同様の結果となることから、誤りとまではいえないが、一般競争入札の規定をそのまま根拠規定として記載することは不正確である。準用条文である、財務規則114条を明記し、「財務規則114条、107条1項」などと記載すべきである。

第8節 (仮称)旧ちばキャリアアップセンター大規模改修工事に係る家屋事前調査業務委託

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、(仮称)旧ちばキャリアアップセンター大規模改修工事に係る家屋事前調査の請負契約である。

2 契約の目的

未使用施設となっていた、(仮称)旧ちばキャリアアップセンターを合同庁舎として再利用するための、間取りの変更や内外装の改修、エレベーター設置、設備機器の更新等の大規模改修工事に伴い、施工場所に近接する家屋等に対して、工事による地盤変動等の影響を与えたかどうかを正確に判断する資料とするため、工事開始前に家屋等の状態の調査を行うものである。

(仮称)旧ちばキャリアアップセンターの建物の概要は以下のとおりである。

- ・建物の階数 4階
- ・床面積 2413.31㎡
- ・建築年月 昭和56年6月(築38年)

3 契約の変更

調査対象家屋の変更(調査辞退)により、契約金額が変更されている。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方法は、指名競争入札である。

2 契約方法の選択理由

自治令167条1号の「その性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき」である。

3 入札保証金

財務規則107条2項により免除されている。

4 入札者の人数

6者である。

入札参加資格は、「千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿」に登載されていることである。

①委託箇所である千葉市中央区内に本店が所在していること、②「千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿」の工種区分「補償コンサルタント業務」で電子登録していること、③「事業損失」を行うことの要件を満たす17者のうち、直近2年の年間平均実績高の上位6者を選定している。

5 相手方

調査・建設コンサルタント業務等を営む株式会社である。

6 下請負

なし。

第3 契約金額

1 代金額

当初の契約額は、本体価格430万円（税込464万4000円）である。契約変更後は、本体価格419万5000円（税込453万6000円）である。

2 予定価格

453万円（税込489万2400円）である。財務規則110条2項に基づき、物件調査等業務費積算基準によっている。

3 落札率

94.9%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書本紙のほか、別紙として、業務委託仕様書が存在するが、両者が綴じられていなかった。

2 契約書の記載内容

契約書の条項は全27条である。

受託者の業務の具体的内容は、契約書別紙の業務委託仕様書に次のとおり定められている。

(1) 委託業務場所

千葉市中央区都町

(2) 調査対象家屋

千葉市中央区都町における戸建住宅等11棟

家屋権利者及び使用者の意向をふまえ、監督職員と協議の上、決定することとし、必要に応じて契約変更を行うものとする。

(3) 標準仕様書

「物件調査等業務標準仕様書」に基づいて、調査対象家屋の事前調査業務を行うものとする。

(4) 成果物

事前調査報告書2部及び原図、SDカード（デジタルカメラ対応改ざん防止メディア）、打合せ議事録1部

契約締結日は平成29年8月4日であり、履行期限は平成29年10月30日である。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項3号により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

業務の履行後、県は検査をし、検査調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

検査の具体的方法及び評価項目等は、「委託業務成績評定表」に記載されており、専門的技術力、管理技術力、コミュニケーション力、取組姿勢、成果品の品質等である。

第6 契約事務の進行

本節の契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成29年8月4日 本契約が締結され、契約書が取り交わされた。

8月7日 相手方から「工程表」「着手届」が提出された。

10月27日 調査対象家屋の変更（調査辞退）を理由に変更契約が

- 締結され、業務委託料が11万3400円減額された。
- 平成29年10月30日 業務の履行が完了し、「業務完了報告書」が提出された。
- 11月 7日 県は履行を確認した旨の委託業務検査調書を作成した。
- 11月10日 相手方から「委託業務目的物引渡申出書」が提出され、
報告書一式が引き渡された。
- 相手方から請求書が提出された。
- 11月21日 支払がなされた（期限内）。

第2款 指摘

第1 契約書

業務委託契約書に業務委託仕様書が綴じ込まれていない。仕様書は契約の内容を構成するものであるから、契約書と一体として綴じ込むべきである。

第2 契約保証金の免除

県は、上述のとおり、財務規則99条2項3号を根拠に本契約の契約保証金を免除しているが、同号適用の理由について、受注者は過去2年間に千葉県と契約実績（平成27年度36件、平成28年度23件）があり、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められたことからとするが、「契約を履行しないこととなるおそれがない」ことの具体的な検討がなされているとはいえない。

よって、県は、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無についても具体的に調査を行うべきである。そして、財務規則99条2項3号の要件の具備につき、調査した結果を報告書にまとめ、資料を添付の上、記録に残すべきである。

第3款 意見

意見はない。

第9節 県単都市河川管理工事（逆井浄化施設設備補修工）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

一級河川利根川水系大津川の柏市逆井地先にある河川浄化（リン除去）施設の設備の機能向上のための補修工事の請負契約である。

2 契約の目的

河川浄化施設内の砂ろ過器2号および3号のろ過砂・エアリフトポンプ・メッ

シュプレート交換の作業である。

施工方法については、仮設段取り→器内水抜き→砂抜き作業→器内洗浄→エアリフト交換・砂入れ作業→水入れ作業→運転確認の順で行われる。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方式は、指名競争入札である。

2 契約方法の選択理由

- (1) 根拠法令は自治令167条1号である。当該工事の目的が河川浄化(リン除去)施設の設定補修であり、一般競争入札には適さないため「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき」にあたることによる。

(2) 指名業者選定基準

『千葉県建設工事指名業者選定基準』により基準の内容と理由は以下のとおりである。

指名業者の選定は、工事の種類及び発注金額に応じ、基準等級に格付けされた者の中から行うものとなっていることから、B等級に格付けされた者とする。

前項の規定により指名業者数の選定が困難であるときは、基準等級の直近上位または直近下位の等級に格付けされた者を指名することができることから、A等級の業者を入れる。

発注金額が指名しようとする者の当該工事の発注工種に係る年間平均完成工事高を超える場合は、当該指名しようとする者を指名することはできないものとなっている。

指名業者の数は、発注金額が1000万円未満は9者以上となっていることから、9者とする。

不誠実な行為の有無、当該工事に対する地理的条件、手持ち工事の状況、当該工事施工についての技術的適正などの留意事項を勘案する。

3 入札保証金

入札保証金は免除されている（財務規則107条1項2号）。

4 入札者の人数

入札者は6者である。

本節の公共工事の工種は、機械器具設置工事であり、その千葉県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者の人数は、Aランクが304名、Bランク

が93名、Cランクが63名である。

5 相手方

落札者は、千葉市内に支店をもつ機械器具設置工事・水道施設工事等の請負を業とする資本金1億8000万円、従業員数1406人の株式会社である。

6 下請負

産業廃棄物収集運搬・処理について下請負がなされている。

第3 契約金額

1 代金額

契約価格は842万4000円（税込）である。

2 予定価格

予定価格は896万4000円（税込）である。

3 落札率

落札率は93.98%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書は表題部及び59条の約款からなる。

その他に、統括情報表・工事数量総括表・特記仕様書・施工条件の明示・図面各種（4葉）が合綴されている。

2 契約書の記載内容

契約の内容は以下のとおりである。

工事場所：一級河川利根川水系 大津川 柏市逆井

工期：平成29年8月5日～平成29年12月2日

契約保証金：免除（財務規則99条2項1号）

解体工事に要する費用等：

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律104号)13条1項に基づく解体工事の費用等の記載については、別添様式3のとおりとする。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は免除されている（財務規則99条2項1号）。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書及び工事成績評定表

検査調書及び工事成績評定表は作成されている。

(2) 監督及び確認の方法

本件工事は平成29年8月5日に着工し、同年12月2日に工事完成通知が相手方から県に提出されている。県はこれを受けて、同月13日に完成検査を実施し、同月14日に相手方に検査結果を通知した上で、平成30年1月22日付けで代金を支払っている。

第6 契約事務の進行

平成29年7月11日	工事執行伺い
7月12日	指名業者選定審査会
7月14日	指名通知
8月1日	入札
8月2日	開札
8月2日	契約の保証に関する指示
8月4日	中間前払金と部分払の選択に係る届出
8月4日	課税事業者届出
8月4日	支出負担行為 842万4000円
8月4日	建設工事請負契約
8月4日	監督職員選任通知
8月5日	主任技術者等選任通知
8月5日	着工
9月1日	建設業退職金共済証紙購入遅延報告
9月21日	建設業退職金共済証紙購入状況報告
12月2日	工事完成通知
12月5日	工事検査実施通知
12月14日	工事検査調
12月14日	工事検査結果通知
12月14日	工事認定通知
12月14日	工事目的物引渡申出
12月14日	請求
12月26日	支出伝票

第2款 指摘

指摘はない。

第3款 意見

意見はない。

第10節 海岸基盤整備（復興）工事（玉浦川樋管ゲート製作据付工）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、旭市飯岡地区を流れる普通河川玉浦川の開口部からの津波遡上を防止する施設として、樋管ゲートを製作・据付する工事の請負契約である。

2 契約の目的

旭市飯岡地区では、東日本大震災の際、川を逆流した津波が市街地に流れ込み、大きな浸水被害を被った。

そこで、旭市飯岡地区を流れる普通河川玉浦川の開口部からの津波遡上を防止するため、樋管ゲートを製作・据付する工事を行うこととなった。

3 契約の変更

契約の変更はない

第2 契約方法

1 契約方法の種類

指名競争入札である。

2 契約方法の選択理由

自治令167条1号に基づき指名競争入札としている。

3 入札保証金

財務規則107条1項に基づき、見積金額の100分の5以上の金額と設定している。

4 入札者の人数

(1) 入札者は4者である。

本件は、指名業者選定審査会（千葉県海匠土木事務所部会）において12者が指名されたものの、内5者が辞退、3者が未入札であった結果、入札をしたのは4者にとどまっている。

(2) 本節の工事の工種は鋼構造物工事であり、その入札参加資格者名簿に登録されている者の人数は、A等級が247者、B等級が83者、C等級が135者である。

5 相手方

相手方は、札幌市に本社を有する水門橋梁、鉄骨工事などを主な事業内容とす

る株式会社である。

6 下請負

ゲート設備・据付工、二次コンクリート、クレーンによる揚重、電気工事などに下請を使用している。

第3 契約金額

1 代金額

請負代金額は2883万6000円（税込）である。

2 予定価格

予定価格は3205万4400円（税込）である。

3 落札率

落札率は89.96%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

(1) 本節の契約書（以下「建設工事請負契約書」という。）の書式は、昭和25年2月21日中央建設審議会決定の公共工事標準請負契約約款（以下「標準約款」という。）に従って作成されている。契約の概要が箇条書きされ、発注者と受注者が記名押印した建設工事請負契約書に、59条もの条項が記載された約款がつづられ、表紙と裏表紙を付けて冊子とし、表紙と裏表紙を貼り合わせた部分に割印が押されている。

(2) 工事の内容を記載した仕様書や設計図等の設計図書は、契約書とは別の書面になっている。約款の1条に、「発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ）を履行しなければならない。」と記載されているが、設計図書が何か、題名等で特定することができる記載はない。

2 契約書の記載内容

約款には、59条が定められている。建設工事であればどのような契約にも使えるものとして作成されているが、本件契約では部分払の定めはないことから、部分払を規定する38条が抹消されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は、288万3600円である。ただし、契約の相手方は、契約保証金の納付に代えて、契約書4条1項3号に基づき、金融機関の保証書を県に差し入れている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書及び工事成績評定表

本件工事は平成30年3月23日に完成し、同日付け工事完成報告書が相手方から県に提出されている。県はこれを受けて同月27日に完成検査を実施し、工事成績評定表の項目に基づいて検査を行った上で、同日付け工事検査調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

工事の監督については、工事管理業務日報が作成され、定期的に工事打合せがなされるなどして適切に行われている。

履行の確認は、項目別評定点の一覧表や施工プロセスのチェックリストなどを用いて、細かくチェックされている。

第6 契約事務の進行

平成29年	7月24日	指名競争入札実施について執行伺いを起案・同決裁
	7月25日	指名業者選定審査会（千葉県海匠土木事務所部会）開催
	7月26日	選定した12者に対して指名通知書を発信
	8月18日	開札期日において4者による入札の結果、相手方が落札 契約締結に関する執行伺い起案
	8月22日	同決裁・建設工事請負契約書締結
	8月23日	相手方より、着工届が提出され受領
平成30年	3月23日	相手方より工事完成・工事完成報告書が提出され受領
	3月27日	工事検査実施（工事検査調書作成）
	3月29日	相手方から請求書が提出され、受領 支出伝票起票・同決裁
	4月9日	請負代金支払い

第2款 指摘

第1 契約書

1 契約書に、59条の条項が記載された約款が綴られているが、この約款に定め

た条項が本節の契約の内容となることは、「別添の条項によって」と記載されるに止まり、「別添の条項」が何かを特定する記載はなされていない。また、工事の具体的内容を定める設計図書については、「設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書という。以下同じ）」と記載されるに止まり、別冊の図面等の名称等で特定する記載も何らなされていない。

2 そこで、建設工事請負契約書1ページ記載の「別添えの条項」及び条項1条1項の「設計図書」について、契約書の内容から一義的に特定できるよう契約書の書式を改定すべきである。

その例として、以下の二つの方法が考えられる。

- (1) それぞれ標題を記載し、契約書の条項に、それらの標題が記載された設計図書の記載内容が契約の内容になることを、例えば、「甲は乙に対し、別紙「〇〇仕様書」、「〇〇設計図」及び「〇〇説明書」に記載された建設工事を発注し、乙はこれを受注した。」等と簡潔に記載し、それらの設計図書を契約書の一体文書として綴り、通しの頁番号を記載する方法。
- (2) 設計図書に表紙を付けて、その表紙に、例えば「海岸基盤整備（復興）工事（玉浦川樋管ゲート製作据付工）工事契約書の設計図書の合意書」等と題名を記載し、その設計図書が当該工事契約書の設計図書であることを確認した旨の記述をし、作成日付も記載して、当事者がそれぞれ記名押印して設計図書も契約書として作成し、他方、当該工事契約書には、例えば「甲は乙に対し、〇年〇月〇日付けにて甲と乙が作成した「海岸基盤整備（復興）工事（玉浦川樋管ゲート製作据付工）工事契約書の設計図書の合意書」に記載された建設工事を発注し、乙はこれを受注した。」等と記載する方法。

第3款 意見

第1 入札者数の確保

本件工事においては、指名競争入札の方式が採用されており、指名業者選定審査会（千葉県海匠土木事務所部会）において、12者が指名されている。

しかしながら、その内5者が辞退届を提出し、3者が未入札であった結果、入札者は4者にとどまっている。なお、担当課は、入札者数が低調であった理由について調査を行っていないが、入札辞退を行った業者の内、1者が辞退理由を辞退届に記載しており、それによると「受注した場合に技術者を確保できない」とされている。

いうまでもなく、入札方式を採用するのは競争原理を働かせるためであり、そのためには一定程度の入札者数を確保する必要がある。

担当課は、入札者数が低調であった場合には、その原因を調査するなどして入

札者数の確保を図ることが望ましい。

第11節 県単金田西地区上水道配水管布設工事

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

配水管布設工事を行うという請負契約である。

2 契約の目的

県は、千葉県木更津市金田西地区において、平成10年10月に土地区画整理事業に着手しまちづくりを進めているところ、その一環として配水管布設工事を行うため相手方と請負契約を締結したという事案である。

3 契約の変更

契約後に、対象外の地権者との協議が整ったことから、今回の工事で施行するため、平成29年12月7日建築工事請負変更契約を締結した。

また、地権者との協議で別途工事である宅地造成工事を年度内に完成させる必要が発生したことから、当初予定していなかった水道管切り回し工事を追加することになり、平成30年2月20日再度変更契約を締結した。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方法は指名競争入札である。

2 契約方法の選択理由

土地区画整理事業における配水管布設工事で土地区画整理事業の換地計画及び関係地権者への影響等により、緊急に完了する必要があるため、一般競争入札に付す期間の確保が困難のため、自治令167条1号に基づき、一般競争入札に適さないことから、指名競争入札を選択したとのことである。

3 入札保証金

自治令167条の13第1項及び財務規則107条1項2号により免除されている。

4 入札者の人数

本節の公共工事の工種は、管工事であり、その入札参加資格者名簿に登録されている者の人数は、A等級が641者、B等級が297者、C等級が364者である。入札者は11者である。

5 相手方

相手方の本店所在地は千葉県木更津市、事業目的は土木工事、管工事、塗装工

事、水道設備工事の請負である。

- 6 下請負
なし。

第3 契約金額

- 1 代金額

本体価格2437万7000円（税込2632万7160円）であったが、変更されて本体価格2627万7000円（税込2837万9160円）に、再度変更されて本体価格2815万8000円（税込3041万640円）となった。

- 2 予定価格

本体価格2566万円（税込2771万2800円）である。設計積算システムを用いて算定している。

- 3 落札率

95%である。

第4 契約書

- 1 契約の書式

契約書、約款、設計図書、特記仕様書、図面を一体化し綴じている。最初と最後の頁に割印している。

- 2 契約書の記載内容

契約書に添付されている約款は、千葉県建設・不動産課で作成している建設工事請負契約約款である。上記約款は公共工事標準請負約款に準拠するものである。下請負人の選定等を千葉県内に本店を有する者の中から選定する旨の努力義務など、公共工事標準請負約款には規定されていない県独自の条項がある。

第5 履行の監督及び確認

- 1 契約保証金

契約保証金は、263万2716円である。

- 2 履行の監督及び確認

- (1) 検査調書

作成されている。工事成績評定表が添付されており、項目に従って判断されている。

- (2) 監督及び確認の方法

工事履行報告者や現場立会いにて行っている。

第6 契約事務の進行

- 1 契約締結に至る事務の進行は以下のとおりである。

平成29年5月29日	予定価格の積算
5月30日	執行伺い
5月30日	予定価格の決定
6月1日	指名通知
6月20日	工事内訳書の確認
6月21日	開札 落札者決定
6月26日	契約保証の確認 契約書作成
6月26日	契約締結
6月26日	2632万7160円の支出負担行為伝票作成
6月27日	着工届受理
7月3日	1053万円の支出伝票起票
7月12日	1053万円の前払金の支払
10月18日	中間前払い金請求書が提出
10月19日	526万円の支出伝票起票
10月31日	526万円の中間前払金の支払
12月4日	建設工事請負契約約款20条に基づく変更及びそれに伴う工期、請負代金の変更に関する協議
12月7日	県土整備部木更津区画整理事務所管理移転課の担当者が、建設工事請負契約約款24条第1及び第25条1項に規定する協議が整ったとして決裁書類を作成
12月7日	施行
12月7日	建築工事請負変更契約書締結
12月7日	205万2000円の支出負担行為増額伝票起票
平成30年2月13日	建設工事請負契約約款20条に基づく変更及びそれに伴う工期、請負代金の変更に関する協議
2月20日	県土整備部木更津区画整理事務所管理移転課の担当者が、建設工事請負契約約款25条1項に規定する協議が整ったとして決裁書類を作成
2月20日	施行
2月20日	建設工事請負変更契約締結
2月20日	203万1480円の支出負担行為増額伝票
2月28日	工事完成届の受理
3月5日	工事の出来高検査

平成30年3月15日 1462万640円の支払伝票作成

4月 9日 1462万640円残代金の支払

第2款 指摘

第1 指名競争入札の選択

- 1 本件において、指名競争入札となった理由は、本件工事が土地区画整理事業の一環であるためとのことである。土地区画整理事業の場合、造成工事等を施工の上、土地所有者に「換地」として引き渡すところ、土地所有者には、引き渡しまでの間、家屋の移転、一時的な借家暮らし、仮設駐車場の利用等、生活に支障を来すため短時間で引き渡す必要があるとのことである。

そして、工事内容として①電柱等の支障物の移転及び移転後の粗造成②下水道の敷設工事③上水道及びガス管の敷設工事④道路築造及び舗装工事並びに宅地の造成工事をするところ、前段の工事で不測の事態が生じた場合、一般競争入札で早期に発注をして契約をしても、工事着工ができないおそれがあるため、指名競争入札としているとのことであった。

また、土地区画整理事業は、事業費捻出の為に早期に保留地を整備し売却を進める必要があるとのことである。

- 2 不測の事態とはいかなることを想定しているのかにもよるが、通常起こりえないことを前提としている以上、一般競争入札で契約しても、通常は問題なく工事に着工できるはずである。契約方法を選択する段階で、確率的に低い不測の事態まで考慮に入れる必要性は乏しい。

また土地所有者の生活への支障というが、実際に支障が生じるのは、工事に着工してからであり、一般競争入札か指名競争入札で、工事期間に違いはないはずである。

- 3 本件につき、指名競争入札以外の契約方法を検討したことはないとのことであった。

また担当する県土整備部木更津区画整理事務所では、県内あるいは他の地方自治体で同様の事例において指名競争入札を採用しているのかを把握しておらず、調査したことはないとのことである。

よって本節の契約は一般競争入札にすべきであったと思われる。今後は自治令167条1号の要件、即ち、当該契約の「性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。」につき、具体的かつ実質的に検討し、的確に判断すべきであり、疑問が残るときは一般競争入札とすべきである。

第3款 意見

第1 指名業者の選定方法

- 1 本件では、指名業者選定の留意事項として、当該工事に対する地理的条件の項目につき、本店所在地が君津土木事務所管轄内と定められている。

上記を設けた理由は、当初工事の規模及び施工場所に精通していることからとの説明があったが、後に建設業の健全な発展や担い手育成、地域経済の活性化の行政目的から君津土木事務所管内の業者から選定をすることを基本としているとの説明に変わった。

先の目的であれば本店が君津土木事務所管内である必要性は乏しいが、後述の目的であるならば、一定の合理性が認められる。ただし、地元優先は行き過ぎるとひいては癒着の温床となるので、注意するのが望ましい。

- 2 また本件工事は、水道本管及び各宅への供給管の敷設工事であり水道事業者は木更津市であったことからすると、木更津市が、水道法16条の2第1項に基づきその給水区域において、給水措置工事を適切に施工することができると認めたる者の指定をすることができたことを考慮する必要があるものといえる。よって、木更津市指定給水装置工事事業者であることを指名業者選定に当たっての留意事項とするのが望ましい。

第12節 県単河川総合開発工事（貯水池内堆積土砂掘削）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、県単河川総合開発工事（貯水池内堆積土砂掘削）の請負契約である。

2 契約の目的

二級河川養老川水系養老川から流入した貯水池（高滝湖）内の堆積土砂の除去をするものである。

3 契約の変更

掘削のための仮設道路の設置延長が増えたこと、また、掘削土の仮置場において大型土のう設置を行ったことにより、工事請負額が掘削量の減量による減額を増工による増額が上回ったため、代金額を変更している。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

指名競争入札である。

2 契約方法の選択理由

当該工事の性質上、非出水期（11月1日～5月31日）の施工となるため、工期が限定されてしまうことから、一般競争入札には適さないため、かかる契約方式が採用された（自治令167条1号）。

3 入札保証金

財務規則107条2項により免除されている。

4 入札者の人数

本節の公共工事の工種は、土木一式工事である。

その入札参加資格者名簿に登録されている者の人数は、Aランクが364者、Bランクが672者、Cランクが413者、Dランクが645者である。

指名業者の選定は、「千葉県建設工事指名業者選定基準」に基づき行われている。指名業者12者、入札者10者である。

5 相手方

産業廃棄物処分等を事業内容とする株式会社であり、本店所在地は市原市である。資本金は1000万円であり、従業員数は約110人である。

6 下請負

掘削工1者である。

第3 契約金額

1 代金額

当初の契約額は、本体価格4480万円（税込4838万4000円）である。その後、掘削のための仮設道路の設置延長が増えたこと、また、掘削土の仮置場において大型土のう設置を行ったことにより、工事請負額が掘削量の減量による減額を増工による増額が上回ったため、平成30年3月20日に変更契約を締結し、代金額が本体価格93万8000円（税込101万3040円）増額し、本体価格4573万8000円（税込4939万7040円）となっている。

2 予定価格

4581万円（税込4947万4800円）である。財務規則110条2項に基づき、国土交通省土木工事積算基準書等に準拠して作られている「千葉県積算基準」により作成した設計書により算出している。設計書は目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう、施工条件、施工管理、安全管理等に留意し、工法歩掛及び単価などを調査し、千葉県積算基準を反映した土木積算システムに入力して予定価格を算出している。

予定価格については、財務規則109条の2及び同規則114条の規定により、平成15年3月26日に制定された「予定価格の事前公表に係る取扱要領」に基

づき、高滝ダム管理事務所で発注する入札に付する工事全てにおいて、平成15年度から事前公表（開示）を行っている。

3 落札率

97.8%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

建設工事請負契約書（全59条）のほか、特記仕様書が建設工事請負契約書と一体として綴じられている。

2 契約書の記載内容

受託者の業務の具体的内容は、特記仕様書及び工事工程表に次のとおり定められている。

- (1) 準備工 9月下旬～10月末
- (2) 仮設工・工事用道路工 11月
- (3) 掘削工 11月下旬～1月末
- (4) 堆積土運搬工 12月上旬～2月上旬
- (5) 仮置場整地工 2月上旬～2月末
- (6) 後片付け 3月

契約日は平成29年9月27日、履行期限は平成30年3月25日である。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は、財務規則99条1項の規定により、483万8400円以上の額となるが、債権者を千葉県とした「公共工事履行保証証券」の提出があったため、同規則99条2項1号の規定により、契約保証金の納付を免除している。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

業務の履行後、県は検査をし、検査調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

検査の具体的方法及び評価項目等は、「工事成績評定表」に記載されており、施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、工事特性、創意工夫、社会性等である。

第6 契約事務の進行

本節の契約に係る事務の進行は、以下のとおりである。

平成29年9月27日 相手方から県に工程表が提出された。

平成29年9月28日 相手方から県に着工届が提出された。

平成30年3月20日 建設工事請負変更契約が締結された。

3月23日 工事が完成し、工事完成通知書が県に提出された。

3月29日 検査が完了し、工事検査調書及び工事検査結果通知書が作成された。

工事目的物引渡申出書が県に提出され、目的物が引き渡された。

4月 2日 請求書が提出された。

4月25日 支払がなされた（期限内）。

第2款 指摘

第1 入札方法の選択

本節の契約において、入札方法として指名競争入札を選択しているところ、上述のとおり、県は、工事の性質上工期が限定されることを理由としている。

しかしながら、自治令167条1号において、指名競争入札を選択する要件として、「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき」との規定が定められており、一般競争入札に適しないという要件を満たすかの検討が十分になされているとはいえない。

今後は、当該要件を検討の上、記録に残すべきである。

第3款 意見

第1 契約書—個人情報特記事項

個人情報の利用がないにもかかわらず、個人情報特記事項が契約書に規定されていた。

個人情報の利用がない場合は、個人情報特記事項を規定する必要はないため、当該事項を契約書に規定しないことを要望する。

第13節 県単道路改良（幹線）工事（安全施設工）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

一般国道464号印西市松虫外における工事の進入防止用の立入防止柵の設置の請負契約である。

2 契約の目的

高さ1.8m、長さ773mの立入防止柵を設置する工事である。

3 契約の変更

工事途中で設計変更により、工事内容が追加・変更となった。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方法は、指名競争入札である。

2 契約方法の選択理由

- (1) 根拠法令は自治令167条2号であり、「その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき」にあたることにある。

一般競争入札においては、見込み業者数として、格付・施工実績・地域条件等から応札可能者が20者以上を確保していることが条件とされている（一般競争入札（事後審査型）参加資格要件等設定資料）。

しかしながら、当該工事は、立入防護柵（H＝1.8m）L＝773mの設置であり、特殊な技術を必要とする工事ではなく、また、指名競争入札を選択しても、千葉県建設工事指名業者選定基準第5の規定により指名業者数が12者以上確保（予定価格1000万円以上）され、かつ、十分な施工能力を確保できると認められることから、自治令167条2号の規程により、指名競争入札を実施することとした。

- (2) 指名業者選定基準

『千葉県建設工事指名業者選定基準』により基準の内容と理由は以下のとおりである。

指名業者の選定は、工事の種類及び発注金額に応じ、基準等級に格付けされた者の中から行うものとなっていることから、B等級に格付けされた者とする。

前項の規程により指名業者数の選定が困難であるときは、基準等級の直近上位または直近下位の等級に格付けされた者を指名することができることから、A等級の業者を入れる。

発注金額が指名しようとする者の当該工事の発注工種に係る年間平均完成工事高を超える場合は、当該指名しようとする者を指名することはできないものとなっている。

指名業者の数は、発注金額が1000万円以上は12者以上となっていることから、12者とする。

不誠実な行為の有無、当該工事に対する地理的条件、手持ち工事の状況、当該工事施工についての技術的適正などの留意事項を勘案する。

3 入札保証金

入札保証金は免除されている（財務規則107条1項）。

4 入札者の人数

入札者は12者である。指名業者すべてが入札した。

本節の公共工事の工種は、とび・土木・コンクリート工事であり、その入札参加資格者名簿に登録されている者の人数は、A等級が527者、B等級が388者、C等級が518者である。

5 相手方

落札者は、千葉県内の土木工事の請負等を業とする資本金1000万円の株式会社である。

6 下請負

立入防止柵設置工の下請負がある。

第3 契約金額

1 代金額

契約価格は1544万4000円（税込）である。

2 予定価格

予定価格は1643万7600円（税込）である。

3 落札率

落札率は93.9%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書は表題部及び59条の約款からなる。

その他に、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律13条に基づく書面・工事数量総括表・特記仕様書・施工条件の明示・図面各種（5葉）が合綴されている。

2 契約書の記載内容

契約の内容は以下のとおりである。

工事場所：一般国道464号 印西市松虫外

工期：平成30年3月10日～平成30年8月6日

契約保証金：154万4400円

解体工事に要する費用等：

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）13条1項に基づく解体工事の費用等の記載については、別添様式3のとおりとする。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は154万4400円である。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書及び工事成績評定表

検査調書及び工事成績評定表は作成されている。

(2) 監督及び確認の方法

本件工事は平成30年3月10日に着工し、平成30年8月6日に工事完成通知が相手方から県に提出されている。県はこれを受けて、同日に完成検査を実施し、8月16日に相手方に検査結果を通知した上で、8月20日付で代金を支払っている。

第6 契約事務の進行

平成30年2月19日	工事執行伺い
2月20日	指名業者選定審査会
2月20日	指名通知書を12者へ送付
3月8日	開札
3月8日	契約の保証に関する指示
3月9日	請負工事契約締結について決裁
3月9日	支出負担行為 1544万4000円
3月9日	建設工事請負契約
3月9日	監督職員通知
3月9日	課税事業者届出
3月9日	中間前払金と部分払の選択に係る届出
3月9日	主任技術者等選任通知
3月10日	工事着手
3月12日	前払金請求 610万円
3月12日	支出伝票
3月14日	建設業退職金共済証紙購入状況報告
4月1日	支出負担行為 934万4000円
4月1日	監督職員通知
8月(日不明)	設計変更
8月3日	支出負担行為増額
	1544万4000円
	→1605万2040円(60万8040円増額)

平成30年8月	3日	建設工事請負変更契約 設計概要 特記仕様書（設計変更） 施工条件の明示（変更なし）
	8月 6日	工事完成通知書
	8月 6日	工事検査実施通知書
	8月 8日	建設業退職金共済証紙追加購入状況報告
	8月16日	工事検査
	8月16日	工事検査結果通知
	8月16日	工事目的物引渡申出
	8月20日	請求書 995万2040円
	8月20日	支出 995万2040円

第2款 指摘

指摘はない。

第3款 意見

意見はない。

第14節 平成29年度木地区画地確定測量業務委託

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、平成29年度木地区画地確定測量業務の請負契約である。

2 契約の目的

県の示す方針に従い、流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業を実施するための確定測量（街区・画地）を行うものである。

3 契約の変更

画地確定測量を要する箇所・工事範囲の増加により街区確定測量（設置）・画地確定測量（設置）・画地確定測量（計算）を増量変更したことにより、代金額を変更している。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方式は、指名競争入札である。

2 契約方法の選択理由

当該委託の早期着手の必要があること及び業務内容を適切に履行する能力が必要なことから、一般競争入札には適さないため、かかる契約方式が採用された（自治令167条1項1号）。

指名業者については、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に希望業務内容として「都市計画及び地方計画」を登録してあること、土地区画整理事業に精通している必要があることから「公益社団法人街づくり区画整理協会」の会員であること、また流山区画整理事務所におけるこれまでの受注実績、指名状況等を勘案し選定している。指名業者は8者である。

3 入札保証金

財務規則107条2項により免除されている。

4 入札者の人数

8者である。

入札参加資格について、本業務は、「土地区画整理事業」において必要となる測量等を実施するものであり、例えば、業務内容である確定測量とは、換地設計（区画整理の設計図）により計算され図上に示された位置に基づき現地に杭を設置するものである等、通常の間測量とは異なる土地区画整理事業独特の作業内容等となっている。また、このような測量等については、「国土交通省土地区画整理事業測量作業規程」により作業方法等が定められている等、一般的な測量とは異なることから、業務内容を理解し円滑に作業が行えるよう、土地区画整理事業に精通していることが業者選定において重要であると考えているため、「公益社団法人街づくり区画整理協会」の会員であることが入札参加資格要件とされている。

5 相手方

測量業務等を事業内容とする株式会社（千葉事務所）であり、本店所在地は東京都である。資本金は2500万円である。

6 下請負

なし。

第3 契約金額

1 代金額

契約額は1760万円（税込1900万8000円）である。その後、上述のとおり、平成29年12月27日に変更契約を締結したことによって、本体価格1807万8000円（税込1952万4240円）となっている。

2 予定価格

1802万円（税込1946万1600円）である。財務規則110条2項に

に基づき、工事関係案件であることから、千葉県が定めている「千葉県土地区画整理事業測量標準歩掛」に基づき算定しており、この算定を行う際に千葉県が導入しているシステムを使用している。

3 落札率

97.7%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

業務委託契約書（全27条）のほか、業務委託仕様書が業務委託契約書と一体として綴じられている。

2 契約書の記載内容

受託者の業務の具体的内容は、業務委託仕様書に次のとおり定められている。

- (1) 街区・画地確定測量
- (2) 基準点の確認
- (3) 基準点の増設

契約日は平成29年8月28日、履行期限は平成30年1月31日である。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項3号により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

業務の履行後、県は検査をし、検査調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

検査の具体的方法及び評価項目等は、「委託業務成績評定表」に記載されており、専門的技術力、管理技術力、コミュニケーション力、取組姿勢、成果品の品質等である。

第6 契約事務の進行

本節の契約に係る事務の進行は、以下のとおりである。

平成29年 8月29日 相手方から県に工程表が提出された。

8月29日 相手方から県に着手届が提出された。

12月27日 建設工事請負変更契約が締結された。

平成30年 1月26日 業務が完了し、業務完了報告書が県に提出された。

1月30日 検査が完了した。

- 平成30年 1月31日 委託業務検査調書、委託業務検査結果通知書及び委託業務認定通知書が作成された。
- 2月 1日 成果品が引き渡され、委託業務成果品引渡書が県に提出された。
- 2月 7日 請求書が提出され、同月26日（期限内）に支払がなされた。

第2款 指摘

第1 指名競争入札の選択—入札参加資格要件

入札参加資格要件として、「公益社団法人街づくり区画整理協会」の会員であることが設定されているところ、そもそも「公益社団法人街づくり区画整理協会」の会員であることからといって、一般的な測量とは異なるものも含め土地区画整理事業に精通しているとは限らない。また、同協会の会員数（賛助会員を含む）が、県内でわずか3しかない（東京でも49）ことから、土地区画整理事業に精通している業者が一般に加入する協会であるとも考え難い。さらに、要件に該当する業者数が少ないことから、競争性が阻害されていると言わざるを得ない。

そこで、入札参加資格要件から「公益社団法人街づくり区画整理協会」の会員であることを除外するべきである。

第2 契約保証金の免除

県は、上述のとおり、財務規則99条2項3号を根拠に本契約の契約保証金を免除しているが、同号適用の理由について、入札参加資格者名簿に登載されている業者であり、ちば電子調達システムで、過去2年間の契約実績及び履行を確認しており、契約を履行しないこととなるおそれがないと判断したため、それをもって同号の要件に該当すると判断している。

しかし、財務規則99条2項3号は、入札参加資格の保有や過去の契約の履行状況に加えて、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めており、契約締結時において相手方に契約履行能力があることも必要としている。

よって、県は、契約締結時における相手方の財務状況等、契約履行能力の有無についても検討を行うべきである。そして、財務規則99条2項3号の要件の具備につき、調査した結果を報告書にまとめ、資料を添付の上、記録に残すべきである。

第3款 意見

意見はない。

第15節 国府台県営住宅A工区建設工事監理業務委託 (平成29年度事業)

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本契約は、工事監理業務を委託する準委任契約である。

2 契約の目的

本契約は、国府台県営住宅の建替え工事のうち、A工区の建設工事の工事監理業務を委託するものである。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

本節の契約方法は、指名競争入札である。

2 契約方法の選択理由

本契約については、委託箇所実地での監理業務であり、地元地域の業者を選定することで十分な成果が期待できること、競争力に勝る業者の受注の偏りを排除し、受注機会の均等により県内地域の中小企業の育成に配慮しつつ、能力が劣る不良・不適格業者を排除することにより公共工事の品質確保を図り、かつ、受発注者双方の事務負担の軽減が図れることから、性質又は目的が一般競争入札に適しない（自治令167条1項1号）として、指名競争入札が選択されている。

3 入札保証金

入札保証金は免除されている（財務規則107条1項ただし書）。

4 入札者の人数

指名業者は8者であり、そのうち入札者は5者である。

5 相手方

相手方は、千葉県市川市内に本店を置く一級建築士事務所（特例有限会社）である。

6 下請負

構造担当、電気設備担当及び機械設備担当として、それぞれ下請業者が使用されている。

第3 契約金額

1 報酬額

報酬額は1814万4000円（消費税込み）である。

2 予定価格

予定価格は2178万360円（消費税込み）である。

3 落札率

落札率は83.3%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

委託業務名、履行機関、業務委託料、契約保証金の有無が記載され契約書の表紙に、契約条項及び建築士法22条の3の3に定める記載事項が別紙として添付されている。

2 契約書の記載内容

契約条項は、50条からなる工事監理業務委託契約にかかる定型の契約条項が用いられており、契約保証金、紛争の解決、個人情報の保護及びデータの保護にかかる条項は本契約においては不要のため削除されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は財務規則99条2項3号により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

本監査の実施時において未完成のため検査調書は作成されていない。

(2) 監督及び確認の方法

受注者から毎月管理業務報告書の提出を受けて履行を確認している。同報告書には、工事監理業務の項目ごとに当該月におけるその履行状況が記載されているほか、日ごとの監理業務内容、受領書類及び提出書類が記載された日報が添付されている。

第6 契約事務の進行

平成30年2月	2日	業務委託設計書作成
	2月 6日	指名競争入札の実施につき執行伺い起案
	2月 9日	上記につき決裁
	2月14日	指名業者選定審査会の開催

平成30年2月14日	指名業者の決定
2月15日	指名通知書発行
3月14日	入札書受付
3月16日	開札
3月19日	契約締結
3月20日	受注者から監理技術者通知書及び着手届を受領
3月22日	受注者に対し調査職員及び受注者等を通知
4月6日	受注者から前払金請求書を受領
4月19日	前払金支払
4月27日	受注者から工事監理計画書及び協力事務所協議願等を受領

第2款 指摘

第1 指名競争入札の選択

本契約においては、委託箇所実地での監理業務であり、地元地域の業者を選定することで十分な成果が期待できること、競争力に勝る業者の受注の偏りを排除し、受注機会の均等により県内地域の中小企業の育成に配慮しつつ、能力が劣る不良・不適格業者を排除することにより公共工事の品質確保を図り、かつ、受発注者双方の事務負担の軽減が図れること等を理由として、指名競争入札が選択されている。しかしながら、県内中小企業の育成への配慮という点については、そもそも県内地域（特に、指名が想定される市川市及びその周辺地域）には多数の建築士事務所が存在することから、指名競争入札の実施により当該地域の業者の育成を図る必要性があるとは考え難いし、仮に業者育成の必要があるとしても、特定の地域に本店または支店を置いていることを入札参加資格に設定することによっても当該地域の中小企業に配慮することはできる。また、品質の確保という観点についても、一定の技術的適性を有すること等を入札参加資格として設定することによって不良・不適格業者を排除することは可能である。そのため、中小企業の育成や工事の品質確保といった理由は、本契約について、指名競争入札を採用する理由としては不十分である。指名競争入札を採用するにあたっては、条件付き一般競争入札によって対応することができないのかどうか、十分に検討すべきである。

第2 指名競争入札の選択

建設工事等契約事務取扱実施規程において、契約事務担当者が指名業者を決定しようとするときは、指名業者選定審査会の意見を聴かなければならないとされ、

指名業者の決定は、審査会の会議結果に基づくこととされている。本契約においても、指名業者選定審査会の意見を聴いた上で指名業者が決定されているが、指名業者選定審査会の議事録は作成されておらず、指名業者の決定にあたって、どのような検討がなされたのかを事後的に確認することができない。指名業者の選定が公正に行われたことを事後的に検証することができるように、指名業者選定審査会の議事録を残すようにすることが望ましい。

第3 契約保証金の免除

本節の契約については、財務規則99条2項3号の規定により契約保証金の納付が免除されている。同号は、契約保証金免除の要件として、「(前略) その者が過去二年間に県、国(公社及び公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」と規定しているが、財務規則が契約保証金の免除が例外的な扱いとされていることからして、免除の要件は慎重に判断するべきである。特に、「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる」か否かについては、現在の相手方の規模や財務状況等を調査検討する必要があるが、この点について十分な資料の収集と検討がなされているものとは認められなかった。契約保証金の免除については、相手方の規模や財務状況等を確認できる資料を収集し、その上で免除の要件を満たすかどうかを慎重に審査すべきである。

また、契約保証金の免除の審査にあたり、財務規則99条2項3号の要件について審査したことを確認できる記録も作成されていないため、本契約の締結にあたりどのような審査がなされたのかを確認することができない。そのため、契約保証金の免除審査にあたっていかなる資料に基づき、いかなる判断をしたのか等を記録しておくべきである。

第3款 意見

意見はない。

第16節 河川総合開発委託(片倉ダム長寿命化計画策定)

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本契約は、片倉ダムの「ダム長寿命化計画」の策定を委託する請負契約である。

2 契約の目的

亀山ダムの上流域に位置する片倉ダムは、亀山ダムの完成後流域の人口増に対応するための安定した水源の確保並びに、洪水から流域を守ることを目的に、平成14年4月から供用開始した総貯水容量841万立方メートル、堤高42.7メートル、堤頂長154メートルの重力式コンクリートダムである。本業務は、片倉ダムにおける施設及び貯水池について、設備更新や維持の優先順位を検討し、ライフサイクルコストの最小化・予算の平準化を考慮しながら計画的に維持管理を行う「ダム長寿命化計画」を策定することを目的とするものである。

3 契約の変更

本契約については、委任契約に基づく調査着手後に専門家意見聴取会が行われており、当該意見聴取会における検討結果を受け、堤体下流面クラック及び堤体強度測定を追加調査を実施することとなり、平成30年3月22日付で、調査項目を追加し、履行期間を平成30年7月31日までに変更する変更契約が締結されている。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

本節の契約方法は、指名競争入札である。

2 契約方法の選択理由

本契約については、ダムに関する技術力が高く、信頼性の高い業者に発注することから、その性質又は目的が一般競争入札に適しない（自治令167条1号）として、指名競争入札が選択されている。指名業者の選定方法については、県の入札参加資格者名簿の登録業者のうち、ダムの長寿命化計画の実績が多い順に8者を選定している。本件は、重要構造物であるダムの長寿命化を検討するものであり、ダムに関する技術力の高い業者への委託が必要となるため、同種契約の実績が多い業者は技術力及び信頼性が高いものと想定し、上記条件が設定されている。

3 入札保証金

入札保証金は免除されている（財務規則107条1項ただし書）。

4 入札者の人数

指名業者8者のうち、1者が辞退し、7者が入札している。なお、入札した7者のうち、4者の入札金額は予定価格を超過する金額であった。

5 相手方

相手方は、大阪市に本社を置き、建設コンサルタント等を業とする株式会社である。

6 下請負

下請負は使用されていない。

第3 契約金額

1 代金額

当初契約における報酬額は1726万9200円（消費税込み）である。

なお、当初契約後に調査項目を追加する変更がなされており、委託料を142万1280円（消費税込み）増額する変更契約が締結されている。

2 予定価格

予定価格は2164万3200円（消費税込み）である。

3 落札率

落札率は79.79%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

委託業務名、履行期間、業務委託料、契約保証金を記載した表紙に契約条項を記載した約款が添付されている。これに加え、個人情報取扱特記事項及びデータ保護及び管理に関する特記仕様書が別記として添付されている。

2 契約書の記載内容

契約条項は、国土交通省の策定した公共土木設計業務等標準委託契約約款をもとに作成された約款が用いられている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項3号により契約保証金は免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

完了検査は、監督員及び検査監が設計図書、千葉県委託設計業務等検査基準と成果品を対比して、履行を確認しているとのことであるが、検査調書は、設計図書に基づき検査の結果下記のとおり完了を認める」との文言の下に契約の概要が記載されているのみである。

(2) 監督及び確認の方法

受注者が月ごとに提出する履行報告書を監督職員が確認することにより履行状況の確認を行っている。

第6 契約事務の進行

平成29年	10月	4日	本業務につき指名競争入札を実施することにつき執行伺い
	10月	16日	上記の決裁
	10月	18日	指名業者選定審査会の開催
	10月	18日	指名業者の決定
	10月	19日	指名通知書発行
	11月	7日	入札書提出期限
	11月	8日	開札
	11月	10日	契約締結
	11月	10日	調査職員選任通知
	11月	11日	監理技術者等通知書及び着手届を受領
	11月	21日	業務計画書を受領
平成30年	2月	6日	専門家意見聴取会を実施
	3月	22日	契約変更の協議及び変更契約の締結につき執行伺い・同日決済
	3月	22日	変更契約締結、業務計画書（第1回変更）を受領
	7月	31日	業務完了通知書を受領
	8月	7月	委託業務検査実施

第2款 指摘

第1 契約保証金の免除

本契約については、ちば電子調達システムの契約結果照会画面にて、本契約の相手方が、県との同種及び同規模の契約を過去2年間に複数回締結されていることを確認したとして、財務規則99条2項3号に基づき契約保証金を免除している。同号は、契約保証金免除の要件として、「(前略) その者が過去二年間に県、国(公社及び公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」と規定しているが、財務規則が契約保証金の免除が例外的な扱いとされていることからして、免除の要件は慎重に判断すべきである。特に、「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる」か否かについては、現在の相手方の規模や財務状況等を調査検討する必要があるが、この点について確認できる資料の収集と検討がなされているものとは認められなかった。契約保証金の免除については、相手方の規模や財務状況等を確認できる資料を収集し、その上で免除の要件を満たすかどうかを慎

重に審査すべきである。

また、契約保証金の免除の審査にあたり、財務規則 99 条 2 項 3 号の要件について審査したことを確認できる記録も作成されていないため、本契約の締結にあたりどのような審査がなされたのかを確認することができなかった。契約保証金の免除審査にあたっていかなる資料に基づき、いかなる判断をしたのか等について、書面として記録に残しておくべきである。

第 2 指名競争入札の選択

建設工事等契約事務取扱実施規程において、契約事務担当者が指名業者を決定しようとするときは、指名業者選定審査会の意見を聞かなければならないとされ、指名業者の決定は、審査会の会議結果に基づくこととされている。本契約においても、指名業者選定審査会の意見を聞いた上で指名業者が決定されているが、指名業者選定審査会の議事録は作成されておらず、指名業者の決定にあたって、どのような検討がなされたのかを事後的に確認することができない。指名業者の選定が公正に行われたことを事後的に検証することができるように、指名業者選定審査会の議事録を残すべきである。

第 3 款 意見

第 1 専門家意見聴取会

本契約については、専門家意見聴取会における専門家の意見に基づき、追加調査を実施することになり、追加の変更契約を行うに至っている。当該専門家意見聴取会における協議内容は、打合せ記録簿に記録されているが、追加調査の必要性にかかる記載事項は、「追加調査として、堤体下流面のクラックマップ作成、シュミットハンマー試験を実施し、今後のダム管理の基礎資料とすることは、妥当と考える。」とのみ記載されている。かかる記載のみからでは、いかなる資料に基づき、どのような検討結果を経た結果、当該追加調査が必要であるとの判断に至ったのかが判然としない。専門家意見聴取会における検討結果は、追加調査（変更契約）の必要性を基礎づけるものであるから、いかなる資料に基づき、どのような検討を行った結果、どのような追加調査が必要となったのかが読み取れる程度の記載をすることが望ましい。

第 1 7 節 江戸川第一終末処理場設備資材価格特別調査業務委託

第 1 款 契約事務の内容

第 1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、千葉県流域下水道事業における、江戸川の第一終末処理施設の機械及び電気工事事用資材について、平成30年度の設計単価を決定させるための実勢価格調査を目的とする請負契約である。

2 契約の目的

上記業務は、下水道の整備が進むに従って、処理場に流入する下水流量も増加してきていることから、千葉県においては、既に施設整備がおおむね終了して供用が開始されている江戸川第二終末処理場に加えて、江戸川第一終末処理場の用地の買収と施設の建設を進めている状況において必要とされる調査業務である。

3 契約の変更

本節の契約は、平成30年3月8日に調査対象品目を増加させる旨の変更契約が交わされている。それに伴い、契約代金についても増額がなされている。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方法は、指名競争入札である。

2 契約方法の選択理由

千葉県が発注する建設工事に係る委託業務の契約の相手方については、「建設工事に係る建設コンサルタント選定要綱」の規定に基づき、原則として「千葉県建設工事等入札参加資格者名簿」に登録されている者から選定するものとされており、①本件業務は同名簿中の「その他の業務」に登録があり、かつ資材価格調査等を希望している5者に加え、②同じく「その他の業務」に登録があり、かつ過去に本業務と同種業務の実績がある3者が対象となることから、適用される名簿によると①と②の合計8者しか該当業者がないことから、「その性質又は目的が一般競争入札に適しないもの」（自治令167条1項1号）に該当するものと判断されたためである。

3 入札保証金

財務規則107条1項を理由に免除されている。

4 入札者の人数

入札者は4者であり、指名業者のうち2者は辞退している。

5 相手方

相手方は、千葉市内に営業所を有する、資材価格調査事業等を行っている株式会社である。

6 下請負

下請負はない。

第3 契約金額

1 代金額

当初締結した契約の代金額は、723万6000円（うち消費税53万6000円）である。また、変更契約締結後の代金額は、738万720円（うち消費税54万6720円）である。

2 予定価格

予定価格は、810万円（うち消費税60万円）である。この金額は、千葉県が発行している設計単価に関する積算基準（最新のもの）に基づいて算出されている。

3 落札率

落札率は、89.33%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約条項の記載された契約書の他に、仕様書及び個人情報取扱特記書が添付されている。

2 契約書の記載内容

契約書記載の契約内容の概要は、以下のとおりである。

(1) 履行期限、業務委託料及び契約保証金免除の旨

個別の契約条項の前にそれぞれ記載されている。なお契約保証金免除の根拠は、契約書上は明記されていないが、県の資料によると財務規則99条2項3号とのことである。

(2) 一括再委託等の制限

6条に記載されている。

(3) 瑕疵担保

17条に記載されている。

(4) 解除関係の定め

18条（談合その他不正行為に係る解除）、19条（発注者の解除権）に記載されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項3号を理由に免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

委託業務に関し、監督員による委託業務成績評定表が作成され、それに加えて委託業務検査調書が作成されている。なお検査調書には、発注年度、事業名、相手方名、設計金額、完了金額等が記載され、「完了を認める」旨の記載がされている。

(2) 監督及び確認の方法

前項の委託業務成績評定表においては、業務評定と技術者評定について、専門技術力や管理技術力、取組姿勢等の評価項目毎に、監督員及び検査監がそれぞれ評価をして点数が出されている。

第6 契約事務の進行

本節の契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成30年1月10日 指名業者選定
1月19日 開札
1月22日 契約締結
1月22日 監督職員選任通知書の受領
1月22日 業務工程表の受領
1月23日 業務主任技術者選任通知書の受領
1月23日 着手届の受領
3月 8日 業務委託変更契約書締結
3月20日 業務完了報告書の受領
3月20日 委託業務検査実施通知
3月22日 委託業務検査調書の作成
3月22日 委託業務検査結果通知
3月22日 委託業務成果物引渡書の受領
3月29日 請求書の受領
4月18日 代金支払

第2款 指摘

第1 契約保証金の免除

本節の契約においては、県の回答によると、財務規則99条2項3号を理由として契約保証金が免除とされている。しかし、上記条項に該当することについての検討経過（結果）に関する書類は作成していないとのことであり、実際に本件契約が上記条項に該当するの否か、県として事前に調査検討した事実の確認ができなかった。

この点、財務規則99条の規定ぶりからすると、契約保証金を免除することは

あくまで例外的な扱いであることは明らかであり、したがって免除とするための検討は慎重に行うべきである。そのため、いかなる具体的事実が存在し、それが上記条項に該当しているのかについての調査検討を行い、その検討経緯（結果）については書面として残しておくべきである。

第3款 意見

意見はない。

第18節 国道道路改築委託（（仮称）時曾根橋橋梁詳細設計）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、（仮称）時曾根橋について橋梁詳細設計を実施するための請負契約である。

2 契約の目的

一般国道126号山武東総道路二期事業は、山武市と銚子市を連結する地域高規格道路「銚子連絡道路」の一部である横芝光町芝崎から匝瑳市横須賀までの延長約5km区間を整備する事業である。本委託は、匝瑳市時曾根地区に施工する計画の（仮称）時曾根橋について橋梁詳細設計を実施するものである。

3 契約の変更

第6で記述するとおり、3度の履行期間について変更があり、また、代金も増額されている。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

本契約は、指名競争入札により締結された契約である。

2 契約方法の選択理由

本契約は200mを超える長大橋梁の詳細設計であることから、同規模の設計実績を有する業者が受託することが適切と考え、通常の指名競争入札を選択した。

3 入札保証金

財務規則107条1項2号により免除されている。

4 入札者の人数

入札した業者は8者である。

5 相手方

契約の相手方は建設コンサルタントを事業内容とする株式会社であり、本社は

東京に所在する。同社の資本金は13億9900万円、従業員は約600名である。

- 6 下請負
なし。

第3 契約金額

- 1 代金額
代金額は、代金4619万6000円、消費税369万5680円、
合計4989万1680円である。
- 2 予定価格
予定価格は6114万9600円である。
- 3 落札率
落札率は81.59%である。

第4 契約書

- 1 契約書の書式
「土木設計等業務委託契約書」が作成されている。
土木設計等業務委託契約書には、57条からなる約款、「個人情報取扱特記事項」、「データ保護及び管理に関する特記仕様書」、「総括情報表」、「業務数量総括表（公示用）」、「業務数量総括表」、「特記仕様書」、「平面図」が付され、ともに綴られ、
割印が付されている。
- 2 契約書の記載内容
契約書（土木設計等業務委託契約書）には、委託業務名、履行期間、業務委託料契約保証金が記載され、詳細は、57条からなる約款に定められている。具体的な業務内容については、特記事項仕様書に定めがあり、「設計範囲」、「道路構造等」、「設計業務における留意事項」等が記載されている。

第5 履行の確保

- 1 契約保証金
本契約にかかる契約保証金は免除されている。免除の根拠は、財務規則99条2項3号とされている。同号は、「(自治) 令167条の5及び167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」に契約保証金を免

除するとしている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

県は、平成30年11月8日、完了検査を行い、本契約が設計図書に基づき適正に履行されたと判断し、同日付けで委託業務検査調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

契約期間中の履行の監督は、業務計画書の受理、月1回の履行報告の確認、打合せ等により実施している。

第6 契約事務の進行

平成29年10月	5日	契約締結
	10月	6日 着手届を提出し、委託業務に着手している
平成30年	3月16日	変更契約締結（履行期間）
	8月16日	履行期間延長請求書受理
	8月23日	上記決裁
	8月24日	変更契約締結（履行期間）
	9月21日	履行期間延長請求書受理
	9月24日	上記決裁
	9月26日	変更契約締結（履行期間）
	10月24日	変更契約締結（委託料）
	10月31日	業務完了通知書
	11月	8日 委託業務検査調書

第2款 指摘

第1 契約保証金

上述のとおり、本契約にあたり、県は、契約保証金を免除している。その根拠規定は財務規則99条2項3号とされる。ここで、財務規則99条2項3号は、「(自治) 令167条の5及び167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」に契約保証金を免除すると定めている。この点、県は、データベースを参照して相手方の過去の実績についての調査はしているものの、それ以上の調査をしていない。

しかし、財務規則99条2項3号は、入札参加資格の保有や過去の契約の履行状

況に加えて、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めており、契約締結時において相手方に契約履行能力があることも必要としている。よって、県は、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無についても調査を行うべきである。

第3款 意見

第1 履行期間延長申請書の日付が記載されていない

本件では、相手方から、契約の履行期間に関する延長申請がなされている。しかしながら、延長申請書には、日付の記載がなされていない。県における受付印により、県が受領した日付はわかるものの、不測の紛争を予防する観点から、日付の記載を要求すべきである。

第19節 県単港湾管理委託（木更津港港湾施設定期点検）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、木更津港港湾施設定期点検の請負契約である。

2 契約の目的

木更津港の港湾施設を計画的かつ適切に維持管理するにあたり、港湾施設の点検調査を実施し、施設の維持工事の必要性、緊急性等、対策工法の選定等を総合評価し、維持管理水準の統一化を図り、施設の維持管理計画を更新するものである。

3 契約の変更

前回の調査結果より鋼矢板の腐食が進行している恐れがあり、現状を確認するため、潜水調査範囲を拡大し、代金額を変更している。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方法は、指名競争入札である。

2 契約方法の選択理由

当該委託業務は木更津港港湾施設を適切に維持管理するための定期的な点検業務であり、一般競争入札には適さないため、かかる契約方式が採用された（自治令167条1項1号）。

指名業者については、千葉県入札参加者資格者名簿（測量等コンサルタント業者名簿）から類似業務実績のある8者を選定している。

3 入札保証金

財務規則107条1項2号により免除されている。

4 入札者の人数

8者である。

入札参加資格について、入札参加資格者名簿に登載される要件は、千葉県報の公告（2年に1度）に従い、登載希望者が業種ごとに定められた書類を揃えた上で、入札参加資格申請の手続を行うこととされている。

5 相手方

港湾・臨海開発等を事業内容とする株式会社であり、本店所在地は東京都である。同社の資本金は1000万円、従業員数は約40人である。

6 下請負

なし。

7 その他—低入札価格調査制度

自治令167条の10に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」か否かの判断をする制度として、「低入札価格調査制度」と「最低制限価格制度」があり、県では、測量等の委託業務を入札に付する際、本節の契約のように予定価格が1000万円以上の業務では「低入札価格調査制度」を、1000万円未満の業務では「最低制限価格制度」を適用することになっている。低入札価格調査制度とは、あらかじめ設定された調査基準価格を下回る入札があった場合に、その入札価格で適正な履行が可能であるか否かについて調査した上で落札者を決定する制度であり、「建設工事等に係る委託業務の低入札価格調査試行実施要領」が適用される。低入札価格調査対象となる、調査基準価格を下回る金額での入札があったが、対象業者が価格調査報告書に代わる届出を提出したため、低入札価格調査を中止し、当該入札が無効となった。また、調査基準価格の算定誤りがあり、完成後の支払手続中に過誤が判明したものの、落札者の決定に影響を与えるものではなかった。当該事実は報告書により庁内関係機関に報告された。

第3 契約金額

1 代金額

当初の契約額は本体価格1329万円（税込1435万3200円）である。その後、前回の調査結果より鋼矢板の腐食が進行しているおそれがあり、現状を確認するため、潜水調査範囲を拡大し、平成30年3月19日に、契約変更をした結果、代金額は同1494万7000円（税込1614万2760円）となっ

ている。

2 予定価格

1483万円（税込1601万6400円）である。財務規則110条2項に基づき、調査対象となる施設の点検項目を積上げし、積算基準書の歩掛を用いて、土木積算システムに入力して算出したものである。

3 落札率

89.6%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

土木設計等業務委託契約書（全57条）のほか、特記仕様書が土木設計等業務委託契約書に一体として綴じられている。

2 契約書の記載内容

受託者の業務の具体的内容は、特記仕様書に次のとおり定められている。

(1) 現地調査

ア 計画準備

イ 事前協議

ウ 詳細点検

エ 報告書作成

(2) 港湾施設維持管理計画更新

ア 設計計画

イ 結果の検討

ウ 報告書作成

契約日は平成29年10月31日、履行期限は平成30年3月25日である。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項3号により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

業務の履行後、県は検査をし、検査調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

検査の具体的方法及び評価項目等は、「工事成績評定表」に記載されており、施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、工事特性、創意工夫、社会性等である。

第6 契約事務の進行

本節の契約に係る事務の進行は、以下のとおりである。

平成29年10月31日 相手方から県に業務工程表が提出された。

11月 1日 相手方から県に着手届が提出された。

平成30年 3月19日 土木設計等業務委託変更契約が締結された。

3月22日 業務が完了し、業務完了通知書及び委託業務完了報告書が県に提出された。

3月28日 検査が完了し、委託業務検査調書、委託業務検査結果通知書及び委託業務認定通知書が作成された。
委託業務成果物引渡申出書が県に提出され、成果物が引き渡された。

4月11日 請求書が提出された。

4月27日 支払がなされた（期限内）。

第2款 指摘

第1 契約保証金の免除

- (1) 県は、上述のとおり、財務規則99条2項3号を根拠に本契約の契約保証金を免除しているが、同号適用の理由について、測量等の委託業務の入札への参加を希望する業者は、2年に1度の県報告示に従い、必要な書類を添付した上で県に申請を行い、審査を受け、入札参加資格者名簿に登載される必要がある。そして、名簿登載の申請に必要な書類には、納税証明書、財務諸表、測量法55条1項の規定による登録証明書等などがあり、これらの審査を経て入札参加資格を得ていることから、名簿登載業者については、県との契約を適切に履行できる契約の相手方として相当であるとの評価を受けているものと解釈し、落札決定時や契約締結時に指名停止措置や倒産等の事前情報が発行されていない場合には、それをもって同号の要件に該当すると判断している。
- (2) しかし、入札参加資格者名簿登載時の財務状況と、契約時の財務状況が大きく変動している可能性があり、必ずしも契約締結時において相手方に契約履行能力があるとはいえない。よって、県は、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無についても具体的に調査を行うべきである。そして、財務規則99条2項3号の要件の具備につき、調査した結果を報告書にまとめ、資料を添付の上、記録に残すべきである。

第2 低入札価格調査制度－調査基準価格

相手方からの請求書の受領後、支払審査中の出納課からの指摘により、入札時

の調査基準価格の誤り（3万2400円）があったことが判明した。

本件では落札者には影響するものではなかったが、入札の結果に影響を及ぼしうるものであることから、今後はかかる誤りが発生しないように、聞き取り調査等により算定誤りが生じた原因を調査し、再発防止策を講ずるべきである。また、その調査結果は報告書にまとめて記録に残すべきである。

第3款 意見

第1 契約書—個人情報特記事項

個人情報の利用がないにもかかわらず、個人情報特記事項が契約書に規定されていた。個人情報の利用がない場合は、個人情報特記事項を規定する必要はないため、当該事項を契約書に規定しないことを要望する。

第2 低入札価格調査制度—低入札価格調査

低入札価格調査対象があったが、「建設工事等に係る委託業務の低入札価格調査試行実施要領」に基づいて届出がなされたため、入札を無効として事務処理を行った。「低入札価格調査報告書の提出に代わる届出」が提出された場合は、低入札価格調査は中止されることとされているが（建設工事等に係る委託業務の低入札価格調査試行実施要領10条4項）、制度運用の参考のため、担当者に聞き取りを行うことがあることとされている（同別記第16号の2様式）。そこで、「低入札価格調査報告書の提出に代わる届出」を提出した理由、当該価格での入札を行った理由、積算方法等について聞き取りをすることが望ましかったものと考えられ、今後は「低入札価格調査報告書の提出に代わる届出」が提出された場合であっても、担当者に聞き取りを行うことを要望する。

第20節 県単道路改良（幹線）委託（時曾根地区工事用道路検討）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、工事用道路についての詳細設計を行う請負契約である。

2 契約の目的

一般国道126号山武東総道路二期事業は、山武市と銚子市を連結する地域高規格道路「銚子連絡道路」の一部である横芝光町芝崎から匝瑳市横須賀までの延長約5キロメートル区間を整備する事業である。

本節の契約は、匝瑳市時曾根付近に施行する計画の工事用道路について詳細設計を実施するものである。具体的には、銚子連絡道路において、周辺道路が狭隘

なため、工事用車両の通行が困難である時曾根地区への進入路を確保するための検討を行うものである。

3 契約の変更

(1) 29年11月30日

検討対象である工事用道路の大布川渡河橋梁について、匝瑳市との基本協定の締結を結ぶ必要性があり、匝瑳市内部での調整に不足の日数を要しているための変更である。

(2) 平成30年3月15日

大布川渡河橋梁について、大利根土地改良区との設計協議を実施しているところであるが、大利根土地改良区内部での調整に不足の日数を要しているための変更である。

(3) 平成30年5月24日

橋梁取付道路などを整備する延長が増加したため。これは、橋梁施工時に土留工が必要であり、当初設計で計上されていないことから新規追加するもの。また、このため、期間も平成30年6月29日まで延長した。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

簡易公募型指名競争入札である。

簡易公募型指名競争入札は、入札への参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する一つの方法で、個別案件ごとに希望を募り、応募者の中から発注者が技術審査基準及び建設工事指名業者選定基準に基づき指名業者を選定し、入札を行う方法である。応募資格要件として、①入札参加者名簿の土木関係建設コンサルタント業務に登載されている者、②過去10年間に企業の同種または類似業務の実績がある者、③過去10年間に配置予定技術者の同種または類似業務の経験のある者、④配置予定技術者の手持ち業務量が10件未満かつ4億円未満である者、⑤県内に本店がある者と設定されている。

対象となる委託業務は、千葉県が発注する500万円以上で、政府調達に関する協定に該当する額未満の委託業務について適用するとされている（平成30年6月現在）。

2 契約方法の選択理由

県によれば、本節の契約は工事用道路、付帯構造物、仮設構造物と複数の詳細設計を実施するものである。簡易公募型指名競争入札では、応募調書資料により、指名を希望する業者の業務実績及び配置予定技術者の業務経験について、詳細に確認できること、また、これらの資料を基に指名業者を選定することから当該契

約に適した方式と判断したことから選択している。

3 入札保証金

財務規則107条1項に従い免除されている。

4 入札者の人数

入札した業者は4者である。

5 相手方

相手方は、千葉市内に本店所在地を置く、資本金1400万円の株式会社である。

6 下請負

下請負はない。

第3 契約金額

1 代金額

代金580万円、消費税46万4000円、合計626万4000円である。

2 予定価格

656万6400円（税込）である。

3 落札価格

95.39%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

「土木設計等業務委託契約書」が作成されている。

土木設計等業務設計委託契約書には、57条からなる約款、「個人情報取扱特記事項」、「データ保護及び管理に関する特記仕様書」、「総括情報表」、「業務数量総括表（公示用）」、「業務数量総括表」、「特記仕様書」、「平面図」が付され、ともに綴られ、割印が付されている。

2 契約書の記載内容

契約書（土木設計等業務委託契約書）には、委託業務名、履行期間、業務委託料、契約保証金が記載され、詳細は、57条からなる約款に定められている。

具体的な業務内容については、特記仕様書に定めがあり、本契約では、「道路設計関係その他設計」、「仮構造物設計」、「一般構造物設計」の箇所に記載されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

本契約にかかる契約保証金は免除されている。免除の根拠は、財務規則 99 条 2 項 3 号とされている。同号は、「令 167 条の 5 及び 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」に契約を免除するとされている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

本件は平成 30 年 6 月 29 日に委託業務が完成し、同日付業務完了通知書が相手方から県に提出されている。県はこれを受けて、同日に委託業務検査実施通知書を相手方に対し発し、平成 30 年 7 月 5 日付け委託業務検査調書完成調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

業務の監督については、業務計画書の受理、月 1 回の履行報告の確認、打合わせ等を定期的に行っている。

第 6 契約事務の進行

平成 29 年	6 月 16 日	決裁（工事（調査・設計・測量）を執行する旨）
	6 月 23 日	公表
	7 月 19 日	指名業者推薦書
	7 月 20 日	指名通知
	8 月 1 日	開札
	8 月 2 日	契約締結
	11 月 30 日	納期変更平成 30 年 3 月 20 日まで
平成 30 年	3 月 15 日	土木設計等業務委託変更契約書
		納期変更平成 30 年 5 月 31 日まで
	5 月 24 日	土木設計等業務委託変更契約書
		契約金額について 117 万 3960 円の増額
		平成 30 年 6 月 29 日まで延長
	6 月 29 日	業務完了通知書
		委託業務検査実施通知書
	7 月 5 日	委託業務検査調書

第2款 指摘

第1 契約保証金

本節の契約に先立つ入札は、平成29年6月16日に工事に付する決裁がなされている。しかしながら、この決裁に関する伺い書を確認すると、契約保証金については「財務規則99条2項3号により免除。」とされていた。ここで本節の契約について行われる簡易公募型指名競争入札における指名業者は平成29年7月19日にその推薦書が作成されている。したがって、具体的な入札者が決定されていない段階で、財務規則99条2項3号に該当するとして、契約保証金を免除するとされている。財務規則99条2項3号は、履行をしないおそれが認められない場合に、履行をしない場合の損害賠償を担保する性質を有する契約保証金を免除する趣旨の規定であることから、具体的な落札者が決定した段階で、その履行実績、能力を調査して、その該当性が判断されなければならない。

第3款 意見

第1 応募者の人数

県の当初の見込みでは、応募者予定数は10者であった。しかしながら、実際には4者からの応募しかなかった。結論としての応募者数の多寡については、県が左右出来るものではないものの、応募総数が少なかったことについては、競争原理を働かせるためには検討がなされるべきであるが、そのような検討することが望ましい。

第21節 (仮称) 佐津間県営住宅基本設計業務委託 (平成29年度)

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、県営住宅の設計業務を委託する請負契約である。

2 契約の目的

佐津間県営住宅用地は、平成14年に県営住宅を建設する計画で、千葉県が用地を取得したものである。鎌ヶ谷市の北側、柏市との市境付近に位置し、敷地西側は戸建住宅地、東側は河川で閑静な立地となっている。

平成30年度に(仮称)佐津間県営住宅(公営住宅86戸)の新築に伴い、これに係る基本設計業務を委託するものである。

3 契約の変更

契約変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

- (1) 契約方法は、指名競争入札（簡易公募型）である。

簡易公募型指名競争入札は、入札への参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する一つの方法で、個別案件ごとに希望を募り、応募者の中から発注者が技術審査基準及び建設工事指名業者選定基準に基づき指名業者を選定し、入札を行う方法である。

- (2) 入札の応募資格は、①千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿の建築関係建設コンサルタント業務に登載されている者の内、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本委託業務の応募調書の提出期限日から本委託業務の開札までの間、受けていない者、②公表日より過去10年間に、配置予定技術者が元請けとして鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄骨造で、1棟の延べ面積が900㎡以上の建築物の新築、増築又は改築に係る基本設計又は実施設計業務の経験のある者、③配置予定技術者の公表日現在の手持ち業務量が10件未満かつ4億円未満である者、④県内に本店がある者、⑤建築士法23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者、⑥配置予定技術者が建築士法5条の規定による一級建築士の登録を受けている者、とされている。大規模な建築物の設計業務において、能力及び実績を持った業者を選定することにより、公共工事の品質確保を図るため、上記の要件を設けている。

2 契約方法の選択理由

大規模建築物の設計業務において、能力及び実績を持った業者を選出することにより公共工事の品質を図るために簡易公募型の指名競争入札が選択された。

3 入札保証金

財務規則107条1項2号の規定により免除されている。

4 入札者の人数

入札者は9者である。内1者が審査の結果、失格となっている。

5 相手方

契約の相手方は、千葉県鎌ヶ谷市を本店所在地とする設計などを事業内容とする会社で、資本金は1000万円である。

6 下請負

下請けは3者である。

第3 契約金額

1 代金額

代金額は、本体代金939万円、消費税75万1200円、合計1014万

1 2 0 0 円である。

2 予定価格

予定価格は、1 3 1 9 万 7 6 0 0 円である。

3 落札率

落札率は 7 6 . 8 % である。

第 4 契約書

1 契約書の書式

契約書には、5 7 条からなる条項とともに「建築士法 2 2 条の 3 の 3 に定める記載事項」、「千葉県公共建築設計業務委託共通仕様書（平成 2 4 年版）」、「千葉県公共建築設計業務委託特記仕様書（基本設計）（平成 2 9 年 1 月版）」、「県有施設（建築物）グリーン化の推進」、「公共事業における環境影響の低減」、「業務委託発注に関する説明事項書」が一体として添付されている。

2 契約書の記載内容

契約内容として、①委託業務名、②履行期間、③業務委託料、④契約保証金、⑤建築士法 2 2 条の 3 の 3 に定める記載事項が記載され、詳細は、5 7 条（ただし、厳密には一部削除されている。）が記載されている約款に定められている。

第 5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は財務規則 9 9 条 2 項 3 号の規定により免除されている

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

平成 3 0 年 3 月 2 6 日付けで、相手方からは県に対して、成果物引渡申出書が提出され、県は委託業務検査調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

適宜、相手方との間で打合せを行い、打合せ議事録を作成し、進行状況を確認している。

第 6 契約事務の進行

本節の契約に係る事務の進行は、以下のとおりである。

平成 2 9 年 7 月 2 4 日 業務委託の執行伺い

9 月 7 日 指名業者の選定

1 0 月 2 日 建設設計業務委託契約書

重要事項説明書

平成29年10月 3日 管理技術者通知書
10月 3日 業務着手届（業務工程表）
平成30年 3月16日 業務完了通知書
3月26日 委託業務検査調書
3月26日 成果物引き渡し申出書
4月10日 請求書（4.10受領印）
4月13日 支出伝票 起票

第2款 指摘

指摘はない。

第3款 意見

第1 請求書の日付について

本節の契約においては、相手方からの代金請求書の日付が空欄となっていた。契約書上、県の支払は、請求があった日から30日以内とされており、これを過ぎると債務不履行となり、遅延損害金が発生しうる。そのため、請求があった日が30日の経過の有無を判断する重要な起算点となるが、係る重要な事実が不明となることから、日付を記載させて提出させることが望ましい。

第2 下請負

本節の契約は、公共工事ではなく、公共工事の品質確保の促進に関する法律の直接の適用はないものの、下請の代金額やその業務の適正が確保されなければならないのは当然である。成果物に対する品質確保やその将来的な担い手の確保の観点からは、下請に対する監督を行うことも望ましく、契約書やその担当箇所を把握し適切な下請契約が行われることが望ましい。

第3章 随意契約

第22節 新都市ビル西側外壁網設置工事

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、新都市ビルの西側外壁に網の設置工事を実施するための請負契約である。

2 契約の目的

- (1) 新都市ビルは、昭和48年から県営駐車場及び事務室として供用してきたが、建物の老朽化により、平成26年には、同ビルの屋上で塔屋外壁から剥離・落下したモルタルなどが散見されたほか、西側開口部周囲でモルタル剥離や、同開口部内側の天井パネルで一部脱落のおそれが認められ、その都度修繕工事等を行っていた。
- (2) 同ビルは、平成27年3月末に駐車場利用者が減少したことや、建物の老朽化が進んだことから供用を廃止し、同年4月からは職員等が常駐しない施設となった。同ビルは、今後、ますます劣化が進み、外壁モルタルや天井パネルが脱落するおそれがあること、公道に面し通行人の往来が多いことから、事故への未然防止のため、また、ビル西側開口部からカラスや鳩などの侵入を防止するため、西側外壁網設置工事を行うこととした

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約の方式は、随意契約である。

2 契約方法の選択理由

随意契約を選択した根拠法令は、自治令167条の2第1項5号である。

契約の内容は、当該建物の外壁に網を設置するための請負工事であり、剥離した外壁による事故を未然に防止する必要性があることから、同種工事の実績があり、かつ、当該建物を熟知し、早急に対応できる業者を選定するために、同号が根拠とされている。

3 契約の相手方

契約の相手方は、千葉市内の株式会社である。

4 下請負

下請けは、1者である。

5 見積合わせ

契約の相手方から見積りの提供を受けている。

第3 契約金額

1 代金額

代金額は、代金1285万円で、消費税が102万8000円、合計1387万8000円である。

- 2 予定価格
予定価格は1405万800円である。
- 3 予定価格と契約金額の比率
比率は98.80%である。

第4 契約書

- 1 契約書の書式
契約書は「建設工事請負契約書」の名称で締結されている。
建設工事請負契約書は、契約条項が記載された「契約書」に、59条が記載される約款(ただし、一部不要な箇所については削除されている)、封筒内に仕様書、設計図などが割印により一体とされて、ともに綴られている
- 2 契約書の記載内容
契約書には、契約内容として、①工事名、②工事場所、③工期、④請負代金額等が記載され、別紙として、詳細は59条が記載されている約款が定められている。なお、約款は、適宜不要な部分について削除されている。

第5 履行の確保

- 1 契約保証金
契約保証金は138万8700円である。
- 2 履行の監督及び確認
 - (1) 検査調書
平成29年12月1日付けで工事検査調書を作成している。工事検査調書そのものについては、発注年度、事業名、工事名など形式面のみの記載がなされている。
 - (2) 監督及び確認の方法
定期的に打合せをし、適宜監督を行っている。この際に、議事録も作成している。

第6 契約事務の進行

平成29年	7月26日	工事内訳書作成	設計者総務部管財課副主査
	7月28日	執行伺・決裁	
	8月2日	執行伺・決裁(見積り徴する旨)	
		随意契約協議(報告)書	
		依頼書を1者宛送付(回答期限8月18日)。	
		随契予定2者の内1者辞退	

平成29年 8月17日 見積受領
8月23日 建設工事請負契約書
8月24日 監督職員選任通知書
10月 3日 前払金請求書
11月20日 工事完成通知書
11月21日 工事検査実施通知書
12月 1日 工事検査結果通知書
12月 8日 請求書

第2款 指摘

第1 見積合わせ

財務規則116条の2第1項は「契約担当者は、随意契約によろうとするときは、原則として二人以上の者（当該契約の予定価格が十万円未満であるときは、一人又は二人以上とする。）から見積書を徴さなければならない。ただし、郵便切手、郵便葉書その他法令等によつて価格の定められている物品を購入するとき、又は契約の目的若しくは性質により相手方が特定される等見積書を徴しがたいときは、見積書を徴さないことができる。」とされている。

したがって、本件では、二人以上の者の見積りが必要とされる。しかしながら、県は、平成29年8月というお盆休みが当然想定される時期に見積依頼書を送付している。そのため、送付を予定していた2者の内、1者からは、事前の打診の段階で夏季休業の関係で期限内に見積りを作成することが不可能との回答があり、1者のみの見積りとなっている。

係る理由については、財務規則116条の2第1項ただし書の要件を満たすものではなく、見積書を徴求すべきである。

第3款 意見

第1 随意契約の選択

- 1 本工事の実施に際して、平成29年8月18日を期限として、8月2日付けで見積依頼書を送付し、内1者との間で、随意契約により契約を締結している。随意契約を行うにあたっては、自治令上、緊急性などの事情が必要となる。係る緊急性の判断については、「本工事实施にあたり、平成27年度、平成28年度及び平成29年度に合計5回入札を行ったが、いずれも不調であった。こうした中で、平成29年度には、西側外壁のモルタル片が植え込みに落下していることが確認された。同ビルは公道に面しており、通行人の往来も多いことから、事故の未然防止のため早急を実施する必要があると判断し、自治令167条の2第5号

の規定により随意契約とした。」とのことである。

- 2 しかしながら、モルタル片の剥離は平成26年度中に既に認められていた。その上で、県は、平成29年8月というお盆休みが当然想定される時期に見積依頼書を送付している。そのため、送付を予定していた2者の内、1者からは、事前の打診の段階で夏季休業の関係で期限内に見積りを作成することが不可能との回答があり、1者のみの見積りとなっている。この点については、入札時期について検討の上、早期の見積依頼の送付は可能であったと思われる。
- 3 したがって、剥離が発覚していた時期からすれば、緊急性の要件を満たしていることが疑問であることから、不落随契（自治令167条の2第1項8号、9号・入札を行ったが、落札者、入札者がいない場合に随意契約を用いること）が検討されるべきであった。

第23節 平成29年度幕張メッセ施設整備機械設備工事 (国際展示場エスカレーター改修)

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

千葉県美浜区所在の幕張メッセ国際展示場（構造・規模 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造3階建 延べ面積9万9242㎡）内に設置されている展示場のエスカレーターの改修工事であり請負契約である。

2 契約の目的

長期間にわたって使用を継続されていた同エスカレーターの改修を行い、老朽化対策を図るものである。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方法は、随意契約である。

2 契約方法の選択理由

根拠法令は自治令167条の2第1項2号であり、「その性質又は目的が競争入札に適しない」契約にあたることにある。

県はその理由として、「本工事は、製造者独自の方式の設備を改修し、老朽化対策を図るものであり、既設との取り合い上、既設製造者の製品を使用し、そのノウハウに基づいた施工と機能確認が必要である。設備全体の機能と安全性を確保

できるのは、当該昇降機を設置し、熟知している製造者である相手方のみである。については、その性質又は目的が競争入札に適さないものであることから、自治令167条の2第1項2号の規程により、随意契約することとしたい。」としている。

3 相手方

相手方は、千葉市内に支店をもつ株式会社である。

工種は、機械器具設置工事であり、その入札参加資格者名簿に登載されている者の人数は、A等級が304者、B等級が93者、C等級が63者である。

4 下請負

一次下請1者の下請負がある。

5 見積合わせ

見積書は、契約の相手方からのみ徴取している（財務規則116条の2第1項ただし書）。

第3 契約金額

1 代金額

代金額は2億3155万2000円（税込）である。

2 予定価格

予定価格は2億4624万円（税込）である。

3 予定価格と契約金額との比率

予定価格と契約金額との比率は94.04%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書は表題部及び59条の約款からなる。

その他に、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律13条に基づく書面が添付されている。

仕様書及び設計図等の設計図書は、別冊になっていて、割印されていない。

2 契約書の記載内容

契約の内容は以下のとおりである。

工事場所：千葉市美浜区中瀬

工期：平成29年6月28日から平成30年9月28日まで

解体工事に要する費用等：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）13条1項に基づく解体工事の費用等の記載については、別添様式2のとおりとする。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は2315万5200円である。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書及び工事成績評定表

検査調書及び工事成績評定表は作成されている。

(2) 監督及び確認の方法

本件工事は平成29年6月28日に着工し、平成30年9月20日に工事完成通知が相手方から県に提出されている。県はこれを受けて、9月26日に完成検査を実施し、9月28日に引渡しを受けた上で、平成30年10月16日付で代金を支払っている。

第6 契約事務の進行

平成29年6月	7日	指名業者選定審査会県土整備部会会議	
	6月22日	見積書	2億1440万円(税抜)
	6月27日	支出負担行為伝票起票	5788万8000円 (平成29年分)
		債務負担行為伝票起票	1億7366万4000円 (平成30年分)
	6月27日	建設工事請負契約	
	6月28日	主任技術者等選任通知	
	6月28日	着工	
	7月6日	前払請求書	2315万円
平成30年3月	29日	指定部分に係る工事完成通知書	
	3月30日	出来形調書	
	3月30日	工事検査	
	3月30日	工事検査結果通知	
	3月30日	工事目的物引渡	
	4月1日	支出負担行為伝票起票	1億7366万4000円
	4月5日	請求書	3473万8000円
	4月11日	支出伝票 支出命令額	3473万8000円
	9月20日	工事完成通知	
	9月26日	工事検査	
	9月28日	工事目的物引渡	
	10月1日	請負代金請求	1億7366万4000円

平成30年10月 4日 支出伝票起票
10月16日 支払日

第2款 指摘

第1 契約書

- 1 契約書の指摘の内容は、第1節と同じである。すなわち、契約書に、59条の条項が記載された約款が綴られているが、この約款に定めた条項が本節の契約の内容となることは、「別添の条項によって」と記載されるに止まり、「別添の条項」を特定する記載はなされていない。他方、約款の1条では、「この約款（契約書を含む。）」と記載されるに止まり、「契約書」を特定する記載はなされていない。そして、工事の具体的内容を定める設計図書については、「設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書という。以下同じ）」と記載されるに止まり、別冊の図面等を特定する記載はなされていない。
- 2 よって、これを特定することができるようにするため、設計図書に記載されている建設工事を契約の内容とする書式に改定すべきである。その例として、以下の二つの方法が考えられる。
 - (1) それぞれ標題を記載し、契約書の条項に、それらの標題が記載された設計図書の記載内容が契約の内容になることを、例えば、「甲は乙に対し、別紙「〇〇仕様書」、「〇〇設計図」及び「〇〇説明書」に記載された建設工事を発注し、乙はこれを受注した。」等と簡潔に記載し、それらの設計図書を契約書の一体文書として綴り、通しの頁番号を記載する方法。
 - (2) 設計図書に表紙を付けて、その表紙に、例えば「設備改修工事契約書の設計図書の合意書」等と題名を記載し、その設計図書が設備改修工事契約書の設計図書であることを確認した旨の記述をし、作成日付も記載して、当事者がそれぞれ記名押印して設計図書も契約書として作成し、他方、設備改修工事契約書には、例えば「甲は乙に対し、〇年〇月〇日付けにて甲と乙が作成した「設備改修工事契約書の設計図書の合意書」に記載された建設工事を発注し、乙はこれを受注した。」等と記載する方法。

第2 見積合わせ

エスカレーターの業者は多数居ること、予定価格が高額であることから、外と同業者からも見積書を徴取すべきである。

第3款 意見

意見はない。

第24節 菊間第二県営住宅15、17号棟住居改善ガス設備工事 (平成29年度)

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

住戸内のガス配管やガス栓の交換工事であり請負契約である。

2 契約の目的

県は平成23年度から千葉縣市原市菊間に所在する菊間第二県営住宅の住居改善工事を棟毎に順次行っていた。平成29年度においては、15、17号棟の住居改善工事の一環としてガス設備工事を行うことになったため当該地域の一般ガス導管事業者（以下、相手方という。）と請負契約を締結した。

3 契約の変更

契約変更はなし。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

随意契約である。

2 契約方法の選択理由

菊間第二県営住宅がある千葉縣市原市菊間は相手方のみが一般ガス導管事業者となっている。一般ガス導管事業は託送供給約款を規定する必要があるところ(ガス事業法48条1項)、相手方の規定する託送供給約款35(1)において、原則としてガス工事は相手方が行うこと、但し同約款35(2)に規定する各工事については、承諾工事人に行わせることができるとの規定がある。これは、ガス事業法61条1項に基づき一般ガス導管事業者は一般ガス導管事業の用に供するガス工作物に関して保安責任を負っていることに基づくものである。

本件工事は、住戸内のガス配管やガス栓の交換工事であるところ、同約款35(2)で規定する工事ではないことから、相手方が工事を請け負うこととなる。そこで、自治令167条の2第1項2号に基づき、相手方と随意契約を締結することとなった。

なお同約款と同様の内容は多くの一般ガス導管事業者の規定する約款において見られるものである。

3 相手方

本節の公共工事の工種は、管工事であり、その入札参加資格者名簿に登録されている者の人数は、Aランクが641名、Bランクが297名、Cランクが364名である。

相手方の本店所在地は、千葉県茂原市であり、事業内容は、ガスの供給、販売、ガス機器等の販売、関連工事を行うことである。

4 下請負

本件は、ガス配管、ガス栓、ガスメーターの交換、貫通工事を下請けに委託しているところ、下請負の相手方は、ガス配管工事を事業内容とする株式会社である。下請負代金は、税込603万7200円で、本件の報酬額の約8割である。

なお、一般ガス導管事業者が自身で行った工事内容は、施工監理、気密試験、点火確認などを行っている。

5 見積合わせ

本件において、契約の内容の特殊性により、契約の相手方が特定されることから財務規則116条の2第1項ただし書（運用通達116条の2関係三オ）に基づき、見積合わせを省略している。

第3 契約金額

1 代金額

本体価格685万円（税込739万8000円）である。

2 予定価格

本体価格685万円（税込739万8000円）であり、参考見積を徴取し積算している。

3 予定価格と契約金額の比率

100%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書、約款等を一体化して綴じている。割印がされている。

2 契約の内容

契約書に添付されている約款は、千葉県の建設・不動産課で作成している建設工事請負契約約款である。上記約款は公共工事標準請負契約約款に準拠するものである。下請負人の選定等を千葉県内に本店を有する者の中から選定する旨の努力義務など、公共工事標準請負契約約款には規定されていない県独自の条項もある。

本件は、下請けがなされているところ、下請負人等に対する受注者の義務として建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又は同約款に準じた内容をもつ下請契約書により、下請契約を締結しなくてはならないと定められている（契約書8条）。なお、建設工事標準下請契約約款は、平成

29年7月25日付で改正されているところ、改正については特段触れられていない。

第5 履行の監督及び確認

1 契約保証金

契約保証金は財務規則99条2項1号により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

平成30年3月20日付で作成されている。工事成績評定表が添付されており、項目に従って判断がなされている。

(2) 監督及び確認の方法

監督職員が現場に赴くなどして、契約図書に基づき履行の確認を行っている。

第6 契約事務の進行

契約事務の進行は以下のとおりである。

平成29年7月	6日	県土整備部都市整備局住宅課担当者が決裁文書を起案
	7月	7日 住宅課長らの決裁
	7月19日	財務規則115条、千葉県建設工事等指名業者選定審査会規程2条2項に基づき、指名業者選定審査会県土整備部会議にて承認
	9月28日	見積書提出
	9月28日	相手方から県に対し部分払いの届出
	9月28日	公共工事履行保証証券を受領
10月	2日	県土整備部都市整備局住宅課担当者が支出負担行為伝票を起票
	10月	3日 課長等の決裁を求める
	10月	3日 施行
	10月	3日 契約締結
	10月	4日 着工
平成30年3月	9日	工事完成通知がなされる（建設工事請負契約約款32条1項）
	3月20日	検査
	3月20日	工事目的物引き渡し
	3月22日	相手方から請負代金の請求
	4月	5日 支払

第2款 指摘

第1 ガス事業法

- 1 ガス事業法は、ガス小売の全面自由化の流れを踏まえて、抜本的に内容が改正された。新たに事業類型を「ガス小売事業」、「ガス導管事業」及び「ガス製造事業」に大別し、「ガス導管事業」は「一般ガス導管事業」と「特定ガス導管事業」に分類したのである。「一般ガス導管事業」は、一定区域内で低圧の導管網を維持・運用し供給供給等を行う事業である。供給区域に独占を認めるので、許可制となる。改正前の「一般ガス事業」の一般ガス事業の導管網がこれに該当し、改正前の一般ガス事業者はおおむね「一般ガス導管事業者」となる。ガス事業法は、平成29年4月1日から施行されている。
- 2 しかしながら、平成29年7月6日県土整備部都市整備局住宅課担当者が作成した決裁文書である随意契約理由書において、ガス事業法の改正を踏まえ、「都市ガスの供給事業を行うことができるのは、ガス事業法に基づき経済産業大臣の許可を受けた「一般ガス事業者」に限定されており、当該施設のある市原市菊間は相手方一者のみがその許可を受けた一般ガス事業者となっている。(以下省略)」と誤った内容が表記された。そのため、ガス事業法の改正が踏まえられないまま、平成29年7月7日住宅課長らの決裁がなされ、さらに平成29年7月19日、指名業者選定審査会県土整備部会会議にて財務規則115条、千葉県建設工事等氏名業者選定審査会規定2条2項に基づき、承認されることとなったのである。
随意契約の理由という契約事務における重要な事項について、現行法を踏まえず行われたことは、重大な問題である。これは、菊間第二県営住宅の工事が平成23年から継続的に行われていたため、担当者において、以前作成した起案を参考にし、今年度起案する際に、新たに法改正を確認するなどの検討を怠ったことが原因ではないかと思料するところである。
- 3 今後は年度に跨って継続的に行う事業の場合、特に法改正に注意して契約事務を行うようにするべきである。

第3款 意見

第1 建設工事請負契約書—公共工事標準請負契約約款

- 1 公共工事標準請負約款とは、請負工事の片務性の是正と契約関係の明確化・適正化のため、当該請負契約における当事者の具体的な権利義務関係の内容を律するものとして、中央建設業審議会が公正な立場から作成し、当事者にその実施を勧告するものである（建設業法34条2項）。同約款は、平成29年7月25日に改正され、同日建設業法34条2項に基づき勧告がなされた。そして、平成29年9月26日国土交通省土地・建設産業局長から公共発注者（各省各庁公共工事

発注担当部局長等、都道府県知事、指定都市の長、公共法人等の長等）宛てに通知（国土建第215）がなされている。公共工事標準請負契約約款の平成29年7月25日改正内容として、下請企業を含めて社会保険加入の促進を促すため、請負代金内訳書及び工程表を提出させ、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとされている（公共工事標準請負契約約款現行3条）。これらの改正は、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守している企業ほど競争上不利になるなどの課題があったことからであった。

- 2 本件において、契約締結日は平成29年10月3日であり、同年9月26日付の上記通知以降に契約を締結している。したがって、改正内容を踏まえることが望ましいが、本契約では、受注者は7日以内に工程表を提出することが義務付けられているだけであり、(契約書3条)、請負代金内訳書の提出や内訳書に法定福利費を明示することは義務付けられていなかった。むしろ、実務において、上記日程において、改正の反映を間に合わせることは事実上不可能なのかもしれないが、労働者の権利保護という重大な改正であることからすれば、できる限りの努力をすることが望ましい。

第25節 江戸川幹線845工区関連附帯工事（その2）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、下水道管渠に設置したマンホール内に角落としを設置する工事の請負契約である。

2 契約の目的

- (1) 工事名に記載されている江戸川幹線845工区とは、江戸川左岸流域に新たに下水道を設置する工事の名称である。この下水道に関連する市は、市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市及び浦安市の合計8市である。この8市が所在する江戸川左岸流域は、昭和45年9月、公害対策基本法に基づく水質環境基準の類型指定がされ、県は、この指定を受けて、江戸川左岸流域水道計画を立て、昭和48年3月、都市計画決定及び事業認可を得て、以後江戸川左岸流域の下水道整備を進めてきている。江戸川幹線845工区は、この下水道整備事業の一つとして、平成28年度に契約締結がなされた下水道管渠築造工事である。
- (2) 本節の工事は、この江戸川左岸流域下水道管渠築造工事（江戸川幹線845工区）という名称の工事（以下「本体工事」という。）に附帯して行う工事であり、

具体的には、下水道管渠を掘削するシールド工事後に、下水道管渠に設置した人孔内に角落としを設置する工事である。人孔とは、下水道管渠を点検するための出入口であり、角落としとは、水の侵入を防ぐために、人孔の両端に設置した溝に角材をはめ込んで落として堰とする仕掛けのことをいう。

- (3) 工事名に（その2）と記載されているが、これは、附帯工事が三つあってそのうちの一つという意味であり、数字は施工順である。三つの附帯工事のうち枝番なしは、工事用道路補修工事であり、その2は、本節の角落とし工事であり、その3は、補助地盤改良工事や道路側溝工事等である。

3 契約の変更

本節の契約は、平成30年6月27日、工期の終期を平成30年6月29日から平成30年12月28日に変更する契約がなされている。

平成30年12月26日、①工期の終期を平成31年3月25日に変更し、かつ②請負代1123万2000円（消費税込み）から1359万8280円に変更する契約がなされている。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

本節の契約は、随意契約である。

なお、本節の建設工事の工種は、とび・土工・コンクリート工事であり、入札参加業者資格者名簿に登録されている業者は、Aランクが527者、Bランクが388者、Cランクが518者、合計1433者である。

2 契約方法の選択理由

県が、本節の契約として随意契約を選んだ根拠法令は、自治令167条の2第6号の「競争入札に付することが不利と認められるとき。」である。

3 相手方

本節の契約の相手方は、特定建設工事共同企業体である。共同企業体とは、複数の異なる企業等が共同で事業を行う組織のことであり、民法上の組合であり、法人格はない。相手方は、本体工事の受注者である。

4 下請負

本節の契約には、下請負はない。

5 見積合わせ

本節の契約では、2人以上の者から見積書を徴取する見積合わせはしていない。

第3 契約金額

1 代金額

本節の角落とし設置工事の請負代金は、1040万円、これに対する消費税は83万2000円、合計1123万2000円である。なお、本体工事の代金は、15億7000万円、消費税1億2560万円、合計16億9560万円である。

そして、江戸川幹線845工区関連附帯工事（その1）の代金は90万円、消費税7万2000円、合計97万2000円であり、江戸川幹線845工区関連附帯工事（その3）の代金は3800万円、消費税304万円、合計4104万円である。

2 予定価格

本節の工事の予定価格は、1183万6800円（消費税込み）である。

3 予定価格と契約金額との比率

予定価格と契約金額との比率は、94.89%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

本節の契約書は、標準約款に従って作成されている。契約書には、工事名、工事場所、工期、請負代金額、契約保証金及び解体工事に要する費用等が箇条書きされ、条項は別紙になっているが、割印されている。

2 契約書の記載内容

債権債務の内容は、契約書にではなく、特記仕様書に条文形式で記載されている。施工についての一般事項は、共通仕様書に記載されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

本節の契約は、契約保証金を免除している。契約保証金を免除した理由は、財務規則99条2項2号の工事履行保証契約の締結である。

2 履行の監督及び確認

本節の工事は、工期が延長され、未だ工事中であるため、履行の確認に至っていない。履行の監督については、日報が作成されていないため、詳細は不明である。

第6 契約事務の進行

契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成30年3月 2日 随意契約選択

3月15日 予定価格積算

3月15日 見積書の提示の誘引

平成30年3月26日	見積書受領
3月26日	見積調書作成
3月28日	課税事業者届出書受理
3月28日	公共工事履行保証証券写し受理
3月28日	契約締結決裁伺い
3月28日	契約締結決裁
3月28日	契約書作成（契約締結）
3月29日	主任技術者等選任通知書
3月29日	着工届受理
4月 1日	監督職員選任通知書
6月26日	工事延期届
6月26日	変更契約締結伺い
6月27日	変更契約決裁
6月27日	変更契約作成（契約締結）

第2款 指摘

第1 随意契約の選択理由

1 県の説明

随意契約を選択した理由についての県の説明は、①総合運転時までの期間シールドトンネル内への汚水の流入を防ぐため、シールドマシン設置後に速やかに角落としを設置する必要があるため、同一の施工者による一貫した施工が必要であり、②このため、現地を熟知し、一連の工事に精通している江戸川左岸流域下水道管渠築造工事（江戸川幹線845工区）の受注者が施工することが作業の効率や安全面において有利であるから、自治令167条の2第1項6号の「競争入札に付することが不利と認められるとき。」に該当する、というものである。その後の説明では、③第二終末処理場の揚水ポンプを止める工事が発注されたことから角落とし設置が必要となり、④角落としの製作期間（2カ月弱）を見込んだ、⑤その時点では、シールド工事の到達時点は、工事延長493mのうち約65mであった、とのことである。

2 検討

- (1) しかし、シールドマシン設置とは、シールドが掘削の目標地点に到達したことを意味し、その時点で掘削は終わり、その後は、切羽や隔壁の取り外しの工程に進むことになるが、シールド内に汚水が流入する虞がある場合も、隔壁を取り外さない限り実際には汚水が流入する事態は生じない。そして、シールド工事の進捗状況は、本節の随意契約締結時において約13%に過ぎず、その後シールド工事

が遅れたことを考慮すると、本節契約を締結する当時において、角落とし製作が終わる約2カ月後にシールドが終点に到達する見込みが確実であったとは言い難い。そして、本節の角落とし工事は、人孔真上の水路の切り回し（水路の移設）作業が、予定よりも遅れて、人孔内作業を安全に行える渇水期（11月から翌年5月）期限に間に合わず、そのため、本体工事の作業を出水期間（6月10月）は中止することになったという理由により、当初の契約で約定された「平成30年3月29日から同年6月29日」の工事期間が「平成30年3月29日から同年12月28日」に変更されている。その後も、本体工事の遅れが原因となって、工事期間が「平成30年3月29日から平成31年3月31日」に再度変更されている。この二度の工事期間は、その内容に照らし、本節の随意契約締結時点で予見できたと考えられる。加えて、角落としが必要になった事情が、第二終末処理場の揚水ポンプ停止という本体工事に関連する工事であることから、本体工事は発注時点で角落とし設置工事の必要性も認識し得て、同時に競争入札を行うこともできたのではないかという疑問もある。

それ故、本節の角落とし設置工事につき、自治令167条の2第1項6号の「競争入札に付することが不利と認められるとき。」に該当する事実があったとは認め難い。

- (2) シールドは、切羽（カッタービット）の手前に隔壁があり、泥水がシールド内に流入しない構造になっているため、シールド工事には必ずしも角落とし工事は伴わず、それゆえにこそ江戸川左岸流域845工区の発注とは別に発注されている。そして、江戸川左岸流域845工区に角落とし工事が必要となった理由も、終末処理場の揚水ポンプを止める「ポンプ設置改良工事（平成29年3月24日契約）」が施工されることになった結果、汚水流入の危険性が生じたことにあるのであって、シールド工事とは関係がない。しかも、角落とし設置工事は、シールド管渠に通じる人孔（マンホール）に予め設置してある両端の溝に角材をはめる工事であるから、工事自体はシールド工事と関係がない。そして、角落としの施工時期は、シールドによる掘削が終わった時点であるから、シールド工事の施工者でなければ角落とし工事の安全性を確保できないという説明も、説得力に欠けるように思える。
- (3) 本節の工期の変更は、本体工事の遅れに因るものである。県の説明によれば、1回目の工期の変更は、本体工事につき水路の切り回しが必要となったということであり、それが分かった日は、平成30年6月26日のことであった。ところが、当初約定した工期の終期は、平成30年6月29日である。それゆえ、本来ならば、平成30年6月26日には、本節の工事が完成しているか、完成間近であった筈であり、仮に完成していなかったとしても、工期の終期の僅か三日前の

ことであるから、水路の切り回しの前に完成させることができた筈であり、それができなかつたということは、元々工期の設定に無理があったということに外ならない。

- (4) 以上を総合考慮すれば、契約方法を選択した際、検討が不十分なまま契約締結を急ぎ、そのために随意契約が選択され、その結果、工期を遅らす変更契約が二度もなされたと認めることができる。
- (5) よって、工事を急ぐ理由があると考えられる場合も、そこに無理がないかを多角的に検討し、競争入札が可能ならこれを選択すべきである。

第2 随意契約審査会

- 1 江戸川下水道事務所は、「千葉県建設工事等指名業者選定審査会江戸川下水道事務所部会規定」を制定しているが、同規定2条2項は、「部会は、請負契約等（一件の設計金額が250万円を超え1億円未満の建設工事（以下省略）に係る随意契約締結の適非について意見を述べるものとする。ただし、やむを得ない場合に限り、報告を受けるものとする。」と定めている。この2項に基づいて開催される部会を随意契約審査会という。この随意契約審査会の開催要件に係る設計金額とは、自治体がする公共工事の見積り額をいうが、本節の角落とし設置の予定価格は、1183万6800円であるから、設計金額が250万円を超え1億円未満の建設工事に該当することは明らかである。そして、随意契約審査会を開催しないことがやむを得ないと認められる事情はない。
- 2 よって、以下のとおり指摘する。

随意契約を選択するか否かにつき、随意契約審査会を開催するという要領は、契約方法の選択を適正に行うための方法として優れている。本節の契約についても、随意契約審査会が開催されていれば、随意契約が選択されなかつた可能性がある。それ故、随意契約を選択する場合には必ずこの随意契約審査会を開催すべきである。

第3 施工管理

- 1 契約書に定めた建設工事を設計図書に従って施工することを確保するためには、施工を監督することが最も効果的である。約款には、県は、施工を監督する者として、監督職員を定め、現場での受注者に対する指示、詳細図の承諾、工程の管理、工事材料及び施工状況の検査等の権限を与えている。しかし、監督職員の監督の具体的実施状況については、書類が作成されないため、口頭で報告されていても、上司がその報告内容を正確に把握し、記憶し、後にその報告を資料として利用することは困難である。

- 2 よって、監督職員の監督については、報告書や日報を作成し、これらの書類をもって報告するように改めるべきである。

第3款 意見

意見はない。

第26節 県単交通安全対策工事（実叅交差点付帯工）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本契約は、実叅交差点（習志野市実叅2丁目所在）に隣接する私有地上に設置された擁壁等の撤去復旧工事に係る請負契約である。

2 契約の目的

- (1) 県は、交通安全計画（国が作成する交通安全基本計画に基づき、都道府県の交通安全施策の大綱として、県、国の地方行政機関及び市町村等から構成される千葉県交通安全対策会議が決定する法定計画）に基づき、県が管理する道路を対象として、県内各所において交通安全対策事業を実施している。そして、当該事業の一環として、県は、平成22年度から、主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線（県道57号線）の交通安全対策工事（通学路の安全対策工事）を県単独予算により実施しており、平成29年度には、実叅交差点（習志野市実叅2丁目）の歩道整備工事を実施した。
- (2) 当該歩道整備工事の結果、事業開始当初に実施された交差点の隣接私有地の擁壁等建替工事に不備（根入れ深さの不足）が生じることとなった。「根入れ深さ」とは、建築構造物等の基礎の土への埋込みの深さであり、根入れ深さが不足すると、地震時や台風時等に、構造物が移動、転倒するおそれがあるため、安全確保のため、一定の根入れ深さを確保する必要がある。県が平成29年度に実施した実叅交差点の歩道整備工事の結果、擁壁に隣接する交差点付近の地盤面の高さが以前と比べて約26センチメートル低くなり、根入れ不足が生じることとなったため、根入れ深さを確保するため、本工事が付帯工事として必要となった。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

随意契約である。

2 契約方法の選択理由

本契約は、本工事が既発注工事（実叡交差点の交通安全対策工事）と施工及び工程上密接不可分な関係にあるため、「入札に付することが不利」との判断により、既発注工事の受注者との間で随意契約として締結されている。随意契約の根拠規定とされたのは、自治令167条の2第1項6号（「競争入札に付することが不利と認められるとき」）である。

3 相手方

本契約は、既発注工事の受注者との間で締結されている。同社は、千葉県八千代市に本店を置く資本金2000万円の株式会社であり、土木工事、エクステリア工事、舗装工事及びとび・土工業等を事業内容としている。

本節の公共工事の工種は土木一式工事であり、その入札参加資格者名簿に登載されている者の人数はAランクが364名、Bランクが672名、Cランクが413名、Dランクが645名である。

4 下請負

相手方は、下請業者として、1者を選定している。なお、県は、元請業者である相手方から施工体制台帳の提出を受け、注文書、請書及び契約約款の内容から、下請業者にとって不利な条件で契約をしていないことを確認している。また、工事現場において、一括下請ではないことを確認している。

5 見積合わせ

本契約締結に当たり、財務規則116条の2第1項（「契約の目的若しくは性質により相手方が特定される等見積書を徴しがたいときは、見積書を徴さないことができる」）及び千葉県財務規則の運用について（通達）116条の2第3項オにより、見積合わせは省略されている。

第3 契約金額

1 代金額

代金額は、665万3187円（消費税込み）である。なお、本工事と関連する既発注工事の代金額は、1455万8400円（消費税込み）である。

2 予定価格

予定価格は、668万5200円（消費税込み）である。当該予定価格は、県が保有する工事案件の積算システムを使用して、履行の難易及び履行期間の長短を考慮して決定されている。

3 予定価格と契約金額との比率

契約金額が予定価格に占める割合は、99.5%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書本紙のほか、別紙として、全59条の約款が添付されている。

2 契約書の記載内容

契約書には、工事名、工事場所、工期、請負代金額、契約保証金及び解体工事に要する費用等に関する定めがある。契約条項の詳細は約款に記載されており、約款には、総則規定、受注者の義務に関する規定、下請負人に関する規定、工期に関する規定、請負代金に関する規定、損害賠償に関する規定、解除に関する規定等が設けられている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は、66万5319円である。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

県は、平成30年3月28日に本工事の検査を行い、工事検査調書を作成している。検査結果は合格であり、同日、県は、相手方から引渡しを受けた。

(2) 監督及び確認の方法

工事検査調書には、別紙として工事成績評定表が添付されており、考査項目として、施工体制（施工体制一般、配置技術者）、施工状況（施工管理、工程管理、安全対策、対外関係）、出来形及び出来ばえ（出来形、品質、出来ばえ）、工事特性（施工条件等への対応）、創意工夫、社会性等（地域への貢献等）が挙げられている。県の監督員らは上記考査項目毎に評定を行い、評定点が算出され、当該評定点に基づき、検査の合否が決定されている。

第6 契約事務の進行

平成29年12月20日 指名業者選定審査会（千葉土木事務所部会）が随意契約協議（報告）書を受理

12月21日 見積書の提出依頼

12月25日 見積書を受理（見積金額665万3187円）

12月27日 契約締結

12月28日 着工届を受理

平成30年 1月 4日 前払金（260万円）の請求書を受理

1月17日 前払金を支払

1月26日 施工計画書を受理

平成30年 2月 1日 下請業者選定通知書を受理
2月 5日 施工体制台帳を受理
3月23日 工事完成（同日「工事完成通知書」受理）
3月28日 検査実施 引渡し
3月29日 残代金（405万3187円）の請求書を受理
5月 1日 残代金を支払

第2款 指摘

第1 説明書の作成

前述のとおり、本工事は、平成29年度に県が実施した交差点工事の結果、交差点付近の地盤面が約26センチメートル低くなり、そのため、以前建替工事が実施されていた交差点隣接地（私有地）の擁壁等につき、根入れ深さの不足が生じ、追加工事（擁壁等の取壊しと復旧工事）が必要になったことから行われている。

この点、交差点工事の結果、交差点付近の地盤面が低くなることは計画当初から想定されていたが、県が地盤面の低下について当該隣接地の所有者に伝達した記録は残されておらず、また、所有者もかかる事実を聞いていないと主張したため、県の費用負担により本工事が実施されることになった。

そもそも、県は、地盤面の高さに変更が生じる工事を計画していた以上、隣接地の構造物に根入れ深さの問題が生じ得ることは予見できたというべきである。したがって、県は、隣接地の所有者に不利益が生じないように、地盤面の低下を含む計画の詳細について説明すべき義務があり、かつ、後日の紛争を避けるため、説明を実施した後は、説明の相手方、時期及び内容等について記録を作成し、一定期間は保存すべきであった。本件において、このような記録が残されていなかったことは、県の記録管理に問題があったと言わざるを得ない。

今後は、同様の工事において、関係者（隣接地所有者等）に対して計画の詳細を十分説明し、その説明の相手方、時期及び内容等を明記した記録を、一定期間保存する措置をとるべきである。

第3款 意見

第1 随意契約の選定

- 1 本工事は、既発注の交差点工事の受注者との間で随意契約の方法で締結されている。そして、その理由は、「本工事と既発注工事は、施工及び工程上密接不可分な付帯的な工事であり、入札に付することが不利と認められるため」とされている。確かに、「現に契約履行中の工事等に直接関連する契約を現に履行中の契約者

以外の者に履行させることが不利である」場合は、自治令167条の2第1項6号に該当するとされており（津地裁平成13年8月23日判決参照）、また、県の「入札・契約担当者の手引（建設工事関係）」においても、「契約履行中の追加工事」は同号の該当例として掲げられている。

- 2 しかし、このことは、「契約履行中の追加工事」の場合に、無条件に既発注工事の受注者との間で随意契約を締結できることを意味せず、あくまで他の者に受注させることが県にとって「不利」と認められなければならない。そして、「不利」か否かは、個別具体的に検討されるべきである。本件では、「本工事と既発注工事は、施工及び工程上密接不可分な付帯的な工事であり、入札に付することが不利と認められる」ことが随意契約の根拠とされているが、決裁書類を見る限り、本工事と既発注工事が「施工及び工程上密接不可分」であることは具体的に明らかとされておらず、他業者による受注が価格面で確実に不利に働いたといえるのかどうかは判断し難いと言わざるを得ない。本契約では、見積合わせが省略されているため、この点からも相手方以外との契約が県に不利であったのか否かは検討が尽くされているとは言い難い。随意契約が例外的な契約方式であることに照らしても、県は、契約履行中の追加工事の場合においても、他の者との契約が不利に働くことを、具体的資料に基づき検討することが望ましい。

第27節 県単橋梁修繕工事（利根川大橋主桁補修）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

利根川大橋の鋼主桁において、腐食損傷が確認されたことから、当該損傷箇所を補修する工事の請負契約である。

2 契約の目的

香取郡東庄町に所在する利根川大橋では、平成29年度に別途県単橋梁修繕委託（利根川大橋床版補修設計）を発注していたが、この工事の際に実施した橋梁点検により、鋼主桁の腐食損傷が確認された。そこで、当該損傷箇所を補修する工事を行うこととなったものである。

3 契約の変更

本件工事においては、工事の施工中に補強材の一部が、支承取付部と干渉することが判明したため、補強材を一部切断しなければ施工が出来ないことが判明した。そこで、「補強材切断工1カ所」の工程を追加する設計変更を行うこととなり、平成30年3月22日に建設工事請負変更契約書が締結された。但し、これは仕様の変更にとどまるものであり、工期や請負代金額には変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

自治令167条の2第1項7号（時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みのあるとき）に基づき、随意契約としている。

2 契約方法の選択理由

随意契約を選択した理由について担当課は、「本件工事の施工には、施工足場が必要となるが、当時、当該腐食損傷箇所では、別途発注の塗装工事（県単橋梁修繕工事（利根川大橋塗装工その1））を実施しており、現地には足場が設置されていた。この塗装工事の工期内に、本工事を実施し、施工足場を兼用することにより、工事費用を削減することができることから随意契約を選択した」と説明している。

3 相手方

- (1) 相手方は、香取市内に本社を有し、土木建築施工請負及び土木建築資材の販売等を主な事業とする株式会社である。
- (2) 本節の工事は鋼構造物工事であり、当該工種についての入札参加資格者名簿登録者数は、A等級が247者、B等級が83者、C等級が135者である。

4 下請負

本件工事においては、鋼桁補強工事に下請けを使用しているが、一次下請が1者のみである。

5 見積合わせ

財務規則116条の2第1項に基づいて見積合わせを省略している。

第3 契約金額

1 代金額

請負代金額は594万円（税込）である。

2 予定価格

予定価格は601万5600円（税込）である。

3 予定価格と契約金額との比率

予定価格と契約金額との比率は98.7%とである。

第4 契約書

1 契約書の書式

- (1) 本節の契約書（以下「建設工事請負契約書」という。）の書式は、昭和25年2月21日中央建設審議会決定の公共工事標準請負契約約款（以下「標準約款」という。）に従って作成されている。契約の概要が箇条書きされ、発注者と受注者が

記名押印した建設工事請負契約書に、59条もの条項が記載された約款がつづられ、表紙と裏表紙を付けて冊子とし、表紙と裏表紙を貼り合わせた部分に割印が押されている。

- (2) 工事の内容を記載した仕様書や設計図等の設計図書は、契約書とは別の書面になっている。約款の1条に、「発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ）を履行しなければならない。」と記載されているが、設計図書が何か、題名等で特定することができる記載はない。

2 契約書の記載内容

約款には、59条が定められている。建設工事であればどのような契約にも使えるものとして作成されているが、本件契約では部分払の定めはないことから、部分払を規定する38条が抹消されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は、59万4000円である。但し、契約の相手方は、入札保証金の納付に代えて、契約書4条1項3号に基づき、保証事業会社の保証書を県に差し入れている。

2 履行の監督及び確保

(1) 検査調書及び工事成績評定書

本件工事は平成30年2月20日に着工し、3月23日に工事が完成し、3月23日付工事完成報告書が相手方から県に提出されている。県はこれを受けて3月29日に完成検査を実施し、工事成績評定表の項目に基づいて検査を行った上で、3月29日付工事検査調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

工事の監督については、定期的に相手方と協議や打合せがなされており、その結果について工事打合簿などの書面も作成されている。

履行の確認は、項目別評定点の一覧表や施工プロセスのチェックリストなどを用いて、細かくチェックされている。

第6 契約事務の進行

平成30年 2月16日 随意契約による工事实施について執行伺いを起案・同決裁

- 平成30年2月19日 相手方から見積書を徴取（予定価格以下の見積書が提出）
- 2月19日 契約締結に関する執行伺い起案・同決裁
- 2月19日 同日 相手方と建設工事請負契約を締結
- 2月20日 相手方より、着工届が提出され、受領
- 2月20日 相手方からの前金払の請求書提出を受け、前金払いについて支出伝票起案・同決裁
- 3月 5日 相手方に請負代金の前金払い分237万円を支払い
- 3月20日 設計変更を理由とする建設工事請負変更契約書の締結について執行伺い起案・同決裁
- 3月22日 相手方との間で建設工事請負変更契約書を締結
- 3月23日 相手方より工事完成通知書提出され、受領
- 3月29日 工事検査実施（工事検査調書作成）
- 4月17日 相手方からの残代金357万円についての請求書提出を受け、支出伝票起票・同決裁
- 5月 2日 請負代金支払い

第2款 指摘

第1 契約書

1 契約書に、59条の条項が記載された約款が綴られているが、この約款に定めた条項が本節の契約の内容となることは、「別添の条項によって」と記載されるに止まり、「別添の条項」が何かを特定する記載はなされていない。また、工事の具体的内容を定める設計図書については、「設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書という。以下同じ）」と記載されるに止まり、別冊の図面等の名称等で特定する記載も何らなされていない。

2 そこで、建設工事請負契約書1ページ記載の「別添の条項」及び条項1条1項の「設計図書」について、契約書の内容から一義的に特定できるよう契約書の書式を改定すべきである。

その例として、以下の二つの方法が考えられる。

- (1) それぞれ標題を記載し、契約書の条項に、それらの標題が記載された設計図書の記載内容が契約の内容になることを、例えば、「甲は乙に対し、別紙「〇〇仕様書」、「〇〇設計図」及び「〇〇説明書」に記載された建設工事を発注し、乙はこれを受注した。」等と簡潔に記載し、それらの設計図書を契約書の一体文書として綴り、通しの頁番号を記載する方法。
- (2) 設計図書に表紙を付けて、その表紙に、例えば「県単橋梁修繕工事（利根川大

橋主桁補修) 工事契約書の設計図書の合意書」等と題名を記載し、その設計図書が当該工事契約書の設計図書であることを確認した旨の記述をし、作成日付も記載して、当事者がそれぞれ記名押印して設計図書も契約書として作成し、他方、当該工事契約書には、例えば「甲は乙に対し、○年○月○日付けにて甲と乙が作成した「県単橋梁修繕工事（利根川大橋主桁補修）工事契約書の設計図書の合意書」に記載された建設工事を発注し、乙はこれを受注した。」等と記載する方法。

第3款 意見

第1 見積合わせの省略

- 1 本件工事においては、前述のように、自治令167条の2第1項7号（時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みのあるとき）に基づいて随意契約を行っており、また、随意契約において原則として必要とされる見積合わせも、省略されている。確かに、本件工事の施工には施工足場が必要なところ、本件施工場所においては別途発注の塗装工事（県単橋梁修繕工事（利根川大橋塗装工その1））が実施されていたのであるから、この工期内に本件工事を行い、施工足場の兼用を図ることで、工事費用の削減を図るといふ狙いは理解でき、随意契約による理由は認められると考える。
- 2 しかしながら、本件において、見積合わせを省略する理由は乏しいと言わざるを得ない。すなわち、担当課は、財務規則116条の2第1項及び財務規則運用通達116条の2関係三イに基づいて見積合わせを省略したとしているが、財務規則116条の2第1項は、随意契約を行う場合には、原則として2人以上の者から見積書を徴取するよう明確に求めており、その例外は、「郵便切手、郵便葉書その他法令等によって価格の定められている物品を購入するとき」か「契約の目的若しくは性質により相手方が特定される等見積書を徴しがたいとき」のみである（いずれも財務規則116条の2第1項ただし書）。
- 3 また、財務規則運用通達116条の2関係三イは、前述の見積合わせを省略できる例外的場合のうち、後者の場合を例示列挙したものであるが、その例示されている事項は、「土地購入」、「公社への事業委託」、「利用料金が、インターネットやパンフレット等により公開されている会場借上料で五万円未満の場合」など、まさに、契約の目的や性質から契約の相手方が限定されることが明らかなケースのみにとどまっている。
- 4 本件において、仮に、別途発注の塗装工事における施工足場の設置者・所有者が、他の業者に対して足場の利用を認めない意向を明確にしており、施工足場の設置者・所有者に工事を発注せざるを得ないのであれば、「契約の目的若しくは性質により相手方が特定される場合」といえる余地がでてくるようにも思われるが、

本件契約の相手方は、別途発注の塗装工事における施工足場の設置者・所有者とは異なっており、そのような特段の事情も存在しない。

- 5 担当課は、施工足場の兼用を図るという目的の範囲内で、可能な限り見積合わせを行うことが望ましい。

第2 変更契約締結の時期

- 1 本件においては、設計変更がなされているが、その設計変更に伴う建設工事請負変更契約書の締結は工事完成通知書の提出前日である平成30年3月22日となっている。
- 2 しかし、担当課によれば、実際に設計変更の必要性が判明したのは平成30年2月27日であり、設計変更の協議を実施した日は2月28日、変更後の設計に基づいて施工を行った日は2月29日と、いずれも変更契約締結の約1か月も前とのことである。
- 3 設計変更については、工期の変更の場合のように、「変更後の工期がいつまで必要か、ギリギリまで判断したい」といった変更契約を遅らせる事情は考えにくい。また、設計変更契約を遅らせることによって、契約の相手方を「仕様に合わない工事の施工を行っている」という不安定な地位に置くことになってしまう。
- 4 担当課は、設計変更の必要性が判明した場合、速やかに設計変更の協議を行い、協議が整い次第、建設工事請負変更契約書を締結することが望ましい。

第28節 平成29年度幕張メッセ施設整備建築工事実施設計

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

- 1 契約の種類
本節の契約は、幕張メッセの施設整備工事の実実施設計に関する請負契約である。
- 2 契約の目的
幕張メッセは、千葉市美浜区中瀬に設置され、平成元年10月から供用が開始された日本を代表する複合コンベンション施設である。これを構成する施設は、国際展示場1から8ホール、国際展示場9から11ホール、国際会議場及び幕張イベントホールの四つの施設からなり、敷地面積約21万7144㎡、延床面積16万8742㎡、総展示面積7万5098㎡の複合コンベンション施設であり、国内では東京国際展示場（東京ビッグサイト）に次ぐ2番目の規模を持つ施設である。そして本業務は、上記施設のうち、中央エントランスの大規模改修工事及び施設設備建築工事(大屋根軒天及びゴンドラレール改修(1から3ホール南側)、中央プラザキャノピー屋根改修、外構舗装面改修)に関する設計業務の委託であ

る。

- 3 契約の変更
契約の変更はない。

第2 契約方法

- 1 契約方法の種類
随意契約である。

- 2 契約方法の選択理由

幕張メッセは、設計協議（コンペ）により選定された東京都内に事務所を構える建築事務所が設計した建物であり、設計者独自のデザインを有しており、同事務所が意匠等に関する著作権を有していることを前提として、今回の改修工事により意匠の改変が予想されることから、同著作権を有している上記事務所を相手方とすることによるべきであるとし、「その性質又は目的が競争入札に適しない」（自治令第167条の2第1項2号）と判断されたためである。

- 3 相手方

上記のとおり幕張メッセの設計を行った建築事務所である。

- 4 下請負

下請負は、2者であり、積算業務に1者、電気設備設計及び機械設備設計に1者が協力事務所として本件業務に関わっている。なおいずれについても契約書において必要とされている、県によるあらかじめの承諾の手続は採られている。しかし、下請負に関する契約書の提供は受けていない。

- 5 見積合わせ

見積書は、契約の相手方からのみ徴取している。もっとも本節の契約においては、財務規則116条の2第1項ただし書（見積書を徴さないことができる場合）に該当するものと思われる。

第3 契約金額

- 1 代金額

代金額は、2872万8000円（うち消費税212万8000円）である。

- 2 予定価格

予定価格は、2878万9560円（うち消費税213万2560円）である。

- 3 予定価格と契約金額との比率

99.79%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

本節の契約においては、契約条項の記載された契約書の外に、設計業務委託仕様書が添付されている。

2 契約書の記載内容

契約書記載の契約内容の概要は、以下のとおりである。

- (1) 履行期間、業務委託料、契約保証金免除の旨
契約書中、個別の契約条項の前にそれぞれ記載されている。
- (2) 業務に関する手続関係について
2条、14条から18条に記載されている。
- (3) 権利義務の譲渡、著作権に関する取り決めについて
5条から11条に記載されている。
- (4) 一括再委託等の禁止について
12条に記載されている。
- (5) 契約条件の変更について
20条、21条、24条から27条、30条に記載されている。
- (6) 瑕疵があった際の措置、履行遅滞に関して
40条、41条に記載されている。
- (7) 談合に関して
41条の2、41条の3に記載されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項3号を理由に免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

本節の契約事務については、委託先事務所から業務完了通知書が提出され、それに基づき検査調書が作成されており、そこには発注年度、事業名、受注者名、設計金額、完了金額等が記載され、「完了を認める」旨の記載がされている。

(2) 監督及び確認の方法

完了検査の方法としては、千葉県委託設計業務等検査要綱8条1項に基づき、契約書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書、千葉県委託業務等検査基準及びその他関係図書と管理記録及び成果品を対比して合否を判定したとのことであり、検査調書に加えて委託業務成績評定表が作成されている。

第6 契約事務の進行

本節の契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成29年6月28日 見積書徴取
6月29日 契約締結
6月30日 調査職員選任通知書の通知
7月 3日 業務工程表の受領
7月 3日 協力事務所協議願の受領、それに対する県の承諾
7月 3日 管理技術者通知書の受領
平成30年3月15日 業務完了通知書の受領
3月23日 委託業務検査調書の作成
3月23日 成果物引渡申出書の受領
4月16日 請求書の受領
4月27日 代金支払

第2款 指摘

第1 契約保証金の免除

- 1 本節の契約においては、財務規則99条2項3号を理由として契約保証金が免除とされている。そしてかかる条項では、その要件として、「(前略) その者が過去二年間に県、国(公社及び公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」とされている。この点、県からの回答によると、上記要件該当性の判断については、資料は作成していないものの、本件委託先事務所は、「平成27年度幕張メッセ施設整備建築工事实施設設計」「平成28年度幕張メッセ施設設備建築工事基本・実施設計」の委託を行い、上記条項に該当することを確認したとのことであった。
- 2 しかし、財務規則99条の規定ぶりからすると、契約保証金を免除することはあくまでも例外的な扱いであることは明らかであり、したがって免除とするための検討は慎重に行うべきである。特に、「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる」か否かについては、現在における相手方の規模や財務状況等につき、調査検討する必要がある。したがって、契約保証金を免除するためには、いかなる具体的事実が存在し、それが上記条項に該当しているのかについて十分調査をし、その検討経緯(結果)については書面として残しておくべきである。

第2 下請負

本節の契約においては、下請負がされているが、県として、相手方と下請業者

との間の契約内容についての調査を行っている事実は確認できなかった。

この点、県と相手方との契約内容が金額を含めて適正であるか否かの検証にあたって、相手方が下請業者とどのような契約を締結しているのかという点は重要な情報である。そのため、県として、相手方から下請負に関する資料（契約書等）の提出を求めるべきである。

第3款 意見

意見はない。

第29節 県単道路改良（幹線）委託（積算業務その2）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本契約は、一般国道464号北千葉道路の橋梁下部工事（成田市土屋所在の河川・道路構造物3件）の積算業務に関する業務委託契約である。

2 契約の目的

一般国道464号北千葉道路は、外環道と成田空港を最短距離で結ぶ計画延長約4.3キロメートルの幹線道路である。このうち印西市から成田市間の約1.3.5キロメートルの区間は、国と県で協同して整備を進めている。県は、当該区間の橋梁下部工事（成田市土屋所在の河川・道路構造物3件）に係る請負契約の発注を予定しており、本契約は、当該請負契約に備えて価格の積算を外部に委託することを目的としている。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

随意契約である。

2 契約方法の選択理由

自治令167条の2第1項2号（その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）に基づき、随意契約が選択されている。積算にあたり使用するシステムを相手方以外が保有していないこと、相手方が長年にわたり積算業務に携わり豊富な経験や知識を有していること、かつ、中立的な立場で本業務を遂行できる唯一の機関であることが同号の適用理由とされている。

3 相手方

本契約の相手方は、千葉県内の地方公共団体が施工する建設事業の円滑で効率的な執行を支援するとともに、建設技術者の技術の向上を図り、良質な社会資本の整備に寄与することを目的として、県及び県内市町村等が出捐して設立された公益財団法人である。

4 下請負

なし。

5 見積合わせ

財務規則 116 条の 2 第 1 項(「契約の目的若しくは性質により相手方が特定される等見積書を徴しがたいときは、見積書を徴さないことができる」)及び千葉県財務規則の運用について(通達) 116 条の 2 第 3 項オにより、見積合わせは省略されている。

第 3 契約金額

1 代金額

代金額は、800万2800円(消費税込み)である。

2 予定価格

予定価格は、800万2800円(消費税込み)である。当該予定価格は、相手方が年度当初に提出した見積書に基づき、履行の難易及び数量の多寡を考慮して定めている。

3 予定価格と契約金額との比率

契約金額が予定価格に占める割合は、100%である。

第 4 契約書

1 契約書の書式

契約書本紙のほか、別紙として、全 27 条の約款が添付されている。

2 契約書の記載内容

契約書には、委託業務の名称、履行期限及び業務委託料がそれぞれ記載されている。また、約款には、総則規定、受託者の義務に関する規定、検査及び引渡しに関する規定、支払に関する規定、解除・損害賠償に関する規定及び秘密保持に関する規定等が設けられている。

第 5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は、財務規則 99 条 2 項 3 号により免除されている。同号適用の理由を所管課に確認したところ、本契約の相手方は、過去 2 年間に、複数回にわた

って規模を同じくする契約を県と締結しており、これらすべてを履行していることから、本契約を履行しないこととなるおそれがないと認め、契約保証金を免除したとの回答を得た。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

県は、平成30年1月17日、完了検査を行い、本契約が設計図書に基づき適正に執行されたと判断し、同日付けで委託業務検査調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

委託業務検査調書には、別紙として委託業務成績評定表が添付されており、各種評価項目が挙げられている。県の監督員らは評価項目毎に評定を行い、評定点が算出され、当該評定点に基づき、検査の合否が決定されている。

第6 契約事務の進行

平成29年	8月10日	本業務に関する依頼書を送付
	8月14日	受託通知書を受理
	8月16日	契約締結
	8月17日	業務着手届を受理
平成30年	1月9日	業務完了報告書を受理
	1月17日	完了検査
	1月24日	委託料請求書を受理
	2月2日	請求額（800万2800円）を支払

第2款 指摘

第1 契約保証金の免除

- 1 財務規則99条2項3号は、自治令167条の5及び167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、「その者が過去二年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができると規定している。
- 2 この点、県は、前述のとおり、財務規則99条2項3号を根拠に本契約の契約保証金を免除しているが、同号適用の理由について、「本契約の相手方は、過去二年間に、複数回にわたって規模を同じくする契約を県と締結をしており、これらすべてを履行していることから、本契約を履行しないこととなるおそれがないと認めた」としており、それ以上の調査は行っていない。

しかし、財務規則 99 条 2 項 3 号は、入札参加資格の保有や過去の契約の履行状況に加えて、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めており、契約締結時において相手方に契約履行能力があることも必要としている。

よって、県は、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無についても調査を行うべきである。

第 3 款 意見

第 1 秘密保持条項

- 1 契約書添付の約款には、秘密保持に関する規定として次の条項が定められている。
 - ・受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない（23 条 1 項）。
 - ・受注者は、成果品（委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない（同条 2 項）。
- 2 一般的に、秘密保持条項における秘密保持義務の内容として、①第三者への開示又は漏洩の禁止のほか、②目的外使用の禁止に関する規定も定められることが多い。この点、本契約の秘密保持条項は、第三者への漏洩を禁止するが、目的外使用の禁止までは定めず、本契約に基づき開示した情報が、全く無関係の機会に相手方に利用されてしまうことを防ぐためには、規定が不十分である。そこで、今後同種の契約を締結する際は、これらの点についても秘密保持条項に規定することが望ましい。
- 3 また、必須とはいえないが、一定の場合に秘密情報の開示を例外的に認める旨の条項を規定する場合もあり得るため（例えば、裁判所等の法的権限を有する機関に開示を義務付けられた場合や、リーガルチェック等を想定し、弁護士・会計士等の法令上の守秘義務を専門職への開示を許容する場合等）、この点についてもその要否を検討することが望ましい。

第 3 0 節 平成 29 年度一般国道 126 号山武東総道路二期整備国道道路 改築事業の施行に関する委託

第 1 款 契約事務の内容

第 1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、銚子連絡道路の一部である、千葉県山武郡横芝光町芝崎から横

芝光町宮川までの約1.6キロメートル区間の整備業務を委託することを目的とする請負契約である。

2 契約の目的

一般国道126号山武東総道路二期事業は、山武市と銚子市を連結する地域高規格道路「銚子連絡道路」の一部である横芝光町芝崎から匝瑳市横須賀までの延長約5キロメートル区間を整備する事業である。そして、本契約は、その事業の一部分についてのものである。

具体的な委託内容としては、「用地取得及び物件補償に関わる土地価格算定、測量、物件調査、物件補償費算定、交渉、契約、登記、支払に関する事、工事及び調査設計に関わる積算、指名、入札、契約、監督、検査、支払等に関する事」とされている（契約書2条）。

3 契約の変更

本節の契約については、従前履行期間が平成29年6月9日から平成30年3月23日までとされていたが、その後、一部区間において地元との協議により水道移設工事と電柱移設工事が同時期にできなくなったため、履行期間が平成30年9月28日までに延長する旨の合意がされている（なお代金額に変更はない）。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方法は、随意契約である。

2 契約方法の選択理由

本節の契約に関する事業の対象区間は、一期事業区間と一体となってその効果が発現される道路であるところ、一期事業区間を管理する千葉県道路公社が一体的に道路を管理することが合理的であり、二期事業区間と一期事業区間が密接に関連する道路であるという理由により、千葉県から千葉県道路公社に委託することとされ、平成22年3月26日に「一般国道126号山武東総道路二期整備事業の施行に関する協定書」が締結されている。そのため、自治令167条の2第1項2号（「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」）を根拠として、随意契約が選択されている。

3 相手方

相手方は、千葉県道路公社である。同社は、千葉県内及びその周辺地域における有料道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする公社である。

4 下請負

下請負はない。他方、相手方は別の業者と道路改築工事等の請負契約を複数締結しているが、これについては県から相手方への委託事務の内容（第1の2項参照）としての契約である。また、県は相手方から、相手方と契約先業者との請負契約書等の提供を受けている。

5 見積合わせ

財務規則116条の2第1項ただし書（「契約の目的若しくは性質によって相手方が特定される等見積書を徴しがたいとき」）を理由として見積書の徴取が省略されている。

第3 契約金額

1 代金額

代金額は、9000万円（税込）である。

2 予定価格

予定価格は、代金額と同額である。係る金額は、相手方が作成した実施計画書に基づいて算出されているが、実施計画書は、過去の実績を踏まえて見積が算出されているものである。

3 予定価格と契約金額との比率

100%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書の他に、位置図及び施工範囲図、実施計画書が添付されている。

2 契約書の記載内容

本節の契約内容の概要は、以下のとおりである。

(1) 委託内容

1条で、「別添施行図書により事業を施行することと」されている。また同2条で委託の範囲が規定されている（第1の1項参照）。

(2) 委託費、契約期間

委託費については3条、契約期間については7条にそれぞれ記載されている。

(3) 再委託の制限

4条に記載されており、具体的には、書面により県の承諾を得ずして、委託業務の全部又は大部分を他に委託してはならないとされている。

(4) 委託業務の完了等について

委託費の支払については8条、委託業務の確認及び成果物の引渡しについては

10条、精算については11条にそれぞれ記載されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項7号を理由に免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

相手方から提出された受託業務精算調書に基づき、県の担当者による委託業務完了検査調書が作成されており、そこには年度、事業名、委託箇所、相手方氏名、当初設計金額、出来高金額等が記載されており、検査監名で「受託業務精算調書のとおり、完了を認める」旨の記載がされている。

(2) 監督及び確認の方法

県からの回答によると、履行確認の方法として、相手方から提出された受託業務精算調書に記載されている内容について、相手方が実施した完成検査書類等により、履行状況を確認し、また工事については現場確認も実施しているとのことである。そして相手方が行った完成検査に関しては、その内容につき相手方から説明を受けているとのことであるが、これを確認することができる書類は作成されていない。

第6 契約事務の進行

本節の契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成22年3月26日	「一般国道126号山武東総道路二期整備事業の施行に関する協定書」締結
平成29年5月30日	実施計画書の受領
6月9日	契約締結
6月14日	資金計画書の受領
平成30年3月15日	履行期限延長請求書の受領
3月28日	業務完了通知
3月30日	受託業務精算調書の受領
3月30日	委託業務検査調書の作成
3月30日	請求書の受領（なお本年度分として、契約金額の内金8824万100円につき）
4月24日	上記代金支払

第2款 指摘

第1 決裁文書

本節の契約のうち、「平成29年度一般国道126号山武東総道路二期整備国道道路改築事業の施行に関する委託契約に基づく資金計画について（受理）」と称する決裁文書につき、決裁日の記載が漏れている（もっとも、担当者もそのことに気付いており、ファイルに付箋で記載漏れが指摘されていた。）。そのため、係る文書については、速やかに適切な措置を講ずべきである。

第3款 意見

第1 履行の確認

本節の契約の履行確認方法については、第1款第5記載のとおりであり、相手方が行った完成検査等に関する書類の提出を受けて内容の確認は行ってはいるものの、工事の現場確認や相手方が行った完成検査に関しての相手方からの説明内容等、書類化されていないものも散見された。県としては、委託業務が適正になされたかについて、しっかりと確認する必要がある、その内容については、検査調書の作成とは別に、事後的に検証可能なようにできる限り書面として残しておくことが望ましい。

第3 1 節 防災・安全交付金及び県単道路調査合併委託（舗装維持管理計画策定）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

相手方が舗装点検要領を作成し、また舗装維持管理計画を策定する内容の請負契約である。

2 契約の目的

県の交通特性を踏まえた舗装点検要領を作成し、また既存の調査結果や劣化予想などを整理分析し、舗装の長寿命化とコスト縮減を図ることを目的に維持管理計画を策定することを目的とする。

相手方は、本調査により得た結果について資料を作成し、報告書及び電子媒体の方法で県に対して、その成果物を納入する。

3 契約の変更

履行期限について、第6で記載したとおり、4回延長している。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約の方式は、簡易公募型プロポーザル方式（随意契約）である。簡易公募型プロポーザル方式とは、業務委託の発注に際し、公募に応じた複数の参加者から技術提案書の提出を求め、当該提案書の審査及び評価を行い、当該委託の履行に最も適した受託者を選定する方式である。

公募に際しては、5者からの応募があった。

2 契約方法の選択理由

自治令167条の2第1項2号の規定により、随意契約としている。

本業務は、県の交通特性を踏まえ、また既存の調査結果や劣化予測などを整理・分析し、舗装の長寿命化とコスト縮減を図ることを目的とした維持管理計画の策定を行うものであることから、業務を遂行するに際しては、県内の舗装の現状を的確に把握し、舗装に関する幅広い知識や高度な技術的判断が求められており、同種の業務は全国的に見ても実施例が少なく、広く建設コンサルタントからの技術提案を受けることが望ましいことから、本業務委託の設計者選定方式は簡易公募型プロポーザル方式を選択した。委託者選定にあたり、「建設工事にかかる建設コンサルタント選定要綱」に基づき、公募型プロポーザルを実施し、委託者を選定している。そこで、本業務は競争入札に適さないものとして、自治令167条の2第1項2号の規定により、随意契約とされている。

3 相手方

契約の相手方は、東京都内に本社を置く株式会社である。同社は道路舗装工事・防水工事・上下水道工事ならびにその他の土木工事の請負、これに関する調査・設計・監理などを事業内容とし、その資本金は、約29億円であり、従業員は約370名である。

4 下請負

下請負はない。

5 見積合わせ

1者から取得しているものの、見積合わせは行っていない。

第3 契約金額

1 代金額

契約金額は、1015万2000円（税込み）である。

2 予定価格

予定価格は1015万2000円である。

3 予定価格と契約金額の比率

100%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

「土木設計等業務委託契約書」が作成されている。

土木設計等業務委託契約書は、契約条項が記載された土木設計等業務委託契約書に、57条が記載される約款（ただし、一部不要な箇所については削除されている）、「データ保護及び管理に関する特記仕様書」、「個人情報取扱特記事項」、「平成29年度防災・安全交付金及び県単道路調査合併委託（舗装維持管理計画策定）特記仕様書」がともに綴られている。

2 契約書の記載内容

「土木設計等業務委託契約書」には、委託業務名、履行期間、業務委託料、契約保証金が記載され、詳細は57条の約款（ただし、一部削除されている。）により定められている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

本契約における契約保証金は財務規則99条2項3号により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

本件工事は平成30年12月20日に完成し、同日付業務完了報告書が相手方から県に提出されている。県はこれを受けて12月27日に完了検査を実施し、委託業務成績評定書の項目に基づいて検査を行った上で、12月28日付工事検査調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

毎月の履行報告書において、適宜履行状況を確認している。

第6 契約事務の進行

平成29年	8月29日	業務委託の執行伺い
	11月15日	相手方業者の特定（土木設計業務コンサルタント選定委員会）
	11月22日	指名業者選定審査会
	12月8日	契約（履行期限平成30年3月23日）
平成30年	3月22日	履行期限を平成30年6月29日に変更
	3月23日	第一回検討委員会

平成30年 5月18日 第二回検討委員会
6月21日 履行期限を平成30年8月31日に変更
8月28日 履行期限を平成30年10月31日に変更
10月29日 履行期限を平成30年12月20日に変更
11月15日 第三回検討委員会
12月20日 業務完了報告書
12月28日 委託業務検査結果通知書

第2款 指摘

第1 変更契約

本件では、発注者である県の要請により、契約の履行期限が4度延長されている。

1 延長となった理由は以下のとおりである。

平成30年3月22日の延長は、「学識経験者及び庁内関係課からの意見聴取のための検討委員会を行うにあたり、学識経験者の選定や、第一回検討委員会の開催日程の調整に不測の日数を要したため」である。平成30年6月21日の延長は、「学識経験者及び庁内関係課からの意見聴取のための検討委員会を行うにおいて、検討事項の追加及び第二回検討委員会の開催日程の調整に不測の日数を要したため」である。平成30年8月28日の延長は、「学識経験者及び庁内関係課からの意見聴取のための検討委員会において、追加された課題に対する検討及び第三回検討委員会の開催日程の調整に不測の日数を要したため」である。

平成30年10月29日の延長は、「学識経験者及び庁内関係課からなる検討委員会において、新たな各土木事務所への意見照会及び修繕費用の精査に不測の日数を要したため」である。

2 履行期間の延長理由については、本来、いずれも契約締結前の設計段階で検討されるべきものであり、履行期限が定められた契約締結後になされるものではない。例えば、第6において「契約事務の遂行」について記載しているが、第一回検討委員会の開催が、当初の履行期限となっていた平成30年3月23日となつているところ、検討委員会の実施が履行に不可欠であるならば、契約前に開催日程について関係者の内諾をとるなどする必要がある。

履行期間の延長については、場合によっては費用の増加につながる可能性もあることから、履行期間については、当初の計画において、履行できることの可否も踏まえて慎重に吟味されなければならない。

第2 契約保証金

本節の契約を締結するにあたり、県は、財務規則99条2項3号により契約保証金を免除している。しかしながら、上記条項に該当することについての検討過程の資料は作成されていない。契約保証金を免除することはあくまでも例外的な取扱いであることは、規定の文言から明らかであり、したがって、免除とするための検討は慎重に行うべきである。そのため、いかなる具体的事実が存在し、それが上記条項に該当しているのかについて調査検討を行い、その検討結果については書面として記録されなければならない。

第3款 意見

意見はない。

第3 2節 千葉県農林総合研究センター新本館建築工事監理業務

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本契約は、千葉県農林総合研究センター新本館建設工事に係る監理業務を委託する準委任契約である。

2 契約の目的

千葉県農林総合研究センターは、新品種の育成や栽培技術・防除技術の開発などの試験研究に取り組んでいる農林業の試験研究機関である。同センターのうち、千葉市の本場は本館を含む10の建造物で構成されているが、本館は築50年以上、その他の建物も多くが築40年以上経過し、老朽化が進んでいた。平成26年3月に策定された「千葉県農林総合研究センター機能強化の基本計画」において、同センターの機能強化・再編の一環として、本場内の8棟の建物と本場以外の研究所から機能移転する分を含め、本館に集約して建て替えることとされ、新本館が建築されることとなった。本契約は、当該新本館建築工事に係る監理業務を委託するものである。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

本節の契約方法は、随意契約である。

2 契約方法の選択理由

千葉県農林総合研究センター新本館の建築工事は、既存の研究棟を集約し、大規模な研究施設に建て替える工事であり、建築及び各種設備工事の複雑な調整が必要な工事であることに加え、特殊設備や特殊工法を用いた高難度の工事であることから、工事品質を確保する適切な工事監理を行えるのが、当該工事の実施設計を行った業者のみであるとして、自治令167条の2第1項2号により随意契約が選択されている。

3 相手方

相手方は、大阪市に本社を置き、建築の設計監理等を業とする株式会社である。同社は、本契約に先立ち、指名型プロポーザル方式で発注された農林総合研究センター再編整備事業の基本設計を受注し、同センター新本館建設工事の実施設計を随意契約により受注している。

4 下請負

下請負は使用されていない。

5 見積合わせ

相手方が特定されているため、財務規則116条の2第1項ただし書により見積合わせは省略されている。

第3 契約金額

1 報酬額

報酬額は3618万円（消費税込み）である。

2 予定価格

予定価格3624万円（消費税込み）である。

3 予定価格と契約金額との比率

予定価格と契約金額との比率は99.8%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

委託業務名、履行期間、業務委託料、契約保証金の有無が記載された契約書の表紙部分に、契約条項及び建築士法22条の3の3に定める記載事項が別紙として添付されている。そのほかに、契約条項の別記として、個人情報取扱特記事項とデータ保護及び管理に関する特記仕様書が添付されている。

2 契約書の記載内容

契約条項は、50条からなる工事監理業務委託契約にかかる定型の契約条項が用いられている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は財務規則99条2項3号により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

本監査の実施時には履行が終わっていないため、検査調書は作成されていない。

(2) 監督及び確認の方法

本監査実施時は、履行の着手から間もないため、管理技術者通知書、業務工程表及び着手届等の書類の提出を受けているのみである。

第6 契約事務の進行

平成30年	1月	9日	業務委託設計書の作成
	1月	10日	本委託業務の発注についての執行伺い
	1月	29日	同決裁
	2月	7日	指名業者選定審査会を開催
	3月	1日	契約相手方から見積書を徴取
	3月	5日	契約の締結につき執行伺い・同日決裁
	3月	5日	契約締結
	3月	6日	管理技術者通知書、業務工程表及び着手届を受領

第2款 指摘

第1 随意契約の選択 - 建設工事等指名業者選定審査会

本契約を随意契約により締結するに先立ち、千葉県建設工事等指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）が行われているが、同審査会の記録としては、案件名と同案件について承認する旨が記載され、審査会の委員らの決裁印が捺印された書面しか残されていない。千葉県建設工事等指名業者選定審査会規程によれば、審査会は、一定の金額を超える発注を随意契約によろうとする契約担当者の諮問に応じ、経済的合理性及び緊急性等を考慮し、契約の妥当性及び契約の相手方について意見を述べるものとされているが、前記の書面の記載からは、審査会において実質的な検討がなされたのか、審査がなされたとしていかなる検討がなされたのかが明らかでない。随意契約の選択及び契約相手方の選定過程において十分な審査が行われたのか、事後的な検証を可能とするためにも審査会における検討内容は記録化しておくべきである。

第2 契約保証金の免除

- 1 本節の契約については、財務規則99条2項3号の規定により契約保証金の納付が免除されている。同号は、契約保証金免除の要件として、「(前略) その者が過去二年間に県、国(公社及び公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」と規定しているが、財務規則が契約保証金の免除を例外的な扱いとしていることからして、免除の要件は慎重に判断すべきである。特に、「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる」か否かについては、現在の相手方の規模や財務状況等を調査検討する必要があるが、この点について十分な資料の収集と検討がなされているものとは認められない。契約保証金の免除については、相手方の規模や財務状況等を確認できる資料を収集し、その上で免除の要件を満たすかどうかを慎重に審査すべきである。
- 2 また、契約保証金の免除の審査にあたり、財務規則99条2項3号の要件について審査したことを確認できる記録も作成されていないため、本契約の締結にあたりどのような審査がなされたのかを確認することができなかった。そのため、契約保証金の免除審査にあたっていかなる資料に基づき、いかなる判断をしたのか等について、書面として記録に残しておくべきである。

第3款 意見

意見はない。

第33節 県単河川総合開発委託(高滝ダム堆砂対策検討業務)

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、県内にある高滝ダム貯水池における流入土砂対策を講じる上での課題の整理と流入土砂の堆積箇所を制御する方法等について検討する業務を委託することを内容とする請負契約である。

2 契約の目的

高滝ダムは、房総半島中央部を南北に貫通する県内屈指の二級河川である養老川に洪水の調節、流水の正常な機能維持、水道用水の確保を目的として、平成2年に建設された、総貯水容量1430万立方メートルのダム施設である。係る施設においては、平成2年の供用開始より計画堆砂量を大幅に上回り、その対策を講ずる必要性が高まってきていることから、本節の契約に至ったものである。

- 3 契約の変更
契約の変更はない。

第2 契約方法

- 1 契約方法の種類
随意契約である。
- 2 契約方法の選択理由

相手方である一般財団法人水源地環境センターは、ダム水源地の適正な管理を図り、ダム水源地の活性化と安全で豊かな国民生活の建設に寄与することを目的に設立されたものであり、ダム水源地の環境の整備及び保全、貯水池の管理及び運用等に関する調査研究、技術開発を行っており、当該業務に求められる高度な知識、豊富な経験、判断力、立案能力を有し、また特定の利害に偏しない中立性、公平性が確立されている機関として評価されている。加えて、高滝ダムの堆砂問題については従前より他の同種研究機関など複数の団体に相談をしてきたものの、具体的な対策が決定づけられなかったという経緯も踏まえ、自治令167条の2第1項2号（「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」）に該当するものであると判断され、随意契約が選択されている。

- 3 相手方
一般財団法人水源地環境センターである。

- 4 下請負
下請負はない。

- 5 見積合わせ
見積書は、契約の相手方からのみ徴取している。もっとも本節の契約においては、財務規則116条の2第1項ただし書（見積書を徴さないことができる場合）に該当するものと思われる。

第3 契約金額

- 1 代金額
代金額は、646万9200円（うち消費税47万9200円）である。
- 2 予定価格
代金額と同額である。係る金額は、参考見積額に基づいて算出されている。
- 3 予定価格と契約金額との比率
100%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

本節の契約においては、契約条項の記載された契約書の他に、個人情報取扱特記事項及びデータ保護及び管理に関する特記仕様書及び設計図書が添付されている。

2 契約書の記載内容

契約書記載の契約内容の概要は、以下のとおりである。

(1) 履行期間、業務委託料及び契約保証金免除の旨

個別の契約条項の前にそれぞれ記載されている。

(2) 書類の提出等手続関係

3条（業務工程表）、9条（調査職員の通知）、10条（管理技術者の通知）、11条（照査技術者の通知）などに記載されている。

(3) 一括再委託等の制限

7条に記載されている（なお本件については再委託は行われていない。）。

(4) 損害賠償関係の定め

27条（一般的損害）、28条（第三者に及ぼした損害）、29条（不可抗力による損害）、40条（瑕疵担保）、41条（履行遅滞）などに記載されている。

(5) 解除関係の定め

41条の2（談合その他不正行為に係る解除）、42条（発注者の解除権）、46条（受注者の解除権）、47条（解除の効果）、48条（解除に伴う措置）に記載されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項7号（「国又は公法人若しくは公益法人と契約するとき」）を理由として免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

検査調書が作成されており、そこには発注年度や受注者名、設計金額及び完了金額等が記載され、「完了を認める」旨の記載がされている。その外に、委託業務成績評定表も作成されている。

(2) 監督及び確認の方法

委託業務成績評定表においては、業務評定と技術者評定について、専門技術力や管理技術力、取組姿勢等の評価項目毎に、検査員及び監督監がそれぞれ評価をして点数が出されている。

第6 契約事務の進行

本節の契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成29年	10月11日	見積書徴取
	10月12日	契約締結
	10月12日	調査職員選任通知
	10月13日	着手届の受領
	10月13日	業務工程表の受領
	10月13日	管理技術者等通知書の受領
	10月17日	第1回打合せ
平成30年	2月7日	第2回打合せ
	3月14日	第3回打合せ
	3月22日	第4回打合せ
	3月22日	業務完了通知書の受領
	3月22日	委託業務検査実施通知
	3月27日	委託業務検査調書の作成
	3月27日	委託業務検査結果通知
	3月27日	委託業務成果物引渡申出書の受領
	3月28日	請求書の受領
	4月13日	代金支払

第2款 指摘

指摘はない。

第3款 意見

第1 随意契約選択の理由

本節の契約については第1款第2の2項記載の理由により、随意契約が選択されている。この点、契約事務においては一般競争入札が原則であり、随意契約はあくまで例外であるので、その選択における要件該当性については慎重に行う必要がある。本節の随意契約選択理由の合理性には疑いが残る。そして、どのような経緯、調査によって自治令167条の2第1項2号に該当すると判断するに至ったのかについて、書面が作成されていないため、判断の相当性を確認することができない。それゆえ、随意契約を選択するに至った理由を裏づける事実を具体的に記載した報告書を作成することが望ましい。

第34節 広域河川改修（復興）委託（施工計画検討外その2）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、広域河川改修（復興）工事の仮設施工計画の設計にかかる請負契約である。

2 契約の目的

二級河川作田川水系作田川では、東日本大震災に伴う被害を受け、津波対策事業が進められている。作田川においては普通河川浜川が右支川として合流している。この支川も作田川と同様に津波対策を講じる必要がある。本業務は、浜川に津波対策施設として設置する樋門の施工において、施工中に確認された既設護岸構造（浜川左右岸）の相違に対応するため、仮設施工計画を設計するものである。

3 契約の変更

契約変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

随意契約である。

2 契約方法の選択理由

作田川における樋門設置工の施工箇所に隣接する歩道の陥没事故が発生し、改めて地下水等の対策について施工方法の検討を緊急に行う必要が生じた。同工事については陥没事故以降工事を中断しており、早期再開を図るため、短期間に検討作業を実施する必要があることから、本業務の当初設計とともに、三者会議に携わった経験を有し、本業務の現場条件を熟知しており、効率的に検討作業を実施することができる下記業者と随意契約することとした。

本件委託の原因となる工事については、三者会議等を経て想定していた施工条件と異なる事象等が確認され、この見直しに当たっても「広域河川改修（復興）委託（施工計画検討外）」を自治令167条の2第6号随意契約で発注している。上記委託業務により、施工方法の見直しを行い工事着手したところであるが、仮締切内の排水作業後に護岸の根入れ不足、漏水箇所などを確認し、結果として隣接する県道の歩道の陥没も発生したことから、この対策を緊急に検討する必要が生じ、本件委託業務を発注したものである。

3 相手方

河川計画、建築設計等を事業内容とする株式会社（千葉事務所）であり、本店所在地は東京都である。同社の資本金は約3億円、平成29年度の売上高は約

90億円、従業員数は約500人である。

4 下請負

ない。

5 見積合わせ

財務規則116条の2においては、随意契約を行う時は原則として2人以上の者から見積書を徴することとなっているが、財務規則の運用について（通達）116条の2（見積書）関係第3のイ「急施を要し他の者から見積書をとる時間的余裕のないとき。」は見積合わせを省略することができる定められている。

本契約においては、現場で工事作業を中止しており日々現場管理費用が発生する状況であったこと、及び、対応の遅れがさらなる歩道陥没を起こす可能性があったことから、時間をかけて他の業者にも適正な見積りを徴取する資料や仕様を作成する時間がなかったため、当該条項を適用して見積合わせを省略した。

第3 契約金額

1 代金額

本体価格796万円（税込859万6800円）である。

2 予定価格

797万円（税込860万7600円）である。財務規則110条2項に基づき、上述のとおり契約者から徴取した見積書によっている。

3 予定価格と契約金額との比率

99.9%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

土木設計等業務委託契約書本紙（全57条）のほか、特記仕様書が契約書本紙と一体として綴じられている。

2 契約書の記載内容

受託者の業務の具体的内容は、特記仕様書に次のとおり定められている。

- (1) 設計計画
- (2) 補強対策工の比較検討
- (3) 矢板構造計算
- (4) 図面の作成
- (5) 数量計算
- (6) 照査
- (7) 報告書作成

(8) 打合せ協議

契約日は平成29年10月20日、履行期限は平成30年3月23日である。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項3号により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

業務の履行後、県は検査をし、検査調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

検査の具体的方法及び評価項目等は、「委託業務成績評定表」に記載されており、専門的技術力、管理技術力、コミュニケーション力、取組姿勢、成果品の品質等である。

第6 契約事務の進行

本節の契約に係る事務の進行は、以下のとおりである。

平成29年10月20日 相手方から県に業務工程表が提出された。

10月21日 相手方から県に着手届が提出された。

平成30年 3月20日 業務が完了し、業務完了通知書が県に提出された。

3月29日 検査が完了し、委託業務検査調書及び委託業務検査結果通知書が作成された。

成果物引渡申出書が県に提出され、成果品が引き渡された。

4月 2日 請求書が提出された。

4月26日 支払がなされた（期限内）。

第2款 指摘

第1 契約保証金の免除

県は、上述のとおり、財務規則99条2項3号を根拠に本契約の契約保証金を免除しているが、同号適用の理由について、ちば電子調達システムの「契約結果照会」機能により、平成28年度の当該業者の契約実績を確認しており、本業務と同業種（土木関係建設コンサルタント業務）の業務を含め、平成28年度だけで30件の業務を契約・履行した実績があることから、それをもって同号の要件に該当すると判断している。

しかし、財務規則99条2項3号は、入札参加資格の保有や過去の契約の履行

状況に加えて、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めており、契約締結時において相手方に契約履行能力があることも必要としている。

よって、県は、契約締結時における相手方の財務状況等、契約履行能力の有無についても検討を行うべきである。

第3款 意見

第1 契約書—個人情報特記事項

個人情報の利用がないにもかかわらず、個人情報特記事項が契約書に規定されていた。

個人情報の利用がない場合は、個人情報特記事項を規定する必要はないため、当該事項を契約書に規定しないことを要望する。

第35節 県単災害関連（港湾）委託（浜金谷港被災施設設計）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

施設の被災要因を把握し、復旧に係る実施設計を目的とする請負契約である。

2 契約の目的

平成29年10月22日から23日に接近した台風21号による高波強風により浜金谷港金谷地区において湾岸施設及び海岸保全施設に多大な被害が与えられ、北港護岸が喪失する程度の被害を受けた。そこで、台風21号によって被災した施設の被災要因の把握と復旧に係る実施設計を目的として契約を締結した。

3 契約の変更

契約変更はなし。

第2 契約方法

1 契約方法

随意契約である。

2 契約方法の選択理由

- (1) 自治令167条の2第1項5号に基づき、緊急の必要により競争入札に付することができないときには随意契約が可能であることから随意契約を締結することとなった。千葉県においては、千葉県出納局が作成する「支出事務の手引き」において、随意契約によることができる場合の説明及び根拠法令等が解説されている。「支出事務の手引き」に、自治令167条の2第1項5号について、例として

「災害時において競争入札の方法による手続をとるとその時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなるとき」が挙げられている。

- (2) 当該地域は、護岸等を喪失したことで、背後地が、高潮や高波からの被害を受けるおそれがあった。そのため、早急に被災要因の把握と復旧に係る実施設計を行い、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業として国の査定を受ける必要があった事案であり、「支出事務の手引き」の具体例に相当する事案であった。

3 契約の相手方

- (1) 本件では、平成22年4月22日付けで「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定」を締結している一般社団法人建設コンサルタント協会関東支部に支援を要請した。すると、同支部から災害応急業務を受託できる5者の実施業者の報告を受けた。そこで、報告を受けた業者のうちコリンズ・テクリスシステムから湾岸災害設計の実績が最も上位である相手方と随意契約を締結することとなった。コリンズ・テクリスシステムとは、公共事業を受注した企業が受注実績情報を登録することが定められているシステムであり、全国すべての公共発注機関が共通して利用できるもので、登録企業数は約15万社、登録技術者は約170万人となっている。千葉県では、一般的に指名業者を選定する際に、コリンズ・テクリスシステムを使用して選定している。なお、千葉県では、「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、主に台風等の被災による復旧事業を行っており、平成29年度も他に数件適用例がある。
- (2) 相手方の本店所在地は東京都豊島区であり、事業目的は道路、橋梁、港湾、上下水道、河川、鉄道、空港、都市計画などの建設業に関わる各種調査、計画、設計及び施工管理等である。千葉営業所は、千葉県千葉市に所在している。

4 下請負

なし。

5 見積合わせ

本件において、上述の通り緊急性が高かったことから、財務規則第116条の2第1項ただし書き（同条運用通達三イ「急施を要し他の者から見積書をとる時間的余裕のないとき。」）に基づき見積合わせは省略している。

第3 契約金額

1 代金額

業務委託料は本体価格1400万円（税込1512万円）である。

2 予定価格

本体価格1410万円（税込1522万8000円）であり、仕様書、設計書

により積算を行った。

- 3 予定価格と契約金額の比率
99%である。

第4 契約書

- 1 契約書の書式

契約書、約款、個人情報特約特記事項、仕様書などが一体として綴じられている。割印がなされている。

- 2 契約書の記載内容

本件契約書は、県土整備部建設・不動産課が作成する「土木設計等業務委託契約書」を用いている。約款は、国土交通省が公表する公共土木設計業務等標準委託契約約款に準拠しているところ、解除等に関して独自規定がある。

第5 履行の確保

- 1 契約保証金

契約保証金は財務規則99条2項3号により免除されている。

- 2 履行の監督及び確認

- (1) 検査調書

作成されている。

- (2) 監督及び確認の方法

千葉県委託設計業務等検査要綱に基づき検査を行っている。

第6 契約事務の進行

契約事務の進行は以下のとおりである。

平成29年10月22日 台風21号により浜金谷港金谷地区において被害発生

10月27日 担当職員が決裁書類を起案

10月27日 所長、次長に対し、建設コンサルタンツ協会関東支部宛て支援要請をしてよいかの決裁を求める

11月 1日 建設コンサルタンツ協会関東支部支部長名義の災害応急業務に関する支援要請に係る受託書が提出

11月 1日 担当職員が、所長、次長、副主幹、施設管理課長に対し自治令167条の2第1項5号の規定による随意契約として業者から見積を徴取してよいか決裁を求めている

平成29年11月 1日 千葉県木更津港湾事務所長の名（発注機関担当職、建設課長）で業者に応急業務実施依頼書を送付し、同日付で承諾書が返送

11月 1日 契約

11月 2日 業者が業務に着手した旨の報告書を受領
なお、履行期間は、平成29年11月2日から平成30年3月25日である

平成30年 3月22日 完了期限は平成30年3月25日だったが、実際に業務が完了した

3月26日 検査を実施

3月26日 成果物の引き渡し

5月 1日 業務委託料1512万円の支払い

第2款 指摘

指摘はない。

第3款 意見

意見はない。

第36節 県単災害関連（港湾）及び県単港湾管理合併委託 （浜金谷港被災施設測量）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本契約は、台風により被災した浜金谷港の被災施設の測量業務を委託する請負契約である。

2 契約の目的

本契約は、平成29年10月22日から23日にかけて接近した台風21号により被害を受けた浜金谷港の港湾施設等の復旧事業を進めるにあたり、被災状況を把握することを目的として、測量業務を委託したものである。

3 契約の変更

契約締結後、被災した5施設についての丁張設置・撤去業務及び災害査定時の測量補助業務を含む査定準備対応業務一式を追加する変更がなされたため、代金額を増額する変更契約がなされている。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

本節の契約方法は、随意契約である。

2 契約方法の選択理由

本測量業務は、災害復旧にかかるものであり、緊急に行う必要があったことから、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」（自治令167条の2第1項5号）にあたるとして、県と公益社団法人千葉県測量設計業協会（以下、本節において「協会」という。）との間で締結されている災害応急対策に関する業務協定に基づいて協会より推薦を受けた者と随意契約を締結している。

3 相手方

相手方は千葉県富津市内に所在する株式会社である。

4 下請負の有無

下請負は使用されていない。

5 見積合わせ

本契約については、復旧事業を緊急に行う必要があったことから、「見積書を徴しがたいとき」（財務規則116条の2第1項ただし書）にあたるとして、見積合わせが省略されており、相手方のみから見積書を徴取している。

第3 代金額

1 代金額

当初契約の代金額は864万円（消費税込み）である。対応業務の追加による変更契約により代金額は971万7840円（消費税込み）に増額されている。

2 予定価格

予定価格は865万800円である。

3 予定価格と契約金額との比率

予定価格と契約金額との比率は99.87%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

委託業務の名称、履行期限、業務委託料、契約保証金などが記載された契約書表紙に別添として測量委託契約の定型の条項が添付されているほか、別記として個人情報取扱特記事項とデータ保護及び管理に関する特記仕様書が添付されている。

2 契約書の記載内容

契約書表紙部分に委託業務の名称、履行期限、業務委託料、契約保証金が記載

されており、別紙として、27条からなる測量業務にかかる定型の条項が添付されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は財務規則99条2項3号により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

「設計図書に基づき検査の結果下記のとおり完了を認める」との文言の下に、契約の概要を記載した検査調書が作成されているほか、監督員及び検査監による各種の評価項目に対する評定点等が記載された委託業務成績評定表が作成されている。

(2) 監督及び確認の方法

履行期間中に県の担当者と相手方との間で打合せが行われており、打合せの中で履行状況の確認がなされている。打合せや県から相手方への指示の内容については打合せ記録簿や指示書として書面が作成され、簡潔にその内容が記載されている。

第6 契約事務の進行

平成29年10月26日	協会に対し災害応急業務に関する支援要請を行う
11月1日	推薦業者に対する業務実施依頼を行う
11月1日	推薦業者から実施承諾書及び見積書を受領
11月1日	契約締結
11月1日	契約業者に監督職員選任通知書を交付
11月2日	着手届を受領
12月25日	追加業務の指示を行う
平成30年1月29日	追加業務にかかる変更契約締結
3月14日	業務完了報告書を受領
3月16日	委託業務成果品引き渡し、検査完了
3月19日	請求書を受領
3月30日	代金の支払

第2款 指摘

第1 契約保証金の免除

- 1 本節の契約については、財務規則99条2項3号の規定により契約保証金の納

付が免除されている。同号は、契約保証金免除の要件として、「(前略) その者が過去二年間に県、国(公社及び公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」と規定しているが、財務規則が契約保証金の免除を例外的な扱いとしていることからして、免除の要件は慎重に判断するべきである。特に、「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる」か否かについては、現在の相手方の規模や財務状況等を調査検討する必要があるが、この点について十分な資料の収集と検討がなされているものとは認められなかった。契約保証金の免除については、相手方の規模や財務状況等を確認できる資料を収集し、その上で要件を満たすかどうかを慎重に審査すべきである。

- 2 また、契約保証金の免除の審査にあたり、財務規則99条2項3号の要件について審査したことを確認できる記録も作成されていないため、本契約の締結にあたりどのような審査がなされたのかを確認することができなかった。そのため、契約保証金の免除審査にあたっていかなる資料に基づき、いかなる判断をしたのか等について、書面として記録に残しておくべきである。

第3款 意見

第1 見積合わせ

財務規則116条の2第1項本文は、随意契約による場合は、原則として二人以上の者から見積書を徴することとしているが、本契約については、早急に被災状況を把握する必要があったことから、同項ただし書の「契約の目的若しくは性質により相手方が特定される等見積書を徴しがたいとき」に該当するとして、相見積の徴取が省略されている。本事業が災害復旧に係る事業で緊急性を有することは理解できるが、例えば、協会から、当該測量に対応可能な業者が複数ある場合には複数の業者の推薦を受け、複数の業者から簡易な見積書を徴取し、最も低い金額を提示した業者と契約を締結することとした場合に、1者のみから見積書を徴取する場合と比較してそれほど時間を要することはないのではないかと思われる。協会から業務を受託可能な業者が2者以上ある場合には、2者以上の者を推薦してもらい、推薦された業者からそれぞれ簡易な見積書を徴取し、最も低い金額を提示した業者と契約をすることができないかどうか検討してみることが望ましい。

第2編 物品・委託

第1章 一般競争入札

第37節 公舎受付等管理業務委託

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、知事公舎において、来訪者対応等が必要と思われる時間帯の内、公舎職員が不在の時に、公舎職員に代わって受付業務や巡回警備等の業務を担当する準委任契約である。

2 契約の目的

千葉市内に所在する知事公舎では、来訪者の身分や来訪目的の確認、郵便、配達物等の受取りなどの受付業務や、巡回警備等の業務を行っている。

そして、こうした受付業務等は、公舎勤務の職員が勤務中の時間帯については公舎職員が行っているが、公舎職員が不在の時間帯や休日については、外部業者に業務が委託されている。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 平成29年4月から平成29年8月までの契約方法

(1) 契約方法の種類

単月ごとに随意契約を行っている。

(2) 契約方法の選択理由

ア 知事公舎については、平日、休日ともに、午前6時から午後8時までを来訪者対応等が必要と思われる時間帯として、受付業務等を実施している。

そして、公舎職員は、平日の午前8時30分から午後5時15分の勤務時間で稼働していることから、公舎職員が配置されている期間は、平日の午前6時から午前9時と午後5時から午後8時（1日当たり6時間）、及び休日の午前6時から午後8時まで（1日当たり14時間）が、業務委託がなされる時間帯となる。

イ そして、平成29年度は、県知事選挙が行われたことから、新知事が決まるまで年間を通じての業務委託の仕様を特定することが困難であったため、年度当初から一般競争入札を行うことができなかった。

ウ また、平成28年度末にそれまで勤務していた公舎職員が退職し、新たな公舎職員が平成29年9月1日まで配置されなかったことから、この期間、公舎職員の欠員が生じていた。

本件業務委託は、公舎職員が不在の時間帯の業務を委託する性質を有することから、公舎職員の欠員を前提とした仕様で長期の契約を締結した場合、平日・休日ともに午前6時から午後8時まで（1日当たり14時間）の委託となり、契約期間中に公舎職員の配属があると、公舎職員の勤務時間と本件業務委託の業務時間が重複し、二重に経費を支出するなど、無駄が多くなってしまう。

エ そこで、平成29年度では、公舎職員が欠員となっていた平成29年4月から平成29年8月までは、自治令167条の2第1項1号に基づいて、1か月単位での随意契約を行っている。

(3) 相手方

この期間の随意契約は、いずれも、前年度の受託業者（但し、前年度は一般競争入札で委託先を決定している）であり、千葉市内に本社を有し、警備業、建物清掃業を主な事業とする株式会社との間で締結されている。

(4) 下請負

下請負はない。

(5) 見積合わせ

この期間の随意契約は、いずれも、財務規則116条の2第1項ただし書を根拠に、「見積合わせ」を省略したいいわゆる1者随意契約が行われている。

2 平成29年9月から平成30年3月までの契約方法

(1) 契約方法の種類

一般競争入札である。

(2) 入札保証金

財務規則107条1項2号により免除されている。

(3) 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格として定められたものは以下のとおりである。

ア 自治令167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者で、委託において「A」の等級に格付されている者であること。

ウ この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加資格者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。

エ この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置

要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。

オ 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

カ 警備業法4条に規定する都道府県公安委員会の認定を受けていること。

キ 千葉市内に本社を有すること

ク 平成26年4月1日以降に千葉県（出先機関を含む。）との間に、庁舎警備等（機械警備は除く。）又は総合受付業務の契約実績があり、その業務実績が良好であること。

ケ 開札日から起算して、過去3年以内に警備業法違反による認定取消し及び営業停止命令を受けていないこと。

(4) 入札者の人数

3者である。

(5) 相手方

千葉市内に本社を有し、警備業、建物清掃業を主な事業とする株式会社（8月までの随意契約の相手方と同じ会社である。）

(6) 下請負

下請負はない。

第3 契約金額

1 平成29年4月から平成29年8月までの各月の報酬額等

(1) 報酬額

表のとおり。

(2) 予定価格

表のとおり。

(3) 予定価格と契約金額との比率

表のとおり。

	報酬額(税込)	予定価格(税込)	予定価格と契約金額との比率
平成29年4月	961,200	963,446	99.77%
平成29年5月	991,400	995,561	99.58%
平成29年6月	961,200	963,446	99.77%
平成29年7月	991,400	995,561	99.58%
平成29年8月	991,400	995,561	99.58%

2 平成29年9月から平成30年3月までの報酬額等

- (1) 報酬額
代金額は、402万6240円（税込）である。
- (2) 予定価格
予定価格は、410万2297円（税込）である。
- (3) 落札率
落札率は、98.15%である。

第4 契約書

1 平成29年4月から平成29年8月までの契約書

- (1) 契約書の書式
 - ア 業務委託契約書が月ごとに締結されているが、契約書の内容自体は代金額を除きいずれも同様である。
 - イ 書式は、契約条項が記載された「業務委託契約書」に、「個人情報取扱特記事項」、「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」及び「仕様書」が別紙としてともに綴られる形で作成されている。
- (2) 契約書の記載内容
 - ア 前文が置かれているが、その記述は、まず、箇条書きにて、業務の名称、実施場所、業務内容（ただし、仕様書によるものとされている）、委託期間、委託料及び契約保証金の免除が記載され、その記載にかかる業務委託契約を締結するものと記載されている。
 - イ 条項は25条からなり、履行確認の方法や委託料の支払方法、個人情報の取扱い方法などが規定されている。
 - ウ 仕様書においては、用語の定義や、具体的な業務内容、提出が必要な書類などが詳細に規定されている。

2 平成29年9月から平成30年3月までの契約書

- (1) 契約書の書式
随意契約の期間と同様の「業務委託契約書」が用いられている。
- (2) 契約書の記載内容
随意契約の期間と同様、「業務委託契約書」が締結されているが、その内容は、随意契約の期間の契約書と期間及び業務委託料の金額を除いて同様のものである。

第5 履行の確保

1 契約保証金

- (1) 平成29年4月から平成29年8月までの契約
財務規則99条2項3号を根拠にいずれも免除されている。

- (2) 平成29年9月から平成30年3月までの契約
随意契約の期間と同様、免除されている。

2 履行の監督及び確認

- (1) 平成29年4月から平成29年8月までの契約

ア 検査調書

毎月作成されている。

イ 監督及び確認の方法

検査調書には具体的な確認方法や内容についての記載がなされていないが、担当課からは、「受託業者からの毎月の業務完了報告を受けて、契約内容どおりに履行がされているかどうかを契約書、仕様書等の関係書類に基づき確認するとともに、必要に応じて受託業者立会の実地調査の方法により行っている。」と説明を受けている。

- (2) 平成29年9月から平成30年3月までの契約

ア 検査調書

随意契約の期間と同様、毎月作成されている。

イ 監督及び確認の方法

随意契約の期間と同様である。

第6 契約事務の進行

- 1 平成29年4月から平成29年8月までの契約（平成29年4月の例。5月以降も同様）

平成29年 3月21日 随意契約について執行伺いを起案

3月24日 同決裁

4月 1日 随意契約締結伺いを起案

同日決裁の上、業務委託契約を締結

- 2 平成29年9月から平成30年3月までの契約

平成29年 7月12日 入札実施等について、執行伺いを起案

7月13日 同決裁

7月18日 一般競争入札の公告実施

8月 2日 一般競争入札参加資格確認結果通知書送付

8月21日 第1回開札

※3者が入札も、いずれも予定価格を超える価格での入札であったことから失格し、第2回入札を行うことになる。

8月22日 第2回開札

※1者が辞退し、2者が入札の結果、落札者が決定。

平成29年 8月25日 契約締結伺い起案

9月 1日 同決裁・業務委託契約書締結

第2款 指摘

第1 契約保証金の免除

- 1 本件委託業務においては、随意契約の期間、一般競争入札の期間を通じて、財務規則99条2項3号に基づき、契約保証金が免除されている。

財務規則99条2項3号は、自治令167条の5及び167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が、①過去2年間に県、国（公社及び後段を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、②これらをすべて誠実に履行し、かつ、③契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき、には、例外的に契約保証金の免除が認められることを定めている。

この点について担当課は、①②は相手方が前年度及び前々年度の契約者と同様であったことから、前年度及び前々年度の契約内容と履行状況を精査して確認し、③の要件については、物品等入札参加業者適格者名簿は、登録審査時に財務諸表等を提出することから、この名簿に登載され、契約時点まで取り消されていないことを確認することで相手方の経営状況を確認し、また、相手方が契約締結前に提出する「警備業務締結前の契約概要説明書」を精査することで業務の実施体制が契約内容に沿っていることを確認し、併せて③の要件を満たしたと判断している。財務規則99条の規定ぶりからすると、契約保証金を免除することはあくまでも例外的な取扱いであることは明らかであるから、免除要件該当性の検討は、慎重に行われなければならない。また、その検討過程及び検討結果は、後日の検証が可能な状態で記録される必要があるといえる。この点、確かに①と②の要件は、過去の実績の確認であることから、担当課の確認方法で十分な確認が可能である。また、③の要件の確認方法のうち、履行体制の確認方法についても妥当と考える。

- 2 しかしながら、③の要件のうち、相手方の現在の経営状況についての確認方法は、県の物品等入札参加業者適格者名簿に登載されていることを確認するだけでは不十分である。すなわち、県の物品等入札参加業者適格者名簿の登載者は、名簿ごとにA等級からC等級まで格付けをされているが、この格付けは、例えば「委託業務」に関しては製造（販売）実績高に50点、自己資本額に10点、生産設備の額に10点、常勤職員数に10点、流動比率に15点、営業年数に5点がそれぞれ配点され、各項目において、製造（販売）実績高の項目であれば、「75億円以上」に50点（満点）、「15億円以上75億円未満」に45点、と項目別に

付与される点数の基準を予め設定して評価し、その他の項目（国際規格等の取得状況や障害者雇用状況などを評価）に配点された10点とあわせた110点中70点以上をA等級、40点以上70点未満をB等級、40点未満をC等級と格付けするものである。これを見ても分かるように、評価点が40点未満の者でもC等級の業者として名簿登載される可能性がある上、この項目別の配点は、企業規模に重点が置かれている一方、一般的に企業の現在の経営状況を現すと考えられる「流動比率」の配点はわずか15点しかなく、企業規模が大きく、高い評価を獲得できる場合には、流動比率における評価点がゼロ点であってもA等級を獲得できる仕組みとなっている。

- 3 これらの事実からすれば、県が物品等入札参加業者適格者名簿の審査時に財務諸表の提出を求めているとしても、契約の相手方が物品等入札参加業者適格者名簿に登載されているという事実だけでは、「契約を履行しないこととなるおそれがない」と認めることはできず、現在の経営状況に関する他の資料等を併せて、判断がなされなければならない。
- 4 また、本件委託業務において、担当課では、契約保証金免除に関する要件該当性の検討過程及びその結果について、何らの書面も作成されていない。契約保証金を免除する際には、免除要件該当性の判断の際に、十分な資料を基にした慎重に判断を行うとともに、その検討経緯及び結果については、後日の検証にも耐えられるよう、可能な限り資料とともに書面で残しておくべきである。

第3款 意見

第1 見積合わせの省略

- 1 本件業務委託においては、平成29年4月から8月までは随意契約で委託業者を選定している。
- 2 この理由については前述のとおりであり、県知事選挙や公舎職員の欠員により業務の仕様が決定できなかったという事情からは、随意契約によることも相当であると考えられる。また、1か月単位の契約であるものの、当該業務の性質（警察など関係各所との綿密な調整が必要となる特殊な業務とのことである）からしても、契約締結にむけた準備期間が一定期間必要と思われることから、5月から8月までの各契約締結の際に、見積合わせを省略した判断についても相当であると考えられる（後述の財務規則116条の2にいう「契約の性質により相手方が特定される」場合に該当。）。
- 3 しかしながら、上記2点が相当であるとしても、4月の最初の随意契約締結の際に見積合わせ（2者以上からの見積書の徴取）を省略して前年度の受託業者との間で1者随意契約を行った判断の妥当性には疑問が残る。

- 4 すなわち、財務規則116条の2では、随意契約による場合は原則として見積合わせを行うことを定めた上で、見積合わせを省略できる場合として、「当該契約の予定価格が10万円未満の場合」、「郵便切手、郵便はがきその他法令等によって価格の定められている物品を購入するとき」、「契約の目的若しくは性質により相手方が特定される等見積書を徴しがたいとき」と定めている。
- 5 本件において担当課は「見積書を徴しがたいとき」に該当すると判断したようであり、随意契約における執行伺いにおいても、①県知事選挙の結果を踏まえた業務仕様の確定や入札に準備期間を要すること、②公舎職員の欠員が生じているところ、公舎職員の不在は業務仕様に影響すること、など見積合わせの省略理由を記載している。
- 6 しかしながら、上記①②は、いずれも以前から予定されていたことであり、随意契約によらなければならない理由としては理解できるも、見積合わせを行うことができない（見積書を徴しがたい）理由になるとは考えにくい。また、当該業務の性質に特殊な点があることも承知はしているが、過去に本件業務を受託した経験がある業者（なお、平成25年度及び平成26年度には、相手方とは別の業者が本件業務を受託している）も存在する以上、見積合わせを行うことは十分可能であったと考えられる。
- 7 よって、担当課は、随意契約を行うことが必要な場合でも、できる限り原則に則って見積合わせを行うことが望ましい。

第2 入札参加資格の設定

- 1 本件業務委託について、9月以降は一般競争入札を採用しているが、入札に参加した業者はわずか3者にとどまっている。

この原因として、合理性が乏しいと思われる制限的な入札参加資格を定めることによって、意欲を持った業者が入札に参加できていないことがあげられる。
- 2 すなわち、今回の一般競争入札の入札参加資格には、「平成26年4月1日以降に千葉県（出先機関を含む）との間に、庁舎警備等（機械警備は除く）又は総合受付業務の契約実績があり、その業務実績が良好であること」、「千葉市内に本社を有すること」という2つの要件が課せられているが、平成29年度に県が行った契約（千葉県HP等で契約結果を公表しているものに限る。）のうち、「千葉県（出先機関を含む）発注の庁舎警備等（機械警備は除く）又は総合受付業務」の契約を行った業者は22者のみであり、その内、千葉市内に本社を有する業者はわずか5者しか存在しない。
- 3 このような入札参加資格を定めた理由について担当課は、千葉県との間での庁舎警備等の契約実績を要する理由については、「千葉県では、成田空港問題を抱

えるなど、他の自治体と異なる特殊性を備えているため、本県（出先機関を含む）関係施設等での庁舎警備等の業務委託については、その特殊性に配慮し、業務をそれぞれ実施している。そうした中で、本委託業務については、知事等の安全を確保することの重要性に鑑み、業務の実施に当たり、警察官などの関係者と綿密な調整を行う必要がある。このような本委託業務の性質上、業務の適正な履行を確保するためには、本県との同種業務にかかる契約実績等が必要であると考え、このような資格を設定している」と説明している。

また、千葉市内に本社を有することを必要とした理由については、「本委託業務の性質上、不測の事態等が発生した場合には、現場での迅速かつ適切な対応が必要となるため、契約の相手方には、緊急事態発生時に社として、速やかかつ適切な判断をし得る責任者が迅速に現場に到着できる体制が整っていることが求められる。そこで、「千葉市内に本社を有すること」を入札参加資格としている。」と説明する。

- 4 確かに、知事公舎という性格を考えると、業務の実施に当たり警察官などとの綿密な調整を必要とすることは容易に想像でき、それに対応した何らかの受注実績を入札参加資格に定めることの必要性は理解できる。

しかしながら、受注実績を入札参加資格に加えるとしても、他府県も含めた庁舎警備の受注実績を定めることで足りると思われ、敢えて「千葉県との間で」とまで限定する必要があるかは担当課の説明を前提としても疑問が残る。

また、千葉市内に本社を有することという入札参加資格については、担当課の説明を前提としても、緊急事態発生時に一定の権限を持つ責任者が迅速に現場に駆け付けられる体制を取れていればよいのであるから、「千葉市内に『営業所』を有すること」（「責任者が常駐する営業所」などの要件を加えることも考えられる）で十分目的は達成できると考えられ、「本社」が千葉市内に存在することまで求めることについては、合理性が乏しい入札参加資格と言わざるを得ない。

- 5 自治法において一般競争入札が原則とされているのは、一般競争入札が最も競争性、透明性、経済性等に優れていると考えられているからである。

とするならば、担当課は、一般競争入札を行う場合には、その利点を阻害しないよう、幅広い入札者が集まるように配慮して入札参加資格を設定すべきであり、本件一般競争入札の入札参加資格についても、その観点から見直すことが望ましい。

第3 履行の確認

担当課は、受託業者からの業務完了報告書の提出を受けて、毎月、当該月の履行状況を確認した後、その都度検査調書を作成している。しかしながら、検査調

書には、いずれも、「下記の契約について平成〇年〇月〇日検査した結果、履行を確認しました」と記載されているのみで、誰が、どのような資料を用い、どのような手順で履行確認がなされたかについての記載は一切なされていない。自治法234条の2第1項において履行確認の検査が求められているのは、委託業者によって適正に業務の履行がなされたことを、県が確認したことを証する意味があるから、検査の内容については、単に適正に実施されるだけでは足りず、後日それが検証可能なように報告書等を作成する必要があることはいうまでもない。担当課は、最低限、誰が、どのような資料を用いて、どのような手順で履行確認を行ったかがわかるような報告書等を作成し、また、確認に要した資料についても可能な限り添付することが望ましい。

第38節 千葉県職員録

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

千葉県において職務に従事する職員の氏名・職名等を掲載した千葉県職員録(平成29年5月1日現在)の印刷および製本の請負契約である。

2 契約の目的

職員録の印刷サイズは平成28年度版と同じくA5版である。

本文は約600頁の内容である。

印刷を要する数量は1万2000部である。

職員録の納入期限は平成29年6月6日である。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方式は、一般競争入札である。

2 入札保証金

入札保証金は免除されている(財務規則107条1項)。

3 入札参加資格

入札することができる資格として、以下の資格が定められていて、それらの資格を有しない者は、入札することができない。

(1) 自治令167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、物品においてA又

はBの等級に格付けされている者であること

- (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと
- (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること
- (6) 千葉県内に本店を有する者であること
- (7) 入札仕様書に示す仕様に合致する品を取り扱う者で、この公告4（監査人注：入札に際して提出を求めている書類）に示す提出書類において、入札仕様書で指定された事項を証明した者であること

4 入札者の人数

入札者は1者である。

5 相手方

落札者は、千葉県内の印刷業等を行う株式会社である。入札に応じた1者がそのまま落札したものである。

6 下請負

下請負はない。

第3 契約金額

1 代金額

落札価格は396万5760円（税込）である。

2 予定価格

予定価格は495万2458円（税込）である。

千葉県職員録本体の予定価格が449万7654円であり、付属物であるインデックスシートの予定価格が8万7956円である。そして、これに消費税率である1.08を乗じた価格が全体の予定価格である495万2458円となる。

3 落札率

落札率は80.08%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書は表題部及び13条の条項からなる。

その他に、個人情報取扱特記事項・談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と

損害賠償に関する特約条項が添付されている。

2 契約書の記載内容

契約の内容は以下のとおりである。

納入場所：千葉県総務部総務課・千葉県文書館

検査期日：納入の都度検査を行う。

対価支払期日：検査を終了し、納入者から適法な支払請求書を受理した日から30日以内。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は免除されている（財務規則99条2項3号）。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

検査調書が作成されているが、落丁・乱丁の有無や冊数の確認等いついかなる検査を行ったのかが記載されていない。

(2) 監督及び監督の方法

本件は平成29年6月6日に納品された。県はこれを受けて同日に検査を実施し、同年6月21日付で代金を支払っている。

第6 契約事務の進行

平成29年4月 3日 総務部総務課長から総務部管財課長へ物品購入等依頼仕様書及び契約書案を添付

4月 6日 公告日

4月14日 入札説明書請求期限

4月14日 参加申請書受付締切日時（17時まで）

4月19日 入札書受付開始（9時から）

4月20日 入札締切（17時まで）

4月21日 開札（14時03分）

4月21日 総務部管財課長から総務部総務課長に入札等結果通知

4月25日 支出負担行為伝票起票

4月27日 決裁日・施行日

4月27日 契約書締結

個人情報取扱特記事項あり

談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項あり

平成29年6月 6日 納品及び検査
6月12日 請求書作成
6月12日 支出伝票起票
6月16日 支払登録済
6月21日 支払

第2款 指摘

指摘はない。

第3款 意見

第1 履行の確認

検査の内容が記録上不明である。後日検証可能なように落丁・乱丁の有無や冊数の確認等いついかなる検査を行ったのかを詳細に記録することが望ましい。

第39節 小型四輪貨物自動車1500cc（総務課分）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、東葛飾地域振興事務所及び印旛地域振興事務所において使用する公用車の更新(新規車両の購入及び旧車両の下取り)を内容とするものであり。契約類型としては、新車の購入契約と中古車の売却契約との混合契約である。

2 契約の目的

県からの回答によると、本件のような公用車の購入（及び旧車両の下取り、処分）については、特段基準はなく、本件下取り対象車両は、いずれも走行距離が10万キロを超え、使用年数も10年以上が経過し、実際にも老朽化による不具合が生じていたために更新時期と判断したもののことであった。

また、交換契約という方法を選択した理由に関し、県からの回答によると、公用車の新車両の購入と旧車両の処分は、別々に行うことも可能ではあるものの、事務手続が煩雑となること、新旧車両を同時に保管する駐車スペースがないこと等から、本件では旧車両の下取りと新車両の購入をセットにした交換契約という方法を選択したとのことであった。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方法は、一般競争入札である。

2 入札保証金

財務規則107条1項2号（当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる）を根拠に免除とされている。この点について、県からの回答によると、入札参加資格として「物品等入札参加業者適格者名簿」に登載されていることが求められており、入札参加者が最新の当該名簿に登載されていることを確認することをもって、上記条項に該当していると判断したとのことである。

3 入札参加資格

入札することができる資格として、以下の資格が定められていて、それらの資格を有しない者は、入札することができない。

参加資格は以下のとおりである。

- (1) 自治令167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること
- (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと
- (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること
- (6) 千葉県内に本店を有する者であること
- (7) 入札仕様書に示す仕様に合致する品を取り扱う者で、この公告4（監査人注：入札に際して提出を求めている書類）に示す提出書類において、入札仕様書で指定された事項を証明した者であること

4 入札者の人数

入札者は2者である。

5 相手方

相手方は、千葉市に本店を有する自動車販売等を業とする株式会社である。

6 下請負

下請負はない。

第3 契約金額

1 代金額

代金額は、182万6060円（うち消費税として13万5033円、リサイクル預託金として3110円）である。これは、相手方が交換に供する車両の価格である192万6060円と県が交換に供する車両（下取り）価格10万円の差額代金（いずれの代金も車両本体代金、消費税及びリサイクル預託金代金の合計額）である。

2 予定価格

予定価格は、224万1386円（税込）である。そしてこの金額については、取引の実勢価格に基づいて算定されている。

3 落札率

落札率は、81.47%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

本節の契約の書式としては、契約条項が記載された契約書及びそれと一体となす「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」で構成されている。

2 契約書の記載内容

契約書記載の契約内容の概要は、以下のとおりである。

(1) 交換対象となる目的物の表示及び価格

1条に記載されている。もっとも、交換対象となる目的物についてはいずれも「小型四輪貨物自動車」との記載にとどまっている。

(2) 代金額、支払時期及び契約保証金

2条に記載されている。なお、契約保証金については「千葉県財務規則第99条による。」とだけ記載されている。

(3) 新車両の登録手続

3条に記載されており、登録手続は相手方において行うものとされている。

(4) 交換対象車両の引渡し時期及び引渡し場所

4条に記載されており、平成29年10月20日までに県が別途指定する場所において引渡しをするとされている。

(5) 検査関係

5条及び6条に記載されている。

(6) 目的物の補修、損害賠償関係

7条に記載されている。

- (7) 契約の解除
8条に記載されている。
- (8) 契約変更関係
9条及び10条に記載されている。
- (9) 履行遅滞の場合の規定
11条及び12条に記載されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約書上は「千葉県財務規則第99条による」とのみ記載されているが、実際には財務規則99条2項3号を理由として免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

検査調書が作成されており、そこには契約業務名、契約金額、契約年月日、履行期限、検査場所、履行年月日、納入者又は請負者名、検査立会人職氏名が記載されており、「検査した結果、履行を確認しました。」と記載されている。

(2) 監督及び確認の方法

検査調書と合わせて、相手方からの納品書、車検証の写し、当該車両のリサイクル券の写し、納入された車両の写真等がファイルに綴じられており、納入された車両の状況が書類から十分確認できる資料が揃えられている。

第6 契約事務の進行

本節の契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成29年7月 6日 入札公告
7月25日 開札
7月31日 落札者との契約締結
9月13日 納品及び検査調書作成
9月13日 請求書発行
9月26日 代金支払日

第2款 指摘

第1 契約書

1 取引対象物件の特定

本節の契約は、上記のとおり、県において使用する車両を交換契約という形で取得（旧車両は下取りとして提供）するものであるが、その交換対象物品の表示

については契約書上、いずれも「小型四輪貨物自動車」との記載にとどまり、県が取得する車両の車種等及び装備品等仕様の記載や、県が下取りに提供する車両を具体的に特定する記載がなされていない。

しかし、契約書は、契約当事者間の合意内容を書面で明確にしておくことにより後日の紛争を回避することにも資するものであるから、当事者間の合意内容についてはできる限り詳細に記載しておくことが望ましい。したがって、県が取得する車両及び下取りに提供する車両の詳細については、例えば県が取得する車両については仕様書を添付するなどしたり、また県が下取りに提供する車両については車両番号や車台番号などを記載するなどすることにより、取引対象物品が契約書上明らかとなる措置を講ずべきであった。

この点、県からの事前回答によると、平成30年度からは下取り車両の状況に関する書類を入札公告書類に添付する運用に改め、取得する車両の仕様書や下取りする車両の状況について、契約書に添付することで、措置が図られたとのことであった。しかし、監査対象年度が平成29年度であるため、指摘として維持することとした。

2 契約保証金免除規定の記載

本節の契約においては、契約保証金が免除されているが、その旨が契約書上からは明らかとなっていない（第1款第4の2項参照）。そのため、契約書において明示すべきである。

この点、県からの事前回答によると、平成30年度からは契約保証金を免除する旨を契約書において明示することとしたとのことであった。しかし、監査対象年度が平成29年度であるため、指摘として維持することとした。

第2 契約保証金の免除

- 1 本節の契約においては、財務規則99条2項3号を理由として契約保証金が免除とされている。そして係る条項では、その要件として、「(前略) その者が過去二年間に県、国(公社及び公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」とされている。この点、県からの回答によると、上記要件該当性の判断については、「県の入札結果の公表ページにおいて、複数の所属と契約を締結していることを確認し」、また「当該業者が契約の不履行等を起こしていない旨、管財課に確認した」とのことであったが、その旨の書類は作成されていない。また、上記条項のうち、「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる」か否かについて、いかなる検討を行ったのかは資料からは明らかとならなかった。

- 2 財務規則99条の規定ぶりからすると、契約保証金を免除することはあくまでも例外的な扱いであることは明らかであり、したがって免除とするための検討は慎重に行うべきである。特に、「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる」か否かについては、現在における相手方（会社）の規模や財務状況等につき、調査検討をする必要がある。したがって、契約保証金を免除するためには、いかなる具体的事実が存在し、それが上記条項に該当しているのかについて十分調査をし、その検討経緯（結果）については書面として残しておくべきである。

第3 決裁文書

- 1 本節の契約締結に関する決裁文書には、契約保証金を免除とする根拠規定として、財務規則99条3項との記載がなされ、それに基づき決裁がなされているが、県からの回答によると、係る記載は誤記であり、正しくは財務規則99条2項3号であるとのことであった。そのため、係る文書については、速やかに適切な措置を講ずべきである。
- 2 この点、県からの事前回答によると、監査人からの事前の問い合わせ（指摘）をきっかけとして、上記誤記についてはその後には訂正処理を行い、その経過についての報告書を作成の上、決裁権者にまでその旨の報告を行っているとのことであった。しかし、監査対象年度が平成29年度であるため、指摘として維持することとした。

第3款 意見

第1 予定価格

本節の契約に関しては、購入予定車両のカタログ価格に一定の割合を値引分として割り引いた金額を積算基礎の算出に使用している。この「一定の割合」について、県からの回答によると、「管財課の物品調達担当者に直近の取引実績を聞き取り」し、そのような割合による値引き計算を行ったということであったが、この経緯に関する書類は作成されていないため、算定手続の適正性が確認できなかった。

積算基礎は、それが入札において重要な指標となるものであるため、その算出における積算根拠については、できる限り明確に書面化して残しておく必要性が高いものといえる。そのため、本件についても、「いつ、誰から、（管財課の）誰に、どのような質問をし、それに対してどのような回答があり、その根拠としてどのような資料が示されたか」などについて、書面化してファイルに綴じておくことが望ましい。

第2 入札参加資格

本節における入札においては、入札者数が2者と、低調な数字にとどまっている。この点、入札においては、複数の入札参加資格が定められているが、係る入札参加資格が、入札者数が少ない原因である可能性も否定できない。そのため、県としては、入札者数が少ない原因について、入札参加資格の必要性も含め調査検討をすることが望ましい。

第40節 軽油見本品購入分析業務委託

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本契約は、県が軽油に対する違法な混和等（いわゆる不正軽油）を早期に発見・摘発し、軽油引取税の課税の適正を図るため、県内の石油製品販売業者から軽油見本品を購入して、当該軽油見本品に対する軽油識別剤による定性分析及び定量分析を行う業務を委託する請負契約である。

2 契約の目的

軽油引取税の課税の適正を図るためには、販売業者（ガソリンスタンド等）から軽油を見本品として採取し、軽油識別剤の定性及び定量分析を行い、混和等を早期に発見する必要がある。販売業者に対する調査は、税の公平性を保つためにも、県下一律に実施しなければならないが、1000件を超える販売業者を他の業務と並行して県税事務所職員が調査するのは極めて困難であるため、県は、毎年本件業務を外部に委託している。

3 契約の変更

契約の変更手続は特段行われていない。なお、本契約の履行期間は、契約締結時には、平成29年4月3日から平成30年3月30日までとされていたが、本契約締結後、相手方から、県に対し、別件の不正軽油防止広報事業を平成29年7月に実施するため、同事業に合わせて本契約に係る業務を開始したいとの申し出があった。県は、相手方が行う前記広報事業と本契約の業務との関連性が高いと判断し、契約期間内に本契約に係る業務を完了可能であることを確認の上、業務の開始を平成29年7月とすることを承認している。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

一般競争入札である。

2 入札保証金

財務規則107条1項2号により免除されている。

3 入札参加資格

主な入札参加資格は、次のとおりである。

- (1) 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、委託においてA又はBの等級に格付けされている者であること
- (2) 軽油識別剤標準分析方法作業マニュアル（一般社団法人全国石油協会作成）に基づく軽油識別剤（クマリン）の定性分析及び定量分析を行うことができる設備を有していること
- (3) 作業マニュアルに基づく軽油識別剤（クマリン）の定性分析及び定量分析の業務を行っていること

4 入札者の人数

1者である。

5 相手方

相手方は、中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立された中小企業団体であり、平成29年度現在、県内のガソリンスタンド事業者785者が加盟している。なお、平成25年度以降、入札者及び落札者は相手方のみであり、相手方による1者入札が平成29年度時点で少なくとも5年間継続している（平成24年度以前は、本監査実施時点において文書保存期間を満了し文書が廃棄されているため、入札状況につき確認はできない。）。

6 下請負

なし。

第3 契約金額

1 代金額

本契約は、1件当たりの単価契約の方式であり、平成29年度の1件当たりの代金は2808円（消費税込み）である。平成29年度の購入・分析件数は1100件であるから、本契約の代金額の合計は308万8800円（消費税込み）である。

2 予定価格

予定価格は1件当たり3290.21円（消費税込み）である。当該予定価格は、見積書や各種積算資料に基づき、取引の実例価格を算定して決定されている。

3 落札率

落札率は、85.34%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書本紙のほか、別紙として、「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」並びに「仕様書」等が綴じられている。

2 契約書の記載内容

- (1) 契約書の条項は、全13条である。
- (2) 契約期間は、平成29年4月3日から平成30年3月30日までである（契約書2条）。
- (3) 委託業務の具体的内容は、契約書別紙の仕様書に次のとおり定められている。

① 軽油見本品の購入

ア 受託者は、契約締結後1か月以内に、軽油見本品購入分析計画を県に提出し、承認を受ける。

イ 受託者は、県が提供する販売業者のリストにより、店舗から直接軽油見本品（数量500cc）の購入を行う。受託者は、販売業者から軽油見本品を購入した際の領収証等を、購入日ごとに整理して3年間保存し、県から請求があった場合に引き渡すものとする。

② 軽油見本品の分析

ア 受託者は、購入した軽油見本品に対し、軽油識別剤標準分析方法作業マニュアル（一般社団法人全国石油協会作成）に基づき、分析を行う。

イ 受託者は、購入した軽油見本品に対し、購入日を除き3日以内に定性分析を行い、クマリン反応が認められた場合は、同日に当該軽油見本品の定量分析を行う。なお、クマリンとは、軽油に灯油や重油が混和された場合の確認を容易にするため、元売業者が、精製した灯油や重油を出荷する際に添加している物質であり、軽油には添加されていない。クマリンは紫外線に反応して蛍光する性質をもっているため、見本品に蛍光反応があれば、灯油や重油が混和された軽油と判定することができる。本分析業務のうち定性分析とは、蛍光反応の有無を肉眼で確認する分析方法であり、定量分析とは、蛍光強度を測定し灯油や重油の混和率を算出する分析方法である。

ウ 定性分析においてクマリン反応が認められたときは、受託者は、県に対し、同日に電話及びファクシミリ又は電子メールにて報告を行う。

エ 受託者は、分析を行った日を除き3日以内に、県に対し、定量分析の結果を書式により測定結果を添付して報告する（平成29年度は、簡易分析（定性分析）の段階で、異常（クマリン反応）は全件認められなかったため、県に対し当該報告はなされていない。）。

③ 業務実施状況報告

受託者は、県に対し、軽油見本品購入分析業務の各月の実施状況を、所定の様式により、翌月10日までに（3月は同月30日まで）報告する。

④ その他

県が必要と認めたときは、業務の実施状況につき調査を行い、又は受託者に対し報告を求めることができる（平成29年度に当該調査等が行われていない。）。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は、免除されている（契約書3条）。免除の根拠規定が契約書に明記されていないため、担当課に照会したところ、財務規則99条2項3号を根拠としているとの回答を得た。担当課によれば、同号を適用した理由は、本契約の相手方は、過年度から続けて契約を締結しており、過去の業務を誠実に履行していたことから、不履行のおそれはないものと判断したためとのことである。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

相手方は、平成30年7月、本契約の履行に着手し、同年8月以降、毎月、前月分の「業務実施状況報告書」を県に提出している。県は、同報告書を受領した後、履行を確認した旨の検査調書を作成し、期限内に委託料を支払っている。

(2) 監督及び確認の方法

県が作成する検査調書には、「下記の契約について平成〇年〇月〇日に検査した結果、履行を確認しました。」との文言が記載され、その下には、「契約品名又は業務名」、「契約数量」、「契約金額」、「契約年月日」、「検査場所」、「履行期限」、「履行年月日」、「納入者又は請負人」、「検査立会人職氏名」及び「摘要」の記載欄があり、それぞれ記載がなされている。

第6 契約事務の進行

平成29年	4月	3日	契約締結
	5月	8日	軽油見本品購入分析計画を受理
平成29年	8月～		各月末に業務実施状況報告書を受理し、その都度、
平成30年	3月		履行を確認した旨の検査調書を作成し、期限内に委託料を支払

第2款 指摘

第1 契約保証金の免除

- 1 財務規則 99 条 2 項 3 号は、自治令 167 条の 5 及び 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、「その者が過去二年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる」と規定している。
- 2 この点、県は、前述のとおり、財務規則 99 条 2 項 3 号を根拠に本契約の契約保証金を免除しているが、同号適用の理由について、「本契約の相手方は、過年度から続けて契約を締結しており、過去の業務を誠実に履行していたことから、不履行のおそれはないものと判断した」としており、それ以上の調査は行っていない。しかし、財務規則 99 条 2 項 3 号は、入札参加資格の保有や過去の契約の履行状況に加えて、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めており、契約締結時において相手方に契約履行能力があることも必要としている。

よって、県は、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無についても調査を行うべきである。

第 3 款 意見

第 1 契約書－義務の追加

- 1 本契約の相手方の主たる業務は、軽油見本品の購入及び分析業務である。このうち購入業務については、仕様書において、「受託者は、販売業者から軽油見本品を購入した際の領収証等を、購入日ごとに整理して 3 年間保存し、県から請求があった場合に引き渡すものとする。」と定められており、受託者には、業務を適正に履行したことを示す証拠の保存・提出が義務付けられている。
- 2 他方、分析業務については、契約書及び仕様書上、受託者が作業手順に従って分析を行ったことを示す資料の保存は義務付けられていない。この点、県が必要と認めたときは、業務の実施状況につき調査を行い、又は受託者に対し報告を求めることができるとされているが、前記のような資料が保存されていなければ、調査及び報告が十分に行われるとは言い難い。
- 3 したがって、今後県が締結する契約については、受託者に対し、分析業務が適正に履行されたことを確認する資料（例えば、定性分析の結果を示す写真や、定量分析における混和率の算出方法を記載した書面等）の保存を義務付けることが望ましい。

第2 履行の確保—誓約書の提出

本契約の相手方は、県内のガソリンスタンド事業者により構成される中小企業団体である。相手方は、中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立された公益性の高い中小企業団体であるが、本契約の履行に当たり自らの組合員が営むガソリンスタンドも調査対象となり得ることから、調査対象の選定や調査結果の報告等が不正に行われる可能性は皆無とはいえない。県は、相手方から軽油見本品購入分析計画の提出を受けた際に、各県税事務所が把握している管内ガソリンスタンドの情報と照合し相手方による不正行為を防止する措置をとっているが、相手方の調査が中立・正確に行われることを担保するため、より一層の措置（例えば、誓約書の提出等）をとることが望ましい。

第3 履行の確認

担当課は、受託業者からの業務完了報告書の提出を受けて、毎月、当該月の履行状況を確認した後、その都度検査調書を作成している。しかしながら、検査調書には、いずれも、「下記の契約について平成〇年〇月〇日検査した結果、履行を確認しました」と記載されているのみで、誰が、どのような資料を用い、どのような手順で履行確認がなされたかについての記載は一切なされていない。検査調書の作成が求められているのは、委託業者によって適正に業務の履行がなされたことを、県が確認したことを証する意味があるのであるから、単に作成するだけでは足りず、後日検証可能なように作成する必要があることはいうまでもない。担当課は、最低限、誰が、どのような資料を用いて、どのような手順で履行確認を行ったかがわかるように検査調書を作成し、また、確認に要した資料についても可能な限り添付することが望ましい。

第4 1 節 軽油引取税申告書データ処理業務委託

第1 款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、県税である軽油引取税に関する軽油引取税申告書の記載内容のデータ入力業務を外部委託する準委任契約である。

2 契約の目的

具体的な入力内容としては、①軽油引取税納入申告書、②軽油の納入数量明細書、③納入先別納入数量等報告書他1件、④軽油の受払い等の数量報告書、⑤事業所・事業所別納入数量等報告書他4件、⑥引取数量（受払い等の数量）引渡しを行った者別・道府県別明細書他7件である（なお実際の入力は空白も存在して

いる。)

係る業務は、軽油引取税の賦課徴収にかかる業務の効率化を図るために委託されているものである。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方法は、一般競争入札である。

2 入札保証金

財務規則107条1項2号（当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる）を根拠に免除とされている。この点について、県からの回答によると、入札参加資格として「物品等入札参加業者適格者名簿」に登載されていることが求められており、入札参加者が最新の当該名簿に登載されていることを確認することをもって、上記条項に該当していると判断したとのことである。

3 入札参加資格

入札することができる資格として、以下の資格が定められていて、それらの資格を有しない者は、入札することができない。

参加資格は以下のとおりである。

- (1) 自治令167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 千葉県物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、委託においてA又はBの等級に格付けされている者であること
- (3) 公告の日から開札の日までの間に、入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと
- (4) 公告の日から開札の日までの間に指名停止を受けていない者
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証を取得していること
- (6) 千葉県内に本社又は事務所があり、業務にかかる指示連絡等を迅速に対応できる体制を整えている者であること
- (7) プライバシーマーク又はI SMS認証を取得している者であること
- (8) 本業務と同等業務の実績がある者であること

4 入札者の人数

入札者は3者である。

5 相手方

相手方は、千葉市に本店を有する情報処理サービス等を業とする株式会社であ

る。

6 下請負

下請負はない。

第3 契約金額

1 報酬額

報酬額は、入力業務1件あたりの単価を基準とすることとされ、入力内容が異なる6種類の入力業務につきそれぞれの単価を設定しての契約となっている。具体的な単価金額は以下のとおりである（いずれも税込。）。

(1)	軽油引取税データ処理業務（その1）	1件あたり	6.8256円
(2)	同（その2）	1件あたり	12.7440円
(3)	同（その3）	1件あたり	12.8196円
(4)	同（その4）	1件あたり	10.0764円
(5)	同（その5）	1件あたり	12.4092円
(6)	同（その6）	1件あたり	11.1024円

上記単価に基づく落札価格は、202万8652円（うち消費税相当額15万270円）である。

2 予定価格

予定価格は、319万1775円（税込）である。かかる金額は、データ入力業務に関する積算資料に基づいて算出されたものである。

3 落札率

落札率は、63.55%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

本節の契約においては、契約条項の記載された契約書の他に、仕様書、データ保護及び管理に関する特記仕様書、個人情報取扱特記事項及び談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項が添付されている。

2 契約書の記載内容

契約書記載の契約内容の概要は、以下のとおりである。

- (1) 契約金額（単価）、納入場所、納入期限、契約期間、契約保証金免除の旨前文に記載されている。
- (2) 再委託の禁止
2条に記載されている。
- (3) 秘密保持、目的外使用の禁止等

5条及び6条に記載されている。

(4) 損害賠償関係

13条（一般的損害及び不可抗力）、14条（瑕疵担保責任）及び17条（履行遅滞）に記載されている。

(5) 解約、解除関係

19条ないし21条に記載されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項3号を理由として契約保証金が免除とされている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

検査調書が作成されており、そこには当月分の契約数量、契約金額、検査立会人の氏名等が記載されている。

(2) 監督及び確認の方法

履行確認に際しては、委託先からデータ入力されたCD-RWが納品されるため、そのデータを税務課で管理しているシステムに反映させることにより、申告書記載内容が正確にデータ化されているかを確認しているとのことである。また、委託先から提供を受けた納品書の各欄に、数字の確認をした際に記入したと思われるチェックがなされている。

第6 契約事務の進行

本節の契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成29年3月 9日 入札公告

3月29日 入札参加資格の申請、確認

3月29日 開札

4月 3日 落札者との契約締結

4月 3日 データ管理計画書の受領

4月 3日

から

平成30年3月30日 履行期間。なお履行方法としては、毎月1回、県から軽油引取税申告書を相手方へ引き渡し、原則その引渡日から4日後まで（ただし土日祝日を除く）に履行の上で納入することとされている。

第2款 指摘

第1 契約保証金の免除

- 1 本節の契約においては、財務規則99条2項3号を理由として契約保証金が免除とされている。そしてかかる条項では、その要件として、「(前略) その者が過去二年間に県、国(公社及び公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」とされている。この点、県からの回答によると、上記要件該当性の判断については、検討結果を示す詳細な資料はないものの、「本件の契約者は、前年度の契約者と同一であり、他の県内自治体とも同種の契約を交わし履行している法人」であるからとのことであった。
- 2 しかし、財務規則99条の規定ぶりからすると、契約保証金を免除することはあくまでも例外的な扱いであることは明らかであり、免除とするための検討は慎重に行うべきである。特に、「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる」か否かについては、現在における相手方(会社)の規模や財務状況等につき、調査検討する必要がある。したがって、契約保証金を免除するためには、いかなる具体的事実が存在し、それが上記条項に該当しているのかについて十分調査をし、その検討経緯(結果)については書面として残しておくべきである。

第3款 意見

意見はない。

第42節 税トータルシステムクライアント機器等賃貸借

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

- 1 契約の種類
千葉県の子会社に関する情報を一元的に統括する税トータルシステムにかかる必要機器(ソフトを含む)を借り受ける賃貸借契約である。
- 2 契約の目的
 - (1) 千葉県は、税トータルシステムのソフトウェアの開発について、平成22年9月29日に税トータルシステム再構築包括的外部委託契約を締結し、平成25年4月1日より本稼働を開始している。この税トータルシステムの運用に必要なクライアント機器等及び関連するソフトウェアの賃貸借については、一般競争入札により平成24年6月25日から賃貸借契約を開始し、機器等の耐用年数(4年間)の範囲内である平成28年9月末で当初締結した賃貸借期間が終了となるが、

平成28年10月から平成29年3月末までと平成29年4月から平成29年9月末までの間は、随意契約で同じ会社との間でクライアント機器の賃貸借契約(再リース)を継続している。また、再リースによる賃貸借契約が終了した後、自治法234条の3の規定による長期継続契約(期間4年間)とし、一般競争入札を執行することとした。

- (2) 履行期間は平成29年5月23日から平成33年10月31日までの間である。本件委託はその契約代金額から、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるので、特定調達公告を経ることを要する(物品等の調達契約の場合3300万円以上のとき)。

- 3 契約の変更
契約の変更はない。

第2 契約方法

- 1 契約方法の種類

契約方式は、一般競争入札である。

- 2 入札保証金

入札保証金は免除されている(財務規則107条1項)。

- 3 入札参加資格

入札参加資格として、千葉県における物品等入札参加業者適格者名簿に登載されているもののうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること・調達案件と同等の契約実績があることなどを要する。

- 4 入札者の人数

入札者は3者である。

- 5 相手方

落札者は、東京都内の社会インフラ事業、環境・エネルギー事業等を目的とする資本金99億8300万円、連結従業員数5390人の株式会社である。

- 6 下請負

下請負はない。

第3 契約金額

- 1 代金額

契約価格は3億6536万8320円(税込)である。

各月ごとに稼働状況報告書の提出を受けて、それに基づいて検査調書を作成し、月額761万1840円(税込)を支払う。

- 2 予定価格

予定価格は4億726万224円（税込）である。

3 落札率

落札率は89.71%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書は表題部及び54条の条項からなる。

その他に、データ保護及び管理に関する特記仕様書、個人情報取扱特記事項、特定個人情報等取扱特記事項、談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項、税トータルシステムクライアント機器等賃貸借調達仕様書が合綴されている。

2 契約書の記載内容

契約の内容は以下のとおりである。

品名および数量：税トータルシステムクライアント機器等賃貸借 一式
(別紙「調達仕様書」のとおり)

設置場所：千葉県知事の指定する場所

契約保証金：免除

契約期間：契約日から平成33年10月31日まで（賃貸借期間は平成29年10月1日から平成33年9月30日までとし、その前後の期間は導入及び撤去の期間とする。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は免除されている（財務規則99条第2項3号）。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

検査調書は作成されている。

(2) 監督及び確認の方法

本件は各月ごとに稼働状況報告書が提出され、県はこれを受けて同日に検査を実施し、検査調書を作成した上で、毎月761万1840円を支払っている。

第6 契約事務の進行

平成29年3月24日 県報公示についての起案

3月31日 政策法務課（県報原稿提出最終期限）

4月7日 公告開始（県報発行）・入札説明書の交付開始

平成29年4月25日 入札質問締切（午後5時）
4月27日 入札説明書の交付終了（午後5時）
4月28日 入札質問回答
5月1日 入札参加資格確認申請提出期限（午後5時）
→後に9日に変更
5月2日 入札参加資格確認審査
5月8日 入札参加資格決定通知
後に12日に変更
5月17日 入札書提出期限（午後5時）
5月18日 開札（午前10時）
5月23日 支出負担行為伝票起票
平成29年度半年分 4567万1040円
財務規則99条2項3号の規定により契約保証金免除
5月23日 賃貸借契約締結
平成30年4月1日 支出負担行為伝票起票
平成30年度1年分9134万2080円

第2款 指摘

第1 契約保証金の免除

契約保証金免除の要件の具備につき調査した結果を報告書にまとめて資料を添付した報告書を作成し、記録に残すべきである。

第3款 意見

第1 メンテナンス日時の確認

ちば電子調達システムが5月1日にメンテナンスによるシステム停止があることが後に判明したために、入札参加資格の確認申請の締切りが当初の5月1日から9日に変更された。あらかじめシステムメンテナンスの日時を確認しておくことが望ましい。

第43節 メール便配達業務

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本件は、千葉県庁（本庁舎、中庁舎、南庁舎及び議会棟）に所在する各課（局・室を含む。ただし、教育委員会及び病院局は除く。）から差し出されるメール便を、

受託事業者が各課に集荷して回り、各課が指定する荷受人に対して配達することを目的とする請負業務である。

2 契約の目的

- (1) 本件業務の対象となるメール便は、郵便法4条2項に規定する「信書」に該当しない文書で、1梱包につき重量1kg以下、縦・横・厚さの合計が70cm以内で、最長辺40cm以内、厚さ2cm以内のものと定められている。
- (2) 受託事業者は、閉庁日を除く毎日、午後5時までにメール便を各課の職員の立会いのもとに集荷するものとされ、集荷したメール便は、原則として、関東地域宛てについては集荷日の翌々日までに、それ以外の地域宛てについては、集荷日を含め4日以内に配達をしなければならないとされている。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

一般競争入札である。

2 入札保証金

財務規則107条1項2号により免除されている。

3 入札参加資格

入札に参加することができる資格として、以下の資格が定められている。

- (1) 自治令167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書提出時において千葉県における物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、委託においてA又はBの等級に格付けされている者であること。なお、千葉県における物品等入札参加資格を有しない者は、当該資格に関する審査を受け、資格を有すると認められることによつて千葉県における入札参加資格を得ることができる。
- (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- (6) 全国規模で本業務の遂行が可能であること。

4 入札者の人数

平成29年度は1者のみである。なお、過去の入札者の人数は、平成25年度及び平成26年度は2者、平成27年度以降は、3年続けて1者のみとなっている。

5 相手方

落札者は、全国規模の配送組織を持つ株式会社の千葉支店である。

6 下請負

下請負はない。

第3 契約金額

1 代金額

(1) 単価契約（取引基本契約）の定め

本件は、集荷するメール便1通の重量区分ごとに単価を決定し、業務量に応じて精算する単価契約であり、平成29年度の単価は以下のとおりである。

100gまで 64.8円（内消費税額及び地方消費税額4.8円）

100g超～300g 64.8円（内消費税額及び地方消費税額4.8円）

300g超～1kg 91.8円（内消費税額及び地方消費税額6.8円）

(2) 配達予定数量

本件契約の配達予定数量は、以下のとおりである。

100gまで 12万通

100g超まで～300g 3万1000通

300g～1kg 2万1000通

(3) 代金総額

本件契約の契約金額は、総額1171万2600円（税込）である。

2 予定価格

予定価格は2061万5040円（税込）である。

3 落札率

落札率は56.82%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

書式は、契約条項が記載された「契約書」に、別紙として、「単価表」、「仕様書（メール便配達業務）」、「29年度 メール便月別予定数量」、集荷時に使用する書式や月報の書式といった本件業務特有の書類や、「個人情報取扱特記事項」、「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」といった県の契約に一般的に使用される書類とともにつづられる形で作成されている。

2 契約書の記載内容

契約書の条項は全13条であり、業務の内容については別紙仕様書で定めるところとされている(1条)。また、各条項では、契約の目的、契約期間、契約保証金の免除などの契約の概要、契約の履行確認方法や代金の支払方法、秘密の保護、契約の解除権などが記載されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項3号に基づき免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

毎月検査調書が作成されているが、いずれも「下記の契約について平成〇年〇月〇日検査した結果、履行を確認しました」と記載されているのみであり、検査担当者がどのような資料を用い、どのような手順で履行確認がなされたかについての記載は存在しない。

(2) 監督及び確認方法

契約上、集荷は毎日行われるが、集荷翌日に、受託業者が課ごとに作成された後納郵便物等差出票と後納郵便物等取扱票を担当課に提出する。

そして、当該月の月末頃に、受託業者がメール便集荷状況月報及び後納料金ご利用明細表を担当課に提出し、月末から翌月初め頃に担当課による検査及び検査調書の作成が行われている。

第6 契約事務の進行

平成29年	1月10日	入札実施等について、執行伺いを起案
	1月12日	同決裁
	1月20日	一般競争入札の公告実施
	2月15日	入札参加資格の確認申請を行った業者(1者)に対して、一般競争入札参加資格確認結果確認通知書送付
	2月20日	開札が行われ、1者のみ入札となり、相手方が落札者に決定した。
	4月 3日	契約締結伺い起案
	4月 3日	同決裁・業務委託契約書締結

第2款 指摘

指摘はない。

第3款 意見

第1 入札参加者の人数

- 1 本件では、一般競争入札が行われているが、過去5年間の入札者数は、1～2者といずれも低調な数字にとどまっている。
- 2 本件業務は、メール便の配達という業務の性質上、全国規模で業務の遂行が可能であることが求められており、業務を遂行可能な業者の絶対数が少ないといった事情が存在するのは確かであるが、それでも遂行可能な業者が1者ということは有り得ず、1者入札が3年間継続しているという現在の状況は、一般競争入札に期待されている競争原理が働いているとは言い難い。
- 3 担当課は、本件業務の遂行が可能と思われる業者が、本件入札に参加しない理由などを調査するなどして、できる限り1者入札を避ける工夫をすることが望ましい。

第2 予定価格と契約価格との乖離

- 1 本件の過去5年間の予定価格、契約金額、落札率の推移は以下のとおりである。

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
予定価格(税込)	12,776,495	13,617,461	13,420,716	22,266,036	20,615,040
契約金額(税込)	11,614,995	11,831,184	12,259,296	13,226,220	11,712,600
落札率	90.91%	86.88%	91.35%	59.40%	56.82%

- 2 このうち、契約金額は、年度による変動はあるものの、おおむね1100万円台から1300万円台を推移しているのに対して、予定価格は、平成27年度の1342万円余りから平成28年度は2226万円余りと約65%も増加し、この結果、落札率も90%台から一気に50%台に急落していることが伺える。配達予定数量の増減などの変動要因を考慮しても、基本的な業務内容は同様であるにもかかわらず、突然の予定価格の急上昇と落札率の急低下は、予定価格の設定が相当でない（高額すぎた）ことを強く伺わせる事情と考える。
- 3 この点について担当課は、「平成27年度までは積算基準書を使用して予定価格を積算していたが、入札不調となったため、平成28年度から予定価格の積算方法を変更した。平成28年度以降は、業者（平成29年度の受託業者を含む2社）から徴取した参考見積価格や、昨年度の予定価格、契約金額、数年分の発送通数の増減率などを参考に、予算の範囲内で所属長が決定することとしている」と説

明している。そして、平成29年度の参考見積価格は、100gまでの区分が1通100円と150円、100g超から300gまでの区分が1通300円と200円、300gから1kgまでの区分が1通450円と300円と、実際の契約金額の単価に比べて、2倍以上高額な金額となっている。

- 4 確かに、本件業務のような全国規模で取り扱う必要のあるメール便は、取扱業者も少なく、予定価格の積算方法に苦慮する担当課の立場もその苦労も理解できる。しかしながら、基本的な業務内容を変更していないにもかかわらず、予定価格が約65%も増加し、また、積算されたその金額は、前年度の契約金額と比較しても80%以上高額であったのであるから、新しい積算方法の妥当性・相当性について、もう一步踏み込んだ十分な検討をすべきであったと考える。
- 5 新しい積算方法において、積算価格が相当程度高額に算出された原因は、2者の業者から徴取した参考見積価格が、実際の契約単価と著しく乖離していることにあることは明らかであるから、これまでの契約金額を十分に考慮するなどして、その乖離を是正する方法等を検討すべきであり、担当課は、予定価格の設定に当たり、妥当な積算方法を、さらに十分に検討することが望ましい。

第3 履行の確認

前述の様に、担当課において毎月の履行状況を確認した後、その都度検査調書が作成されているが、いずれも「下記の契約について平成〇年〇月〇日検査した結果、履行を確認しました」と記載されているのみで、検査担当者がどのような資料を用い、どのような手順で履行確認がなされたかについての記載は一切ない。自治法234条の2第1項において履行確認の検査が求められているのは、委託業者によって適正に業務の履行がなされたことを、県が確認したことを証する意味があるのであるから、検査の内容については、単に適正に実施されるだけでは足りず、後日それが検証可能なように報告書等を作成する必要があることはいうまでもない。担当課は、最低限、誰が、どのような資料を用いて、どのような手順で履行確認を行ったかがわかるような報告書等を作成し、また、確認に要した資料についても可能な限り添付することが望ましい。

第4 4節 再生PPC用紙（本庁分）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本契約は、本庁の各課・局で使用する再生PPC用紙を購入する際の単価を定める売買取引基本契約である。

2 契約の目的

本庁の各課・局で使用する再生P P C用紙を調達することを目的とする契約であり、A 3（1箱1500枚）、A 4（1箱2500枚）、B 4（1箱2500枚）、B 5（1箱2500枚）の単価を定める単価契約となっている。管財課が各所属の需要を取りまとめ、概ね週に1回の発注日に業者に発注を行うことで、個々の売買契約が成立する形式となっている。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

本節の契約方法は、一般競争入札である。

2 入札保証金

入札保証金は免除されている（財務規則107条1項ただし書）。

3 入札参加資格

入札参加資格として、以下の資格が定められている。

- (1) 自治令167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。
- (3) 入札公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 入札公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証を取得していること。
- (6) 仕様書に示す規格に適合する物品を納入できることを証明した者であること。

4 入札者の人数

平成29年度の入札者は3者である。過去4年間の入札者数は、平成25年度が4者、平成26年度が3者、平成27年度が2者、平成28年度が4者である。

5 相手方

相手方は、千葉県習志野市に本社を置き、オフィス用品の販売等を業とする株式会社である。

6 下請負

下請負は使用されていない。

第3 契約金額

1 代金額

1箱あたりの契約単価は、A3用紙が1523.88円（消費税込み）、A4用紙が1227.96円（消費税込み）、B4用紙が1856.52円（消費税込み）、B5用紙が1027.08円（消費税込み）である。予定数量に基づいて算定される合計代金は、3779万4686円（消費税込み）である。

2 予定価格

予定価格は5646万8880円（消費税込み）である。

3 落札率

落札率は66.93%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書には納入先の一覧表が別紙として添付されているほか、談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項が別紙として添付されている。また、契約条項において、業者側が現品の納入に際して従うものとされている「仕様書」は添付されていない。

2 契約書の記載内容

契約書の冒頭に、品名、各用紙（A3、A4、B4、B5）の単価、納入場所、契約期間、検査期日、対価支払期日、契約保証金の項目が記載されている。契約条項は15条からなり、「仕様書」に基づいて現品を納入すべきこと、不良品の引取り、交換、期限内に納品できない場合の遅滞金の定め、契約の解除、権利義務の譲渡・承継の禁止、裁判の管轄合意等が定められている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は財務規則99条2項3号により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

検査調書として独立した書類は作成されていないが、業者から提出された納品書に検査済みを示すスタンプが押され、当該スタンプの枠内に検査日及び検査者の指名押印をする形式で検査を行ったことが記録されている。

(2) 監督及び確認の方法

納入先の各所属において、納品された物品の現品確認を行っている。

第6 契約事務の進行

平成29年1月13日	入札公告
2月13日	入札参加資格確認申請書提出期限
2月24日	入札書提出期限
2月27日	開札
4月 1日	契約締結

第2款 指摘

第1 契約書

本契約の契約条項には、県から業者への注文方法、納品期限、最小発注単位に係る条項が規定されていない。契約書の条項には、入札に際して県から提示されている「仕様書」に基づいて納品を行う旨の規定があり、当該仕様書には、納品期限や最小発注単位などの規定がなされており、仕様書にこれらの記載があることから、仕様書の記載事項が契約の内容になっているものと解釈できないものではないが、上記事項は重要事項であるから、契約書の条項として明記しておくべきである。

第2 契約保証金の免除

- 1 本節の契約については、財務規則99条2項3号の規定により契約保証金の納付が免除されている。同号は、契約保証金免除の要件として、「(前略) その者が過去二年間に県、国(公社及び公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」と規定しているが、財務規則が契約保証金の免除が例外的な扱いとされていることからして、免除の要件は慎重に判断するべきである。特に、「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる」か否かについては、現在の相手方の規模や財務状況等を調査検討する必要があるが、この点について十分な資料の収集と検討がなされているものとは認められない。契約保証金の免除については、相手方の規模や財務状況等を確認できる資料を収集し、その上で免除の要件を満たすかどうかを慎重に審査すべきである。
- 2 また、契約保証金の免除の審査にあたり、財務規則99条2項3号の要件について審査したことを確認できる記録も作成されていないため、本契約の締結にあたりどのような審査がなされたのかを確認することができない。そのため、契約保証金の免除審査にあたっていかなる資料に基づき、いかなる判断をしたのか等を記録しておくべきである。

第45節 グラウンド用白線

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、県立学校等において県が管理するグラウンドに白線を引くため等の用途に使用するラインパウダー（炭酸カルシウム）を購入する売買契約である。「グラウンド用白線」とは、その物品名である。

2 契約の目的

- (1) グラウンド用白線の購入は、従前、各部署がそれぞれ行っていたが、平成22年度から、管財課が、共通消耗品の売買契約事務を取りまとめて担当する方式となり、現在に至っている。
- (2) 管財課が事務処理をする契約は、購入する「グラウンド用白線」の1袋当たりの代金、納入場所、納入期間、検査期日及び対価支払日等を定める単価契約を締結することであり、個々の注文は、各部署が、それぞれ必要な数量を指定して個別に管財課宛に注文し、管財課がその注文を取りまとめて、発注している。
- (3) 平成29年度において「グラウンド用白線」の購入を予定していた部署は、合計488であったが、実際に購入した部署は合計100であり、学校以外は6であった。

3 契約の変更

本節の契約には、契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

本節の契約方法は、一般競争入札である。

2 入札保証金

入札保証金は、免除されている。入札保証金の免除は、財務規則107条1項2号の「当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。」に基づいている。過去5年度において、本節契約の相手方は、本節契約の入札者である。

3 入札参加資格

入札することができる資格として、以下の資格が定められている。

- (1) 自治令167条の4の各規定に該当しない者であること（契約締結能力、破産、暴力団関係者）。
- (2) 県の物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、物品においてA又はBの等級に格付けされている者であること。

- (3) 入札公告の日から開札の日までの間に物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 入札公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証を取得していること。
- (6) 千葉県内に本店を有する者であること（自治令167条の5の2）。
- (7) 入札仕様書に示す仕様に合致する品を取り扱う者で、入札公告4に示す提出書類において、入札仕様書で指定された事項を証明した者であること。

4 入札者の人数

入札者の人数は、1者である。平成23年度から平成25年度までは入札者が2者、26年度以降は入札者1者である。過去5年度において、落札者は、同一人である。なお、平成22年度以前は記録を保存していないとのことである。

5 相手方

落札者は、千葉市内に本店をもつ創業36年の運動用品の小売店である。

6 下請負

本節の契約には、下請負はない。

第3 契約金額

1 代金額

本節の代金額は、単価契約の金額であり、20kg入りの1袋当たり723円60銭（消費税込み）である。平成30年度の購入予定数は6745袋であり、その代金総額は約488万円（消費税込み）である。

2 予定価格

予定価格は、代金800円、消費税64円の合計864円である。この予定価格は、県内の業者2者から徴取した見積額を対比して、低い方を採用した金額である。

3 落札率

落札率は、83%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

- (1) 本節の契約書は、単価契約書の後に納入先一覧が綴られ、表紙と契約書との間に割印が押され、契約書の後に納入先一覧、次いで「談合等及び暴力団等排除に

係る契約解除と損害賠償請求の関する特約条項」が綴られ、これと裏表紙との間に割印が押されている。

- (2) 売買目的物を特定する事項は、共通仕様書並びにその別紙グラウンド用白線仕様書及びグラウンド用白線購入予定数量一覧に記載されているが、共通仕様書以下は契約書に綴じられていない。

2 契約書の記載内容

契約書名は、単価契約書と記載されている。前文が置かれているが、その記述は、まず、箇条書きにて、購入する物品の種類、その単価、納入場所、契約期間及び対価支払期日並びに契約保証金の免除が記載され、その記載に係る売買契約を締結するものと記載されている。条項は、15条からなり、売買目的物の特定は、仕様書に委ねられているが、仕様書は別紙として綴られてはいない。そのほか、納品の際の検査、不合格品の持ち帰りと交換、履行遅滞、契約解除等が規定されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は、免除されている。契約保証金の免除した理由は、財務規則99条2項3号である。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

グラウンド用白線は、各納入先に納入され、検査調書は、各納入先がそれぞれ作成している。

(2) 監督及び確認の方法

グラウンド用白線が納入されたときに、商品名と数量を確認しているが、成分検査はしていない。

第6 契約事務の進行

平成29年9月	各所属に対し平成30年度共通消耗品の年間予定数の照会
平成30年1月	見積書の徴取
1月12日	予定価格の決定
1月12日	入札公告
1月26日	入札説明書の交付
1月26日	入札参加資格確認申請受領
1月26日	紙入札方式参加届出書受理

2月13日	入札参加資格確認通知書発行
2月15日	入札書受理
2月15日	仕様書交付
2月26日	開札
2月26日	落札決定
4月 2日	契約締結

第2款 指摘

第1 予定価格

- 1 予定価格は、契約の相手方になろうとする者が提示する代金が適正かを判断するための基準とするものである。財務規則110条2項は、予定価格の作成につき、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して行うべきであると規定している。これは、市場価格及び契約の内容に応じて作成すべきことを規定したものである。
- 2 本節の契約では、入札の見込みがある者2者から参考見積を徴して、その低い金額の参考見積額をもって予定価格とするという方法で、予定価格を作成している。その結果、予定価格は、2者の参考見積額のうち低額な参考見積額と同額の865円（消費税込み）となっている。仮に市場価格に拠れば、一般の定価が約1836円（消費税込み）であるから、これを基準として算定すべきことになる。そして、数量の多寡については、購入数量が多いことを考慮すれば減額すべきことになるが、他方では、納付先が多数であって配達経費が掛かることから考慮すれば加算すべきことになるので、予定価格が市場価格から大きく乖離することはあり得ないと考える。しかし、実際の予定価格は、前述のとおりであり、市場価格から乖離している。
- 3 よって、以下のとおり指摘する。
 予定価格は、財務規則110条2項に拠り、市場価格及び契約の内容に応じて作成すべきである。

第2 契約保証金の免除

- 1 本節の契約では、契約保証金が免除されている。その理由は、財務規則99条2項3号の免除要件に該当する事由があるということである。その理由は、物品等入札参加業者適格者名簿に登載されているとの事実に基づいている。しかし、契約保証金は、契約の履行確保を目的とするため、その免除要件は、厳格に解すべきである。財務規則99条2項3号は、履行を入札参加資格、過去の契約の履行状況の外、「かつ契約を履行しないおそれがないと認められるとき。」と規定し

ているため、契約締結当時の履行能力を調査する必要がある。

- 2 それゆえ、物品等入札参加業者適格者名簿に登載されていることを確認するだけでは足りない。物品等入札参加業者適格者名簿に登載された時期、その審査のために提出させた資料の閲覧、その上で、それらの資料だけで足りるかを判断すべきである。そして、その調査の方法、調査の結果得られた事実を報告書にして、確認できるようにすべきである。

第3 契約書

1 売買目的物の特定

- (1) 本節の売買契約の目的物は、グラウンド用白線であり、その品質については、共通仕様書別紙グラウンド用白線仕様書及びグラウンド用白線購入予定数量一覧に記載されているが、単価契約書に綴られていないし、単価契約書に共通仕様書を特定できる記載もされていない。それゆえ、単価契約書では、売買の品質が特定されていないことになる。品質を巡って相手方と紛争となった場合、裁判で勝訴することが困難になる。

- (2) よって、以下のとおりに指摘する。

共通仕様書及びその別紙であるグラウンド用白線仕様書及びグラウンド用白線購入予定数量一覧は、単価契約書に別紙として綴り、割印をすべきである。

2 購入予定と一致しない納入先一覧

- (1) 本節の単価契約書には、納入先一覧が別紙として綴られているが、その納入先は、合計486である。しかし、平成29年度においては、購入予定は488部署であったが、実際に納入した部署は、100であるので、毎年度、実際に購入する部署数と契約で予定された部署数とは、約4.8倍もの差があった。契約書に、購入予定がない部署を納入先として記載することは、売買の実際と契約書が大きくずれているということであり、一般論として、納入予定先として記載されている部署から注文がないことにつき、損害賠償請求をされる可能性がある。

- (2) よって、以下のとおり指摘する。

契約書は、実際の契約内容に即して作成すべきであり、本節の契約書についていえば、納入先の記載は、実際に注文予定がある部署を列記し、多少の変動があることを織り込むために、これを例示とする記述にすべきである。

第4 履行の監督及び確認

消石灰は、文部科学省通達「学校での消石灰の使用禁止について」により使用が禁止されている。これを受けて、県は、グラウンド用白線の成分に消石灰が含まれないことを必要としている。ところが、納入の際にその成分検査をしていな

い。仮に相手方が信頼できる業者であるとしても、市販価格の半額以下での売買であることから、成分検査をすべきである。入札時に入札者から説明を受けることや納入時に袋の商品名を確認するだけでは、成分を検査したことにはならない。生徒達の健康に係わることであるから、成分のサンプル検査をすべきである。

第3款 意見

第1 入札者の人数

過去5年間において、入札者は1者又は2者であり、落札者は1者であり、かつ同じ業者である。一般競争入札であるのに、入札者が1者又は2者であることは、実際には競争入札になっていないということである。このような場合、その原因を調査して入札者を増やす努力をすることが望ましい。

第46節 高速モノクロ複合機の賃貸借（平成29年度出先）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、出先機関で使用する高速モノクロ複合機（本年度は52台）につき、複合機の使用、保守点検調整、ドラムカートリッジ等消耗品の供給等が含まれる複合的な複写サービス契約（非典型契約）である。

2 契約の目的

本節の契約は、出先機関で使用する複合機を一括調達することにより、契約金額を低廉化させること、事務の軽減等を図るためのものである。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方法は、一般競争入札である。

2 入札保証金

財務規則107条1項2号を理由に免除されている。この点について、県からの回答によると、入札参加資格として「物品等入札参加業者適格者名簿」に登載されていることが求められており、入札参加者が最新の当該名簿に登載されていることを確認することをもって、上記条項に該当していると判断したとのことである。

3 入札参加資格

入札することができる資格として、以下の資格が定められていて、それらの資格を有しない者は、入札することができない。

- (1) 自治令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、物品においてA又はBの等級に格付けされているものであること
- (3) 公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと
- (4) 公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証を取得していること
- (6) 千葉県内に本店又は営業所を有する者であること
- (7) 入札仕様書に記載された企画・性能を満たす複写機を提供できること、並びに県内に事業拠点（保守業務）を有し、かつ、故障等の障害発生時に迅速に対応できる体制を整えていることを県が示す提出書類において証明した者であること

4 入札者の人数

入札者は、3者である。

5 相手方

相手方は、千葉県内に本店を有する、複写機等各種情報機器の販売及びシステム・サービスを行っている株式会社である。

6 下請負

下請負はない。

第3 契約金額

1 代金額

代金額は、複写機の使用料名目で発生するとされているが、その金額は複写サービス1枚あたりの単価を基準にすることとされており、複写サービス1枚あたり1,296円（税込）であり、上記単価及び予定使用枚数に基づく代金額は、5152万3776円（うち消費税381万6576円）である。

2 予定価格

予定価格は、6869万8368円（税込）であり、前年度の入札実績をもとに算出されている。

3 落札率

落札率は、75%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

本節の契約の書式としては、契約条項が記載された契約書に、談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項が添付されている。

2 契約書の記載内容

本節の契約内容の概要は、以下のとおりである。

(1) 契約目的

1条に記載されている。

(2) 対象となる複写機及びその設置場所、契約期間、使用料

2条ないし4条に記載されている。

(3) 使用料の支払に関する手続

5条及び6条に記載されている。

(4) 複写機の保守、消耗品等の供給業務に関する手続

7条及び8条に記載されている。

(5) 損害賠償

12条に記載されている。

(6) 契約の解除等及びその際の違約金の定め

15条及び16条に記載されている。

(7) 履行遅滞の際の賠償金の定め

17条に記載されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項3号を理由に免除されている。

2 履行の監督及び確認

契約締結後の手続については、各出先機関ごとに行っているため、調達業務を行った総務部管財課では契約の履行の確認は行っていない。

第6 契約事務の進行

本節の契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成29年2月 7日 入札公告

2月 7日 以降、入札参加資格の申請、確認

2月27日 開札

4月 1日 落札者との契約締結

4月 1日

から

平成32年3月31日 履行期間

なお、本件契約に関しては、契約自体の所管は総務部管財課であるが、その後の複写機使用料の支払等の事務手続については複写機を設置した各出先機関ごとに行われている。

第2款 指摘

第1 契約保証金の免除

- 1 本節の契約においては、財務規則99条2項3号を理由として契約保証金が免除とされている。そして係る条項では、その要件として、「(前略) その者が過去二年間に県、国(公社及び公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」と規定されている。この点、県からの回答によると、上記要件該当性の判断については、検討結果を示す詳細な資料は作成していないものの、「本件の契約者は過去2年間に複数回の同種の契約を締結し誠実に履行していることから、契約を履行しないこととなるおそれがないと判断した」とのことであった。
- 2 しかし、財務規則99条の規定ぶりからすると、契約保証金を免除することはあくまでも例外的な扱いであることは明らかであり、したがって免除とするための検討は慎重に行うべきである。そこで、契約保証金を免除するためには、いかなる具体的事実が存在し、それが上記条項に該当しているのかについて十分調査をし、その検討経緯(結果)については書面として残しておくべきである。

第3款 意見

意見はない。

第47節 知事公舎等植栽管理業務委託

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、知事公舎等の植栽管理を業務委託する請負契約である。

2 契約の目的

知事公舎等敷地内に繁茂する植栽を管理し、良好な環境と美観の維持向上を図ることを目的として締結されている。

作業は、知事公舎、副知事公舎など合計7公舎において行われ、植栽に対して、施肥、剪定を行うとともに、敷地内の害虫駆除を行うこととされている。

3 契約の変更

契約変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

一般競争入札である。

2 入札保証金

財務規則107条1項2号を根拠に免除されている。

3 入札参加資格

入札参加資格は以下のとおりである。①自治令167条の4の規定に該当しない者であること、②物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、委託においてA又はBの等級に格付けされている者であること、③この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと、④この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと、⑤電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること、⑥千葉県内に本店を有すること。

4 入札者の人数

入札者数は、13者である。入札者の内1者が辞退、6者が最低制限価格により失格している。

5 相手方

落札者は、市原市内の株式会社である。

6 下請負

下請負はない。

第3 契約金額

1 代金額

200万円、消費税及び地方消費税が16万円、合計216万円である。

2 予定価格

267万2430円である。

この予定価格は公園・緑地の維持管理と積算及び平成28年度公共工事設計労

務単価（国土交通省）をもとに総務部管財課主事が設計している。

3 落札率

落札率は、80.80%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

書式は、契約条項が記載された「契約書」に、別紙として、19条の条項が記載された書面、「知事公舎等植栽管理業務委託仕様書」、「談合等及び暴力団等排除条項に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」がともに綴られている。

2 契約書の記載内容

契約書には、業務委託の名称、履行期間、業務委託料、契約保証金が記載されている。契約の具体的内容は、知事公舎等植栽管理業務委託仕様書により定められている。仕様書では、業務の実施、業務の報告、作業範囲などが記載されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は、財務規則99条2項3号により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

相手方から、県に対し、平成30年3月31日、業務完了報告書が提出されている。

(2) 監督及び確認の方法

知事公舎等植栽管理業務委託仕様書において、相手方が業務を行い、これを完了した後速やかに、実施結果を県に報告することとされ、これに従い、報告がなされている。

第6 契約事務の進行

平成29年1月10日 執行伺・決裁

知事公舎等植栽管理業務委託を一般競争入札に付する

1月13日 執行伺・決裁

公告

3月6日 執行伺

一般競争入札参加資格確認申請書提出者

3月16日 開札（予定価格267万2430円、最低制限価格

213万7944円)

平成29年4月 1日 業務委託契約締結
平成30年3月31日 業務完了報告書
4月10日 請求書
支出伝票あり

第2款 指摘

第1 契約保証金

- 1 県は、財務規則99条2項3号を根拠に契約保証金を免除としている。同号は、「過去二年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」として、過去の実績から、契約保証金を免除するものである。
- 2 しかしながら、提出された一件記録上、契約の相手方の過去の実績についての資料は不見当であった。加えて、一般競争入札参加資格確認申請書を参照したところ、同申請書には「(4) 同種の実績」の記載欄があるが、何ら記載は認められなかった。
- 3 したがって、同種の実績の有無の確認がなされているか記録上不明である。また、99条2項3号は、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」として、現在の履行能力についての要件を課しているが、係る要件についても調査がなされていない。契約保証金は損害が発生した場合にこれを担保するという重要な性質を持つものであることから、検討過程については慎重に判断し、報告書を作成すべきである。

第3款 意見

第1 決裁書面の記載について

執行伺いについて、年月日の記入がなく、一般競争入札参加者の人数が13者であるのに7者で決裁されているものがあり、正確な記載が望まれる。

第48節 本庁舎外エレベータ保守点検業務委託

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、千葉県庁に所在するエレベータの保守点検業務を委託する準委任契約である。

2 契約の目的

千葉県庁には本庁舎9台、中庁舎6台、議会棟3台、南庁舎2台、南庁舎別館2台、立体駐車場1台の計23台のエレベータが存在し、エレベータの機能維持を図るためには定期的な保守点検を必要とするところ、平成29年度において、かかる保守点検をフルメンテナンス方式で行うものである

3 契約の変更

契約変更はない。

第2 契約方式

1 契約方法の種類

一般競争入札である。

2 入札保証金

入札保証金は、免除されている。

3 入札参加資格

入札参加資格は、これを要約すれば、①自治令167条の4の規定に該当しない者であること、②千葉県物品等入札参加資格（委託）においてA等級に格付けされている者であること、③公告の日から開札の日までの間に、入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと、④公告の日から開札の日までの間に指名停止を受けていない者、⑤電子入札システムによる場合は、電子認証を取得していること、⑥千葉県内に本店又は営業所を有すること、⑦建築士、昇降機検査資格者等の資格保持者を配置することである。

4 入札者の人数

2者

5 相手方

建築物管理業等を事業内容とする株式会社であり、本店所在地は、東京である。同社の資本金は50億円、売上高は3300億円以上、従業員は1万人弱である。

6 下請負

下請負はない。

第3 契約金額

1 報酬額

報酬額は、2700万円（うち消費税200万円）である。

2 予定価格

予定価格は、3664万8720円（うち消費税271万4720円）である。

3 落札率

73. 7%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

本節の契約書の書式は、契約条項が記載された「業務委託契約書」に、別紙として「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」及び「本庁舎外エレベータ保守点検業務委託仕様書」が綴られている。

2 契約書の記載内容

- (1) 前文が置かれているが、その記述は、契約書名の下に、箇条書きにて、委託業務の名称、履行期間、業務委託料、契約保証金の免除が記載され、上記委託業務について契約を締結する旨が記載されて、次いで、日付が記載され、当事者の記名押印がなされている。
- (2) 条項は19条からなり、業務の内容については、仕様書によるものとされている他、再委託等の禁止、履行確認の方法、業務委託料の支払方法（月払で、受託者が各月の業務完了後に業務完了報告書を提出し、県が10日以内に検査を行い、合格後に受託者が支払請求し、県が支払請求後30日以内に支払う）などが規定されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項3号を理由に免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

本節の契約事務については、受託者から、点検の都度日報を、月1回業務完了報告書が提出され、その日報及び業務完了報告書を確認して、それに基づき検査調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

検査調書において、監督及び確認の方法の記載はなく、担当課によると、上記のとおり、日報及び業務完了報告書を確認する方法で行っているとのことである。

第6 契約事務の進行

本節の契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成28年12月20日 設計書作成

12月28日 執行伺いを起案

平成29年 1月 4日 同決裁

平成29年1月18日 入札公告
2月15日 入札執行
2月15日 開札・落札者決定
4月 1日 契約締結伺いを起案
4月 1日 同決裁
4月 1日 契約締結
4月 1日 業務責任者選任通知書受理

第2款 指摘

第1 契約保証金の免除

- 1 本節の契約においては、財務規則99条2項3号を理由として契約保証金が免除とされている。そして、同号は、その要件として、「①（自治令167条の5及び167条の11）に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、②その者が過去二年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、③契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」とされている。この点、県からの回答によると、同号該当性の判断については、直近の2年度における同様の契約を履行した際に誠実に履行されているかといった履行実績、及び「物品等入札参加業者適格者名簿」に登載・格付時の担当課による経営状況等の確認により、それ以上の調査は行っていないとのことである。前者は②について、後者は①について、要件該当性を判断する事情にあたると思われる。
- 2 しかし、自治令167条の16、財務規則99条の規定ぶりからすると、契約保証金を免除することはあくまでも例外的な扱いであることは明らかであり、免除とするための検討は慎重に行うべきである。更に、財務規則99条2項3号は、①の入札参加資格の保有や、②過去の契約の履行状況に加えて、③「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めていることからすると、①②のチェックのみでなく、別個独立の要件として、契約締結時における契約履行能力も要求しているものである。
- 3 したがって、契約保証金を免除するためには、県は、①②のチェックのみでなく、それら以外の事情も総合的に考慮し、必要があれば、追加の調査も行った上で、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無について慎重に判断すべきである。また、契約保証金を免除する際には、その検討経緯及び結果については、後日の検証にも耐えられるよう、可能な限り資料とともに書面で残しておくべきである。

第3款 意見

意見はない。

第49節 千葉県庁本庁舎外産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本契約は、千葉県庁舎から排出される産業廃棄物の収集運搬及び処分を委託する準委任契約である。

2 契約の目的

本庁舎から排出される産業廃棄物の処分を目的とする契約であり、金属くず、混合物、廃プラスチック、発泡スチロール及びガラス陶磁器くずの各種ごとに1立方メートルごとの単価を定める単価契約となっている。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

本節の契約方法は、一般競争入札である。

2 入札保証金

入札保証金は免除されている（財務規則107条1項ただし書）。

3 入札参加資格

入札参加資格として、以下の資格が定められている。

- (1) 自治令167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、委託においてA又はBの等級に格付けされている者であること。
- (3) 入札公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 入札公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証を取得していること。
- (6) 千葉県内に本店又は営業所を有すること
- (7) 産業廃棄物搬出場所及び搬入場所における産業廃棄物収集運搬業許可証（金属くず、木くず、廃プラスチック及びガラス陶磁器くず）を有すること。

4 入札者の人数

平成29年度の入札者は3者である。過去4年間の入札者数は、平成25年度が5者、平成26年度が4者、平成27年度が5者、平成28年度が4者である。

5 相手方

相手方は、千葉県千葉市に所在し、産業廃棄物の収集、運搬、処分等を業とする特例有限会社である。

6 下請負

下請負は使用されていない。

第3 契約金額

1 報酬額

産業廃棄物の種類ごとに1立方メートルあたりの契約単価が定められており、金属くずが0円（消費税込み）、混合物（金属・木・プラスチック）が6480円（消費税込み）、廃プラスチックが4320円（消費税込み）、発泡スチロールが1080円（消費税込み）、ガラス陶磁器くずが2160円（消費税込み）であり、予定数量に基づいて算定される報酬額は59万4000円（消費税込み）である。

2 予定価格

予定価格は119万8800円（消費税込み）である。

3 落札率

落札率は49.50%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書本体のほか、処理物、産業廃棄物の集積場の場所、処理方法、処理日、作業時間等が記載された仕様書及び談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項が別紙として添付されている。

2 契約書の記載内容

収集運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類並びに種類ごとの年間予定数量及び収集・運搬処理単価、相手方に処分を委託された産業廃棄物の最終処分場などの委託内容が規定されているほか、適正処理に必要な情報の提供、契約当事者の責任範囲、再委託の禁止、業務終了報告の方法、機密保持、契約解除等に関する条項が定められている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は財務規則 99 条 2 項 3 号により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

検査調書が作成されている。その記載内容は、「下記の契約について平成〇年〇月〇日に検査した結果、履行を確認しました。」との文言とともに、業務委託名、契約数量、契約金額、契約年月日、検査場所、履行期限、履行年月日、請負者（契約相手方）、検査立会人の氏名が記載されているのみである。

(2) 監督及び確認の方法

相手方が集積場所から産業廃棄物を集積する際に職員が立ち会い、提示されたマニフェスト（産業廃棄物管理票）の記載内容を確認している。また、業務終了報告書に代えてマニフェストの提出を受けることにより、産業廃棄物の収集運搬及び処分の状況を確認している。

第 6 契約事務の進行

平成 29 年	4 月	6 日	一般競争入札の実施につき執行伺い
		4 月 20 日	決裁
		4 月 26 日	入札公告
		5 月 18 日	開札
		5 月 18 日	契約締結に係る執行伺い
		5 月 24 日	契約締結の決裁
		5 月 24 日	契約締結

第 2 款 指摘

第 1 契約保証金の免除

- 1 本節の契約については、財務規則 99 条 2 項 3 号の規定により契約保証金の納付が免除されている。同号は、契約保証金免除の要件として、「(前略) その者が過去二年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」と規定しているが、財務規則が契約保証金の免除が例外的な扱いとされていることからして、免除の要件は慎重に判断するべきである。特に、「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる」か否かについては、現在の相手方の規模や財務状況等を調査検討する必要があるが、この点について十分な資料の収集と検討がなされているものとは認められなかった。契約保証金の免除については、相手方の規模や財務状況等を確認できる資料を収集し、その上で免除の要件を満た

すかどうかを慎重に審査すべきである。

- 2 また、契約保証金の免除の審査にあたり、財務規則 99 条 2 項 3 号の要件について審査したことを確認できる記録も作成されていないため、契約保証金の免除審査にあたっていかなる資料に基づき、いかなる判断をしたのか等を記録しておくべきである。

第2 契約書（不当な条項の削除）

本契約の契約書第4条3項に、契約当事者の責任範囲に関する規定として、「乙（注：受注者）が、第1項の業務（注：廃棄物の運搬処分）の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲（注：県）において賠償し、乙に負担させない。」という条項が定められている。受注者による廃棄物の処理過程において、受注者に過失がなく受注者又は第三者に損害が発生したという場合に、県が当然に受注者又は第三者に対し当該損害を賠償すべき義務を負うとは言えないし、また、負うべきであるともいえないため、かかる条項を定める必要はない。また、当該条項を字義どおりに解釈すると、受注者及び県以外の第三者の過失によって受注者又は第三者が損害を被った場合にも、県に賠償義務が生じるかのようにも読めるため、県が本来負担する必要のない損害賠償義務を負担することとなる可能性も否定しえない。そのため、当該条項は削除すべきである。

第3 履行の監督及び確認

1 検査調書

契約相手による履行確認に関する記録としては検査調書のみが作成されているが、その記載事項は実質的に「履行を確認した」旨の形式的事項のみであり、何をどのように確認したのかが不明である。検査調書以外に、履行の確認をしたこと、履行確認の方法や内容がわかる報告書を作成すべきである。

2 履行確認の方法

本契約の契約条項においては、相手方からの業務終了報告書の提出に代えて、マニフェストのB2票及びD票を提出することで足りるとされており、本契約の履行確認としてはB2票及びD票のみ提出を受けている。しかしながら、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）12条7項は、産業廃棄物の排出事業者が、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合に、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならないと定めていることから、最終処分まで

適正に行われたかどうかを確認すべきである。そして、排出事業者が、産業廃棄物の運搬・処分を委託するにあたり、マニフェストを交付した場合、交付の日から180日以内に最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストE票の送付を受けないときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、環境省令で定めるところにより、適切な措置を講じなければならないとされている(廃掃法12条の3第8項、同法施行規則8条の28第2号)のであるから、相手方からは、B2票及びD票にとどまらず、最終処分が完了したことを確認するためのE票の提出も求めるべきであり、その旨を契約書上も明記すべきである。

第3款 意見

意見はない。

第50節 OAいす(管財課)

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、OAいす(事務いす)の売買契約である。

2 契約の目的

本庁各課の共通備品であるOAいすを一括で調達することにより、契約額の安価及び事務の軽減を図るものである。

3 契約の変更

契約変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方法は、一般競争入札である。

2 入札保証金

財務規則107条2項により免除されている。

3 入札参加資格

「中小企業者に対する県の官公需契約の方針」により県内中小業者の受注機会の増加を図るため、「千葉県内に本店を有する者」との地域要件が定められている。

4 入札者の人数

3者である。

5 相手方

契約の相手方は、OA機器・事務用品の販売等を事業内容とする株式会社であり、本店所在地は我孫子市である。

- 6 下請負
なし。

第3 契約金額

- 1 代金額

契約額（単価契約）について、OAいす課長・副参事用は1脚当たりの本体価格2万1300円（税込2万3004円）、主事～副課長用は1脚当たりの本体価格1万70円（税込1万875.6円）。

代金額は本体価格242万4130円（税込261万8060円）である。

- 2 予定価格

予定価格は311万1000円（税込335万9880円）である。財務規則110条2項に基づき、業者から取得した参考見積りによっている。

- 3 落札率

75%である。

第4 契約書

- 1 契約書の書式

単価契約書は全12条である。

- 2 契約書の記載内容

受託者の業務の具体的内容は、契約書に次のとおり定められている。

- (1) 品名

OAいす（管財課）

- (2) 納入場所

千葉県庁南庁舎別館3階管財課倉庫

- (3) 契約期間

平成29年7月4日から平成30年3月30日まで

- (4) 検査期日

納入の都度検査を行う。

- (5) 対価支払期日

検査を終了し、納入者から適法な支払請求書を受領した日から30日以内

第5 履行の確保

- 1 契約保証金

財務規則 99 条 2 項 3 号により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

業務の履行ごとに、県は検査をし、検査調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

検査調書において、監督及び確認の方法の記載はない。

第 6 契約事務の進行

本節の契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成 29 年 7 月 4 日 本契約が締結され、契約書が取り交わされた。

7 月 27 日 県が発注書を相手方に F A X 送信することと併せて口頭でも伝えることにより発注を行った（1 回目）。

7 月 27 日 相手方からいすが納入された。

7 月 27 日 県が履行を確認し、検査調書を作成した。

7 月 27 日 相手方から請求書が提出された。

8 月 24 日 支払がなされた（期限内）。

第 2 款 指摘

第 1 発注方法

5 回に分けて県から相手方にいすが発注され、1 回目から 3 回目までは発注書を相手方に F A X 送信することと併せて口頭でも伝えていたが、3 回目までの発注に対して履行が適正になされたことから、4 回目及び 5 回目の発注は、速やかな履行を図るため、発注書によらず電話のみによってなされている。

このように発注を口頭のみによって行った場合、言い間違いや聞き間違いが生じ、品目違いや数量違い等の誤発注が発生するおそれがあることから、発注書等の書面による発注を行うべきである。

第 2 契約保証金の免除

県は、上述のとおり、財務規則 99 条 2 項 3 号を根拠に本契約の契約保証金を免除しているが、同号適用の理由について、受注者は過去 2 年間に千葉県と同種の契約を締結し誠実に履行していることから、契約を履行しないこととなるおそれがないと判断した。

しかし、財務規則 99 条 2 項 3 号は、入札参加資格の保有や過去の契約の履行状況に加えて、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めており、契約締結時における相手方の財務状況等、契約履行

能力があることも必要としている。

よって、県は、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無についても具体的に調査を行うべきである。

第3款 意見

第1 予定価格

主事～副課長用のOAいすについて、平成29年の落札業者の提出した参考見積りにおいては1万7100円（税別）であり、平成28年の開札結果の平均である、1万1355円（税別）及び当該落札業者の入札価格1万574円（税別）と大きく乖離していた。このように、県が同一業者から徴取した参考見積りと当該業者の入札価格が大きく乖離しており、参考見積りの妥当性に疑義があると言わざるを得ない状況にあった。にもかかわらず、その理由を確認することなく、予定価格を平成29年度の参考見積り1万7100円の8割の、1万3680円と設定している。

参考見積りの妥当性に疑義がある場合、その提出者に見積り金額の理由を確認することを要望する。

第51節 平成30年度自動車税納税通知書等作成及び封入封かん業務

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、平成30年度自動車税納税通知書等作成及び封入封かん業務の請負契約である。

2 契約の目的

自動車税納税通知書及び督促状の作成及び封入封かんについて、数量が膨大であり職員のみでの作業では対応不可能であるため、外部に委託するものである。

3 契約の変更

枚数の変更による契約金額の変更がなされている。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方法は、一般競争入札である。

2 入札保証金

財務規則107条2項により免除されている。

3 入札参加資格

- (1) 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること
 - (2) 調達案件と同等の契約を履行した実績があること
 - (3) コンビニエンスストア収納用バーコードGS1-128の印字ができるプリンタを2台以上保有している等、印字事故の発生時に迅速な代替作業が可能な体制を整えていること
 - (4) 検知装置を備えた高速封入封かん機を2台以上保有しており、封入封かん事故の発生時に迅速な代替作業が可能な体制を整えていること
 - (5) 自動車税納税通知書等の作成及び封入封かんを行う場所は、職員が公共交通機関を利用して、千葉県自動車税事務所から2時間以内に到達することができる範囲内にあること
 - (6) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与の認定を受けていること
- 4 入札者の人数
4者である。
 - 5 相手方
印刷・製本等を事業内容とする株式会社であり、本店所在地は大阪府である。同社の資本金は約34億円、平成29年度の売上高は約330億円、従業員は約800人である。
 - 6 下請負
なし。

第3 契約金額

1 代金額

当初の契約額は本体価格3443万7000円（税込3719万1960円）である。そして、契約変更後の契約額は、本体価格3472万円（税込3749万7600円）である。

2 予定価格

3506万8709円（税込3787万4206円）である。財務規則110条2項に基づき、参考見積等を参考に県が独自に積算したものである。

3 落札率

98.2%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

業務委託契約書は全23条である。

約款が別紙として、業務委託契約書と一体として綴じられている。

2 契約書の記載内容

受託者の業務の具体的内容は、契約書に次のとおり定められている。

(1) 納税通知書の部

- ア 用紙等作成、印字・封入封かんテスト、定期賦課（リハーサル）
- イ 大口一括課税処理、定期課税処理、随時処理
- ウ 随時処理、課税保留分処理

(2) 督促状の部

- ア 用紙等作成、印字・封入封かんテスト
- イ 督促状発付
- ウ 随時督促状発付

契約締結日は平成29年12月11日であり、履行期限は平成30年12月28日である。債務負担行為により2年度にわたる契約である。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項3号により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

業務の履行後、県は検査をし、検査調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

検査調書において、監督及び履行の方法の記載はない。

第6 契約事務の進行

本節の契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成30年3月22日 用紙等作成、印字・封入封かんテストの定期賦課（リハーサル）の履行が完了し、同日に業務完了報告書が提出された。

県が当該検査を行い、検査調書を作成した。

4月25日 督促状の用紙等作成、印字・封入封かんテストの履行が完了し、業務完了報告書が提出された。

4月27日 県が当該検査を行い、検査調書を作成した。

6月5日 枚数の増加を理由に変更契約が締結され、業務委託料が30万5640円（税込）増額されている。

第2款 指摘

第1 予定価格

平成29年8月に当業務委託の仕様を策定し、これと並行して、平成28年度の受託業者（平成29年度の受託業者と同一）から参考見積を徴し、それを参考として各単価を決定し、各項目で数量を掛け予定価格の積算を行っている。

予定価格の積算に当たって、入札参加者のうち1者のみから取得した参考見積を参考として各単価を設定した場合、見積の妥当性を検証することが困難である。

そこで、予定価格の積算に当たって参考見積を徴する場合は、入札者以外も含む複数者から取得することにより、予定価格の妥当性を検証するべきである。

第2 契約保証金の免除

県は、上述のとおり、財務規則99条2項3号を根拠に本契約の契約保証金を免除しているが、同号適用の理由について、受注者は過去2年以上当所の同案件を受注し誠実に履行していたため、それをもって同号の要件に該当すると判断している。

しかし、財務規則99条2項3号は、入札参加資格の保有や過去の契約の履行状況に加えて、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めており、契約締結時における相手方の財務状況等、契約履行能力があることも必要としている。

よって、県は、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無についても検討を行うべきである。

第3款 意見

意見はない。

第52節 多目的ホールAV機器保守点検業務委託

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本件は、千葉市中央区に所在する千葉県文書館6階の多目的ホールに存在するAV機器（プロジェクターやDVDレコーダー、デジタルミキサーなど10数台の機器が存在する）の保守点検及び緊急に対処すべき事項が発生した場合の措置などの業務を委託する準委任契約である。

2 契約の目的

目的は当該AV機器の保守点検等であり、点検は、原則として年2回、千葉県

文書館の閉館日を利用して行われていて、平成29年度は、平成29年5月31日及び平成29年11月30日に実施されている。

点検においては、対象機器の個々の稼働状況をチェックすると共に、機器全体の動作状況の確認を行っており、また、定期点検によって点検結果が正常と判断された機器についても、その後不具合が生じた際には、千葉県文書館が再点検を依頼できることになっている。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

一般競争入札である。

なお、本件業務は、平成25年度までは随意契約によって受託業者を決定していたが、平成26年度からは一般競争入札を行っている。

2 入札保証金

財務規則107条1項2号により免除されている。

3 入札参加資格

入札に参加することができる資格として、以下の資格が定められている。

- (1) 自治令167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、委託においてA、B又はCの等級に格付けされている者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。
- (6) 過去3年以内に国及び都道府県、市町村等地方公共団体と同種の契約を締結した実績があること。
- (7) 千葉県内に本社、支社又は営業所を有すること。

4 入札者の人数

入札者は2者である。

5 相手方

契約の相手方は千葉市内に本社を有し、電気設備の点検、整備、設計及び施工、

防災機器及び機材の販売及び斡旋、修理などを主な業とする株式会社である。

6 下請負

下請負はない。

第3 契約金額

1 報酬額

契約金額は、25万9200円（税込）であり、定期点検1回当たりの点検単価は12万9600円（税込）となっている。

2 予定価格

予定価格は90万4462円（税込）である。

3 落札率

落札率は28.66%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

「業務委託契約書」の名称である。

業務委託契約書は、契約条項が記載された「契約書」に、別紙として、「多目的ホールAV機器保守点検業務委託仕様書」、「談合等暴力団等排除に係る契約解除及び損害賠償に関する特約条項」がともに綴られている。

2 契約書の記載内容

前文が置かれているが、その記述は、まず、箇条書きにて、委託業務の名称、履行期間、業務委託料、契約保証金の免除が記載され、上記委託業務について契約を締結する旨が記載されている。

条項は20条からなり、業務の内容については、別冊仕様書に基づくものとされている他、履行確認の方法、業務委託料の支払方法などが規定されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項3号により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

財務規則100条2項により、検査調書の作成を省略している。

(2) 監督及び確認の方法

ア 年2回の点検日（平成29年度は5月と11月）に、受託業者が千葉県文書館の閉館日に点検を実施する。千葉県文書館の職員は、点検の冒頭に立ち会う

と共に、点検終了時に点検結果の説明を受けるとのことであり、担当課の説明によれば、点検終了時の立会では、職員が受託業者から各点検項目の結果について動作確認等と合わせて口頭で説明を受け、その際の疑問点については職員が納得するまで受託業者に更なる説明を求めているとのことであるが、点検内容や結果について県の側で何らの書類も作成していないことから、これらを確認することができる書類はない。

イ 受託業者から千葉県文書館に対し、検査時の口頭説明の内容を文書化した点検報告書が、5月点検実施分については6月上旬に、11月点検実施分については12月上旬に提出され、担当課によれば、点検報告書の内容と口頭説明の内容が合致することの確認を行っているとのことである。

第6 契約事務の進行

平成29年2月15日 入札実施等について、執行伺いを起案

2月15日 同決裁

2月20日 一般競争入札の公告実施

3月 8日 入札参加資格の確認申請を行った業者（2者）に対して、一般競争入札参加資格確認結果確認通知書送付

3月16日 開札が行われ、2者が参加した入札の結果、相手方が落札者に決定。

4月 1日 契約締結伺い起案

4月 1日 同決裁・業務委託契約締結

第2款 指摘

第1 契約書

契約書1条は、「乙は、別冊「仕様書」に基づき、日本国の法令を遵守し、頭書の業務委託料（以下、「業務委託料」という。）をもって頭書の履行期間内において善良に業務を実施しなければならない」と規定されている。

しかしながら、添付されている別冊の名称は、「多目的ホールAV機器保守点検業務委託仕様書」となっており、契約書に記載されている「仕様書」と異なった名称となっている。このような状況では、後に仕様書の差し替えも可能となってしまう、契約書の正当性に疑義を生じる状況ともなりかねないことから、担当課は、契約書で定める「仕様書」については、別冊においても同じ名称を使用するなどして、仕様書の特定が確実にできるようにすべきである。

第2 契約書の記載事項

- 1 本件委託業務の範囲は、担当課によれば、「AV機器の保守点検及び緊急に対処すべき事項が発生した場合の措置」とのことである。
- 2 しかしながら、本件の契約書は、前述のように、業務の内容については別冊仕様書に基づくとされている（契約書1条）ところ、仕様書には、年2回の定期点検及び必要が生じた場合の再点検についての要領が記載されているのみで、「日常の保守業務」及び「緊急に対処すべき事項が発生した場合の措置（故障が生じた場合の修理業務を含むものと思われる）」については、仕様書上は何ら規定されていない。この点、仕様書第5条には、「再点検」の規定があり、「点検結果が正常と判定された機器について、次の点検時期までに不具合が生じた場合において、再度点検の要請があった場合は速やかに実施すること」と規定されているが、この規定では相手方は「再点検」までの義務しか負わず、日常の保守業務や故障の際の修理業務まで委託内容に含むということは文言上無理がある。
- 3 また、契約書15条1項では、「臨機の措置」のタイトルで、「甲は乙に対して緊急に対処すべき事項が発生した場合は所要の措置をとることを命ずることができる。この場合において、乙はそのとった措置について遅滞なく、甲に報告しなければならない。」と規定されており、この規定を、「故障が生じた場合の修理業務に関する規定」と読むことは可能なようにも思われる。しかしながら、同条は、「緊急に対処すべき事項が発生したとき」と限定されていることから、すべての修理業務が含まれるかどうか疑問がある。また、契約書1条で、「仕様書に基づいて業務を実施すること」が明記されていることからすれば、仕様書に定められていない分野の業務（保守業務や修理業務）については、そもそも「緊急に対処すべき事項」といえないのではないかという疑問も残る。
- 4 よって、現状の契約書の規定では、保守業務や修理業務について、業務内容に含まれていないと解釈されるおそれがあると言わざるを得ない。

担当課は、相手方との無用の紛争を避けるためにも、仕様書に「日常の保守業務」及び「緊急に対処すべき事項が発生した場合の措置」について明記し、契約書の記載を疑義のないものとすべきである。

第3 契約保証金の免除

- 1 本件委託業務においては、財務規則99条2項3号に基づき、契約保証金が免除されている。

財務規則99条2項3号は、自治令167条の5及び167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が、①過去2年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくす

る契約を数回以上にわたって締結し、②これらをすべて誠実に履行し、かつ、③契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき、には、例外的に契約保証金の免除が認められることを定めている。この点について担当課は、①②は「ちば電子調達システム」を用いた資格照会等で過去の契約実績や指名停止の有無などを精査することで要件を満たしていることを確認し、③の要件についても、物品等入札参加業者適格者名簿は、登録審査時に財務諸表等を提出することから、この名簿に登載されていることを確認したことで③の要件を満たしたと判断している。財務規則99条の規定ぶりからすると、契約保証金を免除することはあくまでも例外的な取扱いであることは明らかであるから、免除要件該当性の検討は、慎重に行われなければならない、また、その検討過程及び検討結果は、後日の検証が可能な状態で記録される必要があるといえる。この点、確かに①と②の要件は、過去の実績の確認であることから、「ちば電子調達システム」による審査で十分に確認が可能である。

2 しかしながら、③の要件は、契約相手の現在の経営状況に基づき判断されなければならないところ、県の物品等入札参加業者適格者名簿に登載されていることを確認するだけでは不十分である。すなわち、県の物品等入札参加業者適格者名簿の登載者は、名簿ごとにA等級からC等級まで格付けをされているが、この格付けは、例えば「委託業務」に関しては製造（販売）実績高に50点、自己資本額に10点、生産設備の額に10点、常勤職員数に10点、流動比率に15点、営業年数に5点がそれぞれ配点され、各項目において、製造（販売）実績高の項目であれば、「75億円以上」に50点（満点）、「15億円以上75億円未満」に45点、と項目別に付与される点数の基準をあらかじめ設定して評価し、その他の項目（国際規格等の取得状況や障害者雇用状況などを評価）に配点された10点とあわせて110点中70点以上をA等級、40点以上70点未満をB等級、40点未満をC等級と格付けするものである。これを見ても分かるように、評価点が40点未満の者でもC等級の業者として名簿登載される可能性がある上、この項目別の配点は、企業規模に重点が置かれている一方、一般的に企業の現在の経営状況を現すと考えられる「流動比率」の配点はわずか15点しかなく、企業規模が大きく、高い評価を獲得できる場合には、流動比率における評価点がゼロ点であってもA等級を獲得できる仕組みとなっている。

3 これらの事実からすれば、県が物品等入札参加業者適格者名簿の審査時に財務諸表の提出を求めているとしても、契約の相手方が物品等入札参加業者適格者名簿に登載されているという事実だけでは、「契約を履行しないこととなるおそれがない」と認めることはできず、現在の経営状況に関する他の資料等を併せて、判断がなされなければならない。

- 4 また、本件委託業務において、担当課では、契約保証金免除に関する要件該当性の検討過程及びその結果について、何らの書面も作成されていない。契約保証金を免除する際には、免除要件該当性の判断の際に、十分な資料を基にした慎重な判断を行うとともに、その検討経緯及び結果については、後日の検証にも耐えられるよう、可能な限り資料とともに書面で残しておくべきである。

第3款 意見

第1 予定価格の積算方法

- 1 本件が一般競争入札となった平成26年度以降の予定価格と契約金額、落札率の推移は以下のとおりであり、契約金額に対して、予定価格が著しく高額な状態が続いている（落札率が著しく低い状態が続いている）。

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
予定価格(税込)	907,510	907,509	907,337	904,462
契約金額(税込)	336,960	319,680	456,840	259,200
落札率	37.13%	35.23%	50.35%	28.66%

- 2 本件における予定価格の積算方法は、点検対象の機器ごとに点検単価を設定し、設定された点検単価に機器の台数と点検回数を掛けて点検費用の合計額を算出した上で、それぞれ点検費用合計額の10%の直接経費、技術料、管理費を加えて算出している。そして、点検単価を算出するための根拠となる資料等が不明であったことから、千葉県文書館に説明を求めたところ、「点検項目ごとに、過去の積算を参考に点検単価を算出しています」との説明であった。
- 3 しかしながら、上記方法で積算された予定価格は、いずれも契約金額に比して著しく高額な状態が続いており、合理的な予定価格の設定により適正な契約価格を担保するという予定価格の本来の機能を果たせていないと言わざるを得ない。
- 特に、平成26年度から平成28年度までの実績からしても、契約金額が予定価格の35%から50%程度の金額で推移していることを踏まえれば、従前の積算方法や点検単価について、何らかの大幅な点検・検討をすべきであることは明らかであり、特段このような検討をすることなく、「過去の積算を参考に」前年度と同額程度の予定価格の決定となったことには疑問を有する。
- 4 千葉県文書館は、市場の実態を反映した適切な価格の範囲内で最も経済的な調達をするために、適正かつ合理的な価格を積算する努力を怠るべきではなく、積算方式や点検単価の算出方法を見直すことが望ましい。

第2 履行の確認

- 1 履行確認の方法について、千葉県文書館の説明によれば、千葉県文書館の職員は、各定期点検の開始時と終了時に立会いをするのみで、点検中は立会いを行っていないとのことである。

また、点検終了時に職員が受託業者から口頭で各点検項目について点検結果の説明を受けるものの、その内容を文書化することはなく、後日受託業者から提出される点検報告書を確認することで検査に代えているようであり、検査調書の作成もなされていない。

- 2 確かに、本件は契約金額が100万円を超えない契約であり、財務規則100条2項により、検査調書の作成を省略できる場合に該当する契約ではある。

しかしながら、業務委託契約書11条2項には、千葉県文書館は、受託業者から業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に検査を行うものとされ、同12条では、当該検査に合格することを条件に、受託業者に業務委託料の請求権が発生すると定められているなど、履行確認及び検査は、業務委託料支払いの前提とされるべき重要な業務である。

- 3 とすれば、財務規則100条第2項に該当するかどうかにかかわらず、検査の具体的内容及びその結果に関する報告書等を作成するなどして、点検内容及び相手方の履行状況が後日確認できるようすることが望ましい。

第5 3 節 千葉県印旛合同庁舎で使用する電力

第1 款 契約事務の内容

第1 契約の概要

- 1 契約の種類

本契約は、印旛合同庁舎で使用する電力に関する電力供給契約である。

- 2 契約目的

本契約は、印旛合同庁舎で使用する電力の供給を受けることを目的とするものであり、経費節減のために、平成26年度から一般競争入札を実施し、小売電力事業者と電力需給契約を締結している。

- 3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

- 1 契約方法の種類

本節の契約方法は、一般競争入札である。

- 2 入札保証金

入札保証金は免除されている（財務規則107条1項ただし書）。

3 入札参加資格

入札参加資格として、以下の資格が定められている。

- (1) 自治令167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書提出時において千葉県における物品等入札参加業者適格者名簿に登載されているもののうち、物品においてAの等級に格付けされている者であること。
- (3) 入札公告の日から開札の日までの間に物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 入札公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証を取得していること。
- (6) 電気事業法2条1項3号に規定する小売電気事業の登録を受けていること。（みなし小売電気事業者も含む。）

4 入札者の人数

平成29年度の入札者は3者である。ただし、入札参加資格の確認を受けながら入札しなかった者が1者ある。なお、過去4年間の入札者数は、平成25年が0者、平成26年度が2者、平成27年度が2者、平成28年度が0者である。ただし、平成25年度に入札辞退者が1者、平成28年度に入札辞退者と未入札者が各1者ある。

5 相手方

相手方は、東京都品川区に本社を置き、発電及び電力の供給等を業とする株式会社である。

6 下請負の有無

下請負は使用されていない。

第3 契約金額

1 代金額

平成29年度の基本料金単価（k wあたり）は892.50円（消費税込み）、電力量料金単価（k w hあたり）は7月から9月の期間を除く期間が16.08円（消費税込み）、7月から9月が17.22円（消費税込み）であり、予定使用電力量に基づいて算出される代金額は1207万2780円（消費税込み）である。なお、平成29年度中の本契約に基づく実際の支出額は1149万2795

円（消費税込み）であった。

2 予定価格

予定価格は1448万7249円（消費税込み）である。

3 落札率

落札率は83.33%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書本体のほか、規格及び仕様等を記載した仕様書と談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項が添付されている。

2 契約書の記載内容

契約書の条項は22条からなり、債権譲渡の禁止、再委託等の禁止、計量及び検査、料金の算定期間、電気料金の計算方法、支払期日、基本料金単価の改定、電力量料金単価の改定、燃料費調整単価の改定、契約の解除、違約金、機密保持、裁判管轄等にかかる条項などが規定されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は財務規則99条2項3号により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

月ごとに契約の履行を確認した後、検査調書が作成されているが、検査調書の記載内容は、「下記の契約について平成〇年〇月〇日に検査した結果、履行を確認しました。」との文言の下に、使用電力量や使用料金その他契約の概要が記載されているのみである。

(2) 監督及び確認の方法

閉庁日を除く毎日午前9時に電力計の検針を行っており、これと翌月に相手方から提出される料金計算書との照合を行い、履行を確認している。

第6 契約事務の進行

平成28年12月15日 一般競争入札の実施にかかる執行伺い

12月19日 上記決裁

12月27日 入札公告

平成29年 2月 8日 開札

4月 1日 契約締結の執行伺い、決裁、契約締結

第2款 指摘

第1 契約書 - 条項の定め方

本契約の契約書13条1項に「当該地域のみなし小売電気事業者が、電気受給契約の変更等により、電力量料金単価を改定した場合（当該地域のみなし小売電気事業者が燃料費調整分を電力量料金単価に反映させる改定をしたことにより、一時的に燃料費調整が行われなくなる場合を含む）、乙の供給する電力の電力量料金単価についても、当該地域のみなし小売電気事業者の料金改定期日と同一期日をもって、同様の改定を行うものとする。」との条項が定められているが、本条項における「同様の改定」との文言は不明確である。例えば、みなし小売電力事業者が、電力量料金単価を20円/kwhから22円/kwhに改定した場合に、本契約における電力量料金単価は、①kwhあたり2円の値上げ、②10%の値上げの2通りの解釈が可能となってしまう。県は、①の趣旨で規定しているとのことであるが、そうであれば、その趣旨が明確になるように文言を改めるべきである。

第2 契約保証金の免除

- 1 本節の契約については、財務規則99条2項3号の規定により契約保証金の納付が免除されている。同号は、契約保証金免除の要件として、「(前略) その者が過去二年間に県、国(公社及び公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」と規定しているが、財務規則が契約保証金の免除が例外的な扱いとされていることからして、免除の要件は慎重に判断すべきである。特に、「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる」か否かについては、現在の相手方の規模や財務状況等を調査検討する必要があるが、この点について十分な資料の収集と検討がなされているものとは認められなかった。契約保証金の免除については、相手方の規模や財務状況等を確認できる資料を収集し、その上で免除の要件を満たすかどうかを慎重に審査すべきである。
- 2 また、本契約の契約保証金の免除審査に関しては、本契約の相手方が過去に他の地方自治体等と同種の契約を締結した際の契約書の写しが記録に編綴されているが、「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる」要件について、どのような資料を参照し、どのような判断をしたのかについての記録が作成されておらず、上記資料以外にどのような資料に基づいてどのような判断をしたのかを確認することができない。そのため、契約保証金の免除の審査に際しては、どのような資料に基づき、どのような判断を行ったのか記録しておくべきである。

第3 履行の確保

契約相手による履行確認に関する記録としては検査調書のみが作成されているが、その記載事項は実質的に「履行を確認した」旨の形式的事項のみであり、何をどのように確認したのかが不明である。相手方による履行の確認を行った記録として、検査調書以外に、履行の確認をしたこと及び履行確認の方法や内容等を記載した報告書を作成すべきである。

第3款 意見

意見はない。

第54節 千葉県香取合同庁舎総合管理業務委託

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本契約は、香取合同庁舎の総合管理業務（清掃業務、電気・機械設備等の保守業務及び害虫防除等の衛生環境確保業務等）を委託する準委任契約である。

2 契約の目的

県内の他の合同庁舎では、委託業務の種別ごとに契約を締結している例もあるが、香取合同庁舎では、平成29年11月6日の新合同庁舎移転に伴い、建物、設備等の機能を適切に管理するため、各種業務を含む総合管理業務として契約を委託する方式をとるようになった。県によれば、こうした一括契約の場合、個別契約と比べておおよそ1割程度の委託料の軽減が見込まれるとのことである。また、受託者が1者となることで、契約事務の簡素化が図れるとともに、建物管理が一元化され、業者への指示伝達や業者自体の業務の効率化が図れるなどの利点も期待されている。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

一般競争入札である。

2 入札保証金

財務規則107条1項2号により免除されている。

3 入札参加資格

- (1) 自治令167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、委託においてAの等級に格付けされている者であること。
- (3) 公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）12条の2第1項1号又は8号の千葉県知事（千葉市長、船橋市長及び柏市長を含む。）の登録を受けていること。
- (7) 清掃業務については、平成26年4月1日以降において、12か月以上継続して、2500平方メートル以上の面積の清掃業務契約を元請けとして締結し、当該業務を履行した実績を有すること。
- (8) 電気・機械設備等保守管理業務については、平成26年4月1日以降において、12か月以上継続して、2500平方メートル以上の面積の電気・機械設備等保守管理業務契約を元請けとして締結し、当該業務を履行した実績を有すること。
- (9) 千葉県内に本店があること。
- (10) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律7条1項による建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けているものがある者であること。

4 入札者の人数

入札者は、3者である。なお、本入札の実施に当たり、県は入札参加者数の見込みを特に立てていない。

5 相手方

相手方は、柏市に本店を置く資本金1000万円の有限会社であり、清掃事業及び設備管理・点検事業等を事業内容としている。

6 下請負

なし。

第3 契約金額

1 報酬額

報酬額は、829万4400円（消費税込み）である。

2 予定価格

予定価格は、965万595円（消費税込み）である。当該予定価格は、国土

交通省作成の積算要領等に基づき、取引の実例価格を算定して決定されている。

3 落札率

落札率は、85.9%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書本紙のほか、別紙として、「仕様書」並びに「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」が綴じられている。

2 契約書の記載内容

- (1) 契約書の条項は、全26条である。
- (2) 契約期間は、平成29年10月1日から平成30年3月31日までである。
- (3) 委託業務の具体的内容は、契約書別紙の仕様書に次のとおり定められている。

ア 提出書類

受託者は、業務の実施に先立ち、「業務責任者選任通知書」及び実施体制、全体工程等必要な事項を総合的にまとめた「業務計画書」を作成し、県の承認を得なければならない。また、受託者は、業務計画書とともに、従事者の保有資格を証する書類の写しや受託者との雇用関係を証する書類等を添付した「従事者名簿」を県に提出しなければならない。さらに、受託者は、業務計画書に基づく作業を実施するときは、実施日時・内容・手順・範囲・責任者名・担当者名及び安全管理等を具体的に定めた「作業計画書」を作成して、作業開始の2週間前までに県に提出し承認を得なければならない。

イ 業務の実施

受託者は、自社の社員をもって業務を行うものとし、誠実かつ善良な管理者の注意義務をもって業務を行わなければならない。なお、受託者が行うべき業務の具体的内容については、仕様書の別紙に各業務基準が定められている。

ウ 業務の報告

受託者は、県の定める報告書（「清掃業務作業日報」、「設備日誌」）により、原則として翌日の午前10時までに、各業務の実施結果を県に報告しなければならない。また、受託者は、定期又は随時に行った業務については、業務完了後速やかに実施結果を「作業完了届」にて報告しなければならない。受託者は、前記各報告の内容を基に、「業務完了報告書」を、月ごとに作成して県に提出しなければならない。

エ 業務の確認

県は、受託者から前記の報告を受けたときは、速やかに履行状況を確認するとともに、必要に応じて現地調査を行う。現地調査の結果、県が仕様書の内容

を満たさない履行状況であると判断した場合には、受託者は県の指示に従い速やかに改善をしなければならない。

オ 委託料の支払

県は、受託者から業務完了報告書を受領したときは、10日以内に業務内容についての検査を行う。受託者は、検査に合格したときは、県に対して委託料の支払を請求し、県は支払請求があった日から30日以内に支払う。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は、財務規則99条2項3号により免除されている。同号適用の理由を所管課に確認したところ、本契約の相手方は、過去2年間において県の他機関と同様の契約を締結した実績があり、かつ、適正に履行されている（契約違反等による指名停止措置等を受けていない。）ことから、同号に該当すると判断したとの回答を得た。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

相手方は、平成29年10月2日、本契約の履行に着手し、以後、平成30年3月31日までの間、作業を実施した日ごとに、清掃業務作業日報及び設備日誌を提出し、月ごとに業務完了報告書を提出している。

県は、上記報告書を受領した後、履行を確認した旨の検査調書を作成し、相手方の支払請求を受けて、期限内に委託料を支払っている。なお、平成29年10月分の業務について、県は平成29年10月31日に検査を行っているが、検査調書の作成日付はそれから1か月以上経過した12月6日となっている。県によれば、このように検査調書の作成が遅延した理由は、平成29年11月6日の香取合同庁舎の移転に伴い、業務が多忙を極めたためとのことである。

(2) 監督及び確認の方法

県が作成する検査調書には、「下記の契約について平成〇年〇月〇日に検査した結果、履行を確認しました。」との文言が記載され、その下には、「契約品名又は業務名」、「契約数量」、「契約金額」、「契約年月日」、「検査場所」、「履行期限」、「履行年月日」、「納入者又は請負人」、「検査立会人職氏名」及び「摘要」の記載欄があり、それぞれ記載がなされている。ただし、検査の具体的方法は、検査調書からは明らかではない。

第6 契約事務の進行

平成29年 9月15日 契約締結

平成29年 9月26日 業務責任者選任通知書、業務計画書及び従事者名簿等を受理

平成29年10月2日～平成30年 3月31日 清掃業務作業日報及び設備日誌を受理（作業実施日ごと）作業完了届を受理、これらの報告に基づき、業務完了報告書も受理（月ごと）業務完了報告書を受理した後、検査を行い、委託料を支払

第2款 指摘

第1 契約保証金の免除

- 1 財務規則99条2項3号は、自治令167条の5及び167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、「その者が過去二年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる」と規定している。
- 2 この点、県は、前述のとおり、財務規則99条2項3号を根拠に本契約の契約保証金を免除しているが、同号適用の理由について、「本契約の相手方は、過去2年間において県その他機関と同様の契約を締結した実績があり、かつ、適正に履行されている（契約違反等による指名停止措置等を受けていない。）ことから、同号に該当すると判断した。」としており、それ以上の調査は行っていない。

しかし、財務規則99条2項3号は、入札参加資格の保有や過去の契約の履行状況に加えて、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めており、契約締結時において相手方に契約履行能力があることも必要としている。

よって、県は、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無についても調査を行うべきである。

第3款 意見

第1 契約書

本契約の履行期間は、契約書上、「平成29年10月1日から平成30年3月31日まで」とされている。もっとも、平成29年10月1日は日曜日であり、香取合同庁舎の開庁日に当たる。そのため、相手方が実際に業務の履行を開始したのは、翌2日以降である。

履行開始日に疑義が生じることがないように、本契約のように開庁日に業務を予定していない契約では、契約書上、履行開始日は開庁日（本件では平成29年

10月2日)とすることが望ましい。

第2 履行の確認

担当課は、受託業者からの業務完了報告書の提出を受けて、毎月、当該月の履行状況を確認した後、その都度検査調書を作成している。しかしながら、検査調書には、いずれも、「下記の契約について平成〇年〇月〇日検査した結果、履行を確認しました」と記載されているのみで、誰が、どのような資料を用い、どのような手順で履行確認がなされたかについての記載は一切なされていない。検査調書の作成が求められているのは、委託業者によって適正に業務の履行がなされたことを、県が確認したことを証する意味があるのであるから、単に作成するだけでは足りず、後日検証可能なように作成する必要があることはいうまでもない。担当課は、検査調書の外に、履行の確認をした者、確認の方法、用いた資料等、履行の確認を具体的に記述した報告書を作成することが望ましい。

第2章 指名競争入札

第55節 千葉県海匠合同庁舎清掃業務委託

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本契約は、千葉県海匠合同庁舎の清掃業務を委託する準委任契約である。

2 契約の目的

県は県内各合同庁舎（県の出先機関の事務所が設けられる庁舎）の清掃業務を外部委託しており、その一環として本契約が締結されている。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

指名競争入札である。

2 契約方法の選択理由

県は、地元業者の育成と円滑な連絡調整を図る観点から、海匠地域及びその隣接地域（香取及び山武）に事業所を有し、物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている10者を選定して、指名競争入札を実施している。本契約の予定価格

は500万円未満であり、指名競争入札を選択したことは、県の「物品・委託等に係る指名競争入札の実施要領」に抵触しない。

なお、県は、平成30年度においても本契約と同様の契約を締結しているが、競争性を確保するため、発注方法の見直しを行い、一般競争入札を実施している。

3 入札保証金

財務規則107条1項2号により免除されている。

4 入札者の人数

選定された10者のうち1者は辞退したため、入札者は9者である。

5 相手方

相手方は、香取市に本店を置く資本金1000万円の株式会社であり、ビル清掃管理及び建物保守管理等を事業内容とする。

6 下請負

なし。

第3 契約金額

1 報酬額

報酬額（業務委託料）は、193万4928円（消費税込み）である。

2 予定価格

予定価格は、211万4640円（消費税込み）である。当該予定価格は、各種積算資料に基づき、取引の実例価格を算定し、履行の難易、履行期間の長短等を考慮して決定されている。

3 落札率

落札率は、91.5%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書本紙のほか、別紙として、「仕様書」並びに「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」が綴じられている。

2 契約書の記載内容

(1) 契約書は、全20条である。

(2) 契約期間は、平成29年4月3日から平成30年3月31日までである。

(3) 委託業務の具体的内容は、契約書別紙の仕様書に次のとおり定められている。

ア 提出書類

受託者は、業務の実施に先立ち、「業務責任者選任通知書」及び実施体制、全体工程等必要な事項を総合的にまとめた「業務計画書」を作成し、県の承認を

得なければならない。また、受託者は、業務計画書とともに、従事者の保有資格を証する書類の写しや受託者との雇用関係を証する書類等を添付した「従事者名簿」を県に提出しなければならない。さらに、受託者は、業務計画書に基づく作業を実施するときは、実施日時・内容・手順・範囲・責任者名・担当者名及び安全管理等を具体的に定めた「作業計画書」を作成して、作業開始の2週間前までに県に提出し承認を得なければならない。

イ 業務の実施

受託者は、自社の社員をもって業務を行うものとし、誠実かつ善良な管理者の注意義務をもって業務を行わなければならない。なお、受託者が行うべき清掃の具体的内容については、仕様書に定められている。

ウ 業務の報告

受託者は、県の定める報告書（「清掃業務作業日報」）により、原則として翌日の午前9時までに、各業務の実施結果を県に報告しなければならない。また、受託者は、前記報告の内容を基に、「業務完了報告書」を、月ごとに作成して県に提出しなければならない。

エ 業務の確認

県は、受託者から前記の報告を受けたときは、速やかに履行状況を確認するとともに、必要に応じて現地調査を行う。現地調査の結果、県が仕様書の内容を満たさない履行状況であると判断した場合には、受託者は県の指示に従い速やかに改善をしなければならない。

オ 業務委託料の支払

県は、受託者から業務完了報告書を受領したときは、10日以内に業務内容についての検査を行う。受託者は、検査に合格したときは、県に対して業務委託料の支払を請求し、県は支払請求があった日から30日以内に支払う。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は、免除されている。免除の根拠規定が契約書に明記されていないため、担当課に照会したところ、財務規則99条2項3号を根拠としているとの回答を得た。担当課によれば、同規定を適用した理由は、落札業者の過去2年間の県施設との清掃委託業務の契約実績を調査した結果、同号を充たすと判断したためとのことであった。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

相手方は、平成29年4月3日、本契約の履行に着手し、以後、業務を実施し

た日ごとに清掃業務作業日報を提出している。また、所定の作業を実施した日には作業完了届を提出し、月ごとに業務完了報告書を提出している。県は、同報告書を受理した後、履行を確認した旨の検査調書を作成し、相手方の支払請求を受けて、期限内に業務委託料を支払っている。

(2) 監督及び確認の方法

県が作成する検査調書には、「下記の契約について平成〇年〇月〇日に検査した結果、履行を確認しました。」との文言が記載され、その下には、「契約品名又は業務名」、「清掃作業内容」、「契約金額」、「契約年月日」、「検査場所」、「履行期限」、「履行年月日」、「納入者又は請負人」、「検査立会人職氏名」及び「摘要」の記載欄があり、それぞれ記載がなされている。ただし、検査の具体的方法は、検査調書からは明らかではない。

第6 契約事務の進行

平成29年4月3日	契約締結	業務責任者選任通知書、業務計画書及び従事者名簿等を受理
平成29年4月～ 平成30年3月		清掃業務作業日報を受理（業務実施日ごと）作業完了届を受理（作業実施日ごと）これらの報告に基づき、業務完了報告書を受理（月ごと）県は、相手方から業務完了報告書を受理した後、所定の期間内に検査を行い、業務委託料の支払を行っている。

第2款 指摘

第1 契約保証金の免除

- 1 財務規則99条2項3号は、自治令167条の5及び167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、「その者が過去二年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができると規定している。この点、県は、前述のとおり、財務規則99条2項3号を根拠に本契約の契約保証金を免除しているが、同号適用の理由について、「落札業者の過去2年間の県施設との清掃委託業務の契約実績を調査した結果、同号を充たすと判断したため。」としており、それ以上の調査は行っていない。
- 2 しかし、財務規則99条2項3号は、入札参加資格の保有や過去の契約の履行状況に加えて、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められると

き。」との要件も定めており、契約締結時において相手方に契約履行能力があることも必要としている。よって、県は、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無についても調査を行うべきである。

第3款 意見

第1 契約書—違約金規定

財務規則は、受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあり、県が履行期間の延長を承認したときは、履行期間の最終日の翌日から履行した日までの日数につき、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律8条1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の違約金が発生すると定める（財務規則120条1項）。しかし、本契約の契約書には、このような場合の違約金の定めが規定されていない。

よって、受託者の責任を明確にするため、受託者に履行遅滞があった場合の違約金に関する規定を本契約書上に定めるのが望ましい。

第2 履行の確認

担当課は、受託業者からの業務完了報告書の提出を受けて、毎月、当該月の履行状況を確認した後、その都度検査調書を作成している。しかしながら、検査調書には、いずれも、「下記の契約について平成〇年〇月〇日検査した結果、履行を確認しました」と記載されているのみで、誰が、どのような資料を用い、どのような手順で履行確認がなされたかについての記載は一切なされていない。検査調書の作成が求められているのは、委託業者によって適正に業務の履行がなされたことを、県が確認したことを証する意味があるのであるから、単に作成するだけでは足りず、後日検証可能なように作成する必要があることはいうまでもない。担当課は、検査調書の外に、履行の確認をした者、確認の方法、用いた資料等、履行の確認を具体的に記述した報告書を作成することが望ましい。

第3章 随意契約

第56節 平成30年2月定例千葉県議会議案及び予算に関する説明書

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

平成30年2月定例千葉県議会において議場等に配布する議案及び予算に関する説明書の印刷および製本の請負契約である。

2 契約の目的

要する数量は710部である。

3 契約の変更

頁数の確定後に積算見積が変更されている。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方式は、随意契約である。

2 契約方法の選択理由

根拠法令は自治令167条の2第1項2号であり、「その性質又は目的が競争入札に適しない」契約にあたることにある。

県はその理由として、①書式・作成方法を熟知している業者でなければならないこと、②休日・深夜におよぶ厳しい校正条件に耐えられる業者であること、また、納期を確実に守れる業者でなければならないこと、③機密保持を要するため、専用の校正室を用意できる業者でなければならないこと、④性質上突発的な修正が必要になることもあるため、その際に迅速かつ正確に対応できる業者でなければならないこと、の4点を理由としている。

3 相手方

相手方は、東京都内の印刷業等を業とする資本金1000万円の株式会社である。

4 下請負

下請負はない。

5 見積合わせ

見積書は、契約の相手方からのみ徴取している（財務規則116条の2第1項ただし書）。

第3 契約金額

1 代金額

当初の契約価格は596万7237円（税込）であるが、その後に、588万7490円（税込）に変更された。

2 予定価格

予定価格は635万8250円（税込）である。

その内訳は、①議案（平成30年度予算）106万0047円、②議案70万

8933円、③予算に関する説明書411万8289円に消費税率を乗じたものである。

3 予定価格と契約金額との比率

予定価格と契約金額との比率は93%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

(1) 契約書は表題部及び13条の条項からなる。

(2) その他に、個人情報取扱特記事項・談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項が添付されている。

(3) 平成30年2月5日付変更契約書

契約金額を596万7237円（うち消費税42万2017円）から588万7490円（うち消費税額43万6110円）に変更するものである。

2 契約書の記載内容

契約の内容は以下のとおりである。

(1) 納入場所：千葉県総務部財政課

(2) 検査期日：納入通知を受けてから10日以内

(3) 対価支払期日：検査を終了し、納入者から適法な支払請求書を受理した日から30日以内。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は免除されている（財務規則99条2項6号）。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

検査調書は作成されている。

(2) 監督及び確認の方法

本件は平成30年2月9日に納品され、県はこれを受けて同日に検査を実施し、検査調書を作成した上で、同年2月26日付で代金を支払っている。

第6 契約事務の進行

平成29年12月21日 「平成30年度定例千葉県議会議案及び予算に関する説明書の印刷及び製本の執行について」起案

12月22日 同決裁・施行

12月25日 見積書作成 596万7237円

議案（平成30年度予算）710部（146頁）
議案710部（88頁）予算に関する説明書710部（552頁）として算出。

平成29年12月27日 支出負担行為伝票起票

平成30年 1月 4日 契約締結

1月31日 頁数の確定による積算見積変更

1月31日 見積書作成～受領 588万7490円

議案（平成30年度予算）710部（140頁）・
議案710部（88頁）・予算に関する説明書710部（546頁）として算出。

2月 2日 支出負担行為減額伝票 △7万9747円

2月 5日 変更契約書作成

2月 9日 納品書に基づき納入

2月 9日 検査調書作成

2月13日 請求書作成～受領

2月14日 支出伝票起票

第2款 指摘

指摘はない。

第3款 意見

第1 随意契約選択の理由

契約の相手方が随意契約の理由となる上記第1款第2記載の条件①～④を満たしているのかの検討が、それまでの実績の内容を除いてなされていない。契約年ごとに契約の相手方が上記条件を満たしているかの検討結果を記載し、また他に条件を満たす業者が存在しないかの調査をするのが望ましい。遅くとも平成26年度より契約が同一者との間で継続しているが、ほかに条件を満たし、かつ現在より安価な業者の調査をしなければ、このまま安易に随意契約が同一業者と継続してなされることになってしまい問題であり、随意契約の相手方として適当な業者が、現在の契約相手以外に存在するかどうかの検討をするのが望ましい。

第2 履行の確認

検査を行っただけの記載にとどまり、検査の内容が記録上不明である。後日検証可能なように冊数の確認や落丁・乱丁等の瑕疵の有無についていついかなる検査を行ったのかを詳細に記録するのが望ましい。

第57節 税トータルシステムOCR機器等賃貸借

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

税トータルシステムOCR機器等賃貸借に係る再リース契約である。

2 契約の目的

- (1) OCR (Optical Character Recognition/Reader、オーシーアール、光学的文字認識) とは、手書きや印刷された文字を、イメージスキャナやデジタルカメラによって読みとり、コンピュータが利用できるデジタルの文字コードに変換する技術である。本契約は、「千葉県税トータルシステム」の稼働に必要な「OCR機器等」の調達およびシステム環境構築・保守等を行う契約である。
- (2) なお、調達する「OCR機器等」は「千葉県税トータルシステム」に関して、各県税事務所等においてシステム端末兼税務業務端末として利用されるものである。
- (3) リース期間は1年間である。

3 契約の変更

契約変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方式は、随意契約である。

2 契約方法の選択理由

根拠法令は自治令167条の2第1項2号であり、「その性質又は目的が競争入札に適しない」契約にあたることにある。県はその理由として、「税トータルシステムOCR機器等について、現在使用している機器等は、今後も継続的な使用に耐えうる状態であるところから、賃貸借費用の大きな削減を図るため、機器等を引きつづき賃貸借することが適当と思料される。当該機器等は千葉県の税トータルシステムに合わせて仕様変更されてきた経緯があり、機器等の専門的知識を有し、賃貸借等に付随する運用支援及び保守作業を迅速かつ適切に行えるのは現行の賃貸借契約業者に限られる。」としている。

3 相手方

相手方は、東京都内の各種動産の総合リース、賃貸借及び割賦等を業とする資本金15億2000万円、社員数約250名の株式会社である。

4 下請負

下請負はない。

5 見積合わせ

見積書は、契約の相手方からのみ徴取している（財務規則116条の2第1項ただし書）。

第3 契約金額

1 代金額

契約価格は2252万7720円（税込）である。各月ごとに作業状況及びSLA達成状況報告書およびそれに対する検査調書を作成し、月額187万7310円（税込）を支払う。

2 予定価格

予定価格は2257万1460円（税込）である。

3 予定価格と契約金額の比率

予定価格と契約金額の比率は99.8%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書は表題部及び42条の条項からなる。

その他に、データ保護及び管理に関する特記仕様書、個人情報取扱特記事項、特定個人情報等取扱特記事項、賃貸借費用減額算定表、サービスレベル協定特記仕様書、談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項、税トータルシステムOCR機器等調達仕様書が合綴されている。

2 契約書の記載内容

契約の内容は以下のとおりである。

- (1) 品名および数量：税トータルシステムOCR機器等賃貸借 一式
（別紙「調達仕様書」のとおり）
- (2) 設置場所：千葉県知事の指定する場所
- (3) 契約期間：平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は免除されている（財務規則99条2項6号）。

2 履行の監督及び確認

- (1) 検査調書
検査調書は作成されている。
- (2) 監督及び確認の方法

本件は各月ごとに作業状況及びS L A達成状況報告書が提出され、県はこれを受けて同日に検査を実施し、検査調書を作成した上で、毎月187万7310円を支払っている。

第6 契約事務の進行

平成29年4月1日 「税トータルシステムOCR機器等賃貸借に係る再リースの執行について」と題する書面・見積書依頼案・賃貸借契約書案の起案・決裁・施行

4月1日 見積書作成 2252万7720円

4月1日 支出負担行為伝票作成

4月1日 契約

以下、各月ごとに、作業状況及びS L A達成状況報告書、検査調書、請求書187万7310円、支出伝票が作成されている。

第2款 指摘

指摘はない。

第3款 意見

第1 予定価格

予定価格は2257万1460円であったところ、積算の根拠となる見積りは項目のみであった。見積りの根拠となる資料を付するなど、後の検証に耐えうるようさらに具体的にすることが望ましい。

第58節 軽油引取税に係る犯則調査のため採取した石油製品の分析業務委託について

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、軽油引取税の犯則調査として差押え又は領置した物件（石油製品を）の分析業務を委託する準委任契約である。

2 契約の目的

- (1) 軽油引取税の犯則調査とは、軽油引取税の脱税、若しくは知事の承認が必要な石油製品に係る行為についてその承認を受けずに行う等、地方税法の罰則規定に該当する行為の嫌疑がある場合に、これを調査することをいう。県の徴税吏員は、

その調査のために必要があるときは、裁判所の許可状を得て不正軽油の疑いがある石油製品を差押え（地方税法 22 条の 4）又は嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件を領置することができる（同条の 3）。なお、本節の契約締結当時は、地方税法の改正前であり、同法で準用されていた国税犯則取締法 2 条に基づいて差押えを行っている。

(2) 本節の契約は、この手続で差押えた石油製品を分析し、軽油引取税の犯則嫌疑について調査することを目的とする。

3 契約の変更

本節の契約は、変更がない。

第 2 契約方法

1 契約方法の種類

本節の契約方法は、随意契約である。

2 契約方法の選択理由

県が本節の契約方法として随意契約を選んだ法的根拠とするところは、自治令 167 条の 2 第 1 項 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」である。

3 相手方

本節の契約の相手方は、「揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下「揮発油等品質確保法」という。）」17 条の 13 に規定による登録分析機関である（以下「本節分析機関」という。）であり、分析業務を行う部署は、同機関の分析センターである。なお、揮発油等品質確保法に基づく登録分析機関（以下「登録分析機関」という。）は、本節分析機関の外 2 団体がある。

4 下請負

本節の契約には、下請負はない。

5 見積合わせ

本節の契約は、見積合わせをしていない。

第 3 契約金額

1 報酬額

石油製品分析業務の報酬額は、98 万 7 0 0 0 円及びこれに対する消費税 7 万 8 9 6 0 円の合計 1 0 6 万 5 9 6 0 円である。これは、差押えた石油製品 1 4 検体の分析業務の報酬であり、1 検体当たりの報酬は、7 万 6 1 4 0 円（税込み）である。

2 予定価格

予定価格は、1検体当たりで作成してあるが、7万6140円（税込み）である。

3 落札率

本節の落札率は、100%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

本節の契約事務の簿冊には、契約書に次いで、分析業務を委託する書式を記載した書面が綴られ、その後に特約条項が記載された書面が綴られている。これらの書面と契約書は、ホチキス止めした上で袋綴じされ、表紙と裏面にそれぞれ割印がなされている。

2 契約書の記載内容

本節の契約は、分析業務の対象とする検体の単価と委託業務を定め、秘密保持、目的外使用の禁止、権利義務の譲渡禁止、再委託の禁止等を定め、談合等の不正行為を理由とする解除、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反を理由とする解除を定めている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

本節の契約では、契約保証金が免除されている。

契約保証金の免除の根拠規定は、財務規則99条2項3号である。

2 履行の監督及び確認

相手方から県に対し、平成29年9月10日から平成29年10月4日まで、14検体の分析につき、順次、試験報告書が提出されている。県は、これを受けて、その都度、試験報告書を確認して、履行を確認したことを記述した検査調書を作成している。

第6 契約事務の進行

本節の契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成28年10月19日 犯則に係る情報を匿名者の通報により入手

平成29年 9月 7日 臨検・捜索・差押許可状交付の請求

9月 7日 臨検・捜索・差押許可状交付

9月10日 犯則調査として石油製品差押え（採取）

9月12日 相手方から見積書徴取

9月25日 契約締結伺い

支出負担行為起票
支出負担行為（契約締結）決裁
業務委託契約締結

平成29年 9月26日 検体の持込み、分析依頼
10月11日 履行確認 検査調書作成
請求書受理 支出伝票作成
10月23日 出納局登録
10月25日 支払

第2款 指摘

第1 随意契約の選択

1 随意契約を選択した理由は、以下のとおりである。

①分析の検査結果の信用性を確保するために、登録分析機関に委託する必要がある。②登録分析機関は、全国に3機関あるが、そのうちの本件契約の相手方機関以外の2機関は、犯則嫌疑につき刑事裁判になった場合に証人となることが困難であるとのことであった。③相手方機関は、関東で同種の委託業務を遂行していて、実績・経験が豊富である。④差押えた物件（石油製品）は、犯則事件の証拠等になるため、直ちに分析する必要がある。

2 しかし、登録分析機関が全国で3機関しかないことが、石油製品の分析能力を持つ組織が外に存在しないことを意味しない。県は、①登録分析機関以外は、第三者機関としての立場が保たれない、②常時分析業務を受け入れる体制がとれていない、③研究機関の目的外業務であるという理由を示して、石油製品の分析業務に対応できる機関はないと断言する。しかし、これは調査に基づく理由とは認めがたい。

3 仮に、登録分析機関に委託するとしても、登録分析機関は3団体あるから、3団体を指名しての指名競争入札を行うことはできる。本節分析機関以外の2団体は、刑事裁判の証人となることを断ったとのことであるが、これを確認することができる記録は一切ない。登録分析機関は、揮発油等品質確保法に基づく登録機関であり、全国に3機関しかないこともあって、分析業務を担う者としての社会的使命感、責任感、職業倫理意識は強いと推測されることから、公益性が極めて高い軽油引取税犯則調査のための分析業務を断るとは思えない。仮に、そのような理由で他の2機関が入札しなければ、本節の分析機関が落札することになるため、指名競争入札をすることにつき、何ら支障はない。

4 そして、石油製品の成分が時間の経過によって変わるところがあるとすれば、差押え後に分析機関を探して契約を締結することは著しく不当であり、年度当初

に単価契約を締結して調査の必要性に備えておくべきであり、それが最も迅速に対応することができる契約方法である。ちなみに、平成30年度は、差押え前の内債時期に随意契約を締結している。

- 5 加えて、見積合わせはせず、予定価格は本節分析機関の見積額と同額であり、その金額が契約金額になっている。競争入札を行っていたら、契約金額がより低額になった可能性がある。
- 6 県は、入札公告すれば、犯罪嫌疑者に調査を予測されるおそれがあると反論するが、税務課は軽油引取税の犯則調査を任務の一つとして、不正軽油の分析調査をする態勢を整えることは当然のことであるから、入札公告によって調査を予測されることはない。県は、調査を免れる方法が複数あると説明するが、それらの方法は、いずれも公告との因果関係はあり得ない。公告によって新たに不正軽油の調査を免れる方策を立てることはできないし、そもそも、入札公告は、不正軽油を抑止する効果が期待できるのであるから、入札公告は、むしろ望ましい。
- 7 本節の分析業務の委託が、自治令167条の2第1項2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に当たるとは解しがたい。
- 8 よって、以下のとおり指摘する。
 - (1) 指名競争入札を行うべきである。県は、入札者が2者以上になる可能性は低く、入札の成立は困難であると説明する。しかし、それは実際に行った結果に基づく説明ではない。また、県は、結果として入札者が1者の場合、物品・委託等に係る指名競争入札の実施要項に「入札者が1者である場合は、特別な事情がない限り入札をとりやめるものとする。」との定めがあることを理由として、本節分析機関との随意契約をするしかないと説明するが、特別な理由があるといえるし、本節分析機関しか入札しないと決めつけることも理解しがたい。
 - (2) 指名することができる分析機関を増やすために、分析登録機関以外の分析能力を持つ諸団体の情報を収集し、県の入札登録業者名簿への登録申請を誘引すべきである。これは、軽油引取税の犯則調査を適正に行うための準備行為であり、特定業者の優遇にはあたらない、むしろ、これをせずに、特定の業者が見積もった価格で随意契約を締結することは、特定業者の優遇である。
 - (3) 年度末までに、次年度の分析業務委託の単価契約を締結すべきである。単価は、契約締結時の事情で決定し、分析を委託する時点までに価格が変動する可能性があるのであれば、これに対応する条項を定めることができし、そして業務の内容に照らし、また契約期間が1年度であることを考慮すれば、報酬額が大きく変動する可能性も少ないため、単価契約の締結が困難とは認められない。

第2 見積合わせ

- 1 本節の契約は、随意契約であるから、原則として二人以上の者から見積書を徴ししなければならない（財務規則116条の2第1項）。
- 2 しかるに、本節の契約事務では、同項ただし書の「契約の目的又は性質により相手方が特定される等見積書を徴しがたいときは、見積書を徴さないことができる。」を適用して二人以上の者から見積書を徴取していない。
- 3 しかし、「相手方が特定される」とは「競争入札に適しない」という意味であるところ、本節の分析業務がこれに該当しないことは、第1款の第1で詳述したとおりである。しかも、財務規則116条の2第1項ただし書は、「徴さないことができる。」とするだけであって、徴しないことにすると規定しているのではない。随意契約において見積合わせをすべきことを求める趣旨が、随意契約における代金額決定手続の適正性を確保するため、見積合わせによって競争による価格決定の要素を加味しようとするところにあると解されるのであるから、自治令167条の2第1項2号を適用する場合に他の業者から見積書を徴しないことは正しくない事務処理である。
- 4 よって、以下のとおり指摘する。
 - (1) 随意契約を選択する場合は、他の業者から見積書を徴すべきである。
 - (2) 自治令167条の2第1項2号を適用して随意契約を選択する場合も、他の業者から見積書を徴すべきであり、これを徴しようとしたができなかったときは、その事務処理報告書を作成し、随意契約選択につき決裁を得るときにこれを添付すべきである。

第3 予定価格

- 1 予定価格は、契約の相手方となろうとする者が提示する代金額が適正かどうかを判断する基準とする価格であり、競争入札においては、この予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者から契約の相手方を選ばなければならない（自治法234条3項）。随意契約においても、価格が適正であることが求められることは、地方自治体が締結する契約である以上当然のことである。それゆえ、財務規則117条は、予定価格に係る規定を随意契約に準用している。そして財務規則110条2項は、取引の実例価格、需給の動向、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して行うべきと規定している。ところが、本節の随意契約における予定価格は、相手方から提出された見積書や積算書に基づいて作成されているため、予定価格を決定する趣旨を逸脱した不当な価格である。
- 2 よって、以下のとおり指摘する。

予定価格の算定は、契約の相手方から提示された資料に基づいて作成すべきではなく、市場価格の調査又は第三者から入手した原価に関する資料に基づいて作

成すべきである。

第4 契約書

1 証人対応

- (1) 軽油引取税犯則事件が刑事裁判になった場合の石油製品分析について、分析者が法廷で証人として証言することは、本節の契約につき、随意契約を選択した理由であることから、本節の契約の目的達成に係る重要な義務であるところ、相手方にこれを課す条項がない。県は、証人を呼び出す者は裁判所であることを理由として、証人対応義務を定めることはできないと反論するが、県との関係でこれを義務とする合意は無効ではない。そして、法律が定める義務は、これを契約に取り込まねば、相手方のその履行を債権者として請求することはできないし、相手方がこれを履行しない場合に、損害賠償請求をし、契約を解除することが著しく困難になる。
- (2) よって、契約書には、裁判所から証人として呼び出しを受けたときはこれに必ずべき義務を相手方が負う旨の条項を定めるべきである。

2 検体と分析対象資料との同一性の確保

- (1) 押収する石油製品の押収場所、保管場所は異なることから、押収した検体と分析の対象とする資料の同一性が確保されることが必要である。これにつき、県の引渡しについては、検体番号を記して検体を引き渡すことが規定され、相手方が検体を分析した結果を記載した試験報告書には検体番号が記載されている。しかし、分析の過程で検体の取り違えが生じない方法で分析すべきことが規定されていない。その結果、試験報告書は、押収した石油製品と試験報告書に記載されている検体との同一性につき、証拠価値が低くなっている。
- (2) よって、契約書には、県が引渡した検体と相手方が分析した検体との同一性が確保される方法で分析業務を遂行させる条項を定めるべきである。

3 分析業務の報告

- (1) 相手方が法律に基づく分析機関であって信用性が高いとしても、それだけでは、分析結果の信用性は確保されない。その分析が行われたこと、これを行った者の氏名、肩書き、分析業務の資格、分析方法が適正な機器を用いて、適正な方法で遂行されたこと、その結果報告する分析結果が得られたことにつき、報告書で説明し、そしてその報告内容を裏付ける資料として、分析過程、検出された分析数値及び用いた機器等の写真、分析過程の写真、機器のカタログ、日本工業規格の資料等を添付させる必要がある。しかるに、本節の契約書には、この分析の履行方法、その報告の仕方についての規定がないし、報告の方法についても規定がない。その結果、相手方作成の試験報告書には、そのような記載がなく、その結果、検査が適正になされたことにつき、証拠価値が低くなっている。なお、係る報告

書を作成させておけば、これが書証となり、分析機関の証人対応の必要性はほとんどなくなるものとする。

- (2) よって、分析業務につき、相手方をして上記のような報告書の作成及び提出をさせるべきであり、この報告書作成義務を相手方に課す条項を定めるべきである。

4 委託する業務と分析業務との対応

- (1) 検体の委託についての書式は規定されているが、分析結果を報告する試験報告書の書式は規定されていない。その結果、業務委託契約書1条に記載されている分析事項と試験報告書に記載されている検査事項とは、双方を対照しての同一性の確認が困難である。業務委託契約書1条に記載されている分析事項が、相手方が行う実際の分析業務を正確に記述していないか、又は相手方において、委託された分析事項又は試験報告書が使用される目的についての認識が甘いためと推測される。
- (2) よって、試験報告書と業務を委託する書面の書式を改定し、契約書に定める委託業務との関係を明確にし、かつ検体の同一性を明確にすべきである。

5 委託する業務の特定

- (1) 委託する業務につき、その内容が前文に記載され、一連の業務である分析と報告が離れた条文中に記載されているため、委託する業務の特定が必ずしも明確ではない。
- (2) よって、今後作成する契約においては、相手方が負う債務を明確にするため、前文に記載してある業務の委託を条項に移し、分析事項を定める条項との関連性を明確にすべきである。

6 契約書全般

- (1) 業務委託契約書には、その外に、条項の整理、記述の仕方等、改善すべきところが幾つか散見される。
- (2) 契約書を全般的に見直し、適宜改定すべきである。

第3款 意見

第1 契約保証金の免除

- 1 本節の契約には、契約保証金が免除されている。契約保証金は、自治法234条の2第2項によって、相手方の債務不履行に対して支払わせることをあらかじめ定めた金員である。契約保証金の免除については、財務規則99条2項で免除できる場合を規定している。本節の契約については、その要件事実の調査がなされていない。本節の契約は、軽油引取税の犯則調査目的の契約であり、差押え後に契約保証金の免除要件を調査する暇がなかったことは認められ、相手方が揮発油等品質確保法による登録分析機関であることから、債務不履行の可能性は低い

と思われる。

- 2 よって、今後の契約締結に際しては、犯則調査前の準備の時点で契約保証金の免除の要件の調査をすべきであるが、本節の契約については、意見に止める。

第2 契約の交渉過程の文書化

本節の随意契約の締結過程をみると、平成29年9月12日に本節分析機関から見積書を徴取しているが、予定価格はその見積価格と同額であり、その金額で契約されているため、減額交渉をせずに漫然と相手方提示の見積価格で随意契約を締結したのではないかとの疑いを生ずる。担当者をして、目的を確実に達成し、有利な代金で委託するために交渉する意識を持たせるため、契約締結に至る交渉過程について文書で報告させることが望ましい。

第59節 書籍（「平成29年度地方税法令規通知篇」及び「平成29年発行地方税法総則逐条解説」）の売買契約締結について

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本契約は、県を買主、相手方を売主、「平成29年度地方税法令規通知篇」及び「平成29年発行地方税法総則逐条解説」を目的物とする売買契約である。

2 契約の目的

両書籍を購入し、税務課他16か所の県税事務所等へ納入させることをその目的及び内容とする。

3 契約の変更

契約変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方式は、随意契約である。

2 契約方法の選択理由

県が本節の契約の方法として随意契約を選択した法的根拠として示すところは、自治令第167条の2第1項2号である。これは、書籍が、再販売価格維持制度により定価で販売されていることから、契約の性質または目的が競争入札に適さないことを理由とする。

3 相手方

契約の相手方は、一般財団法人である。同協会は、自主的にして健全な地方行

政制度及び地方税財政制度の確立に寄与し、もって地方自治の発展に資することを目的に設立され、全国の47都道府県及び20政令都市を正会員とする団体である。その事業としては、地方税法や政省令の改正に関する書籍、広報資料などの発行や、講習会などを開催している。本節の契約の目的物も相手方が発行するものである。

相手方の選択については、当該書籍の発行者である一般財団法人が、必要部数を迅速に納入できること、送料が相手方負担であることから、相手方との間で契約を締結した。

4 下請負

なし。

5 見積合わせ

財務規則116条の2第1項ただし書に従い、見積書を省略している。

第3 契約金額

1 代金額

代金185万5649円、消費税14万8451円、合計200万4100円である。

2 予定価格

財務規則117条3号で予定価格を記載した書面を省略している。

3 予定価格と契約金額の比率

予定価格を設定していないため、判定できないものの、再販売価格維持制度のある書籍の売買契約であることから、特段の問題は生じない。

第4 契約書

1 契約書の書式

「契約書」に、「納入場所一覧」、「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」が一体となり綴られている。

2 契約書の記載内容

契約書には、①品名、②数量、③金額、④納入場所、⑤納入期限、⑥検査期日、⑦対価支払期日、⑧契約保証金が記載され、その後12条からなる条項が定められている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項6号の規定により免除されている

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

平成30年2月8日付で契約の概要が記載された、検査調書が作成されている。別紙として履行確認票が付され、同票には、契約の目的物が納入された各県税事務所等が、品名、納入数量、納入日を記載している。

(2) 監督及び確認の方法

相手方は、県に対し、平成30年2月1日付で納入通知を発し、県は、本節の契約の目的物を同月8日までに受領している。その上で、上記のとおり、各県税事務所などから履行確認票を徴収している。

第6 契約事務の進行

平成29年12月22日 発行のご案内

10月24日 課税事業者届出書

平成30年 1月 9日 委任状提出（相手方理事長から事務局長への委任）

1月19日 伺い

契約の相手方、契約方法、契約保証金、契約書、見積書、予定価格調書、予算支出科目、予算額、契約金額

1月29日 契約締結

2月 1日 納品書

2月 8日 検査調書

2月 9日 請求書

第2款 指摘

指摘はない。

第3款 意見

第1 契約書

契約書4条には、「検査の結果不合格となった物品は、甲が指定した期限内に乙はこれを持ち去らなければならない」などと規定されている。

そして、検査は、契約書において検査期日として定められているとおり、「納入通知を受けてから10日以内」に実施するとされている。

納入後、わずか10日間で、納品された約400冊全ての本を確認することは困難であり、結局、納入された冊数の有無や正しい目的物であるかの確認を行うことが限界となるものと考えられる。したがって、10日以内で「不合格」とな

る物を発見できる場合は考えがたい。そうすると、第5条の納入後に損傷などを発見した場合に交換できるとする規定をもってしても、10日以内に損傷などを発見した場合に対応可能であり、重複するので、不要な規定となるものと考えられる。無用な紛争を呼ばないためにも、契約書の記載は簡潔にすべきである。

第60節 千葉県自治体情報セキュリティクラウド運用保守業務委託

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、県と県内各市町村が共同して、セキュリティ対策の仕組みの運用保守業務を外部へ委託することを内容とする準委任契約である。

2 契約の目的

本節の契約は、①千葉県及び県内各市町村における必要なセキュリティレベルの確保・向上、②機器や運用の共同利用によるコスト減、③情報セキュリティ専門人材によるインシデントの早期発見と対処のために締結されたものである。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

契約方法は、公募型プロポーザルによる随意契約である。

公募型プロポーザルの具体的な審査結果の概要は、以下のとおりである。

ア 審査は、提出された提案書及び見積書をもとに評価を実施した。

イ 価格点200点、技術点800点とし、合計1000点満点で採点した。なお価格点については、「価格点の配点×(最低見積提案者の見積額/提案者の見積額)」で算出し、技術点については各審査委員の採点の平均とした。

ウ 公募型プロポーザルには、2者が応募し、上記採点基準に基づく採点の結果、点数が高かった者が委託先候補者として選定された。

2 契約方法の選択理由

根拠法令は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号とされている。

なお、本契約に関する事業は、県内全自治体が共同運用する事業であり、そのため県と県内全市町村で構成する千葉県電子自治体共同運営協議会（以下「運営協議会」という。）において検討を重ね、平成28年度の構築業務と次年度以降の5年間における運用保守業務を包括した公募型プロポーザルによって業者選定を

実施し、その結果下記業者が委託先候補者として選定されたものである。

この点、公募型プロポーザル方式を実施した理由としては、自治体情報セキュリティクラウドが、日本年金機構における個人情報流出事案を契機として全国で取り組むこととなった、県と市町村との協力による新たなセキュリティ対策の仕組みであり、これまでの実績に基づき仕様を定めて価格競争により事業者を決定する競争入札ではなく、民間事業者から提出された先進的・専門的な技術提案に基づき仕様を作成する方が、本業務の目的を達成し、優れた成果を期待できると判断したためである。

なお事業の対象はシステムの「構築」と「運用保守」であったが、本契約はそのうち構築後の運用保守のみを対象とした契約である。

3 相手方

相手方は、千葉市内に支店を有する、地域電気通信業務等を行っている株式会社である。

4 下請負

下請負はない。

5 見積合わせ

見積書は、相手方からのみ徴取している。もっとも本節の契約においては、財務規則116条の2第1項ただし書（見積書を徴さないことができる場合）に該当するものと思われる。

第3 契約金額

1 報酬額

報酬額は、3億506万9976円（うち消費税2259万7776円）である。

2 予定価格

前項の報酬額と同額である。かかる金額は、保守運用にかかる費用のうち、千葉県が30%、市町村が合わせて70%を負担する旨の合意が運営協議会でなされたことから、算出されたものである。

3 予定価格と契約金額との比率

100%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

本節の契約においては、契約条項の記載された契約書の他に、千葉県自治体情報セキュリティクラウド運用保守業務調達仕様書、データ保護及び管理に関する

特記仕様書、個人情報取扱特記事項、千葉県自治体情報セキュリティクラウド運用保守業務支払い計画書及び談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項が添付されている。

2 契約書の記載内容

契約書記載の契約内容の概要は、以下のとおりである。

- (1) 履行期間、業務委託料、契約保証金免除の旨
個別の契約条項の前にそれぞれ記載されている。なお契約保証金は財務規則 99条により免除とされている。
- (2) 契約全体にかかる総則的な規定が1条から7条までに記載されている。
- (3) 契約の手續（主任作業者の選任通知や県からの措置請求、作業手順の県への事前提示等）について、8条から13条に記載されている。
- (4) 再委託の制限について、17条に記載されている。
- (5) 委託業務の内容変更や、業務の中止、委託料の変更方法等について、23条から30条に記載されている。
- (6) 完了検査や委託料の支払について、38条及び39条に記載されている。
- (7) 契約の解除に関して、44条から48条までに記載されている。
- (8) なお、本契約の条項は54条までである。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項3号を理由に免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

検査調書が作成されており、そこには業務名、契約金額、今回支払額、検査場所、検査立会人職氏名等が記載されており、「検査した結果、履行を確認しました。」と記載されている。

(2) 監督及び確認の方法

業者から毎月1回提出される、業務完了報告書及び月次報告書につき、その内容を検査調書確認項目（①運用・保守報告書、②障害対応業務、③運用管理窓口業務、④セキュリティ監視窓口業務、⑤SLA達成状況報告）に照らして検査担当者が確認をしている。そして同報告書の各欄に、確認をした際に記載したと思われるチェックがなされている。

第6 契約事務の進行

本節の契約事務の進行は、以下のとおりである。

- 平成28年7月14日 運営協議会において、公募型プロポーザル実施要領及び審査委員会設置要領を施行
- 平成28年7月14日 プロポーザル公募開始
- 7月27日 審査委員の委嘱及び承諾手続実施
- 8月1日 参加締め切り（2者応募）
- 8月5日 提案書、見積書提出締め切り
- 8月19日 審査委員会開催、同日委託先候補決定
- 8月24日 公募型プロポーザルの結果通知書の受領
- 平成29年3月10日 委託事業業者選定審査決定
- 3月31日 業者からの見積書の徴取
- 4月1日 契約の締結、データ管理計画書の受領
- 4月1日 データ管理計画承認書の通知
- 4月1日 業務再委託申請書の受領、業務再委託承諾書の通知
- 4月1日 主任作業員通知書、作業員名簿、作業工程表の受領
- その後、月に1回、業者から業務完了報告書が提出され、履行の確認、検査結果通知、代金の支払がなされている。

第2款 指摘

第1 契約保証金の免除

- 1 本節の契約においては、財務規則99条2項3号を理由として契約保証金が免除とされている。そしてかかる条項では、その要件として、「(前略) その者が過去二年間に県、国(公社及び公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」とされている。この点、県からの回答によると、上記要件該当性の判断については、「事業者が過去2年間に実施した当課所管の事業の実績が、全期間にわたり、確実に履行された旨、検査調書により確認した」とのことであったが、その旨の書類は作成されていない。
- 2 しかし、財務規則99条の規定ぶりからすると、契約保証金を免除することはあくまでも例外的な扱いであることは明らかであり、したがって免除とするための検討は慎重に行うべきである。したがって、契約保証金を免除するためには、いかなる具体的事実が存在し、それが上記条項に該当しているのかについて十分調査をし、その検討経緯(結果)については書面として残しておくべきである。

第3款 意見

意見はない。

第6 1節 本庁舎外中央監視設備保守点検業務委託

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、千葉県庁に設置された中央監視制御設備の保守点検業務を委託する準委任契約である。

2 契約の目的

千葉県庁の本庁舎、中庁舎、南庁舎には、空調等を一括管理する中央監視制御設備が設置されている。この中央監視制御設備が正常に動作するために、定期的に予防保全を目的とした保守点検を行う定期保守とともに、各機器に故障・異常が発生した場合には速やかに応急措置を行って復旧させる緊急保守が必要となるので、両方の平成29年度における保守点検業務を内容として委託している。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方式

1 契約方法の種類

随意契約である。

2 契約方法の選択理由

千葉県庁に設置された中央監視制御設備は今回の契約の相手方が独自に開発したシステムであり、それらのハード及びソフトは、同社固有のものであるため、専門知識を有する同社でなければ保守点検や修理等を行うことができないと判断されたためである。

3 相手方

契約の相手方は、建物設備保守業等を事業内容とする株式会社であり、本店所在地は、東京である。同社の資本金は、11億円、従業員は約1300人である。

4 下請負

下請負はない。

5 見積合わせ

見積書は、契約の相手方からのみ徴取しており、見積合わせを行っていない。

第3 契約金額

1 報酬額

報酬額は、2586万3840円（うち消費税191万5840円）である。

2 予定価格

予定価格は、2639万880円（うち消費税195万4880円）である。

3 予定価格と契約金額との比率

98%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

本節の契約書の書式は、契約条項が記載された「業務委託契約書」に、別紙として「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」及び「本庁舎外中央監視設備保守点検業務委託仕様書」が綴られている。

2 契約書の記載内容

- (1) 前文が置かれているが、その記述は、契約書名の下に、箇条書きにて、委託業務の名称、履行期間、業務委託料、契約保証金の免除が記載され、上記委託業務について契約を締結する旨が記載されて、次いで、日付が記載され、当事者の記名押印がなされている。
- (2) 条項は20条からなり、業務の内容については、仕様書によるものとされている他、履行確認の方法、業務委託料の支払方法（四半期払で、受託者が各期の業務完了後に業務完了報告書を提出し、県が10日以内に検査を行い、合格後に受託者が支払請求し、県が支払請求後30日以内に支払う）などが規定されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項3号を理由に免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

本節の契約事務については、受託者から、点検の都度日報を、3か月に1回業務完了報告書が提出され、その日報及び業務完了報告書を確認して、それに基づき検査調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

検査調書において、監督及び確認の方法の記載はなく、担当課によると、上記のとおり、日報及び業務完了報告書を確認する方法で行っているとのことである。

第6 契約事務の進行

本節の契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成29年 3月 1日 設計書作成

	3月23日	執行伺いを起案
平成29年	3月23日	同決裁
	3月23日	見積依頼書送付
	3月28日	見積書徴取
	4月1日	契約締結伺いを起案
	4月1日	同決裁
	4月1日	契約締結
	4月1日	業務責任者選任通知書受領

第2款 指摘

第1 随意契約を選択した理由

- 1 上記のとおり、随意契約を選択した理由は、「千葉県庁に設置された中央監視制御設備は今回の契約の相手方が独自に開発したシステムであり、それらのハード及びソフトは、同社固有のものであるため、専門知識を有する同社でなければ保守点検や修理等を行うことができない。」と説明され、要するに、点検には受託者が独自開発した機器等が必要不可欠なため、他社では実施が不可能とのことである。他社が不可能とどのようにして判断したかについては、受託業者（システム開発者）からの聴き取りによるとのことであり、他社への聴き取り等はしていないとのことである。
- 2 しかし、当該設備は中央監視制御設備としては、市場におけるシェアも高い一般的な設備であるし、他の市町村では同じ名称のシステムにつき、競争入札を実施されていることから、他社においても実施可能である可能性がある。したがって、同業他社への聴き取り等を行うなどして、実際に他社では不可能か確認すべきだったのであったといえ、その結果、同業他社においては品質あるいは価格に問題があったのであれば、随意契約によることもやむを得ないと考えられるが、現状では随意契約によることについて十分な検討がなされていないというべきである。

第2 契約保証金の免除

- 1 本節の契約においては、財務規則99条2項3号を理由として契約保証金が免除とされている。そして、同号は、その要件として、「①（自治令167条の5及び167条の11）に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、②その者が過去二年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、③契約を履行しないこととなるおそれがないと認められ

るとき」とされている。この点、県からの回答によると、同号該当性の判断については、直近の2年度における同様の契約を履行した際に誠実に履行されているかといった履行実績、及び「物品等入札参加業者適格者名簿」に登載・格付時の担当課による経営状況等の確認により、それ以上の調査は行っていないとのことである。前者は②について、後者は①について、要件該当性を判断する事情にあたると思われる。

2 しかし、自治令167条の16、財務規則99条の規定ぶりからすると、契約保証金を免除することはあくまでも例外的な扱いであることは明らかであり、免除とするための検討は慎重に行うべきである。更に、財務規則99条2項3号は、①の入札参加資格の保有や、②過去の契約の履行状況に加えて、③「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めていることからすると、①②のチェックのみでなく、別個独立の要件として、契約締結時における契約履行能力も要求しているものである。

3 したがって、契約保証金を免除するためには、県は、①②のチェックのみでなく、それら以外の事情も総合的に考慮し、必要があれば、追加の調査も行った上で、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無について慎重に判断すべきである。また、契約保証金を免除する際には、その検討経緯及び結果については、後日の検証にも耐えられるよう、可能な限り資料とともに書面で残しておくべきである。

第3款 意見

意見はない。

第62節 平成29年度自動車燃料等（ハイオクガソリン）

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

継続的売買契約である。

2 契約の目的

管財課で管理している公用車（33台）、知事部局（秘書課ほか12所属（管財課除く）24台）、議会事務局2台及び教育委員会（8台）の計67台の燃料は管財課で一括払いをしているところ、千葉県石油協同組合と継続的売買契約を締結し購入した。

職員が給油する際には、指定した給油所にて、指定の燃料伝票に所属氏名、ナンバー、給油の種類、給油量等を記入して給油所に渡す。レシートと燃料伝票の

控えは県が保管する。千葉県石油協同組合は、燃料伝票を取りまとめ、月毎に県に請求書を送付する。県は手元のレシートや燃料伝票の控えと照合して毎月支払を行うことになる。

3 契約の変更

後述に記載のとおり、単価契約書11条に基づき、単価の増額変更がなされている。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

随意契約である。

2 契約方法の選択理由

県の公用車は主に県内各地域が目的となり県庁周辺や目的地周辺で給油する必要があるため、県庁舎から方面別に給油所を設定することが可能であること、県内目的地周辺に給油所を設定できること、統一価格で給油が可能で燃料を安定供給できることの条件を満たすのは千葉県石油協同組合だけであるから同組合と随意契約を締結することとなった。

3 相手方

千葉県石油協同組合であり、当時県内824の給油スタンドが組合員で、加入率は85.7%であった。

4 下請負

なし。

5 見積合わせ

財務規則116条の2第1項ただし書に基づき、見積合わせを省略している。

第3 契約金額

1 代金額

平成29年度の管財課のレギュラーガソリンの支払額は、本体価格639万8336円（税込691万203円）、軽油の支払額は本体価格1万66円（税込1万871円）、A重油の支払額は、本体価格27万8017円（税込30万258円）、ハイオクガソリンの支払額は、本体価格114万3146円（税込123万4597円）である。

2 予定価格

資源エネルギー庁石油製品価格調査（給油所小売価格）に基づき積算した。レギュラーガソリン130.70円/ℓ、ハイオクガソリン141.20円/ℓ、軽油107.30円/ℓ、A重油69.40円/ℓである。

- 3 予定価格と契約金額の比率
いずれも99%である。

第4 契約書

- 1 契約書の書式

単価契約書、別紙、談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約事項が一体化してとじられている。割印がなされている。

- 2 契約書の記載内容

契約書は、単価契約書である。給油所について①県庁舎を中心としておおむね2キロ以内に所在する給油所であること②①の給油所は北西、北、北東、南に1か所以上指定すること③①以外の給油所は県内各地域において給油が可能となること、④指定給油所は半年ごとに変更できることが定められている。代金については、支払請求書を受領した日から30日以内に支払をせねばならぬこと、末日締めで月毎に請求をすることが定められている。その他、検査前の滅失等は相手方負担であること、納入後の損傷は県に過失がない限り良品と交換すること、交換に応じる期間は1年間であること、県の都合によって契約の変更または一時中止を命ずることができ相手方は拒むことができないこと、市場価格に変動があった場合には、単価を変更できること、相手方の故意、過失による事情により解除ができること、その場合相手方は違約金を支払うことなどが定められている。

第5 履行の監督及び確認

- 1 契約保証金

財務規則99条2項3号により免除されている。

- 2 履行の監督及び確認

- (1) 検査調書

作成されている。内容は①契約名②当月の契約数量③契約金額④契約年月日⑤検査場所⑥履行期限⑦履行年月日⑧納入者⑨検査立会人である。

- (2) 監督及び確認の方法

相手方の債務は、ガソリン等の給油であり第1の2に記述したとおり、給油所から提出される請求書に添付された伝票と県の伝票の控えを照合して履行を確認している。

第6 契約事務の進行

- 1 契約事務の進行は次のとおりである。

平成29年 4月 1日 単価契約書締結

- 1 1月 15日 千葉県石油協同組合から要望書（レギュラーガソリン、ハイオクガソリン、軽油の単価増額）を千葉県知事宛に提出
- 平成29年 1 1月 17日 単価変更契約締結
- 1 1月 20日 適用
- 1 1月 30日 千葉県石油協同組合から見積単価をFAX
- 1 1月 30日 千葉県石油協同組合から要望書（A重油の単価増額）を千葉県知事宛に提出
- 1 2月 4日 単価変更契約締結
- 1 2月 5日 適用
- 平成30年 1 1月 12日 千葉県石油協同組合から見積単価FAX
- 1 1月 12日 千葉県石油協同組合から要望書（レギュラーガソリン、ハイオクガソリン、軽油、A重油の単価増額）を千葉県知事宛に提出
- 1 1月 15日 単価変更契約締結
- 1 1月 16日 適用
- 2 月 8日 千葉県石油協同組合から見積単価をFAX
- 2 月 8日 千葉県石油協同組合から要望書（軽油の単価増額）が千葉県知事宛に提出
- 2 月 9日 単価変更契約締結
- 2 月 13日 適用
- 2 月 15日 千葉県石油協同組合から見積単価をFAX
- 2 月 15日 千葉県石油協同組合から要望書（レギュラーガソリン、ハイオクガソリンの単価増額）を千葉県知事宛に提出
- 2 月 19日 単価変更契約締結
- 2 月 20日 適用
- 3 月 1日 千葉県石油協同組合から見積単価をFAX
- 3 月 1日 千葉県石油協同組合から要望書（A重油の単価増額）を千葉県知事宛に提出
- 3 月 2日 単価変更契約締結
- 3 月 5日 適用

第2款 指摘

指摘はない。

第3款 意見

第1 随意契約の選択

- 1 本件は、昭和53年3月31日付で、千葉県石油協同組合との間で千葉県が使用する燃料（総務部管財課取扱い分に限る）の購入にあたり、昭和53年4月1日から昭和54年3月末日までを契約期間とする随意契約の覚書が締結されたのち、今日まで契約期間を1年間とする単価契約が毎年繰り返し締結されている。なお、ここ5年間においては単価契約書の構成は同じであった。昭和53年度に覚書を締結することになった経緯は、従前指名競争入札を行っていたところ、千葉県石油協同組合から、県に対し随意契約の要請があったことからである。県は、法的に随意契約が可能であること、官公需適格組合との随意契約は官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づく国の方針に沿うこと、安定供給が確保できること等から、随意契約を締結することとし、上記覚書を締結したという経緯がある。
- 2 しかしながら、同様の場合に一般競争入札、個別契約方式を採用している都道府県もあり、千葉県もそのことを把握していたことからすると、本件において条文の要件であるその性質目的が競争入札に適さないとはいえない。また官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律は競争入札を否定する根拠にならない。そもそも随意契約は例外であり、談合を防止する観点からも相手方の要請に応じて随意契約を選択するといった手法は適当ではない。京都府において、単価価格が店頭価格より高いことが判明したことを契機に法人用カードを使用する個別契約方式を採用していることからすれば、千葉県においても随意契約以外の方法がないのか検討することが望ましい。

第2 契約書について

表題が「単価契約書」となっているが、「継続的売買に関する基本契約書」など当該契約の中身が了解しうる表題が望ましい。また、個別契約の成立要件を明確にするためその旨の条項を設けるべきである。本件の場合、給油所にて、指定の燃料伝票を給油所に渡し、給油所が特段の異議なく受領した場合には、申し込みと承諾があったものとして売買契約が成立すると解釈しうる。そこで、「個別契約は甲が乙に対し、所属、氏名、ナンバー給油の種類、給油量等を明記した所定の燃料伝票を交付し、乙が特段の異議なく受領したときに成立する。」などの条項を設けることが望ましい。さらに、本件は、自動車の燃料を購入する契約であるところ、万一燃料が不良品であった場合、当該自動車本体が損壊することとなる。そこで、納入された燃料によって自動車が損壊した場合に相手方が賠償責任を負

う旨の規定を設けることが望ましい。

第6 3節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別産業廃棄物）処理委託

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本契約は、県が保管する高濃度PCB廃棄物（高圧コンデンサ）の処分を委託する準委任契約である。

2 契約の目的

高濃度PCB廃棄物は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき県が策定した処理計画において、平成24年3月までに本契約の相手方において無害化処理を行うこととされており、本契約は当該処理を委託することを目的とした契約である

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

本節の契約方法は、随意契約である。

2 契約方法の選択理由

高濃度PCB廃棄物の処分については、国がポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法6条1項に基づき策定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に即し、県が、同法7条1項に基づき、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を定めている。ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に当たっては、同計画に従って処理を行わなければならないところ、同計画において、高濃度PCB廃棄物の処理施設として指定されているのは、本契約の相手方のみであり、高濃度PCB廃棄物の処理は、同社しか行うことができない。そのため、本契約は、随意契約により同社を相手方として行われている。そのため、自治令167条の2第1項2号による随意契約が選択されている。

3 相手方

契約の相手方は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法に基づいて国が全額出資して設立した特殊会社である。

4 下請負の有無

下請負は使用されていない。

5 見積合わせ

相手方が1者に特定されるため、当該1者から見積書を徴取している。

第3 契約金額

1 報酬額

報酬額は1215万9780円（消費税込み）である。

2 予定価格

1215万7788円（消費税込み）である。

3 予定価格と契約金額との比率

予定価格と契約金額との比率は99.98%である。予定価格は、相手方が定めた料金表にしたがって予定価格の積算を行っているが、税抜価格の合計額に消費税をかけているため、相手方の見積額と差異が生じている。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書本体のほか、談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項が別紙として添付されている。

2 契約書の記載内容

契約書の条項は10条からなり、委託内容、適正処理に必要な情報の提供、再委託の禁止、権利義務の譲渡禁止、業務終了報告、委託料金の支払、機密保持、契約解除、損害賠償などの条項が定められている。県が処理を委託するPCB廃棄物の種類、数量及び処理料金は別表1として添付され、受注者がPCB廃棄物を最終処分する場所、方法及びその処理能力については別表2として添付されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は、財務規則99条2項6号により免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

検査調書は作成されているが、「下記の契約について平成30年1月19日に検査した結果、履行を確認しました。」との文言の下に、契約を特定するための情報が記載されている。

(2) 監督及び確認の方法

相手方からマニフェストD票の提出を受けることにより履行確認を行っている。

第6 契約事務の進行

平成29年	8月15日	P C B廃棄物の無害化処理業務の委託につき執行伺い
平成29年	8月17日	上記の決裁
	8月21日	見積書の徴取
	9月11日	契約締結につき執行伺い
	9月14日	上記の決裁
	9月15日	契約締結
	11月22日	廃棄物の運搬事業者への引渡し
平成30年	1月19日	業務完了報告書を受領
	1月19日	検査調書を作成
	1月25日	請求書を受領
	2月 5日	報酬支払

第2款 指摘

第1 契約保証金の免除

- 1 本節の契約については、財務規則99条2項6号により契約保証金が免除されている。同号は、契約保証金免除の要件として、「契約の履行が確実な相手方と随意契約を締結する場合において、契約金額が百万円を超えないとき又は契約の性質により契約保証金を徴する必要がないとき」と規定しているが、県では、契約の相手方が、国が100%出資している特殊法人であり、高濃度P C B廃棄物処分の指定機関であるため、同号に該当すると判断しているとのことである。しかしながら、契約保証金の免除は例外的な取扱いであり、厳格な要件が課されていることからすれば、相手方による契約の履行が確実であるかどうかについては、単に契約の相手方が、国が100%出資する特殊法人であり、高濃度P C B廃棄物処分の指定機関であるという点のみをもって免除の要件を満たすと認めるのは相当ではなく、P C B廃棄物の処理能力を持つのかどうか、財務状況に問題はないかなどといった点について実質的な審査をするべきである。
- 2 また、契約保証金免除の審査にあたり、審査内容が記録されていないため、本契約の締結にあたり、具体的にどのような資料に基づいて免除要件の有無を審査したのかを確認することができない。そのため、契約保証金を免除する場合は、免除の審査にあたって、いかなる資料に基づいて審査をしたのか記録を残しておくべきである。

第2 履行の監督及び確認

- 1 報告書の作成

相手方による履行を確認したことを報告する文書として検査調書が作成されているが、その記載事項は「履行を確認した」旨の形式的事項のみであり、何をどのように確認したのかが不明である。相手方による履行の確認を行った記録として、検査調書以外に、履行の確認をしたこと及び履行確認の方法や内容等を記載した報告書を作成すべきである。

2 履行確認

契約書上、相手方による業務終了報告書は、マニフェストD票の送付をもって代えることとされており、契約相手方からは、業務を完了した旨を記載した形式的な業務完了報告書とともにマニフェストD票のみが提出されている。しかしながら、廃棄物の処理及び清掃に関する法律12条の2第7項は、事業者が、特別管理産業廃棄物の運搬及び処分を委託する場合には、当該特別管理産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該特別管理産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めることと定めていることから、最終処分まで適正になされたかどうかを確認すべきである。第49節における指摘と同様に、相手方からは、D票にとどまらず、最終処分が完了したことを確認するためにE票の提出も求めるべきであり、契約条項上もE票の提出を義務付けるべきである。

第3款 意見

意見はない。

第64節 生ごみ処理機制御系システム等変更業務委託

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、生ごみ処理機の操作盤の交換及び制御系システムの変更を目的とする請負契約である。

2 契約の目的

修理をした生ごみ処理機は、県庁舎における生ごみを減量化する目的で、県庁舎の地下に設置されていて、県庁舎から排出される生ごみの約8割を分解消滅させ、残り約2割を肥料として生産する能力をもつ。契約の目的は、操作盤及び制御機器を交換し、これに伴い制御系システムを変更して、故障した生ごみ処理機を再稼働させることである。既存のタッチパネル式操作盤を修理しなかった理由は、生ごみ処理機の設置が平成15年3月であり、経年劣化により修理が困難であったからであり、方式をタッチパネル式からスイッチ式にした理由は、前者の

操作盤の生産が終了していたからである。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

本節の契約方式は、随意契約である。

2 契約方法の選択理由

県が、本節の委託の契約方法として、随意契約を選んだ法的根拠として示すところは、自治令167条の2第1項2号の「委託の目的や性質が競争入札に適しない場合」である。

3 相手方

本節の契約の相手方は、県に生ごみ処理機を販売し設置した会社から同社が販売し設置した生ごみ処理機の保守点検業務を引き継いだ会社であり、本店所在地は東京である。県は、毎年度、生ごみ処理機の保守点検業務を委託している。ただし、同社は、県の物品等入札参加業者適格者名簿に登載されていない。生ごみ処理機の修理は、過去、平成25年6月26日のタッチパネル取替等、平成26年2月12日の排気ブロワー取替、平成27年2月13日の内部基盤取替の3回行われているが、それらの修理委託の相手方は、いずれも本節の契約相手方と同一会社である。

4 下請負

本節の契約には、下請負はない。

5 見積合わせ

本節の契約事務においては、相手方から見積書を徴取しただけであり、他の業者から見積書を徴していない。

第3 契約金額

1 代金額

代金は236万円、消費税は18万8800円、合計254万8800円である。

2 予定価格

県の予定価格は、代金269万6000円、消費税21万5680円、合計291万1680円である。これは、相手方を見積額を参考にして、平成29年度建築保全業務労務単価に基づいて算定した金額である。

3 予定価格と契約金額との比率

予定価格と契約金額との比率は、87.54%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

本節の契約書は、業務委託契約書と記載され、契約の名称、履行期間、業務委託料等が箇条書きされた書面に契約条項を記載した書面と「生ごみ処理機制御システム等変更業務委託仕様書」が綴られ、割印が押されている。

2 契約書の記載内容

- (1) 契約の内容及び特約は、仕様書に記載されている。その記載の項目は、委託業務の名称、履行場所、履行期間、業務の実施、業務内容、業務の報告、業務の確認、経費の負担区分、その他の注意事項である。
- (2) 業務の実施の項目には、①業務責任者選任通知書の提出及び同書に雇用契約等の雇用関係を証明する書類の添付、②業務を実施する者の氏名及び保有する資格等を証明する書類の写しの提出、③業務の実施体制、全体工程等必要な事項を総合的にまとめた業務計画書の提出、④実施日時、内容、手順、範囲、責任者名、担当者及び安全管理を具体的に定めた作業計画書の提出、⑤貸与する鍵の管理、⑥本仕様書に記載無き事項は「建築保全業務共通仕様書」による旨が、記載されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は、免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

検査調書には、「検査した結果、履行を確認」との前文の下に、業務名、契約数量、契約金額、契約年月日、検査場所、履行期限、履行年月日、請負者、検査立会人の氏名が表形式で記載されている。

(2) 監督及び確認の方法

検査調書には、履行過程の確認、検査の方法、検査に用いた資料、検査の結果として正常に作動した等の具体的事実の記載はなく、添付資料の有無の記載もない。しかし、業務完了報告書の提出を受けて検査し、検査立会人が立ち会い、制御系システムを作動させて正常に作動することを確認して、行ったものと認められる。

第6 契約事務の進行

本節の契約事務の進行は、以下のとおりである。

平成29年	5月26日	生ごみ処理機の操作担当職員から故障の連絡受理 保守点検業者に点検・修理依頼
平成29年	5月29日	保守点検業者が点検 管財課庁舎管理室にタッチパネル生産終了を報告
	8月21日	契約相手方から参考見積書受領
	10月25日	設計書作成、予定価格作成
	10月31日	執行伺い起案
	11月6日	契約相手方に見積依頼
	11月10日	契約相手方から見積書受取
	11月15日	契約締結伺い・支出負担行為伝票起票
	11月16日	随意契約による支出負担行為決裁
	11月16日	業務委託契約締結
平成30年	1月22日	業務完了報告書受取
	1月23日	検査実施、検査調書作成 請求書受取、支出伝票起票
	2月2日	出納局登録
	2月7日	代金支払

第2款 指摘

第1 契約方法の選択

1 契約締結過程の記録作成

- (1) 契約方式は、随意契約であり、契約の相手方は、生ごみ処理機の保守点検を請け負わせていた業者である。県は、随意契約を選択した理由として、「生ごみ処理機の保守点検を請け負っている業者でない業者に修理を委託すれば、生ごみ機本体に重大な支障が生ずるおそれがあるため、自治令167条の2第1項2号の委託の目的や性質が競争入札に適しない場合に当たる。」「生ごみ処理機の制御系システム変更については、内部フィンの回転速度や停止するまでの負荷の強さ、内部温度の設定など機器の細かい仕様を熟知している必要がある、これらの情報は他社に公開されていないため、当該機器を熟知している相手方でなければ施工ができない旨、他社から口頭で説明があった。」と説明している。
- (2) しかし、前述の他社の説明は、直接の説明ではなく、担当者による伝聞であり、その内容を確認することができない。しかも、その説明内容は、抽象的かつ簡略的であって、理解することが困難であるが、質問を重ねることもできない。「内部フィンの回転速度や停止するまでの負荷の強さ、内部温度の設定など機器の細かい仕様を熟知している必要がある」と説明されても、タッチパネルからスイッチ

方式への交換が内部の機器の駆動とどのように関係にあるのか、ごみ処理機は他社の技術では対応できないほどの高等技術を用いた精密機械なのか、設置された平成15年の技術に現在の技術が対応できないのか、疑問は尽きない。それゆえ、施工できるものの、他社製品であるために危険負担が大きく、見積額が競争に耐えない程高額になることが予想されたため、婉曲に修理を断った可能性も否定できない。そのため、本節の契約につき、随意契約を選択したとの判断が相当であったかを確認することは困難である。なお、県から、その後、本節の生ごみ処理機で使用している微生物の情報は他の業者には公開されていないとか、本節の生ごみ処理機の有用性は高いので廃棄する選択肢はなかったとの説明があった。

2 稼働停止の検討

- (1) 本件生ごみ処理機の耐用年数につき、県は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき10年としているが、本件生ごみ処理機は平成15年3月に設置されていて、その耐用年数を大きく超えている。しかも、本件生ごみ処理機は、平成25年にタッチパネルが故障し、平成27年に内部基盤が故障していて、本節の修理は4回目であることから、実際にも劣化が進んでいると推測される。そして、本節の修理代金は、約255万円であり、過去3回の修理代金がいずれも18万円を下回っていたことと比較して遙かに高額となっている。それゆえ、そもそも修理することが相当であったのかという疑問も生ずる。これは、本節の生ごみ処理機の微生物の情報が他の業者には公開されていないことと関係がないことである。そして、本節の生ごみ処理機の有用性が高いとしても、そこからのみ修理ありきとの判断は相当ではなく、耐用年数の経過、修理の回数、修理費の高額化も検討する必要がある。
- (2) よって、本節の契約事務は、修理を前提として契約事務を進め、廃棄する選択肢を検討しなかった点において相当性を欠く。それゆえ、今後本件生ごみ処理機が故障したときは、耐用年数、修理費の金額等を調査し、廃棄も含めて調査し、検討すべきである。

3 書類の保管

- (1) 本件生ごみ処理機を設置したときの契約書、設計図、カタログ等が保管されていない。本件生ごみ処理機は稼働しているにも係わらず、書類保管期間の5年が経過したからという理由で廃棄したとのことである。その結果、他の業者が本件生ごみ処理機の修理を検討するのに必要な設計図等がないため、その受注を検討することも困難になった面があり、また、本件生ごみ処理機を設置した契約書が保管されていないため、相手方の見積額につき当初の設置費用と対照して検討することができなくなっている。それが、廃棄という選択肢の検討に至らなかった原因になっている可能性がある。

- (2) よって、新たに何らかの機器を設置したときは、その機器が稼働している限り、その設置の契約書、設計図等の書類を保管し続けるべきである。

第2 予定価格

- 1 財務規則117条は、随意契約に予定価格について規定する109条を準用している。そして、財務規則110条2項は、予定価格の作成につき、「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、適正に定めなければならない。」と定めている。取引の実例価格や需給の状況は、市場価格を意味し、履行の難易以下は、当該契約の内容を意味していると解することができるので、上記条項は、予定価格は市場価格と当該契約の内容に即して算定すべきと規定していると解することができる。これは、予定価格が、相手方となるべき者が提示する価格が適正かつ相当かを判断するための基準とするものであることに基づいている。

しかるに、本節の契約では、予定価格は、相手方の見積額を参考にして、平成29年度建築保全業務労務単価に基づいて算定された金額であり、市場価格と当該契約の内容に即して算定したとは言い難い算定方法である。

- 2 予定価格は、県が自己の判断として契約代金が適正か相当であるかを判断する基準として作成するものであることから、交渉の過程を通して、契約の相手方やその他から、専門的知識に係る資料や部材の市場価格に係る資料を入手すべきであり、それらの資料に基づいて、具体的に価格を分析し、積算すべきである。

第3 見積合わせ

- 1 県は、財務規則第116条の2のただし書の「契約の目的若しくは性質により相手方が特定される等見積書を徴しがたいとき」を適用して、見積合わせを行っていない。しかし、前述のとおり、相手方でなければ施工できないとの県の結論は、特殊な業種ではないこと、調査が不十分であり、その調査報告書も作成されていないことから、見積合わせを行わなかったことの相当性に疑問が残る。
- 2 よって、2者以上の者から見積書を徴することが困難である場合は、それが困難であることや困難である理由を記述し、その根拠資料を添付した調査報告書を作成すべきである。

第3款 意見

第1 契約保証金の免除

県は、契約保証金を免除している。その理由として、財務規則99条2項3号の「契約を履行しないこととなるおそれがない」事由があるとし、また同項6号

の「契約の性質により契約保証金を徴する必要がない」場合に当たると説明をしている。その判断は相当と考えるが、そのような場合も、その契約事務が適正に行われたことを確認することができるようにするため、契約保証金を免除した理由を報告書にまとめて、これを決裁文書に添付することが望ましい。

第65節 文書保管業務

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

千葉県自動車税事務所において業務上作成され、保管を必要とする文書は大量であり、庁舎内で保管しきれない文書が多数存在する。本件契約は、庁舎内で保管しきれない文書の保管や、保管・使用等のための運搬作業を外部の文書保管業者に委託する請負契約である。

2 契約の目的

目的は庁舎内に保管しきれない機密文書の保管であり、保管を委託している文書の量は、その時々によって若干変動があるが、平成30年3月末日時点で、後述するサイズの箱で821箱となっている。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

自治令167条の2第1項2号に基づいて随意契約で行われている。

なお、平成23年度以降、同じ業者に委託を続けており、少なくとも平成25年度以降は、いずれも随意契約によって契約がなされている（担当課によれば、平成24年度以前の契約方法については、資料が存在しないことから不明とのことである）。

2 契約方法の選択理由

自治令167条の2第1項2号の「その性質又は目的上競争入札に適しないものをするとき」に該当することを理由として、随意契約としている。

3 相手方

千葉市内に本社を有し、文書保管・配送業務、文書溶解処分等を主な事業とする株式会社である。

4 下請負

下請負はない。

- 5 見積合わせ
財務規則 116 条の 2 第 1 項ただし書に基づき、見積合わせを省略している。

第 3 契約金額

1 代金額

(1) 単価契約（取引基本契約）の定め

本件は、委託する業務ごとに単価を決定し、業務量に応じて精算する単価契約であり、平成 29 年度の単価は以下のとおりである。

ア 文書保管料

1 箱を 330mm×450mm×310mm 程度、1 か月を 3 期として、1 箱 1 期につき、43.2 円（内、消費税額及び地方消費税額 3.2 円）

イ 荷役料

入庫・出庫をそれぞれ 1 回として、1 箱 1 回につき、43.2 円（内、消費税額及び地方消費税額 3.2 円）

ウ 運搬料

(ア) 個別配送

1 箱以上 75 箱以下の数を配送する場合、1 箱 1 回につき 432 円（内、消費税額及び地方消費税額 32 円）

(イ) 一括配送

76 箱以上 150 箱以下の数を配送する場合、1 回につき 3 万 2 400 円（内、消費税額及び地方消費税額 2 400 円）

(ウ) 併用配送

150 箱以上の数を配送する場合、(ア)と(イ)を併用した最も安価な料金

エ 当日配送料

特に依頼当日の配送を指定した場合、1 箱 1 回につき 5 400 円（内、消費税額及び地方消費税額 400 円）

(2) 支出額

本件の契約金額（契約時における年間支払見込額）は 1 1 9 万 4 8 2 5 円（税込）である。

2 予定価格

予定価格は 1 1 9 万 8 8 3 8 円（税込）である。

3 予定価格と契約金額との比率

予定価格と契約金額の比率は 99.67% である。

第 4 契約書

1 契約書の書式

「文書保管委託契約書」の名称である。

契約書は、契約条項が記載された契約書に、別紙として、「個人情報取扱特記事項」、「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」がともにつづられる方式で作成されている。

2 契約書の記載内容

条項は全18条であり、契約の目的、保管場所、委託料及びその支払い方法、契約期間、契約保証金の免除、目的外利用の禁止、秘密保持条項、などが定められている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項3号を根拠に免除されている。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

毎月検査調書が作成されている。

(2) 監督及び確認の方法

担当課によれば、毎月、月末日頃に受託業者から提出される業務完了報告書及び請求明細書について、担当課の担当者と課長において、保管文書の在庫表（管理表）及び全月の請求明細書との比較でチェックを行い、課長が所長に確認結果を報告した上で、所長が検査調書を作成しているとのことであるが、これら確認過程について検査調書に具体的な記載は無く、これらを確認できる書類は作成されていない。

第6 契約事務の進行

平成29年3月10日 執行伺い起案

3月13日 同決裁

4月 1日 契約締結伺い起案

4月 1日 同決裁・文書保管委託契約締結

第2款 指摘

第1 随意契約の選択理由

1 本件の契約方式は随意契約であるが、平成23年度から契約相手の業者が同一である上、1者随意契約であることを理由に、見積合わせも省略されている。

随意契約を選択する理由につき、県は、契約相手を変更した場合、既に預けて

ある文書を新たな契約相手の保管場所に移動する必要があるが、①その場合に、文書紛失の危険性を除去できないこと、②その場合に、委託費全体に対し、相当程度多額となる輸送費用がかかること、の2点を挙げており、自治令167条の2第1項2号の「その性質又は目的上競争入札に適しないものをするとき」に該当するとしている。

2 しかしながら、本件業務は、一度預けたら一切文書の移動を行わないといったものではなく、年度途中においても必要な文書については、保管場所から一時的に庁舎内に移動し、使用後に再び保管場所に移動することもあれば、これまで庁舎内で保管していた文書を新たに委託業者の保管場所に移動することもあるなど、常に文書の移動が予定されている業務である。すなわち、本件業務において、移動による文書紛失の危険は業務の性格上不可避免的に生じるものであって、委託業者を変更しなくても常に存するものであるから、これらの危険性除去は、業者の適格性を審査する段階で十分に考慮すれば足りる事由であって、随意契約を継続する理由とはなり得ない。

3 また、確かに、契約相手を変更する場合には、新たな契約相手の保管場所に現在保管中の文書を移動する費用として、平成29年度の契約金額の2割～3割程度に相当する金額の輸送料が必要になることが想定される。そこで、この輸送料を加味した場合、他の業者ではおよそ、現在の契約相手との契約金額を下回る可能性がないといえるのであれば、自治令167条の2第1項2号にいう「その性質上競争入札に適しない」場合に該当すると考える余地が出てくるように思える。

しかしながら、県における契約は入札が原則であり、随意契約はあくまで例外的場面でのみ許されることからすれば、上記のように考えることができるのは、他の複数の業者から見積りを徴取し、輸送料を加味した場合に、他の業者ではおよそ、現在の契約相手との契約金額を下回ることができないことが実証されている場合に限られるはずである。担当課による見積合わせ等が一切行われず、他の業者の保管料や輸送料等について調査すらなされていない現状では、随意契約とする理由としては不十分と言わざるを得ない。

4 担当課の述べる理由で安易に随意契約が認められれば、未来永劫、現在の契約相手と契約を継続することとなり、次第に、契約相手との緊張関係が失われることにもなりかねない。担当課は、他の複数の業者からも見積りを徴取するなどして、上記輸送料を加味した場合に現在の契約相手に価格面で大きな優位性があるかどうかを常に検証し、優位性が失われている場合には、競争入札の導入や、仮に随意契約を継続する場合でも、見積合わせを行うなどの手法を検討すべきである。

第2 契約保証金の免除

- 1 本件委託業務においては、財務規則99条2項3号に基づき、契約保証金が免除されている。財務規則99条2項3号は、自治令167条の5及び167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が、①過去2年間に県、国（公社及び後段を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、②これらをすべて誠実に履行し、かつ、③契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときには、例外的に契約保証金の免除が認められることを定めている。この点について担当課は、①相手方が、過去2年間に県との間で同種・同規模の契約を複数回以上にわたって締結しており、②これらをすべて誠実に履行していると認められることから①②の要件は満たし、③の要件についても、執行伺いの時点で、物品等入札参加業者適格者名簿（県の入札への参加資格を有すると認められた者が登載される名簿で、自己資本等の経営規模、流動比率等経営状況を数値化した上で、AからCまでの等級に格付けされているもの）において委託におけるA等級に格付けされていることを確認していること、を根拠に要件を満たしていると判断したようである。
- 2 しかしながら、財務規則99条の規定ぶりからすると、契約保証金を免除することはあくまでも例外的な取扱いであることは明らかであるから、免除要件該当性の検討は、慎重に行われなければならない。また、その検討過程及び検討結果は、後日の検証が可能な状態で記録される必要がある。
- 3 この点、確かに担当課の述べる物品等入札参加業者適格者名簿における格付けは、相手方の経営規模や経営状況を検討する上での一資料であることは疑いない。
しかしながら、同名簿における「委託業務」の格付けは、製造（販売）実績高に50点、自己資本額に10点、生産設備の額に10点、常勤職員数に10点、流動比率に15点、営業年数に5点がそれぞれ配点され、各項目において、製造（販売）実績高の項目であれば、「75億円以上」に50点（満点）、「15億円以上75億円未満」に45点、と項目別に付与される点数の基準を予め設定して評価し、その他の項目（国際規格等の取得状況や障害者雇用状況などを評価）に配点された10点とあわせた110点中70点以上をA等級と格付けするものである。この項目別の配点は、企業規模に重点が置かれている一方、一般的に企業の現在の経営状況を現すと考えられる「流動比率」の配点はわずか15点しかなく、企業規模が大きく、高い評価を獲得できる場合には、流動比率における評価点がゼロ点であってもA等級を獲得できる仕組みとなっている。
- 4 財務規則99条2項3号に定める「契約を履行しないこととなるおそれがない

と認められるとき」の要件は、それ以外の要件とは異なり、契約相手の現在の経営状況に基づき判断されなければならないはずである。とすれば、当該要件の該当性について、この物品等入札参加業者適格者名簿における格付けのみで判断することは妥当ではなく、他の現在の経営状況に関する資料等とあわせて、判断がなされなければならない。

- 5 また、本件委託業務において、担当課では、契約保証金免除に関する要件該当性の検討過程及びその結果について、何らの書面も作成されていない。
- 6 契約保証金を免除する際には、免除要件該当性の判断の際に、十分な資料を基にした慎重に判断を行うとともに、その検討経緯及び結果については、後日の検証にも耐えられるよう、可能な限り資料とともに書面で残しておくべきである。

第3款 意見

第1 履行の確認

担当課において毎月の履行状況を確認した後、その都度検査調書が作成されているが、いずれも「下記の契約について平成〇年〇月〇日検査した結果、履行を確認しました」と記載されているのみで、誰が、どのような資料を用い、どのような手順で履行確認がなされたかについての記載は一切ない。自治法234条の2第1項において履行確認の検査が求められているのは、委託業者によって適正に業務の履行がなされたことを、県が確認したことを証する意味があるのであるから、検査の内容については、単に適正に実施されるだけでは足りず、後日それが検証可能なように報告書等を作成する必要があることはいうまでもない。担当課は、最低限、誰が、どのような資料を用いて、どのような手順で履行確認を行ったかがわかるような報告書等を作成し、また、確認に要した資料についても可能な限り添付することが望ましい。

第66節 平成29年度千葉県職員研修等事業業務委託

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、平成29年度千葉県職員研修等事業の準委任契約である。

2 契約の目的

千葉県職員に対する職員研修基本計画に定める研修の企画、実施、運営及び評価等を行うものである。

3 契約の変更

契約変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

随意契約（プロポーザル方式）である。

プロポーザル方式とは、公募または指名により複数の者からその契約目的に合致した企画の提案を受け、その中から企画・提案能力の優れている者を契約の相手方として選ぶ方式である。

2 契約方法の選択理由

(1) 県が、本節の契約方法として、随意契約を選んだ法的根拠として示すところは、自治令第167条の2第1項2号の「委託の目的や性質が競争入札に適しない場合」である。研修等事業は、高い専門性等が求められるとともに、業務遂行の確実な実施体制などが不可欠であることから、これらの能力を求めるとともに、研修の実施内容について、県と調整のうえ契約が可能となる当該契約方式が採用された。

(2) プロポーザルへの応募要件として、平成25年度から平成27年度までの間に、研修の企画、運営等の一連の業務を包括的に受託した実績及び職員の能力開発についてコンサルティングを行った実績を有することとしている。

応募者は2者である。

3 相手方

経営及びオフィス・マネジメントに関する調査研究及び診断指導、展示会、講演会等の開催、人材育成等を行う一般社団法人である。同法人の平成29年度の経常収益は約30億円である。

4 下請負

なし。

5 見積合わせ

プロポーザル方式のため、見積合わせはしていない。

第3 契約金額

1 報酬額

8217万5904円（税込）である。

2 予定価格

8217万5904円（税込）である。財務規則110条2項に基づき、過去の見積等を参考に県が独自に積算したものである。

3 予定価格と契約金額との比率

100%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書本紙のほか、別紙として業務委託契約書約款（全21条）が一体として綴じられている。

2 契約書の記載内容

受託者の業務の具体的内容は、千葉県職員研修等事業業務委託仕様書に次のとおり定められている。

(1) 研修の企画

(2) 研修の実施・運営

ア 若手職員育成研修

イ 職務別研修

ウ パワーアップ研修

エ 特別研修

(3) 研修の評価及び効果測定

(4) その他研修関連事項

契約期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日である。平成28年度から平成30年度までの3年間の債務負担行為に基づき、初年度（平成28年4月1日）に基本協定書を締結して、3年間の委託料限度額を設定している。

第5 履行の確保

1 契約保証金

財務規則99条2項3号に基づき免除されている。

委託候補者の選定にあたり、業務受託実績、責任者や事業実施体制、講師数、事業費の積算及び経営状況等を確認し、契約を履行しないこととなるおそれがないことを確認している。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

業務の履行後、県は業務の履行を確認し、検査調書を作成している。

(2) 監督及び確認の方法

検査調書において、監督及び履行の方法の記載はない。

研修後、受講者からアンケートを取得したり、県との間で協議を行うなどして、研修の効果の検証を行っている。

第6 契約事務の進行

本節の契約は、平成28年に基本協定書が締結されている。

基本協定書に係る事務の進行及び本節の契約に係る事務の進行は、概ね以下のとおりである。

平成27年4月～6月	3か年の研修計画（方向）の作成
6月	財務課との業務委託契約の限度額に関する協議
8月	企画提案募集要項の作成
9月	総務部機種等選定・委託事業指名業者機種選定審査会 企画提案要綱の検討（審査委員会開催）
10月～11月	公募
平成28年4月1日	基本協定書締結
平成29年4月1日	契約締結

第2款 指摘

第1 特記仕様書に規定する書類を徴取していないこと

データ保護及び管理に関する特記仕様書において、「データ管理計画書」「データ取扱計画」「セキュリティ措置計画」「データ管理簿」「データ返却等計画書」等を作成し、県の承認を得ることとされているところ、これらのうち「データ管理簿」及び「データ返却等計画書」が作成されていなかった。

今後は、データの適切な管理の観点から、これらの書類を漏れなく徴取されたい。

第3款 意見

意見はない。

第67節 葛南地域振興事務所借り上げ

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本節の契約は、葛南地域振興事務所を設置するためのビルの一部を賃借する賃貸借契約である。

2 契約の目的

- (1) 賃借するビルは、船橋市が所有する船橋フェイスビルであり、賃貸部分は、その7階の一部である。船橋フェイスビルは、平成15年4月に、船橋駅南口の前、京成船橋駅北口の近くに位置して、船橋駅南口再開発事業として建設された市街地再開発ビルである。県は、船橋市から、船橋フェイスビル入居要請を受けて、

この再開発事業に協働することとし、葛南地域の出先機関の再編整備を行い、平成15年度に同ビル7階の一室に中央旅券事務所葛南分室（現在の旅券窓口）を置き、平成16年度から、同ビルの7階のうちの約160坪を借り受けて、葛南県民センターを置いた。同センターは、平成23年度に葛南地域振興事務所に組織替えされて現在に至っている。

(2) 本節の建物賃貸借契約は、過去5年間、同じ内容の単年度契約が反復して締結されている。なお、過去6年以前は、記録が保存されていない。

3 契約の変更

本節の契約には、契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

本節の契約方法は、随意契約である。

2 契約方法の選択理由

随意契約を選択した根拠法令は、自治令167条の2第1項2号である。賃借物件は、船橋駅南口再開発として建てられた建物であり、駅に近接して住民にとって便利であることから、葛南地域振興事務所の設置に適している。それ故、当該物件を借り入れるという目的が先ずあるため、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことは明らかである。

3 相手方

契約の相手方は、船橋市である。

4 下請負

本節の契約に下請負はない。

5 見積合わせ

本節の契約は、見積合わせをしていない。

第3 契約金額

1 賃料

(1) 賃料は、1坪当たり月額1万3000円の割合で算出した月額206万9210円、年額2483万520円、その消費税加算額は2681万6670円である。共益費は、1坪当たり月額3800円の割合で算出した月額60万4846円、年額725万8152円であり、その消費税加算額は783万8804円である。以上の賃料と共益費の合計額は、年額消費税込みにて3465万5474円である。その他、電気料金等の個別経費の負担がある。

(2) なお、船橋市は、随時周辺の地価の査定を行っていて、過去8度、賃料の値上

げが求められたが、いずれの値上げ請求も交渉の結果、賃料を据え置くことで決着している。

2 予定価格

予定価格は、1坪当たり1万3000円として積算した2681万6952円である。

3 予定価格と契約金額との比率

予定価格と契約金額との比率は、100%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

定期建物賃貸借契約書に建物賃貸部分の間取りと部屋番号が記載された図面がつづられ、割印がなされている。

2 契約書の記載内容

- (1) 契約書の題名は「定期建物賃貸借契約書」と記載され、賃貸期間は1年間と規定されているが(契約書4条)、借地借家法の適用がある定期建物賃貸借契約ではない。更新規定はないが、期間満了後の賃料改定規定がある(5条2項、6条2項)。
- (2) 解除事由において、県に生ずる事由として、差押や仮処分を受けること、支払停止をしたり、銀行から取引停止にされたり、公租公課の滞納処分を受けたり、競売の申立をされたり、破産開始決定を受ける等のあり得ない事由が記載されている。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は、免除している。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

賃料は月額払いであり、毎月1日に前月分の賃貸借を確認して当月分の賃料を15日までに支払っている。

(2) 監督及び確認の方法

相手方の履行は賃貸物件の賃貸等であり、その履行の監督及び確認は、入居していることによって常時できることである。

第6 事務手続の進行

本節の契約事務は、以下の定期建物賃貸借契約書作成だけであり、所要時間は

約2時間である。

平成29年4月1日 定期建物賃貸借契約書作成

第2款 指摘

第1 長期継続的契約

- 1 本節の契約は、建物賃貸借契約であり、一般的には、長期継続的契約にすることが多い。予算は単年度であるが、建物賃貸借契約を1年間として、毎年契約書を取り交わす必要性は乏しく、他方、長期継続契約にすることによって何らかの支障が生ずることは想定できない。そして、本節の契約事務に要する時間は2時間程度とのことであるが、2時間程度であってもこれを省くことができれば省くべきであるし、毎年度契約書を取り交わすとなれば、その都度決裁は必要となるし、書類も増えることになるが、これらの決裁事務や書類作成事務を省くことができるのであれば、省くべきである。事務効率の向上は、そのような積み重ねの結果であるといえる。
- 2 よって、船橋市に対し、長期継続的契約の締結を申し入れて協議すべきである。

第2 契約書の条項

本節の定期建物賃貸借契約書には、以下のとおり改定すべき条項が散見される。

- 1 解除事由
 - (1) 本節の定期建物賃貸借契約書に、契約解除事由として、賃借人である県が差押え、破産宣告、行取引停止処分又は租税の滞納処分を受けた場合、個人として、後見開始の審判がなされたり、死亡し、失踪した場合、営業許可を取り消されたり、廃業する場合等、県に生ずることが想定できない事由が規定されている。契約書を何も検討せずに記名押印して契約していると批判されても反論できない程不適切な条項である。
 - (2) 契約書は、権利義務に係わることを規定し、争いが生ずることを防止し、争いが生じたときはその解決が容易にできるようにするために作成するものであり、条項を十分に検討しないまま契約書を作成すれば、契約書の解釈を巡って争いを誘発するおそれもあるし、予想外の不利益を被る場合もあり得る。上記解除事由を規定することによる直接の実害はないかも知れないが、県の契約書作成能力、あるいは契約書を作成する態度の誠実さが疑われることは明らかであり、これによって県民に県への不信感が芽生え、やがて一事が万事として、県の行政事務全般に対する不信感が醸成されるおそれがあることは否定できない。
 - (3) よって、県についてはあり得ない解除事由は、削除すべきである。
- 2 賃料の支払方法

- (1) 賃貸料の支払につき、毎月支払うことを規定しているが、その支払うべき賃料が前月分か当月分か翌月分かが必ずしも明確ではない。その結果、建物が譲渡された場合に、賃料の支払につき争いが起こる可能性がある。この賃料支払を巡る争いは、賃貸借契約の解除事由となり得るため、重大である。
- (2) よって、当月支払う賃料が前月分か当月分か翌月分かを特定することができる記述をすべきである。

3 その他

そのほか、契約書名を「定期建物賃貸借契約書」と記載し、賃貸借期間を平成29年4月1日から平成30年3月31日と定めているのに（第4条）、賃貸借期間満了後の賃料及び共益費の改定を定めていたり（5条2項、6条2項）、5条1項は賃貸料の定めであり、同条2項は期間満了後の賃貸料改定の規定であり、賃貸期間内の賃料改定の支障となる規定ではないのに、10条1項において、5条が賃料改定の支障となることを前提とする規定をしていたり、消費税は外税と解されるが、文言上は消費税込みかそうでないかが定められていない等（5条1項、6条1項）、改定すべき条項がある。

第3款 意見

第1 契約書作成の体制

- 1 契約書は、一定の目的をもって、その目的を実現するための双方の権利義務を定めるものである。それ故、契約書の作成は、その目的を達成するためには、どのような条項を設ける必要があるのか、それらの条項の記述をどのようにするかを検討する事務である。このような事務を遂行するには、法律、判例のみならず、紛争が起こる状況、そのような状況において紛争を防ぐために必要な措置、起きた紛争を迅速かつ効率的に解決する方法等についての知識、経験則を伴った判断力及び創造力が必要である。
- 2 しかるに、県の契約書作成事務は、定期的な配転がある一般行政職が担当して、契約書作成についての知識経験が充分でない場合もある。そこで、県は、契約書を定型化し、共通の約款を多用して、対応している。
- 3 しかし、契約には、個性があるから、定型的な書式を用い、共通約款を使用することでは不十分となる場合もあり得るし、そのような方法では対応できない場合もあり得る。本節の契約書は、後者の場合であり、そのため、前例に従って作成することが繰り返され、その結果、長期継続的契約がなされず、不合理な条項も改定されないまま推移している。いわゆるネットで公開されている他の自治体の契約書の見本と比較しても、県の契約書には見劣りするところがある。
- 4 よって、契約書を適切に作成できるようにするため、契約書の作成等の法的

業務に専従する特別職を創設するとか、必要に応じて外部の弁護士に依頼する等の対応をすることが望ましい。

第68節 印旛合同庁舎清掃業務委託

第1款 契約事務の内容

第1 契約の概要

1 契約の種類

本契約は、千葉県印旛合同庁舎の清掃業務を委託する準委任契約である。

2 契約の目的

県は県内各合同庁舎（県の出先機関の事務所が設けられる庁舎）の清掃業務を外部委託しており、その一環として本契約が締結されている。なお、県の他の合同庁舎では、事務効率化及び経費節減のため、清掃業務と併せて庁舎内の各種保守管理業務等も同一業者に総合的に委託する方式の契約（総合管理契約）が締結されている例も見られる。印旛合同庁舎においても、平成29年度に総合管理業務委託の導入について検討を行い、その結果、平成30年度契約から清掃業務とビル管理業務を併せて、総合管理契約かつ3年間の長期継続契約として発注する方式に変更している。

3 契約の変更

契約の変更はない。

第2 契約方法

1 契約方法の種類

本節の契約方法は、随意契約である。

2 契約方法の選択理由

- (1) 本契約は、当初、一般競争入札により相手方を選定する予定であり、一般競争入札が実施された。そして、入札には計18者の入札者が参加したが、このうち11者は、入札価格が特定委託業務に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要領4条3項の価格失格判定基準（予定価格の100分の70）に満たず失格した。また、それ以外の7者は、低入札価格調査の対象となったものの、報告書を提出したのは1者のみであり、かつ、当該業者も失格となったため、結局、入札は不調に終わった。そのため、県は、再度の入札を行うことにしたが、再度の入札を行うまでの期間（平成29年4月3日から同年5月31日まで）にも業務を委託する必要があったので、自治令167条の2第1項5号（「緊急の必要により、競争入札に付することができないとき」）に基づき本契約が随意契約の方式により締結された。

(2) 以上のとおり、本契約は、あくまで再度の入札を行うまでの期間に限った契約であり、平成29年6月1日以降の庁舎清掃業務委託については、一般競争入札により受注者が決定されている。

3 相手方

相手方は、東京都大田区に本社を置く資本金1億円の株式会社であり、一般建物及び商業施設等の総合管理事業並びに清掃管理業務等を事業内容としている。

4 下請負

本節の契約に下請負はない。

5 見積合わせ

県は、本契約の締結に先立ち、3者から見積書を取得し、予定価格内の最廉価格を提示した相手方との間で本契約を締結している。

第3 契約金額

1 報酬額

報酬額は、164万358円（消費税込み）である。

2 予定価格

予定価格は、224万6400円（消費税込み）である。当該予定価格は、国土交通省作成の積算要領等に基づき、取引の実例価格を算定して決定されている。

3 予定価格と契約金額との比率

契約金額が予定価格に占める割合は、73%である。

第4 契約書

1 契約書の書式

契約書本紙のほか、別紙として、「仕様書」並びに「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」が綴じられている。

2 契約書の記載内容

(1) 契約書は、全20条である。

(2) 契約期間は、平成29年4月3日から同年5月31日までである。

(3) 委託業務の具体的内容は、契約書別紙の仕様書に次のとおり定められている。

ア 提出書類

受託者は、業務の実施に先立ち、「業務責任者選任通知書」及び実施体制、全体工程等必要な事項を総合的にまとめた「業務計画書」を締結し、県の承認を得なければならない。また、受託者は、業務計画書とともに、従事者の保有資格を証する書類の写しや受託者との雇用関係を証する書類等を添付した「従事者名簿」を県に提出しなければならない。さらに、受託者は、業務計画書に基

づく作業を実施するときは、実施日時・内容・手順・範囲・責任者名・担当者名及び安全管理等を具体的に定めた「作業計画書」を作成して、作業開始の2週間前までに県に提出し承認を得なければならない。

イ 業務の実施

受託者は、自社の社員をもって業務を行うものとし、誠実かつ善良な管理者の注意義務をもって業務を行わなければならない。なお、受託者が行うべき清掃の具体的内容については、仕様書の別紙に「清掃基準」が定められている。

ウ 業務の報告

受託者は、県の定める報告書（「清掃業務作業日報」）により、原則として翌日の午前10時までに、各業務の実施結果を県に報告しなければならない。また、受託者は、前記報告の内容を基に、「業務完了報告書」を、月ごとに作成して県に提出しなければならない。

エ 業務の確認

県は、受託者から前記の報告を受けたときは、速やかに履行状況を確認するとともに、必要に応じて現地調査を行う。現地調査の結果、県が仕様書の内容を満たさない履行状況であると判断した場合には、受託者は県の指示に従い速やかに改善をしなければならない。

オ 委託料の支払

県は、受託者から業務完了報告書を受領したときは、10日以内に業務内容についての検査を行う。受託者は、検査に合格したときは、県に対して委託料の支払を請求し、県は支払請求があった日から30日以内に支払う。

第5 履行の確保

1 契約保証金

契約保証金は、財務規則99条2項3号を理由に免除されている。同号適用の理由を所管課に確認したところ、本契約の相手方は、本契約の前年度（平成28年度）にも庁舎清掃業務を2件受注しており（うち1件は印旛合同庁舎、その余は印旛合同庁舎と同規模を有する県の機関）、いずれも適正に履行されたことを確認したため、同号に該当すると判断したとの回答を得た。

2 履行の監督及び確認

(1) 検査調書

相手方は、平成29年4月3日、本契約の履行に着手し、以後、業務を実施した日毎に清掃業務作業日報を提出し、月ごとに業務完了報告書を提出している。県は、同報告書を受領した後、履行を確認した旨の検査調書を作成し、相手方の支払請求を受けて、委託料を支払っている。

(2) 監督及び確認の方法

県が作成する検査調書には、「下記の契約について平成〇年〇月〇日に検査した結果、履行を確認しました。」との文言が記載され、その下には、「契約品名又は業務名」、「契約数量」、「契約金額」、「契約年月日」、「検査場所」、「履行期限」、「履行年月日」、「納入者又は請負人」、「検査立会人職氏名」及び「摘要」の記載欄があり、それぞれ記載がなされている。ただし、検査の具体的方法は、検査調書からは明らかではない。

第6 契約事務の進行

平成29年 4月 3日	契約締結	業務責任者選任通知書、業務計画書及び従事者名簿等を受理	以後、業務実施日ごとに、清掃業務作業日報を受理
4月30日		業務完了報告書（4月分）	を受理
5月 1日		検査（4月分）	
5月31日		業務完了報告書（5月分）	を受理 検査（5月分）
6月 8日		支払（4月分）	
6月23日		支払（5月分）	

なお、仕様書では、「作業計画書」及び「作業完了届」の提出が想定されているが、本契約においては、作業計画書及び作業完了届は提出されていない。県によれば、作業計画書及び作業完了届は、毎日定期的を実施する「日常清掃」以外の「不定期清掃」等を行う場合に提出することを想定しているものであるところ、本契約では、予定していた通年契約が入札不調のため暫定的に年度当初の2か月限定の短期契約をしたものであり、契約期間中に「不定期清掃」業務が予定・実績ともなかったことから、これら書面は提出する必要がなかったとのことである。

第2款 指摘

第1 契約保証金の免除

- 1 財務規則99条2項3号は、自治令167条の5及び167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、「その者が過去二年間に県、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる」と規定している。
- 2 この点、県は、前述のとおり、財務規則99条2項3号を根拠に本契約の契約保証金を免除しているが、同号適用の理由について、「本契約の相手方は、本契約

の前年度（平成28年度）にも庁舎清掃業務を2件受注しており（うち1件は印旛合同庁舎、その余は印旛合同庁舎と同規模を有する県の機関）、いずれも適正に履行されたことを確認したため」としており、それ以上の調査は行っていない。

しかし、財務規則99条2項3号は、入札参加資格の保有や過去の契約の履行状況に加えて、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めており、契約締結時において相手方に契約履行能力があることも必要としている。

よって、県は、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無についても調査を行うべきである。

第3款 意見

第1 最低制限価格

前記のとおり、本契約は当初一般競争入札により相手方を選定する予定だったが、入札者（18者）が全て失格となったため、入札は不調に終わった。入札が不調となった原因は、入札者全員の入札価格が県の最低制限価格を下回っていたことによる。契約の相手方の選定は、一般競争入札によるのが原則であり、入札不調により本契約を随意契約の方式で締結せざるを得なかったことは望ましい結果とはいえない。

県は、今後、できる限り入札不調による随意契約の締結を避けるため、不調に終わった入札の予定価格の定め方が妥当であったのか等について十分な検証をすることが望ましい。

第2 契約書—履行遅滞の違約金規定

財務規則は、受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあり、県が履行期間の延長を承認したときは、履行期間の最終日の翌日から履行した日までの日数につき、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律8条1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の違約金が発生すると定める（財務規則120条1項）。しかし、本契約の契約書には、このような場合の違約金の定めが規定されていない。

よって、受託者の責任を明確にするため、受託者に履行遅滞があった場合の違約金に関する規定を本契約書上に定めるのが望ましい。

第3 履行の確認

担当課は、受託業者からの業務完了報告書の提出を受けて、毎月、当該月の履

行状況を確認した後、その都度検査調書を作成している。しかしながら、検査調書には、いずれも、「下記の契約について平成〇年〇月〇日検査した結果、履行を確認しました」と記載されているのみで、誰が、どのような資料を用い、どのような手順で履行確認がなされたかについての記載は一切なされていない。検査調書の作成が求められているのは、委託業者によって適正に業務の履行がなされたことを、県が確認したことを証する意味があるのであるから、単に作成するだけでは足りず、後日検証可能なように作成する必要があることはいうまでもない。担当課は、検査調書の外に、履行の確認をした者、確認の方法、用いた資料等、履行の確認を具体的に記述した報告書を作成することが望ましい。